令和７年１月８日
政　策　経　営　部

施設使用料等の見直しに伴う条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、各施設条例の一部を改正する。

１　主旨

　施設使用料等の見直しにあたっては、令和６年１１月の５常任委員会で「施設使用料等の見直しの考え方について」に基づき、改定検討対象とした施設の使用料等の改定額の案を報告し、その後、区民意見募集を実施したところである。

　この度、令和７年１０月に施設使用料等の改定を実施するため、各所管部より、令和７年区議会第一回定例会に関連条例案を提案する。

２　見直し施設及び改正条例

施設	条例	条例所管部
地区会館 区民集会所	世田谷区立地区会館条例	総合支所
スカイキャロット展望ロビー	世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例	世田谷総合支所
区民斎場	世田谷区立区民斎場条例	烏山総合支所
玉川総合支所駐車場 砧総合支所駐車場	世田谷区立駐車場条例	総務部
空き時間利用施設 陶芸室及び陶芸窯室	世田谷区行政財産使用料条例	財務部
敬老会館 高齢者集会所	世田谷区立敬老会館条例	生活文化政策部
ひだまり友遊会館	世田谷区立ひだまり友遊会館条例	
健康増進・交流施設	世田谷区立健康増進・交流施設条例	
世田谷美術館 世田谷美術館分館	世田谷区立世田谷美術館条例	
世田谷文学館	世田谷区立世田谷文学館条例	
文化生活情報センター	世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例	

施設	条例	条例所管部
男女共同参画センター	世田谷区立男女共同参画センター条例	生活文化政策部
富士山ビレジ 中野ビレジ	世田谷区区民健康村条例	
区民会館	世田谷区立区民会館条例	地域行政部
区民センター	世田谷区立区民センター条例	
大蔵運動場 二子玉川緑地運動場	世田谷区立総合運動場条例	スポーツ推進部
大蔵第二運動場	世田谷区立大蔵第二運動場条例	
千歳温水プール	世田谷区立千歳温水プール条例	
地域体育館 地区体育室	世田谷区立地域体育館・地区体育室条例	
ファミリー農園	世田谷区立区民農園条例	経済産業部
保健医療福祉総合プラザ	世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例	保健福祉政策部
保健センター（運動指導室）	世田谷区立保健センター条例	
障害者休養ホーム（ひまわり荘）	世田谷区立障害者休養ホーム条例	障害福祉部
池之上青少年交流センター 野毛青少年交流センター 希望丘青少年交流センター	世田谷区立青少年交流センター条例	子ども・若者部
世田谷公園 羽根木公園 玉川野毛町公園 次大夫堀公園 二子玉川公園	世田谷区立公園条例	みどり３３推進担当部
多摩川玉堤広場	世田谷区立多摩川玉堤広場条例	
ミニＳＬ	世田谷区立ミニＳＬ条例	
自転車等駐車場	世田谷区自転車条例	土木部
小学校 中学校	世田谷区立学校施設使用条例	教育委員会事務局
図書館（プラネタリウム）	世田谷区立図書館条例	
郷土資料館（集会室）	世田谷区立郷土資料館条例	

3　施設ごとの使用料等改定額案（令和６年１１月１１日・１２日５常任委員会報告）からの変更

（１）区民斎場

令和７年４月１日から実施する葬儀以外での利用について、令和７年１０月１日以降の料金を改定する。

区分	午前 9 時から正午まで	午後 0 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
式場	1,100 円	800 円
洋室	500 円	400 円

（２）玉川・砧総合支所駐車場

周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、利用時間枠及び改定額案を下表のとおり変更する。

区分	現行		改定額案			
			当初		変更後	
	利用時間枠・料金	（参考）1時間利用した場合の料金	利用時間枠・料金	（参考）1時間利用した場合の料金	利用時間枠・料金	（参考）1時間利用した場合の料金
玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間 10 分までごと 100 円	600 円	入場から退場までの時間 10 分までごと 120 円	720 円	入場から退場までの時間 8 分までごと 100 円	800 円
砧総合支所駐車場	入場から退場までの時間 15 分までごと 100 円	400 円	入場から退場までの時間 15 分までごと 120 円	480 円	入場から退場までの時間 10 分までごと 100 円	600 円

（３）世田谷美術館・文学館

生活保護受給者の料金区分を新設し、高齢者・障害者と同様に一般料金から減免した料金とすることとしていたが、世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例の基本理念を踏まえ、世田谷区第４期文化・芸術振興計画に掲げる「誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実」の取組みとして、生活保護受給者の観覧料を免除するよう変更する。

（４）庭球場（大蔵運動場、大蔵第二運動場、世田谷・羽根木・玉川野毛町公園）

周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、庭球場の改定率を、公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合の約２分の１の割合へと変更する。

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額案	
			当初（改定率 13.5%）	変更後（改定率 7%）
平日	１面１時間以内	1,440 円	1,630 円	1,540 円
土日祝	１面１時間以内	1,720 円	1,950 円	1,840 円

４　区民意見募集の実施結果
別紙のとおり。

５　今後のスケジュール（予定）
令和７年　２月　５常任委員会、子ども・若者施策推進特別委員会、公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会
※条例改正案については、各常任・特別委員会で報告
区のおしらせ（区民意見募集結果の公表）
区議会第一回定例会
４月　区のおしらせ（料金改定周知）
１０月　新料金適用（一部の施設を除く）

【別紙】

「施設使用料等の改定案について」に対する
区民意見募集の実施結果について

1　主旨

施設使用料等の見直しの考え方に基づき、改定額の案を取りまとめ、区民意見募集を実施したため、実施結果と区の考え方について報告する。

2　実施期間

令和６年１１月１５日（金）～１２月６日（金）

3　周知方法

区のおしらせ「せたがや」令和６年１１月１５日号、区ホームページ、けやきネット、施設使用料等改定対象施設（一部の施設を除く）への閲覧用資料の備え置き、など

4　意見提出人数及び件数

（1）提出人数　１１６人

【内訳】区ホームページ１０６人、ＦＡＸ６人、郵送２人、持参２人

（2）提出件数　１１６件

分類	件数
見直し賛成、概ね賛成	４
見直し反対	８６
うち施設全般	（３５）
うち区民集会施設	（１）
うち公園・スポーツ施設	（５０）
見直しの考え方	９
その他要望	１７
合計	１１６

5　主な意見の概要

（1）見直し賛成、概ね賛成【４件】

・ふるさと納税で減収の中、使用場所の受益者負担が増えるのは止むを得ないこと。子どもや子育て家庭に配慮した変更も良いと思う。

・昨今の価格高騰の波は様々な箇所で多大な影響があり、それに伴う改定をしようという流れは仕方が無いが、経費削減にも併せて取り組んでほしい。

（2）見直し反対（施設全般）【３５件】

・物価高騰に伴い、区民生活も大変になっている中で値上げすべきではない。区民は税金を納めているので、公共料金の値上げは抑制的であるべきである。

・前回値上げしたばかりであり、値上げする前に、施設の管理運営経費や公共工事の見直しなど、経費削減に取り組むべきである。

【別紙】

（３）見直し反対（区民集会施設）【１件】

・健康増進・交流施設の交流室、多目的室の改定理由に、貸室利用率が低いためとあるが、その要因として、当該施設は使用日の２か月前以降にやむを得ず、キャンセルすることとなった場合、キャンセル料が１００％発生するため、その支払うリスクが高いことだと考える。

（４）見直し反対（スポーツ施設）【５０件】

・テニスコートの料金について、他区と比較しても高額であり、改定は反対である。

・テニスコートやトレーニングルームなど室場の値上げに加え、駐車場まで値上げすることは反対である。

（５）見直しの考え方【９件】

・一般料金と高齢者料金の差が乖離し過ぎているので、もっと高齢者料金を値上げすべきである。

・施設使用料等を一律に上げるのではなく、区民と区民以外の料金設定に差を設けるべき。

（６）その他要望【１７件】

・総合支所の駐車場料金について、近隣の駐車場と比較して安すぎると思う。また、１０円単位での料金設定では支払いが煩雑となるので、料金設定は１００円単位に変更してほしい。

・けやきネットの利便性向上にも取り組んでほしい。特に、当日キャンセルは電話のみの受付となっているが、Web でも受付できるようにしてほしい。

「施設使用料等の改定案について」 意見及び区の考え方について

No.	意見内容	件数	区の考え方
見直し賛成、概ね賛成		4	
1	ふるさと納税で減収の中、使用場所の受益者負担が増えるのは止むを得ないこと。子どもや子育て家庭に配慮した変更も良いと思う。		改定案に基づき見直しを行うとともに、引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいります。
2	昨今の価格高騰の波は様々な箇所で多大な影響があり、それに伴う改定をしようという流れは仕方が無いとも思えます。 しかし一方で、公共施設は区民が気軽に利用し、地域の交流や健康増進の為に活用できる大事な場所です。 利用料が高くなればこれまでより利用しづらくなり、特に年金等で生活されている皆さんにとっては現在の生活を維持していくだけでも大変な中、かなり厳しくなってしまうと思います。それに伴い、外出の機会が減ったり、人との交流が無くなってしまうなどの弊害も考えられ、健康的な生活が大きく変わってしまう事でしょう。ここでも格差が生み出されていく事になりかねません。 お隣の狛江市では、区民と区外の利用料を変えるなど工夫をされているようです。 設備はメンテナンス等で運営費がかかるので、その点を見直すのも一つかと思います（実際にテニスコートの利用料は、世田谷区はかなり高い設定になっています）。 「施設使用料」という一面だけ見るのではなく、区民がその機会を利用しやすい状況を維持する事により、心身の健康が増進され、区民がここに住み続けたいと思えるようなシステム作りをトータルで考えて頂けると助かります。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、利用を妨げるような急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。 ご意見のとおり、施設機能や区民サービスを維持、発展させるためには、使用料の引き上げによってのみ実現できるものではなく、経費削減や増収の取組についても併せて取り組む必要があるため、いただいたご意見を今後の施設使用料等の見直しの参考とさせていただきます。
3	いつも用賀中学校格技室と月に一回程度総合運動場武道場を使用しております。値上げについては、物価高騰で仕方にない面があると思います。 一コマあたりの時間を、例えば総合運動場であれば、3時間から2時間にするなど、見た目に安すく見せることもありかな、とも思います。		利用時間の設定をはじめとする施設の運用については、これまでも利用者の皆様の個々のご事情等から様々なご意見をいただいており、より多くの方々にとって使いやすいものとなるよう配慮をしながら、必要に応じて見直し等を図ってまいりました。 引き続き、区民の皆さまのご意見を踏まえ、使いやすい施設となるよう機会を捉えて検討していきたいと考えており、今回いただいたご意見につきましても、その際の参考として活用させていただきます。
4	日頃、大蔵第2運動場の施設を利用し、テニス、ゴルフ練習をして健康増進に努めています。 こちらの施設を利用させて頂き、健康の維持に大いに役立っております。 今般の価格改定、物価上昇に連れた施設管理費用増加によるとのことで、やむない事と思いますが、年金生活者にとっては、こちらも値上げかと残念な思いです。 そこで、以下ご提案いたします。 ① 極力値上げ幅の圧縮をお願いします。 近隣の川崎市や横浜市に比べ高い水準になっている現状を踏まえても、値上げ幅の引き下げをご検討ください。 ② 65歳以上の高齢者向け料金の仕組みをテニス場、ゴルフ練習場などにも導入する。 いくつかの施設では実施されており、これを拡大。高齢者の健康増進、健康寿命の長期化につながるものと思います。 せめて、高齢者に対しては値上げの対象としないよう、切にお願いいたします。		① 改定の圧縮について テニスコートの利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すこととといたします。 ・当初案でお示しした改定率⇒13.5%（公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用） ・見直し後の改定率⇒7%（公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用） 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ② 高齢者向け料金の対象の拡大について 高齢者（65歳以上の方）の個人利用では、高齢者のスポーツを通じた社会参加の意義をふまえ、各スポーツ施設の温水プール、トレーニングルーム等において、これまでも一般よりも低額な料金を設定しております。今回の見直しでは、これを拡大し、新たに各公園施設の洋弓場、大蔵運動場の陸上競技場、武道場、弓道場、エアーライフル場等や、大蔵第二運動場のゴルフ練習場、尾山台地域体育館の個人利用にも広げることとしておりますので、改定内容をご確認いただきますようお願いいたします。 なお、これらの見直しに加え、テニスコートをはじめとする団体利用施設について、さらに高齢者団体を対象とした割引制度を導入することにつきましては、団体登録制度のあり方を見直す必要があるとともに、区民全体の税負担と施設利用者の受益者負担のバランスなどの観点から、現状では広く区民の皆さまのご理解を得ることは困難であると考えておりますことから、今後の検討課題とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
見直し反対		86	
施設全般		35	
5	区民利用施設使用料の見直しについて、「区のお知らせ　せたがや」で拝見しました。温水プールや美術館など、個人的にも頻繁に活用していたので、今回の値上げは残念です。 燃料費などが高騰しているという状況は理解しますが、それに伴い全ての物価が高騰している中で、公共の施設使用料も値上げしてしまうのは、生活の苦しさに直結します。 特に子ども達の使用料を設ける、値上げしてしまうことは彼らが芸術やスポーツに触れる機会を減らしてしまうことに繋がると思い、反対です。どうかもう一度考え直して欲しいと思います。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
6	施設の使用料金の値上げは絶対に反対です。区は区民の健康維持、仲間との交流によっての幸せについて、どのように考えているのでしょうか。施設の使用料金をあげることによって、今まで健康を維持してきたことの回数を減らさなければいけないことに繋がります。区民の幸せのために、施設の使用料金の値上げは絶対に反対です。		No.5と同じ
7	諸物価が値上がりして区民の生活も大変になっている現在、施設利用料金を値上げすべきではないと思います。 区民は税金を納めていますので、公共料金の値上げは抑制的であるべきです。		No.5と同じ
8	値上げなんてありえない。 住民税などの税金を存分に使ってもっと安く運用すべき。 理想は、全ての施設を無料で開放する事。		No.5と同じ
9	留まることのない物価上昇の最中、区民の集い、趣味を分かち合う場となっている施設まで値上げとは。断固反対致します。		No.5と同じ
10	価格表を拝見しましたが、いきなり二割強の値上げは驚きました。これは何を根拠に値上げされたのでしょうか？明示していただきたかったです。 今回はけやきネットに加盟して二度目の値上げですが、前回に比べてもかなり割高感があります。 活動内容を吟味し、他区施設の利用も視野に入れて検討したいと思います。		No.5と同じ
11	音楽練習で施設（主に地区会館）を利用させていただいております。いつもありがとうございます。 今回の施設使用料の改訂案を拝見しました。 様々な事情での改訂案だと重々承知しておりますが、正直なところ、苦しいです。物価上昇に伴い、生きることに関わる全てのものが値上がりしました。 我々の収入は上がっていません。むしろ人件費の削減で、減収になりました。如実に生活が苦しくなりました。 そんな生活のなかで、施設での文化芸術に触れられる時間はとても貴重で、生きる活力につながっています。あの価格で利用させていただけていて、本当に感謝しています。私たちの団体以外の方々も、きっと同じだと思います。 どうか使用料の改訂を見直していただけないでしょうか。 何卒、よろしくお願い申し上げます。		No.5と同じ
12	今、どんどんボールを使って遊べる公園がなくなり、運動できる環境が減っている中、体育館等の使用料金が上がれば、さらに子供達が運動できる環境がなくなっていきます。 そして、日本のスポーツ界が衰退していくのは、大反対です。運動の機会を、子供も、大人も減らす事は、結果的に健康が損なわれ、医療費負担が増えていく、全く不合理な考えです。 値上げは、絶対に反対です。スポーツ、文化に、世田谷区はもっとお金をかけるべきです。		No.5と同じ
13	値上げせず、人件費を減らすよう取り組んでほしい。		No.5と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
14	施設利用料金値上げについて、現状料金継続をお願いします。烏山北体育館は地域住民が安価で交流できる貴重な施設です。 10年ほど前より北烏山体育館でエアロビクスレッスンに参加していますが、子育て中の忙しい時間の中で唯一気分転換ができる貴重な時間となってきました。 主催者の先生がレッスン代を低く設定してくださるお陰で、幅広い年齢層の地域の皆さんが健康維持し、運動を継続できています。 先生もこちらのレッスン継続にいつも懸命に働いてくださっておりますが、我々に参加者にとっても欠かせない場となっています。施設料金が値上げとなると継続が難しい状況とも聞いております。 今後も地域施設について、利用料金の値上げはせず現状の継続してください。 どうかよろしくお願いいたします。		No.5と同じ
15	いつも大蔵第2、総合運動場のテニスコートを使わせていただいています。 公共運動場は、他の区に比べて高く、区民、高齢者の健康を考慮していただけたら、これ以上の値上げは考えられません。 ふるさと納税の減収は他で補填していただきたいです。		No.5と同じ
16	いつも施設をご利用させていただきありがとうございます。施設の方も優しい方ばかりでとても快適に使用させていただいております。 料金改正案の件ですが、我々は普段区民センター、区民会館、区民集会所を中心に利用してます。 現在は安価な金額で、とてもありがたく思ってます。 できれば現在の金額を我々は希望いたします、ご意見ご参考にしていただければ幸いです。		No.5と同じ
17	区報による施設利用料金見直しに対する意見。 物価高騰などの全てが値上がりの中、利用料金がほとんど上がることは反対です。例えば、自転車置き場が200円になったら図書館に入りたくても何時間もいないのにもったいないです。音楽室料金も高くなったら経済的に習い続けなくなることもある。文化的な世田谷ですし、この誇りを保ち続けたいのです。革新区政に見直しを求めます。		No.5と同じ
18	世田谷区の公共施設すべて使用料が上がるのには驚きました。毎日使用している駐輪場や、文化活動に欠かせない集会室、葬祭所までほんとうに困ります。コロナで活動が停滞している団体、障がい者、高齢者、生活に困難を抱えている区民にとって大きな負担です。値上げはやめてください。		No.5と同じ
19	いつも体育館、武道場、トレーニングルーム、プールなど世田谷区の施設は積極的に家族全員使用させてもらってます。 毎日のように利用させてもらっておりますので、全ての利用料金が軒並み上がってしまうのはとても残念です。 現状維持でお願いしたいです。		No.5と同じ
20	合唱の練習のため、けやきネットを通じて地区会館や小学校を使わせていただいております。 週に2、3回の全体練習に加えて個人練習のために平日ほぼ毎日利用しております。 カラオケでは費用がかかってしまう中で2時間200円で利用できる地区会館により、練習時間の確保ができております。 利用回数が多いため、私にとって増額は結果的に大きな負担となってしまいます。 物価上昇など運営において苦しい状況があるのは想像がつきますが、どうぞ利用者の使いやすさについてもご理解いただきたく思います。 よろしくお願いいたします。		No.5と同じ
21	区民利用施設の使用料等の見直しについて。地区会館と野毛公園のテニスコートを利用している者です。年金生活をしながら体力維持の為施設を利用させていただいています。 使用料が高くなりますと利用できなくなります。どうか高い料金でなく年金で支払える金額でお願い致します。		No.5と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
22	いつも学習会、スポーツ、音楽などで施設を使わせていただいており、地域のみなさんとのつながりができていることは有意義でうれしく思っています。この度、使用料金改定案が出されました。利用料金が高くなると、参加費も値上げとなるでしょう。年金生活者にとってはとても厳しく参加することも考えざるを得なくなります。諸活動の参加により地域のみなさんと生き生きと暮らしていくために料金の値上げには反対です。		No.5と同じ
23	お願いです！！ しせつ使用料の値上げはやめて下さい。物価が高すぎて、生活していくだけでも大変なんです。唯一楽しみな自主グループ活動まで値上げされた生きていけません！庶民を苦しめないで。		No.5と同じ
24	区民利用施設は社会教育団体が多く利用し、世田谷の地域社会の健康増進と市民の健全育成のために貢献する施設となっており、受益者負担を強制すべきではないと考えます。東京の各市区町村で利用料にバラツキがあり、高負担は問題です。引き下げて限りなく無料に近づけていただきたいと思います。		No.5と同じ
25	他の市区町村と比較して、現時点でも高い利用料となっている状況。さらなる価格改訂は理解に苦しみます。都度利用も高いが月額利用料は民間よりも高額、こちらはさらに理解に苦しみます。		施設によっては、世田谷区の使用料等よりも安価な自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところです。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
26	使用料値上げに断固反対します 平成30年比で維持管理費の増加を値上げ算出の根拠とされているようですが、そもそも世田谷区の施設使用料は従来から高すぎる 隣接の杉並区や東京都の使用料を比較検討し　使用料の妥当性を検証し開示すべきではないか 例えばテニスコート代は平日1時間の場合、杉並区は750円、東京都は1,300円　一方で世田谷区は現状1,440円 値上げ案では1,630円になります　杉並区と比べ現状1.92倍値上げ後は実に2.17倍となります 洋弓場の使用料も他の区や市と比べて高すぎる、65歳以上の新規枠設定は是とするが三鷹市では以前から対応中です		No.25と同じ
27	いつも運動施設を気持ち良く使わせて頂いてますが、他市区町村に比べると、値段設定が高いです。それなのに更なる値上げとは驚きます。区役所立替の建築会社との齟齬や、ふるさと納税の100億円超流出など、大きな単位のお金で対策をしなくてはいけない事項が優先されるべきです。取りやすいからと言って、何も将来に向けて健康寿命を伸ばそうと日々身体を動かしている人から小銭を取ろうとする政策は間違っていると思います。		No.25と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
28	何もかも高騰して、大変困っています。公共の施設なので、税金でまかなえないのでしょうか？以前、国分寺市の施設を無料でかりていました。三鷹市のコミセンや公会堂、消費者活動センターなど、全て無料で借りる事が出来るのですが、なぜ？世田谷区では、このように高いのでしょうか？		限られた財源の配分は、自治体によって考え方が異なるという背景もあり、他自治体（たとえば三鷹市）に世田谷区が倣うことができるかどうかを検討する場合は、公共施設だけではなく他のあらゆる行政サービスを比較する必要があると考えております。 施設の使用料等について、無料としている自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところです。このことは、限られた財源の中で施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 しかし、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き上げによってのみ実現できるものではなく、限られた財源の中で、より少ない経費で施設運営できるよう、経費削減についても併せて取り組む必要があると考えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
29	武蔵野市には、武蔵野中央公園北ホールという施設があり、市と連携していてコミセンあつかいになっており、無料で借りる事ができました。1F2部屋、2F2部屋、卓球台やピアノもあり、一番大きな部屋は30人以上入っても体操が出来る大ホールでした。武蔵野北ホールだけでなく、コミセンも全て無料でした。 世田谷区は公共の施設が有料だし、けっこう高い。さらに値上げですか。世田谷ってけっこう住民税が高いと感じているのですが… 年金くらしの私たちはこれ以上の物価高にはたえられません。値上げには、反対です。ぜひ、いま一度検討して下さい。よろしくお願い致します。		No.28と同じ
30	主に、北烏山体育室で活動しています。少し前になりますが、体育室の工事があり数ヶ月間使用出来なくなった事がありました。やむなく、三鷹市北野公会堂という施設を借り、活動しました。(会員の中に烏山から三鷹市に引っ越しした方がいたので、その方が借りてくれました)グループ登録などする必要はなく、すぐに借りる事が出来、使用料は、なんと無料でした。公会堂は、2階建てで、1階は、調理室と運動可能な部屋があり、2階は和室が2部屋。駐車場は、5～6台可能なスペースがあり、これが全て無料で借りる事が出来、ビックリしました。何故？23区と三鷹市では、こんなに違うのでしょうか？施設使用料は、値上げしないで下さい。お願い致します。		No.28と同じ
31	このインフレ状況下で公共施設の利用料まで値上がりするのはご容赦いただきたいです。特に駐車場の値上げ率が高すぎます。ご再考ください。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 ご意見の駐車場についてですが、駐車場は複数の施設に存在するため、ここでは公園施設の駐車場と仮定し回答いたします。 公園施設の駐車場については、元々、周辺の民営の駐車場よりも安価な料金が設定されており、目的外利用等の利用実態等も踏まえ、今回の改定額とさせていただきました。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
32	区民集会施設など現行の3割値上げ予定とのことですが、定期的に利用させて頂いてる立場からすると負担が大きいと存じます。 いつも大変利用しやすく助かっておりますが、実際に3割値上げとなった場合は利用回数を多少減らしたり、他の施設の利用も検討する予定です。値上げは致し方ないとは思いますが、せめて1～2割程度だとありがたいです。もしくは月に多く利用される方への割引があっても良いのではないでしょうか？よろしくお願いいたします。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、月に多く利用される方への割引に関するご意見については、今後の世田谷区における施設運営行政において施策の参考とさせていただきます。
33	値上げ幅が30%にもなり大幅すぎると思われる。 値上げするのなら設備の拡充をお願いしたい。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 一方、公共施設は、区民の福祉の増進を目的として設置されていることから、その目的を達成するためには、使用料等の改定だけではなく施設運営におけるサービス向上にも併せて取り組む必要があると考えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
34	ここ最近で2回目の値上げとなります。値上げを実施する前に、経費削減の努力をされていますでしょうか。具体的に今年度の削減項目と削減金額の一覧、及び収支報告をご開示いただきたく存じます。公共施設の管理費が増加したのであれば、例えば公共工事の見直しをされるなど、他の事業での無駄をなくしていくべきだと考えます。現在の税収で運営していく努力をされることが、貴方の仕事であると考えます。		使用料等の算出基礎として用いた、施設別行政コスト計算書では、公共施設整備・運営の適正化を推進するにあたっての資料として活用するために、区が保有管理する施設の概要や施設ごとの費用と収入を一覧にまとめており各年度の施設別行政コスト計算書を比較することで、経費の推移をご確認いただけます。新公会計制度導入以降の平成30年度決算から令和5年度決算までの資料については、区HP（https://www.city.setagaya.lg.jp/01040/6233.html）からご覧いただけます。 また、区民センターやスポーツ施設など、指定管理者を導入している施設については、毎年度利用状況や業務の収支に関する指定管理者からの事業報告を公表しており、区HP（https://www.city.setagaya.lg.jp/02005/9241.html）からご覧いただけます。 施設の使用料等について、世田谷区内の公共施設では、施設を安全にご利用いただくために必要な管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところです。限られた財源の中で施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。公共施設以外の分野でも区政の課題は多様化・高度化が進む中、財源を要する状況であり、施設を維持していくためには改定が必要でございます。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
35	テニスコート使用料値上げに関しまして、施設の維持管理費がかかるのは理解出来ますが既に数年前に値上げしたばかりでは無いでしょうか？ 過去に長年物価が下落していましたが、その時には利用料を引き下げしたのでしょうか？ ふるさと納税のせいで税収が減っているというのであれば、世田谷区も魅力的な返礼品を考えたらよろしいのでは無いでしょうか？ 利用料の引き上げが簡単に出来る事だからそうしているとしか思えないです。 再考をお願いいたします。		平成22年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」では、使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、前回は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引上げられましたが、管理運営経費の削減を図ることで、料金は据え置きとしました。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 なお、ご意見にありましたテニスコートの利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、No.4の①のとおり当初案から見直すことといたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
36	子供たちの使用するグラウンドが値上げされるのは勘弁してほしい。部費など予算は決まっています。 値上げするということは子供たちから運動する場所、機会を奪うことに繋がります。 せめて小学生いくら、大人いくらと値段設定を分けるのはいかがでしょうか？		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 子どもの団体利用の値段設定については、ご意見として承りました。 なお、少年団体が学校施設（夜間照明代を除く）、少年野球場、少年サッカー場を利用する場合は、現在無料としており、今回の改定後も引き続き無料となります。少年団体等の登録手続きについては、（公財）世田谷区スポーツ振興財団（☎03－3417－2829）にお問い合わせください。
37	今、物価が高くなり、生活が大変になっています。食べ物しか買わないようにしていますが(節約の為)、それでも生活が苦しいです。 施設使用料まで値上げされては、ますます困窮してしまいます。 値上げは、見送って下さい。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
38	施設使用料の値上げは簡単にしてはいけないと思う。コロナ禍においては、人数や時間帯、使用不可の期間があるなど区民センター・地区会館の使用はかなり制限された。やむ得ない事情ではあったが、その数年の間に地域のサークル活動や交流活動は低下した。サークル等をたたんでしまったところもある。やっと以前の活動に戻りつつあるときに、今度は施設使用料の値上げによってさらに活動が制限されることが懸念される。区民利用施設は大多数が世田谷区民が利用しているもので、学習、交流、社会性・運動機能の向上などに広く貢献している。区民の学習教育、文化水準の向上のためにはむしろ値下げしても良いと思うくらいだ。区の財政状況からみたらそれほどの負担とは考えられない。得られる対価の方がはるかに大きいと思う。 11/15付け「区のおしらせ」にはホールや会議室、運動場しか値上げ対象が示されておらず、役所で閲覧するかホームページを参照しないと全容がわからない。実際には駐輪場やファミリー農園、美術館等まで全般的な値上げ案となっており、区民への知らせ方にも問題があると思う。駐輪場の使用料が改定案のように一日100円から倍の200円にするというのは値上げによって自転車を減らすという意図だろうか。むしろ無断駐輪がさらに増えるのではないだろうか。 大幅な施設使用料の改定には断固反対したい。		公共施設は住民の福祉の増進のために設置されており、施設ごとに、ご意見のような学習、交流、社会性、運動機能の向上など設置目的が設定されています。区では、その設置目的を果たすため、施設機能を存続させなければなりませんが、施設の維持運営には、施設使用料等の算出基礎となる経費である管理運営経費に加え、建設・賃借料など様々な経費を要します。施設全体にかかる経費は年間117億円程度であり、持続可能な財政基盤を築くためにもこれを全て税金で賄うことは難しいと考えております。 そのため、運営にあたり、管理運営経費の一部についてご利用する方に負担していただく必要があると考えております。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 また、周知方法に関するご意見ですが、改定対象となる施設や料金区分が多く、全ての内容を掲載することが困難だったため、今回の周知方法とさせていただきました。いただいたご意見につきましては、今後の施設使用料等の見直しの参考とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
39	「施設使用料等の見直しの考え方」について次のとおり意見・考えを表明します。 この度、区のから出されている「施設使用料の見直し（値上げ）案」に反対します。 反対の理由は下記のとおりです。 ①施設使用料の改定（値上げ）理由として、「物価高騰等の昨今の社会情勢を背景として施設の管理運営経費規模の増大」を挙げているが、区民も3年以上続いたコロナ禍や異常な物価高騰のもとで苦しむ区民（施設利用者）に寄り添い支えるという考え方に行政は立つべきであり、区民の負担増になる利用料値上げは実施すべきではない。また、区の財政も切迫した状況に無い。 ②区民利用施設は、区民の社会教育活動の拠点場所になっている。社会教育活動振興を行政として考えるならば、値上げではなく、むしろ値下げこそすべきと考える。 ③会議室の利用時間枠のコマ割りが、区民生活慣習時間とずれているため、例えば午後1時半から3時間程度の会議を開催するためには二枠（コマ）が必要となり、利用料が2倍（2コマ分）に嵩んでいるという状況がある。この問題の改善も必要である。		①行政は物価高騰等で苦しむ区民に寄り添い支えるという考え方に立つべき、とのご意見について ご意見のとおり、どのような時代背景にあっても、生活に困窮している方々の暮らしを支えていくことが、行政としての重要な役割だと認識しております。 区民の暮らしを支える方法として、短期的な視点では、給付金の支給など困窮世帯への家計を緊急・直接に補助するものがあります。一方、長期的な視点では、公共施設の維持管理を行うことで、参加を促すためのコミュニティ創出の場や災害時に安全に活用できる避難スペースの確保などといった方法もあると考えております。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、長期的な視点から区民の暮らしを支えるために実施するものです。 ②区民利用施設の値下げに関するご意見について 公共施設は住民の福祉の増進のために設置されており、区では、その設置目的を果たすため、施設機能を存続させなければなりませんが、持続可能な財政基盤を築くためには、運営にあたり、管理運営経費の一部についてご利用する方に負担していただく必要があると考えております。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ③施設の開放時間枠に関するご意見について 施設の開放時間枠に関するご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。
区民集会施設等		1	
40	健康増進交流施設の改定理由に、貸室利用率が低いためとありますが、利用者が気軽に利用できない最大の理由が、キャンセル料を支払うリスクが高いことだと思います。例えば、せたがやがやがや館の多目的室を予約した後に、やむを得ずキャンセルしたい場合でも、使用日の2か月前以降は全額返金されません。多目的室を土日の夜間使用で予約した場合、2か月を1日でも過ぎたら、11,000円のキャンセル料を支払わなくてはいけないので、気軽に予約できません。しかし、直前に予約したのでは、多人数での予定がたちません。結果、民間の貸室なら、キャンセル料は1週間前まで発生しない所がほとんどなので、そちらを利用する選択になります。 貸室利用率が低い理由を精査してから、料金改定を検討するべきだと思います。		健康増進・交流施設は、区民以外の利用も可能であり、区民集会所等の近隣住民の利用を主とする施設と異なるため、使用料規定については区民会館に準拠しており、キャンセル料についても区民会館の集会室と同様の取扱いになっています。 今回の改定では、交流室・多目的室については区民会館と同様の築年数・利便性に基づく使用料等の額の算定に係る一定の調整に基づき、改定率は「管理運営経費の増加割合」の2分の1とし、また運動室・娯楽室は区民センター等他の集会施設における会議室の基準に変更するなど、改定率や改定方法に一定の上げ幅抑制を行います。なお、キャンセル料に関するご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。
公園・スポーツ施設		50	
41	大蔵第二運動場のトレーニングルームを利用しています。総合運動場の方は1時間や2時間の料金設定があるのに、なぜ第二運動場は3時間の設定しかないのでしょうか？是非とも設定していただきたいです。毎回1時間しか利用しないのでかなり割高に感じます。 また、現在の3時間660円も他の市区町村に比べて高いです。江戸川区は210円です！400円前後が多いのではないでしょうか。 それなのにさらに値上げになるのは非常に困ります。 なんとか値上げはやめていただきたい。どうしてもダメなら、せめて2時間の料金設定をお願いします！！		利用時間の設定をはじめとする施設の運用については、これまでも利用者の皆様の個々のご事情等から様々なご意見をいただいており、より多くの方々にとって使いやすいものとなるよう配慮をしながら、必要に応じて見直し等を図ってまいりました。 引き続き、区民の皆さまのご意見を踏まえ、使いやすい施設となるよう機会を捉えて検討していきたいと考えており、今回いただいたご意見につきましても、その際の参考として活用させていただきます。
42	近隣の区と比較しました。港区500円、新宿区600円、目黒区300円、杉並区500円、文京区600円(月2,800円)、そして世田谷区660円、高すぎます。 現状でも高額なのに値上げになってしまったら利用できません。また、月極利用や短時間利用などの柔軟な対応も必要と思います。		①月極料金に関するご意見について 今回ご意見いただきました施設は、大蔵第二運動場のトレーニングルームかと推察いたします。本施設のトレーニングルームにつきましては、1か月利用定期券を設けておりますので、ご利用をご検討ください。 ②利用時間に関するご意見について No.41と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
43	料金値上げに反対いたします （主にテニスコート利用しています） まず初めに意見公募期間が短すぎます！！ 形ばかりの意見公募としか思えません 世田谷区は他と比べても元々高い価格であるにも関わらず値上げするということに疑問です。値上げ前に見直しする事が多々あるように思います テニスコート ※冬季の照明利用16-18時は30分単位にする ※受付等の人件費削減（2人携帯いじってて受付で待ってるのにも気づかないなど、受付人数多すぎでは？） ※施設管理委託を一本化するべきではないでしょうか 余計な経費の削減 （委託料の内訳を公開するべきだと思います） 区民の健康促進、憩いの場、等の権利と利益の保護ができるよう料金値上げではない方法で模索していただきたいです		①改定の考え方等に関するご意見について まず、意見募集期間に関するご意見についてですが、区では区民意見募集の期間を「公表の日から最低3週間以上」としております。期間の設定にあたっては、前回改定時や他の案件の募集期間を参考にしながら設定いたしました。いただいたご意見につきましては、今後の施設使用料等の見直しにあたって参考とさせていただきます。 次に、施設使用料等の見直しに関するご意見についてですが、施設によっては、世田谷区の使用料等よりも安価な自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところです。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 また、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き上げによってのみ実現できるものではなく、経費削減についても併せて取り組む必要があると考えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ②利用時間に関するご意見について No.41と同じ
44	テニスコートの利用料金について。 健康維持のためにジムやテニスコートを利用していますが、ジムには65歳以上の料金が別枠であるのにテニスコートは年齢関係なく一律料金となっています。テニスをしている仲間は全員後期高齢者であり年金生活者です。民間のテニスコート利用料に比べると確かに安いとは思いますが、年金はほとんど上がらず介護保険料など少しずつ負担増になっているため実際の年金手取りは少しずつ減っており物価高騰も続いています。テニスコートにも65歳以上の料金設定をすることはできないのでしょうか。		①改定の圧縮について テニスコートの利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すこととといたします。 ・当初案でお示しした改定率⇒13.5%（公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用） ・見直し後の改定率⇒7%（公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用） 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ②高齢者向け料金の対象の拡大について 高齢者（65歳以上の方）の個人利用では、高齢者のスポーツを通じた社会参加の意義をふまえ、各スポーツ施設の温水プール、トレーニングルーム等において、これまでも一般よりも低額な料金を設定しております。今回の見直しでは、これを拡大し、新たに各公園施設の洋弓場、大蔵運動場の陸上競技場、武道場、弓道場、エアーライフル場等や、大蔵第二運動場のゴルフ練習場、尾山台地域体育館の個人利用にも広げることとしておりますので、改定内容をご確認いただきますようお願いいたします。 なお、これらの見直しに加え、テニスコートをはじめとする団体利用施設について、さらに高齢者団体を対象とした割引制度を導入することにつきましては、団体登録制度のあり方を見直す必要があるとともに、区民全体の税負担と施設利用者の受益者負担のバランスなどの観点から、現状では広く区民の皆さまのご理解を得ることは困難であると考えておりますことから、今後の検討課題とさせていただきます。
45	テニスコート利用料金の値上げに反対します。 世田谷区は他区ではない登録料金も支払っていて、更にその更新料も払ってますが、なかなか当たらずそれで尚且つコート代も上がるなんてとんでもない！　テニスは健康にも大変良いと立証されています。区民が元気になる事が一番ではないでしょうか！ 中野区は区民の健康の為にテニスコートの利用料を減額して600円との事です。区民を思う良い区長です。		No.44の①と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
46	世田谷区のテニスコートを毎週利用しているものです。 今回の”施設使用料等の改定案”に関して、テニスコートも13%程度の値上げとなっていますが、 施設や利用区分に考慮した個別検討が必要ではないでしょうか？ テニスコートに関しては、非常に利用率が高く、かつ近隣の他市区や都営のテニスコートと比較して、現状でも世田谷区は料金設定が高い状況です。 維持管理費の削減努力もより行い（過度な保守で費用がかかっていると感じますし、受付などの事務も手書き印鑑が多いものをDXで効率化可能）料金据え置きを希望いたします。		No.44の①と同じ
47	テニスコートの料金については、既に他区よりも高いので、これ以上の値上げは反対です。		No.44の①と同じ
48	総合運動場と大蔵第二の庭球場を利用しています。 最近値上げしたばかりで再びの値上げはひどいです。 健康の為仲間作りのため、心身共に健康の為日々頑張っている高齢者にとって、昨今の値上げラッシュは経済的に厳しいものです。 日々の暮らしを豊かにという考え方に立ち返っていただきたくお願い致します。		No.44の①と同じ
49	これ以上、テニスコート代を増やさないでください。老後の楽しみとして細々続けているテニスですが、倍率が高くやっと当選したコートも代金が他のどの区よりも高く、更に当選確率が少ないのに2年に一度更新料まで取られて、酷すぎます。 これ以上高くなると経済的にも厳しいし、当選確率も低いので、テニスの回数が減っていくと健康面も心配です。 どうぞ最低でも現状維持、できたら減らして欲しいです。よろしくお願い致します。		No.44の①と同じ
50	テニスコートを使わせていただいてます。 他の23区のコートに比べても東京都と比べても使用料が高いのに更新料も払っています。 整備を頻繁にしていただけるのは有り難ですが回数が多いのでは？その分閉鎖時間が増えていますよね。大会に貸出すのは仕方ないですが優先的に貸出するならそれに見合う料金を取ったらどうでしょうか？ 安易に上げ易いところから取るのは止めていただきたいです 税収が減っているとしても近隣格差が大き過ぎます		No.44の①と同じ
51	テニスコートの使用料について コートの使用料は2H基準になっており、世田谷区は、2880円です。この金額は千代田区が3000円で都内23区では現在、2番目に高い使用料です。（千代田区はコートが2面しかありませんが、そこにそこに管理1人付いてるので高いです。） 荒川区、江戸などなど同じ条件で1000円前後で運営しているところも多く見られます。渋谷区などはちょっと前までは60歳以上はただでプレーをさせてくれたようです。 世田谷区はなぜ他の区に比べて、区施設を値上げする必要があるのか丁寧に説明する必要があります。納得がいきません。 玉川野毛公園のテニスコートの移設工事が始まっています。我々お金を払いいつもコートを使用している人達には説明会やアンケート調査など何もありません。夏が暑くなり40度近くなります。是非ナイター照明が必要です。もう夏は今後昼間は出来なくなると思います。 目黒区も区民センター2面の移設工事が計画されています。目黒区テニス協会やテニス関係者の意見を取り入れてくれているようです。 コートの使用料を上げるなら、今後のコート改修は全天候性の冷暖房完備の雨でも出来るインドアコートにして貰いたい。		No.44の①と同じ
52	・総合運動場のテニス場の料金について、現行料金が高いうえに更なる値上げとなるのは反対。 ・他区のテニス場料金は世田谷区よりも安価である。 ・例えば、雨天時もテニスができるよう屋根を設置する等、サービス向上に伴う値上げ改定であれば理解はできるが、現状、そのようなサービス向上もなく、ただ値上げというのは反対である。		No.44の①と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
53	テニスコートを利用しています。他の市区町村のパブリックコートに比べて、格段に高すぎます。信じられない程、高すぎます。それを更に値上げするなど、はっきり申し上げて断固同意できません。 最近では、コート使用の厳格化もされ、使いづらいこと甚だしいです。 税金を使って区で運営されているのであれば、もっと区民にわかりやすく使いやすい施設であることを望みます。 私の見る限りですが、お金を持っている高齢者の施設利用が多い気がします。そういう人たちでないと利用する気になれないからだと思います。 もっと就職氷河期世代や子育て世帯など、あまりお金が自由に使えない区民でも気軽に利用できる区の施設なりの安心な料金設定を望みます。 90万人超の様々なバックグラウンドを持ったたくさんの世田谷区民がいます。もっとみんなが気軽にスポーツ施設を使える環境を整えていただきたいと思います。 ふるさと納税等で、税収が減っているのはとても大変なことだと思います。 しかしその穴埋めをこういった形でされてしまうと、本当に悲しいです。		No.44の①と同じ
54	庭球場は今でも高額		No.44の①と同じ
55	いつも楽しく世田谷区テニスコートを利用させていただいています。円滑な運営、ありがとうございます。 この度の利用代金値上がりの件、大変残念です。テニスを元気にプレイするのが現在の生きがいですので、金銭的負担が増すことに今後の不安を感じます。 ご一考いただきたくお願い申し上げます。		No.44の①と同じ
56	私はプールや世田谷区の大蔵総合運動場、第2運動場等を利用させて頂いている区民です。 リタイアした後に利用して、健康維持・増進になっています。 今は主としてテニスコート利用させていただいておりますが、今回の利用料金等の引き上げ幅が大きく困惑しております。特にテニスコートは現状でも高いと思われるのに更なる値上げするのは納得がいきません！ 何故、世田谷区だけがこんなに高い料金を設定するのか分かりません！隣りの目黒区は2時間は2,400円、杉並区は同じく1,500円、因みに東京都でさえも2時間2,600円です！単に料金を上げて増収を図るような策ではなく、もっと稼働率を上げたりして増収アップ等を考えるべきではないでしょうか！例えば、案として、稼働率の悪い冬期の早朝や夜間の料金を変更して利用率を上げる等です。 　テニスはスポーツ競技のなかでも一番健康を維持し、長生きのスポーツと言われています（デンマークのデータで平均寿命＋9.2歳） 強いては、健康維持や増進に依って医療費の削減にもつながり、区の財政等にも良い影響を与えるものと思います。 何卒、料金等の再考をお願い申し上げます。		No.44の①と同じ
57	テニスコートの高騰について。 何故区の施設なのに値上がりするのですか？世田谷区だけが私の周りでは利用者カードの維持費がかかり、数年前に値上がりしたばかりなのにまた値上がりするなんて酷いです。新しい料金だとレクセンターのコートと料金があまり変わりません。区の施設なのに値上がりする意味が分かりません。こんなに書いていてもどうせ値上がりする事だとみんな言っています。 目黒区はずっーと値上がりしていませんよ		No.44の①と同じ
58	総合運動場と大蔵第二運動場のテニスコートを利用させていただいております。 利用料値上げ予定とのことですが、今でも世田谷区の利用料は他の市コート、都コートに比べて高く設定されております。 高齢社会において、高齢者が健康を維持していくことは、医療費の削減のためにも重要なことだと思います。学生でも、年金生活者でも、区民が安心して健康維持のためにテニス、野球、バレーボールなど楽しく続けられますように、再考をお願いしたいです。 世田谷区のコートは都立コートに比べてメインテナンスもとてもよく、ケガも少なく済んでいると思います。 ふるさと納税での流出を防ぐなどで、ぜひともこのままの料金で利用できることを願っています。 よろしくお願いいたします！		No.44の①と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
59	現在けやきネットのテニスコート利用料金は、平日2時間2880円。他の区のテニスコートの利用料金をご存知でしょうか?渋谷区1300円、新宿区1500円、中野区600円、港区1200円都立コート2600円(2時間料金)です。世田谷区異常に高いです。 中野区は、中野区の区長さんが、昔1200円を600円に値下げしたのです。理由はスポーツで健康にし社会保険料を使わない様にという事です。 また、けやきネットのテニスコートは、キャンセル料金が1週間前からかかります。急な病気等ありますよね？その度にキャンセル料金を支払うことになります。おかしくないですか?営利目的ではない区の施設で、キャンセル料金を取る必要がありますか？ また、午後から大雨で電車も止まるような日でも、2時間前からしか雨の無料キャンセルは受け付けず、2時間前に電話をすれば話し中で、1時間かけ続けやっと繋がるということもありました。諸々不満に思うこともある中、今回の突然の値上げ予告です。 区民に値上げを強いる前に、経費の見直し、人件費の使い方等見直すべき事はないのでしょうか?総合、大蔵のテニスコート受付を見ていると、受付にやたら勤務者がいますが必要な人達なのでしょうか? 先日は引き落し先変更について質問してもマトモに答えられないような人がスタッフとして働いていました。 テニスコートに関しては、一部のスクールが牛耳っており、一部のスクール生のみ安く有利にコートを使用しています。区民のコートであるはずが、一部の人だけ特別扱いはやめていただきたい。 運営方法を抜本的に見直していただき、まず値上げという考え方ではなく、無駄をなくし、世田谷区民のために使用しやすい施設運営にしていただきたいです。値上げ反対です。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② キャンセル料金に関するご意見について テニスコート等の施設では、申込後に使用できなくなった場合は速やかにキャンセルの手続をお願いしております。 キャンセル料につきましては、より多くの団体に利用機会を提供するために必要不可欠な制度であり、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。 なお、屋外施設については、天候不良等の際、利用施設に電話連絡することで無料でキャンセルができる場合があります。あらかじめこれらの条件等をご確認のうえご予約をいただきますようお願いいたします(無料キャンセルの条件は施設ごとに異なりますので、詳細については各施設にお問合せください)。
60	施設使用料等の改定案について 大蔵第二をメインに使わせて頂いています。 使用料値上げについて反対です。 理由は、以下の2点 ①都営テニスコート使用料と比較してさらに高額になる。 ②都営コートと比較して脱衣所、シャワーも老朽化しておりサービスの低下を感じる。 以上のような状況で諸物価の上昇を理由に値上げの検討を進めるのは妥当とは思えません。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 施設の老朽化に関するご意見について シャワー等の老朽化につきましては、ご不快な思いをさせてしまい大変申し訳ございません。引き続き日々のメンテナンスや老朽設備の更新を行うとともに、必要に応じて休館を伴う施設改修なども実施し、区民の皆様が快適にお使いいただけるよう努めてまいります。
61	土日にテニスコート利用しています。 改定案では約13%超の値上げとなっています。現行でも杉並区(現行1,500円？)などと比べても高い使用料金が、更に高くなることになります。加えて、駐車料金も30分100円から、20分100円と、2時間コート利用した場合、利用前後に来場、出場考慮すると、現行500円程度の負担から40%～60%の負担増へとなり、昨今の物価高に比べても、かなりの料金増となります。健康で健やかな生活を過ごすためにスポーツはとても重要な要素と思っています。人件費や管理費用の上昇はあるとは思いますが、これと言った付加価値の向上無い中でのこれだけの値上げ、負担増を利用者である区民に強いるのは反対です。せめて激変緩和措置などの導入など、再考を求めます。宜しくお願いします。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 その一環として、スポーツ施設の駐車場料金につきましても、近隣の公共施設やコインパーキングなど周辺相場との比較検討のうえ、当初案でお示ししたとおり改定を行うものとなります。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
62	健康のため、運動不足解消のために週1、2回体育館を利用させていただいております。改革案には駐車場も値上がり対象ですが、うちから体育館が遠い場所の場合、車の燃料費に加えて、そもそも高い駐車場代金がさらに値上がりするのは納得できません。 エネルギー高騰で団体利用の体育館の値上げは幾分か理解できますが、駐車場は値下げするべきだと思います。もしくは特定施設利用者(大蔵のゴルフ)だけでなく、施設利用者全員割引対象にするべきです。		No.61の②と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
63	区民利用施設使用料金の値上げには反対です。 ただいま58歳、60歳で退職しジムやプールでの健康維持やサークルでの仲間作りを楽しみにしております。 全ての物価高騰、期待できない年金額で生活をやり繰りするのはたいへんです。 特にテニスコートは他の区より使用料金は高額ですし、さらに駐車料金、照明代金もの値上げをされると使用に躊躇してしまいます。 人員の削減やその他の財源見直しで、区民利用施設使用料金の値上げをやめ、区民の健全な生活を守っていただきたい。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ
64	日頃テニスコートを使用させていただいております コート代値上げに関して意見を申しあげたいとおもいます、世田谷区のコートは他区のコート代と比較しても 現時点でも高いようです お誘いして 港区や中野区等からいらしてくださる方々に伺っても皆さんそう言われます 他区の状況も見ていただきたいと思います 年会費も数年前から支払うようになり 昨年よりは本人確認が厳しくなり さらに値上げと聞いて 区の利用者もみなとても不満が多いです 平日の昼間コートではかなり高齢の方々がテニスを楽しんでいらっしゃいますが 皆さん年金生活での健康維持、コミュニケーションのために 区のコートを利用されているのだと思います 手軽に使える区民のコートならではです キャンセル料派生も1週間前で他と比べて厳しく 重ねて駐車場も高くなるのでは ますます区民にきびしく 使いにくくなるのではないでしようか 気軽にできるスポーツとして テニス人口は増えているようです 区民の健康増進のためにも また万人のための開かれたスポーツ施設として 今一度ご検討をお願いいたします		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ ※区のスポーツ施設では、年会費は設けていません。ご意見に記載された「年会費」は、けやきネットの新規登録料及び更新料のことを指すものとして、受け止めました。
65	普段使用している施設はテニスコートと駐車場です。以前値上げをした時の理由では都立公園のコート代に準ずるためとしての値上げをしました。その後すぐに都立公園よりさらに値上げ。無駄な費用を削ることは考えないのかとがっかりしています。例えば国体の時に大蔵第2のコートを2回も張り直したこと、昨年の総合運動場の張替えもまだ痛んでいないのに全面張替え。9－11時の必ず使用される時間帯でのコート整備。休日のコート料金の高いこと、近隣の区や市に比べると驚くほどの差があります。今でさえこの状態でそれ以上の値上げには反対です。ご意見をください。といったところで反映されることは全く期待していないです。今まで何回もこのようなことがあり、反対意見が80%以上あっても実施されちゃったのですから。馬鹿にされているみたいで腹立たしいです、、、が意見は言わせていただきました。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ
66	テニスコートや駐車場の値上がりに反対です。ただでさえ更新料までかかるようになっていて、昔よりコートの取りにくさを感じてます。さらにコート代や駐車場代が上がるのは区のコートとしてはありえないと思います。お友達から他の区のコートの方が安いと聞きますし、今の現状のままが良いと強く思います。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ
67	私はテニスとスイミングで大蔵運動場、大蔵第2運動場を利用させて頂いています。 今回の利用料金ならびに駐車場料金の引き上げの案には絶対反対です。 1. テニスコートは抽選倍率が高く、稼働率が極めて高いと思います。 テニスコートのように利用率の高い施設も稼働率の低い施設も一律で113%引き上げるのは納得がいきません。 また、113%引き上げは、管理経費の増加率をもとにしているとのことですが、経費の増加率をそのまま引き上げ幅にするのは、おかしいと思います。 2. 駐車料金を30分で100円から20分で100円に引き上げるのは、引き上げ率が150%となります。 区民がテニスやスイミング、その他のスポーツに訪れる公共施設でありながら、駐車料金を一挙に150%も引き上げるのは全く納得できません。 例えば、2時間テニスをした場合には、前後の時間もあるので、現在は500円（30分×5×100円）ですが、20分100円とすると700円ないしは800円になる可能性があります。 年金生活の高齢者や家族連れにとっては大きな打撃です。 駐車料金は据え置きを強く望みます。		① テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ ② 駐車場の料金に関するご意見について No.61の②と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
68	今回の改定案について、意見を申し上げます。世田谷区の大蔵運動場や大蔵第2運動場等を利用させている70歳代の区民です。施設の環境は素晴らしい環境にあり、完全リタイアした後に利用させて頂き、健康維持・増進になっていると思います。今後ともテニスやスイミング等で利用させて頂きたいと思っています。しかし、今回の利用料等の引き上げは引き上げ幅が大きく反対です。反対理由および詳細は下記の通りです。 １．引き上げ幅113%の算定根拠に妥当性がありません。 今回の陸上競技場、野球場、庭球場、体育館等々の利用料の引き上げ幅を113%程度とする算定根拠は「平成30年度決算と令和5年度決算の管理運営経費の増加割合に平行してスライドさせる」とのことですが、管理運営経費の増加割合をもとに増額するというのは、全く合理性がありません。そもそも管理運営経費自体の削減努力はされているのでしょうか。 また、類似施設との比較を行っているとの記載がありましたが、類似の公共施設（都営、近隣区市の施設等）の利用料金等の比較を行った上での改定ですか。 因みに、ご存じと思いますが、渋谷区テニスコートは、2時間1300円、杉並区テニスコートは、平日2時間で1500円、大田区テニスコートは2時間1800円（大田区民）です。これらの区と比較して現在でも高額なのにさらに113%引き上げるのは納得できません。反対です。 ２．さらに、特に納得がいかないのが、駐車場料金の大幅引き上げ（150%UP）であり、絶対反対で、据え置きとすべきです。 駐車場料金については、大蔵運動場、大蔵第2運動場等は、従来30分100円だったものを20分100円に変更する案になっていますが、引き上げ幅は、150%となります。駐車料金の突出した大幅引き上げとなっている点は納得できず見直すべきである。 2024年11月11日付けの「施設利用料等の改定額の案について」にあるように、「子ども・子育て家庭への配慮」「高齢者・障碍者への配慮」との記載がありながら、家族連れや高齢者がマイカーで施設に来場する際に、これだけの大幅な引き上げを行うのは全く納得できません。家族連れや高齢者は車での来場が多いにもかかわらず、駐車場料金がこのように大幅に上がるのは、「配慮」は全く見られず、利用の大きな阻害要因になると思います。また、11月11日付けの文書で「駐車場について、料金は据え置きとし、代わりに利用時間枠を「30分ごと」から「20分ごと」へと変更する」との説明は、引き上げ幅を敢えて分かりにくくしているとしか思えません。駐車場料金は基本的には据え置きとすべきです。		<u>①改定の考え方について</u> 公共施設は住民の福祉の増進のために設置されており、区では、その設置目的を果たすため、施設機能を存続させなければなりませんが、持続可能な財政基盤を築くためには、運営にあたり、管理運営経費（人件費、光熱水費等）の一部についてご利用する方に負担していただく必要があると考えております。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 他自治体や民間類似施設の使用料については、特に選択的かつ私益性が高い施設の使用料について、改定時に参考にする場合があります（資料にある「類似施設のグループごと」とは、世田谷区の区民利用施設の中で、性質が類似する施設について、経費算定においてグループとしてまとめたものです。）。 また、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き上げによってのみ実現できるものではなく、経費削減についても併せて取り組む必要があると考えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 <u>②　駐車場の料金に関するご意見について</u> No.61の②と同じ
69	施設利用料の値上げは絶対に反対です。最近値上げしたばかりですよね。特にテニスコートの利用料は現時点でも高過ぎます。安易に取れるところから取ろうとしているだけではありませんか。よく考えてください。区長の責任です。		No.35と同じ
70	テニスコート使用していますが、最近値上げしてしかも年会費も取って、さらに値上げするとは何考えているんですか？ふざけているとしか言いようがない。		No.35と同じ ※区のスポーツ施設では、年会費は設けていません。ご意見に記載された「年会費」は、けやきネットの新規登録料及び更新料のことを指すものとして、受け止めました。
71	公園施設のうち、庭球場(世田谷公園など)の利用料金がもともと高いのに、さらに値上げというのは納得いきません。そもそも砂入り人工芝なので維持費は多摩川玉堤広場のクレー庭球場より安価で、クレーは雨の日は稼働せず利用率は落ちるのに、多摩川玉堤の料金は半額以下ということ自体、価格設定が間違っていると感じます。 また、使用面積が圧倒的に広い軟式野球場の価格と比較(平日1630対2280)しても庭球場は高く、軟式野球場は安すぎると感じます。 是非、適正な価格設定をお願いします。		庭球場の利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことといたします。 ・当初案でお示しした改定率⇒13.5%（公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用） ・見直し後の改定率⇒7%（公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用） 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 なお、多摩川玉堤広場の庭球場については、共同で運営を行っている大田区と調整の上、料金を設定しておりますので、区立公園の施設とは料金設定が異なっております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
72	公園施設のうち、庭球場(世田谷公園など)の利用料金がもともと高いのに、さらに値上げというのは納得いきません。そもそも砂入り人工芝なので維持費は多摩川玉堤広場のクレー庭球場より安価で、クレーは雨の日は稼働せず利用率は落ちるのに、多摩川玉堤の料金は半額以下ということ自体、価格設定が間違っていると感じます。 また、使用面積が圧倒的に広い軟式野球場の価格と比較(平日1630対2280)しても庭球場は高く、軟式野球場は安すぎると感じます。 是非、適正な価格設定をお願いします。		No.71と同じ
73	大蔵第二運動場のトレーニング施設を利用しています 前回の値上げからあまり時間が経っていないのに、再度の値上げ検討で残念に思っています 他の区が500円ほどなので、これ以上の値上げはしてほしくありません また、高齢者の利用料との差が開き過ぎていると思います ある程度の公平な負担を検討してください		平成22年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」では、使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、前回は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引上げられましたが、管理運営経費の削減を図ることで、料金は据え置きとしました。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 個人利用施設における高齢者区分の使用料等につきましては、高齢者のスポーツを通じた社会参加促進の意義をふまえ、設定しているものです。 今後も、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、スポーツを楽しみ、スポーツによって健康を増進し、スポーツが地域の活性化に寄与できるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組んでまいります。
74	世田谷区内のゴルフ練習場の来場者においては、約30～40%が65歳以上の方となっております。 今回の改定案において、ゴルフ施設の65歳以上の方の入場料を大変優遇した金額へ変更となっております。 民間施設としては格差が出ることから非常に心配しております。ご配慮の程、宜しくお願い致します。		個人利用施設における高齢者区分の使用料等につきましては、高齢者のスポーツを通じた社会参加促進の意義をふまえ、設定しているものです。 今後も、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、スポーツを楽しみ、スポーツによって健康を増進し、スポーツが地域の活性化に寄与できるよう、生涯スポーツ社会の実現に向けて取り組んでまいります。
75	大蔵第二運動場のトレーニングルーム利用に関して。現在の料金設定が、一般と高齢者の差が激しすぎます。高齢者の料金があまりにも安すぎです。銭湯の料金より安いということでお風呂屋さんがわりに使用されている方がたくさんいます。 一般の料金は今でも区の体育館としてはかなり高いので、一般料金は値上げせず、高齢者の料金を改定すべきです。一般より2割から3割安いぐらいで良いと思います。今後高齢者が増えますし、高齢者料金を見直さなければいつまでも収益改善しないと思います。 また、30分しか利用しなくても3時間料金を支払わなければいけないのも改善してほしいです。短時間でも気軽にちょこちょこ利用できるようにした方が健康増進につながると思います。ですので1時間、2時間の料金設定を作っていただきたいです。		① 高齢者料金に関するご意見について No.74と同じ ② 利用時間に関するご意見について No.41と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
76	「区民利用施設における使用料の改定額の案」(値上げ)についての意見書 主にテニスコート、体育館などスポーツ施設の利用者です。 改革案の公表資料は読み解くのが難しく、値上げが適正か、みなさんもなかなか意見を出しにくいと思います。私たちは物価高騰、電気・ガスの値上げ等の中で生活費をやりくりして、仲間作り、健康増進を目指してスポーツをしています。 世田谷区のスポーツ施設はたいへん充実をしていてありがたいですが、この度の値上げにより利用者の金銭的負担が増えると活動が減少する恐れがあるので値上げに断固反対します。今までもテニスコート使用料金は他区よりも割高だと感じておりました。例えば土日祝車で行き、夜間照明利用をした場合、駐車料金・コート代金・照明代金それぞれの値上げとなると利用者はかなりの金銭的負担増です。値上げにより利用が減った場合「利用率の向上による施設収入の増加の推進」は余計難しくなるのではないでしょうか。値上げは容赦なく急にですが、運営サービスの向上は何をどうしているのか知りにくい部分もあります。私の利用している施設に限られてしまいますが、施設の自動受付、雨天時のキャンセルなどのデジタル化により人件費を見直せないでしょうか。ふるさと納税を活用したりできないでしょうか。 世田谷を愛する老若男女みんなで使う施設です。今後も健やかに暮らるように、施設使用料金値上げの見直しを希望します。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 また、スポーツ施設における経費削減やサービス向上の取組みについてですが、これまで設備更新による管理経費の削減やキャッシュレス決済の導入によるサービス向上の取組みなどを実施してまいりました。合理的で質の高い施設運営を実現するために、引き続き様々な検討を進めてまいります。
77	世田谷区スポーツ施設の利用料金値上げ案に関して、以下の通り意見を述べます。 私たち利用者は、物価高騰や電気・ガス料金の値上げに直面する中でも、健康増進や仲間づくりを目的にスポーツ活動を続けています。 私も利用しておりますが、今回の値上げにより金銭的負担が増えることで、利用回数を減らさざるをえません。 特にテニスコートの料金は、他区と比較しても割高に感じられます。たとえば、土日祝日に車で施設を利用し、夜間照明を使用する場合、駐車料金・コート代・照明代すべての値上げが利用者に重くのしかかることになります。この結果、施設収入の増加どころか、利用者低下を招き、ひいては区民の健康増進と逆行し医療費の増加を招くことにもなりかねないのでは、と懸念します。 また、値上げが急である一方で、運営サービスの向上については利用者に伝わりにくい部分があります。たとえば、自動受付や雨天時のキャンセル手続きをデジタル化することで人件費を削減するなど、運営効率化の取り組みが考えられます。さらに、ふるさと納税による税金流出対策等、他の財源確保策の検討も必要ではないでしょうか。 世田谷区のスポーツ施設は、老若男女問わず、多くの区民に愛される貴重な場です。利用者の声に耳を傾け、料金値上げ案を否決する、またもし可決される場合は、65歳以上にスポーツ利用券や駐車券を配布していただくことを強く希望いたします。		<u>①テニスコートの料金に関するご意見について</u> No.44の①と同じ <u>②スポーツ施設における経費削減やサービス向上の取組みに関するご意見について</u> No.76と同じ <u>③高齢者向け料金の対象の拡大に関するご意見について</u> No.44の②と同じ
78	北烏山の体育館で体操教室に通っています。 世田谷区は広く、住民も多く、決して恵まれたスポーツ施設を有していません。区の総合体育館は電車を乗り継がないと行けません。 スポーツに親しみ、健康的な暮らしをするには持続して通えるところが必要ですが、その数が足りません。 ですので民間に通っております。 場所代があがれば当然会費も上がります。どうぞ会場費の値上げを見送るよう、また区民の参加するスポーツクラブを優遇、補助金、または区の主催の教室の拠点を増やすなど、区民の健康を考えていただければと思います。		区ではより多くの区民の皆さまにスポーツの機会を提供できるよう、様々な機会を捉えてスポーツの場の整備検討を行っております。 一定程度の面積を有するスポーツ施設の整備用地の確保は、区内においては非常に機会が限られるところでありますが、区内大学や民間事業者との連携、学校施設などの既存施設の有効活用などに努めるなど、様々な工夫を重ねながら、スポーツの場の拡充に取り組んでまいります。 また、今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
79	いつも区民のためにご尽力頂きありがとうございます。 昨今いろんな物が値上がりしているので、値上げも仕方ないかもしれませんけれど…やはり施設利用料金が上がるのは辛いです。 世田谷区でもスポーツ推進計画を進めていて、スポーツを通して生きがいや健康づくりを勧めているにも関わらず、そのスポーツ施設が値上がりをすることは、とても残念です。 他の区に比べて、体育館などの利用料金も高いように感じます。 また日中使える体育館が少なく、倍率が高くなっているのも現実です。運動施設(特に体育館)の増設を希望します。 また子どもに対して、割引があるように、高齢になっても体を動かすことができるように、シニア割の導入など検討して欲しいです。 チームでスポーツを楽しむことで、よりコミニケーションも広がり、健康維持に繋がると思うので、何卒よろしくお願い致します。		① 施設整備に関するご意見について No.78と同じ ② シニア割の導入に関するご意見について No.44の②と同じ
80	世田谷公園洋弓場の利用料値上げの検討について、意見致します。 世田谷公園洋弓場は、日本一利用料の高い公共アーチェリー場だと言われています。 私も各所のアーチェリー場を利用していますが、公共アーチェリー場としては最も高額な利用料だと認識しています。 他の都内の市営や区営のアーチェリー場は、利用料はもっと安価で、受付も厳格に実施することで、利用し易さと安全を担保しています。 世田谷公園洋弓場は、残念ながら受付管理が杜撰で、安全の担保が危うい状況です。 つい先日も、インターネットで購入した弓を使用した外国人が利用して、注意した大学生利用者とトラブルに発展したと、聞いています(そのため洋弓場には、中国語の注意書きが掲載されるようになりましたが、受付後/利用料支払い後に見ても、全く意味が無いのです)。 きちんと受付管理も出来ていないのに、一方的に利用料を値上げするのは、おかしいと思います。 世田谷区アーチェリー協会メンバーは、世田谷公園を利用して研鑽して、全日本選手権大会等へも出場して、勢いがあります(世田谷区を宣伝していることにもなっているかと思います)。 そのモメンタムを鈍らせるような、一方的な値上げにつきましては、見直しを頂けますと幸いです。 よろしくお願い致します。		施設によっては、世田谷区の使用料等よりも安価な自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところです。このことは、施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 また、洋弓場では受付の際に、皆様に安全にご利用いただけるよう利用者にルールの確認などを行っています。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑えるとともに、利用マナーやルールの周知を行いながら、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
81	値上げ反対！仕事終わり、休日、テニスを楽しんでおります。 ナイター設備があるにも関わらず、世田谷公園は冬季営業しておりませんでした、 改善していただき、今はオープンしております。 駐車場も機械なのに何故か、人もおり、ずーっと利益追求、営業努力を怠っていたのに、予算の関係かコートの張り替え頻繁に行い、今度は駐車場まで値上げ！ コート代はどの区や市よりも高いと聞きます。 区民や区に在勤者への恩恵があってもいいのではないでしょうか？ご検討、よろしくお願いいたします。		庭球場の利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことといたします。 ・当初案でお示しした改定率⇒13.5%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用) ・見直し後の改定率⇒7%(公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用) 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 なお、現在世田谷公園の駐車場については、職員等は常駐せずに営業しております。 また、コートの張り替えは、安全・快適な利用のため、適正な頻度で実施しております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
82	いつも大変お世話になっております。 この度は施設使用料改定案への意見を記させていただきます。 あらゆる物価が上昇している折、区民健康増進の為のスポーツ施設利用料の値上げまでされるのはいかがなものかと存じます。現状でも都立の施設の方が安価な状況で、さらに区の施設が値上げされるのは承服しかね、料金据え置きの再考をお願い申し上げます。		今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
83	世田谷公園の庭球場を利用しています。 区民利用施設使用料を見直すなら、合わせてコート整備の内容やコート整備の日数の見直しもお願いします。 度々コート整備日が設けられますが、何かしてくださる様子は全くありません。 草を刈ったり野球場との間のフェンスの隙間を埋める等改善してくださるのであればコートを閉鎖して整備して頂く事もやむを得ないと思いますが、全く改善されません。 コートは使えないし改善もされない、それなのに使用料は値上げとは何の為の値上げですか？		庭球場の利用料金の改定率につきましては、周辺状況や区民意見募集の結果等を踏まえ、次のとおり当初案から見直すことといたします。 ・当初案でお示しした改定率⇒13.5%（公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%を適用） ・見直し後の改定率⇒7%（公園・スポーツ施設における管理運営経費の増加割合13.5%の約2分の1を適用） 今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 また、庭球場は維持管理のため、定期的に人工芝に充填されている砂の敷き均しや補充を行っています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
84	総合運動場の温水プール料金の改定案について反対いたします。子供たちもプールが好きで、よく利用しています。現状は世田谷区民もそれ以外の人も同じ料金です。他の区民や市民も同じ金額です。他の多くの地域では、区別して料金を設定しています。まず、区民とそれ以外に区別し、区民以外の人の金額を上げて、それでも成り立たないのであれば、区民も上げて欲しいです。駐車場を見ると、世田谷ナンバー以外の車が多くあります。全てがプール利用者ではないにしても、区民以外の人が利用しているのも事実です。もう少し区民に寄り添う改定案にして頂きたいです。		区のスポーツ施設では、区内に住所を有する方を対象に運営しておりますが、施設の使用状況に余裕がある場合は、区内に勤務先・通学先を有する方の利用も可能としています。区民以外の利用によって区民の利用に支障が生じていることが明らかとなれば、現在の運営方法を見直すなどの改善を図っていきたいと考えており、いただいたご意見を踏まえながら、引き続き状況把握に努めてまいります。
85	体育館代の値上げがありますと 健康増進として体育館を利用していますが、大変困ります。 是非据え置きてお願いいたします。		今回の施設使用料等の見直しは、前回の平成30年10月改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
86	公園施設スポーツ施設 使用料の改定案に反対のご意見を申し上げます。 理由1. 前回の値上げから期間が近すぎる 理由2. 世田谷近隣区の料金と比較して既に高い 理由3. 区民の健やかな生活は経済の動向と密接であり、利用しやすい金額であることが大切 よろしくお願いいたします。		①前回の値上げから期間が近すぎるとのご意見について 平成22年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」では、使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、前回は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引上げられましたが、管理運営経費の削減を図ることで、料金は据え置きとしました。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ②世田谷近隣区の料金と比較して既に高いとのご意見について 各自治体において、それぞれ適正な利用者負担に努める中、自治体ごとの財政状況や、施設の更新時期、維持管理コストなどの諸事情により、利用料金の差が生じることとなります。 ③区民利用施設は、利用しやすい金額であることが大切とのご意見について 公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、今回の改定にあたっては、急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を行います。

No.	意見内容	件数	区の考え方
87	【大蔵第二テニスコートの照明代について】 照明利用は1時間単位になっていますが、30分単位にできないでしょうか。早朝6-7時に任意で照明をよく利用しますが、冬至近くでない限り6:30迄で充分です。環境面からみても無駄な電力消費を防げるので良いと思います。 また、その上で、夕方の照明も早朝と同様に"任意"にできないでしょうか。灯りをつけるのは17時30分や18:30からでも十分な期間もあると思います。受付の方の作業が煩雑になるとお考えかもしれませんが、早朝の照明利用は当日窓口にて口頭で伝えているにも拘らず請求で今まで一度もミスはありません。 諸事情による値上げは致し方ないと思いますが、区民の健康促進の為にも、利用者負担を減らす工夫をお願いしたいです。		テニスコートの照明は、使用する時期や天候状況に応じ、プレー中の安全を確保するために必要な照度となるよう点灯・消灯を行っております。団体ごとの任意により点灯・消灯を行いますと、テニスコート全体で十分な照度を確保できない恐れがあることから、現時点におきましては、現行の運用を継続することとさせていただきます。 なお、環境への配慮や利用者の負担軽減も大切な視点であると考えており、いただいたご意見は、今後の検討にあたっての参考として活用をさせていただきます。
88	世田谷区のテニスコート使用料土日3,440円は高すぎます。 杉並区:2時間1,500円 調布市:2時間700円、2,400円 狛江市:2時間1,400円 新宿区:2時間1,500円 中野区:2時間1,000円 しかも、世田谷区以外で更新料など徴収している市町村はありません。 そもそも、更新料とは何のために徴収しているのでしょうか？ 平日コートの使用を止めてまで、しょっちゅうコートの手入れをしているようですが、そのためですか？ あんなに頻繁に手入れは必要な無いと思いますし、全くの無駄使いです！ 値上げの頻度も高すぎます。 区民の楽しみのための施設ですのに、区民に赤字の負担を押し付けないで下さい。 断固値上げには反対します！		①更新料とは何のために徴収しているのかとのご質問について けやきネット登録に関する更新料を指した質問と解釈してお答えします。 けやきネットの利用者登録料及び更新料は、抽選予約を有利にすることを目的とした複数の団体登録を抑止するため、平成30年度に導入しました。一定の効果を上げていることから、趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。 ②値上げの頻度が高いとのご意見について 平成22年12月に策定した、現行の「適正な利用者負担の導入指針」では、使用料等の改定を概ね3年ごとに見直しを行うこととしており、前回は平成30年10月に料金改定を実施した後、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引上げられましたが、管理運営経費の削減を図ることで、料金は据え置きとしました。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ③テニスコートの料金に関するご意見について No.44の①と同じ
89	私は、総合運動場温水プールでコースをお借りして、子どもたちと水泳のレッスンをしております。施設使用料改定に伴い、お願い申し上げます。 かつて、小学校の水泳授業は6月中旬から始まり、夏休みは10日間くらい、二学期は中旬まで行われてきました。しかし近年の異常気温のため近隣校では夏休みの練習は中止になることが増え、二学期は設定されず子どもたちの水泳授業時間が減少しているという実態があります。水の事故から命を守るという基本的な水の対処の指導が減っている状況のなか、子どもたちの公営プールにおける水泳指導の大切さを痛感しております。 当クラブは大蔵運動場温水プールが創設され、団体貸し出しを始めたときに発足し、現在に至っております。 その間、コース使用料は改定されておりますが、コーチたちの指導料は30年間一度も値上げせず何とか運営している状況です。 今回の改定案によると、「ホール」や「集会室」の3割に比べ、プールの値上げ率は1.13割と低いですが、使用頻度が圧倒的に違うため大きな打撃です。 兄弟姉妹で通っている家庭も多く、今後短絡的に会費値上げを施行することは絶対に避けたいと思っております。 今回の使用料見直しのあらましの中に、「こども、子育て応援都市」として子どもや子育て家庭に対する経済的支援を進める観点から　という文言がありました。 個人利用は、新たに子ども料金の設定がされたり、対象年齢も引き上げるということです。これを機に是非団体利用にも子ども料金の導入をしていただけるよう、強く希望いたします。		子どもの個人利用では、各スポーツ施設の温水プール、大蔵第二運動場の屋外プール、尾山台地域体育館の個人利用等において、これまでも一般料金よりも低額な子ども料金を設定しております。今回の見直しでは、これを拡大し、子ども料金の対象を「中学生以下」から「18歳以下」まで大幅に広げるとともに、対象施設として、新たに各公園施設の洋弓場、各スポーツ施設のトレーニングルーム（利用は15歳以上から）、大蔵運動場の陸上競技場、武道場、弓道場、エアーライフル場等や、大蔵第二運動場のゴルフ練習場の個人利用にも広げることとしております。 これらの見直しに加え、さらに団体利用における子どもを対象とした割引制度を導入することにつきましては、団体登録制度そのものを見直す必要があるとともに、区民全体の税負担と施設利用者の受益者負担のバランスなどの観点から、現状では広く区民の皆さまのご理解を得ることは困難であると考えておりますことから、今後の検討課題とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
90	プール使用料値上げに反対する意見 当会は、高齢者の体力推進、維持を目的に、毎週、水中ウォーキングを烏山中学のプールを1コース使用しています。構成員は、70代・80代で、4月平均年齢79.1歳です。私たちは生活機能低下を防止し、寝たきりにならないように、膝痛や腰痛にならないように取り組んでいます。整形外科の医師も推奨しています。医療費や介護保険費用の抑制にもなり、私たちの誇りでもあります。 今回の値上げは大幅であり、とても容認出来ません。現在毎週行っている練習の回数を減らさざるを得なくなるか、大幅な開披の値上げをしなければなりません。 過去の値上げのたびに、今までいた団体が姿を消し、あひるの会もその度に値上げし、やめる人が出てきています。会そのものの存在も危ぶまれます。 世田谷区は、団体使用料の高齢者支援が全くありません。他区では、65歳以上の高齢者団体使用料が無料だったり、団体使用料が半額となっている区がほとんどで、世田谷区が1番高い使用料を払っています。 高齢者の個人の使用料は、2時間150円と安く設定されていて、良いことと思います。どこの世界でも団体料金が安いというのが常識ではないでしょうか。 是非、プールの団体使用料を値上げしないでください。 高齢者・子ども・障害者の団体使用には、料金の減免をお願いします。		施設の機能維持のためには、人件費や光熱水費など、管理運営経費がかかっており、施設利用者には、その一部を使用料・利用料金としてご負担していただいているところです。この間、事業の一層の効率化に取り組み、各施設のコスト削減を図っておりますが、昨今の人件費や光熱水費等の高騰に伴い、将来にわたって区民サービスを提供し続けるためには、全庁的に施設使用料・利用料金の改定が必要な状況であり、ご理解をお願いいたします。 高齢者のスポーツを通じた社会参加の意義をふまえ、高齢者（65歳以上）の個人利用料金につきましては、一般よりも低額な料金設定をさせていただいております。 団体利用については、構成員の年齢確認等を含め定義づけが困難であり、区民全体の税負担と施設利用者の受益者負担のバランスなどの観点から、今後の課題とさせていただきます。
見直しの考え方		9	
91	総合運動場のプールを利用してます。 区民が維持費用を負担するのであれば、値上げ前に、区民以外の利用者からは割増利用利用料金を取るべきだと思います。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合、区民以外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能としている施設が多くあるものの、区民が利用する場合の使用料の額との区別が設けられていない施設が多くございます。区民以外の利用が多いなどにより、区民の利用に不便が生じるような事態が生じているようであれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えています。今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用については、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用にかかる料金の差別化などを含めて検討してまいります。
92	一般の料金を上げるのなら、高齢者も上げた方がいいのでは？ 前回の値上げでも一般だけだったと思います。せめて定期券は上げないでほしいです。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 高齢者、障害者、子どもの個人利用料金は、前回の改定時には据え置きとした経緯もあり、現行の料金については、一般料金との差額がさらに広がった状態にございます。 今回の改定にあたっては、一部の施設の高齢者の料金については、外出や社会活動への参加をより一層促したいという観点から、一定の配慮を行っておりますが、原則、高齢者、障害者、子どもの個人利用料金についても、一般料金と同じ改定率で改定させていただきます。ご理解をお願いします。
93	大藏温水プールをいつも利用させて貰っています。近年のエネルギー価格、人件費高騰、さらにふるさと納税による税流出などで、今の入場料で持続可能なのか？と、いつも思っています。価格改定は納得です。 問題は大人料金と、高齢者及びその他の料金の差が大きすぎること。高齢者はフローの所得が少なくとも、資産が多い方も場所柄多くいるはず。 私は70歳ですが、私から観ても大人と高齢者の料金が乖離しすぎ。乖離巾を縮めるべきと思う。地方税の主たる負担者である現役世代に負担過大は避けるべきではないか？		No.92と同じ

No.	意見内容	件数	区の考え方
94-1	施設使用料見直しの考え方について 平成22年12月の「適正な利用者負担の導入指針」について、改めて見直しを行っていただきたい。 施設使用料見直しの理由について、経費全体は令和4年度で105．5億円、利用者の使用料等の負担は約4．5億円で経費全体の6%とされている。これはたいした負担ではないという印象操作だと感じる。これについては平成4年度ではなく、令和5年度の決算に基づくデータで表示して頂きたい。なぜなら、令和4年度では新型コロナの影響がまだ残っており、区民の施設利用が少なかったからである。経費に土地購入費や減価償却費を算入しないということになったことについては歓迎したい。なぜなら、区民利用施設は利用する区民だけで設置されるものではなく、区民全体の税金によって設置されて然るべきものと考えるからである。その施設を利用するか利用しないかは区民のニーズによって異なるものであり、利用するつもりがないから施設設置費用を自分は負担しないということを主張することはあり得ないことである。そんなことを許容したら、子どものいない区民は学校設置の経費は負担しないということまで許容されることになってしまうからである。 　そこで次の問題は、施設利用料を利用者が負担すべき経費はどの程度かという問題である。その考え方としては2つあると考える。一つは、利用者が利用しなかったら発生しなかったであろう経費に限って利用者が負担するという考え方で、利用したことによる経費相当額を受益者である利用者が負担するという考え方である。利用しなくても発生する経費負担まで利用者が負担する筋合いはないという考え方である。 　もう一つは、人件費等を含む管理運営経費全体に対する負担は施設利用者が負担することは許容しても、1年間の時間軸の中で、一コマ2時間という時間的な割合と、全館貸切ではなく、占有した空間に応じた部分を負担をするという空間に対するコストを考慮して負担額を計算するという考え方である。 　第一の考え方から考えると、利用者が利用してもしなくても発生するコストを利用者が負担する必要はなく、利用者が負担すべきコストはせいぜい照明や空調に対する使用時間に応じたコストを負担すれば良いということになる。電気料金は、全国家庭電気製品公正取引協議会「電力料金目安単価」から1kWhあたり31円（税込）とされている。2時間使っても62円だ。利用する空間の大きさによって、仮に2倍になっても124円だ。その程度の利用料で済むということになる。 　第二の考え方では、受益者負担を求める場合、利用されなかった分のランニングコストの分まで、たまたま利用した者に負担させるというのは受益者負担とは言えない。実際に利用しなかったのだから受益者ではないからだ。利用者は施設全体を借り切って全コマ、全部屋を利用したわけではない。利用されなかった施設のコストは、施設利用を受益しなかった全区民が負担すべきであるというのが文字通りの「受益者負担原則」であると考える。そういう施設を設けた以上、結果的に受益しなかったことについては全区民で負担すべきものである。それをたまたま利用した区民に上乗せ負担させようというのは間違っている。つまり受益者負担の一コマ当たりの計算式は全区民利用施設のスペースの大きさと、1日で利用可能な9時から22時までの13時間の一コマ分を負担すれば良いということになる。烏山区民センターの事例ということで計算すると総コスト×全コマの13分の2×全7部屋の7分の1＝0.22＝2.2%となる。つまり6%の負担は利用されなかった分のコストを利用者に上乗せする不当に過大であり、2～3%の負担が妥当な施設利用料となる。		①令和5年度決算で算出した、利用者負担割合について 令和5年度決算で算出した施設の管理運営経費における利用者の負担割合については、約4.3億円で管理運営経費全体の約5.4%となります。 ②「適正な利用者負担の導入指針」の見直し等について 平成22年12月に策定した「適正な利用者負担の導入指針」については、策定時からこの間改訂を行っていないことから、今後、今回の改定方法を参考としながら標準的な改定方法について記載するなど、見直す予定でございます。 適正な利用者負担割合の考え方については、ご意見のとおり、コスト×利用者負担率の額を施設使用料等で確実に埋めようとすると、利用率が低い施設ほど使用料等が高くなるという結論になってしまい、公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているという設置目的からしても妥当ではなく、また、使用料等が高いことを理由に、施設が使用されなくなってしまう結果となることは望ましくないと考えております。 区としては、適正な利用者負担割合は施設使用料等の改定のみで達成するものではなく、施設に係る経費の削減や施設運営におけるサービス向上による利用率の改善に併せて取り組み、達成するものであると考えております。 今後、いただいたご意見も参考にしながら、「適正な利用者負担の導入指針」について改訂してまいりたいと考えております。

No.	意見内容	件数	区の考え方
94-2	先日当団体の会の会合を持った際、参加した方から施設使用料を参加者から徴収するのに負担感があって、活動を継続することに難しさを感じているとのことだった。したがって、今回の施設利用改定については、値下げするか、無償化に踏み切るかが世田谷区としての選択肢であると考えます。 教育の無償化か問われている昨今、文科省は、「社会の変化に対応した学習機会の提供として、学校卒業後に生きる期間が人生の7～8割に達し，社会変動の影響を受ける期間もまた長期化することを踏まえ，人々に多様な学び直しの機会を提供していくことが求められます。」としている。学校教育の無償化に合わせ、社会教育の無償化にも世田谷区が全国的に先進的な取り組みを行っているということを心から期待したいところです。 平成22年12月の「適正な利用者負担の導入指針」について、改めて見直しを行って、社会教育の無償化により、世田谷区民が生き生きと社会教育を享受することで地域の活性化を実現できるようにしていただきたい。そのことによるクロスセクターメリットはより大きくなると考えます。		
95	1 基本的なスタンス、 ・受益者負担が原則と考える。併せ、使用する人、しない人がいるのだから、料金的にも類似民間施設と大きくかけ離れることのない料金設定であるべきと思う。即特定の利用者の為に、区が大きな負担をすべきではないと思う。 Q1 それぞれの施設料金につき、類似民間施設との比較はどうなっているか？ Q2 施設の使用の仕方は多種多様で、単なる趣味の集まりから結構な会費を取っての集まりがあると思う。一律料金でよいのか？（英会話教室、学習塾等々） Q3 使用を禁ずる使い方の基準は何か？またそれらをチェックしているのはどの部門か？過去に使用を禁じた例は？ 2 例示として、船橋公文書庫、 Q4 施設の一部を”独占的”に特定団体が利用していることはないか？ある場合、その理由は何か？ Q5 当該利用団体は、HPにおいて、「練習会場は一箇所 K です。」と表示しており、あわせ練習日程においても、会場名の具体的明記はなく、単に K と表示している。斯様表現をしなければならない背景は何か？ Q6 他世田谷区の団体で、区民ホールを”優先的”に利用いる団体がある。ただ、この施設は並行して利用の申し込みを受け付けている。斯様優先的適用を受けられる要件は何か？ 3 例示として、陶芸室、 Q7 （4陶芸室それぞれについて）施設の維持経費と当該陶芸室からの徴収金額はどういうバランスとなっているのか？とてつもない区の費用負担となっていないか？類似民間施設との比較は？		Q1について 民間類似施設における使用料等やサービス水準の比較については、区の施設使用料等改定の算定基準そのものではございませんが、駐車場料金やスポーツ施設など、選択的かつ私益性の高い施設においては、使用料等の設定において参考とすることもありうると考えております。 Q2について 現在、たとえば各区民会館のホールについては、営利目的で使用する際、使用者が入場料その他これに類する料金を1,000円以上徴収する場合は、「基本使用料×5割増し」の料金をお支払いいただいており、既に営利利用と非営利利用で異なる料金が設定されています。 Q3について 入館等の制限については、各施設の条例に規定されています。 Q4について 世田谷区音楽活動団体支援要綱に基づき、練習会場として使用しています。 Q5について 団体のホームページのご質問については、該当団体にお問い合わせください。 Q6について 区民会館、区民センター等の区民利用施設の使用について、区と共催して実施する事業や公共に資する事業（公共的団体が実施する公共的事業）につきましては、通常の予約期間よりも優先して予約をしております。 Q7について 陶芸窯の維持経費のみで見れば各陶芸室の使用料でまかなえておりますが、陶芸室全体の維持経費については当該陶芸室を含む区施設（学校・地区会館など）全体の維持経費として区が負担しております。民間施設の場合はこのような施設全体の維持経費も利用料等に上乗せして徴取していると考えられます。
96	初めて世田谷区に意見をいたします。 私は世田谷区に1996～1998年と2001年～現在までお世話になっております。 国策のふるさと納税は最初から世田谷区のサービスの低下に繋がるのはわかっていて、私はふるさと納税せずに納税しています。 納税データーからわかるのだから、利用料の一律は不平等に感じます。 なぜふるさと納税した方々と同じ金額になるのでしょうか。 私は世田谷区の今回の料金改定は、大変不愉快です。 わかっていて対策できない区政を残念に思います。 もっと区民の為に使う地方にはないサービスのあり方を打ち出してください。 このままで行けば危機感を感じています。ゴミ回収とか減りそうで怖いです。生活の安全を第一に、考えてもらいたいです。 よろしくお願いします。		長らく区政にご協力いただき、また、この度はご意見を頂戴しありがとうございます。 施設の管理運営経費が増加しているため、施設使用料等の改定は、施設機能を将来にわたって存続させるためには必要なものと認識しております。また、使用料に関して、ふるさと納税を行ったかどうかを基準として異なる料金を適用する案については、ふるさと納税制度が、ふるさとやゆかりのある自治体を応援するために法制化されており、その趣旨に照らしながら慎重に検討すべきものと考えます。 今回のご指摘は、使用料に限らず世田谷区におけるふるさと納税による財源流出対策全般にわたると思います。ふるさと納税による財源流出については区としても危機感を持っており、寄附の使い道の明確化や返礼品等の拡充による寄附獲得に取組むとともに、本制度の問題点の周知や、廃止を含めた制度の抜本的な見直しについて国への要望を行っております。 今後も区民の福祉向上に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

No.	意見内容	件数	区の考え方
97	区民施設を日頃から利用しています。現在、他区や都の施設と比べても高いと感じながら利用しています。議会で決定される前に一言申し上げます。そもそも、スポーツ施設であれ文化施設であれ、福祉施設であれ、区民のニーズがあるところで施設がつくられ、区民の福祉や教育、健康、文化を向上させるために活用されています。そうした施設に公的な資金が投入されるのは当然のことですが、それによって区全体の福祉や教育、健康、文化が向上していくことは、区民全体が総体として利益を受けているのです。その意味では区民全体のための施設活用に、個々の利用者が受益者負担を今でも続けていること自体が、区民の利用をより一層妨げる要因になっているとも言えます。そのうえ、昨今の物価上昇に便乗して区民施設の利用料を値上げするのは、区民の利用控えを促し、区民の福祉、教育、健康、文化の向上に逆行すると言わざるを得ません。ただでさえ、物価上昇によって現在の生活のみならず、将来の生活に不安を覚える区民が多いなか、区民施設の値上げは止めるべきです。区全体の福祉や教育、健康、文化の向上は、私益ではなく公益です。さらに言えば、区民生活の基盤と言える区民施設の利用を妨げるようなことは避けるべきです。福祉や教育、健康、文化の向上に逆行しています。地方自治体は区民生活の向上のために存在しています。今一度、区の存在意義はもちろん、税金の使い方も見直す必要があると考えます。公益性が極めて高い区民施設の利用に受益者負担を持ち込まないことが重要であり、これ以上の区民負担は認めることは到底できません。以上		施設は特定の方が利用したとしても、その結果として区全体の教育、健康、文化水準が向上した環境は区民全体が利益を享受しているのだから、利用者にだけコストの一部を負担させるべきではないというご意見と解釈いたしました。そのような考え方も当然あるものと受け止めております。区としても、公共施設は住民の福祉の増進のために設置されているため、なるべく低廉な料金で使用していただき、区全体の福祉の増進を図りたいと願っております。 しかし、施設が利用された結果として生み出される区全体の環境向上とは別に、施設利用によってそのとき直接的な利益を得ることができるのは利用者自身であると考え、区の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部をご負担いただくこととしております。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
98-1	「世田谷区の区民利用施設使用料等の改定案」について 1．改定案に対するパブリックコメン募集に関わる要望事項。 ①「世田谷区の区民利用施設使用料等の見直しの考え方について」と「施設使用料等の改定額の案について」 令和6年9月と同年11月に発表されているが、世田谷区の施設使用料等の基本的な考え方を知らないのでこれを機に区民に改めて説明願いたい。（基本的な考え方は何時定められ、時代の変化に応じてどのように見直されてきたのかを知りたい。） ②世田谷区が区民へ提供している施設については、経年の中で新たな分野（例.ゴルフ練習場等）が加わっている。新しい分野についての施設使用料等の定めの基本的な考え方を改めて説明して頂きたい。 ③区民利用施設と同じような施設は他区、東京都や近隣市町村にもある。また、民間企業経営施設と競業する施設がある。今回の改定案にはそれらの施設との利用料比較資料が必要。利用料改定の検討には比較資料は欠かせない。 ④施設利用料以外のナイター照明利用料金についても同様に東京都や近隣市町村と比較資料が必要。 ⑤区民利用施設の利用状況、経営状況の資料が無い。区財政の負担が大きく且つ区民の利用が低調な施設についての存続の必要性等検討資料を公開願いたい。		①②「適正な利用者負担の導入指針」の策定及び見直し時期について 平成22年12月に策定した「適正な利用者負担の導入指針」」において、世田谷区の施設使用料等の基本的な考え方を示しており、区HP（https://www.city.setagaya.lg.jp/02005/6050.html）からご覧いただけます。この指針を策定後、今回の見直しを含め、過去3回に渡り区民利用施設の使用料等の見直しを行っておりますが、見直しにあたっては、この指針に基づき実施しております。 なお、この指針は策定時からこの改訂を行っていないことから、今後、今回の改定方法を参考としながら標準的な改定方法について記載するなど、見直す予定でございます。 ③④施設使用料等の見直しにあたっては、他自治体や民間類似施設の料金を比較したうえで決定すべき、とのご意見について 他自治体や民間類似施設における使用料等の比較については、区の施設使用料等改定の算定基準そのものではございませんが、駐車場料金やスポーツ施設など、選択的かつ私益性の高い施設においては、使用料等の設定において参考とすることもありうると考えております。 ⑤区民利用施設の利用状況や経営状況が分かる資料の公開について 区民利用施設の利用状況については、世田谷区統計書に掲載しており、区HP（https://www.city.setagaya.lg.jp/01110/5388.html）からご覧いただけます。 また、経営状況に関する資料については、使用料等の算出基礎として用いた、施設別行政コスト計算書では、公共施設整備・運営の適正化を推進するにあたっての資料として活用するために、区が保有管理する施設の概要や施設ごとの費用と収入を一覧にまとめており、経費の推移をご確認いただけます。新公会計制度導入以降の平成30年度決算から令和5年度決算までの資料については、区HP（https://www.city.setagaya.lg.jp/01040/6233.html）からご覧いただけます。 さらに、区民センターやスポーツ施設など、指定管理者を導入している施設については、毎年度利用状況や業務の収支に関する指定管理者からの事業報告を公表しており、区HP（https://www.city.setagaya.lg.jp/02005/9241.html）からご覧いただけます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
98-2	2. 今回の施設使用料等の改定は物価高騰や施設の管理運営費の増加が主因との説明であるが、 ①施設運営の管理運営が非合理的且つ管理不十分な施設や運営委託先への監督が不十分と思われる事象が垣間見られる。区が把握している施設の管理状況について説明願いたい。(Ex.総合運動場と大蔵運動場の受付業務を2か所に分かれたままにしている。 同じくテニスコートの営業時間帯を別区分にして、使用抽選も複雑にしている。経営合理化の検討が必要。高齢の警備員を受付付近に配置している意義が使用者から見ていると不明。民間のゴルフ練習場は受付民間施設では無人にして経費節減しているケースがある。 現状の大蔵ゴルフ練習場の料金レベルでは区が行う意義がない。且つ市場レベルより低くすると民業圧迫になる懸念がある。Ex.井山ゴルフ場) ②学校施設の管理経費も増加しているとのことであるが、その内容を具体的に説明願いたい。プール等安全管理の為の監視委員が必要なケースがあるが、テニスコートについては現状のサービス内容に鑑みても管理経費が増加しているとは思えない。他の区市町は公立学校の公開は原則無料で行っている例がある。テニスコートの設備管理状況は極めて劣悪な状態で放置されている物件がある。(烏山中学校テニスコートはサーフェイスの修理状況劣悪、ナイター照明を邪魔する木立の伐採管理が全くなされていない。管理者に注文しているが区に上申しているが改善せずとの回答で放置されている。) ③ふるさと納税による財源の枯渇は区民としても憂いているが、地方税交付金を拠出している世田谷区の区民が利用する公共施設利用料金が交付金を受領している地方公共団体の施設使用料よりも大幅に高い水準の世田谷区現状に区民は大いに不満がある。 ④世田谷区の公園・スポーツ施設及び付帯駐車場を世田谷区以外の居住者が利用していて、区民の使用が妨げられている。世田谷区は面積が広く、公園、競技場は交通が不便な地域に立地しているので、区民の駐車場利用については区民の優先権や利用料の便宜が必要。 ⑤スポーツ施設利用については、例えば野球場の利用料とサッカー場とテニスコートの利用料を比較すると1人のプレイヤーの負担がテニスコートの方が何倍も高い。プレイする人数によっても比較が難しい側面はあるが、野球一面はゲームを主体に考えれば2チームのベンチ入りは36名~40名である。また、サッカーは30名内外である。テニスはシングルスでは1面2名。ダブルスでは4名。ゲーム時間は内容によるが2時間で多くても6人が最大限。プレイヤー1人当たりの利用料負担という観点を検討して貰いたい。 夜間の照明代についても野球場、サッカー場とテニスコートの利用電力を価格に反映している現状とは思えない。照明代は明確な料金算出が可能であり、区民が比較しやすい料金でもあるので納得性がある精緻な比較資料が必要、且つ近隣区の施設との照明料金比較が欠かせない。尚、地球温暖化の影響で5月~11月中旬までのナイタースポーツ施設の利用ニーズが急速に高まっていることを付け加えておきたい。		①総合運動場と大蔵第二運動場の運営に関するご意見について 総合運動場と大蔵第二運動場につきましては、同一の法人を指定管理者に指定することにより、柔軟な人員配置が可能になるなど管理運営面での効率化に取り組んでおります。両施設をご利用する場合の利便性の向上につきましては、いただいたご意見も踏まえながら、今後いっそうの工夫を図ってまいります。 総合運動場と大蔵第二運動場の運営にあたりましては、各種業務の統合・共通化や、キャッシュレス決済の導入など、管理運営面での効率化とサービス向上に取り組んでまいりました。 そのうえで、今回の利用料の見直しは、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、施設の機能維持のために必要な人件費や光熱水費、委託料などの実際にかかる管理運営経費を踏まえ、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるために実施するものです。 今後に向けましては、ご意見を踏まえ、さらなる運営の効率化により施設の維持に要する区のコストを極力抑えるとともに、両施設をご利用いただく際の利便性の向上を図ることにより、区民にとって施設がより身近で、魅力的な存在となるべく、一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。 ②学校施設に要する経費に関するご意見について 施設の機能維持のためには、人件費や光熱水費など、管理運営経費がかかっており、施設利用者には、その一部を使用料・利用料金としてご負担していただいているところです。この間、事業の一層の効率化に取り組み、各施設のコスト削減を図っておりますが、昨今の人件費や光熱水費等の高騰に伴い、将来にわたって区民サービスを提供し続けるためには、全庁的に施設使用料・利用料金の改定が必要な状況であり、ご理解をお願いいたします。 また、設備の管理状況につきましては、改めて状況を見直し、区民の皆様が快適にお使いいただけるよう努めてまいります。 ③他区よりも施設使用料等が高い、とのご意見について 限られた財源の配分は、自治体によって考え方が異なるという背景もあり、他自治体と比較する場合は、公共施設だけではなく他のあらゆる行政サービスを比較する必要があると考えております。 施設の使用料等について、世田谷区よりも安価としている自治体があることは認識しておりますが、世田谷区内の公共施設では、運営にあたり、管理運営経費の一部について利用する方に負担していただいているところです。このことは、限られた財源の中で施設の機能を維持するため、税金で負担する割合とのバランスの観点などから、適正な使用料を設定する考えに基づくものです。 ④区民外料金の設定に関するご意見について 区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合については区民以外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能としていることが多くありますが、区民が利用する場合の使用料の額との区別が設けられていない施設が多くございます。区民以外の利用が多いなどにより、区民の利用に不便が生じるような事態が生じているようであれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えております。 今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用については、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用にかかる料金の差別化などを含めて検討を進めたいと考えております。 ⑤施設使用料等の見直しにあたっては、室場ごとの利用者一人あたりの負担額の考え方を適用すべき、とのご意見について 施設使用料等の見直しにあたっては、施設の管理運営に要する経費を算定基礎としておりますが、いただいたご意見は、今後の施設使用料等の見直しの参考とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
98-3	3. 施設ごとの利用状況と使用経費を公開願いたい。そのうえで必要な施設、存続が不要な施設等の検討や管理の合理化の検討・実績等もお知らせ頂きたい。一般に野球・サッカー等多人数のプレイヤーが必要な競技種目の施設は平日の日中に空きが多いが、夜間や土日祝は利用者が多い。今回の改定案は施設総体の管理費議論だけで個別施設の必要性、管理の向上合理化等の区が行ってきた努力が区民に伝わらない。あるべき施設利用料の利用者負担がどうあるべきかを総合的に検討した結果であるべきと思料。		区では、世田谷区公共施設等総合管理計画において、公共施設の適切な管理、保全、更新等への取組みを定めております。 施設における管理の合理化等については、各施設で取り組んでおり、今後も引き続き、施設の維持に要する区のコストの削減に取り組んでまいります。
99	担当者様 区政への日々ご尽力お疲れ様です。 今回の施設利用料を中心とした価格見直しは、国政が推進する価格転嫁の方針とも沿っておりますので、利用者としてはやむなしかと捉えています。 しかしながら、以前より解せないのが、区民、非区民（都民/非都民）での施設利用料金設定に差が無いことです。 多くの自治体で区内在住・勤務者とそれ以外の利用者で、施設利用料の差を設けている実態があります。 当方勤務先の港区在学していた新宿区など、特別区でも当然のように利用料に差を設けておりましたし、他県の公的施設利用時においては1.5倍程度の差は良く見受けられますが、その差額を当然として支払っております。 ところが、世田谷区だけはその差がありません。これは、区外利用者による区民ファシリティへのフリーライドではないでしょうか。 区報を拝見しても、施設利用料は、料金に占める利用者負担分より、区民の税金による補填が多いことが分かります。これは、区民税を納めていない利用者への利益供与にあたるのではないでしょうか。 事実、当方が良く利用する大蔵の運動施設は、駐車場に停まっている車のナンバーを見ても大半が区外（都外）からの利用者であることが分かります。 大蔵プールの夏期野外プール利用者に至っては、その大半が狛江や川崎方面からの利用であるようです。 区外利用者により満員となり、区民児童の利用に支障が出ている状況も鑑みれば、料金差設定は当然の対応かと考えられているところ、今回もその措置が見送られた理由を、区民に提示いただきたいと考えております。 真摯なご検討、何卒宜しくお願い致します。		他の自治体では、区内在住・在勤の方とそれ以外の方で、施設使用料に差を設けている施設があることは認識しております。 一方、区の区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合については区民以外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能としていることが多くありますが、区民が利用する場合の使用料の額との区別が設けられていない施設が多くございます。区民以外の方が施設を利用する際には、管理運営経費の一部について施設使用料等として負担いただいており、利益供与にはあたらないと考えておりますが、区民以外の利用が多いなどにより、区民の利用に不便が生じるような事態が生じているようであれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えております。 今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用については、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用にかかる料金の差別化などを含めて検討を進めたいと考えております。
その他要望		17	
100	祖師谷、千歳台地域の区民集会所等を利用させて頂いております。午後は2時間ごとに区切られていて多くの団体グループが利用できるし使用料も200円で、手頃と思っていますが、午前は3時間一コマのみで300円となっているのは負担感が大きく感じます。お昼の時間帯も含めて2時間ごとの区分けにし、調理、講演会等では2コマ使えばいいし話し合いのみは2時間1コマで済みますので、検討をお願いします。とにかく区民が安価に施設利用できるようにしてください。		今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費（人件費、光熱水費等）の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 　引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 　なお、施設の開放時間枠に関するご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。
101	使用料の値上げはこまります。再考して欲しいです。午後12時30分からのこま時間設定にも困っています。12時30分からの時間は一般的には昼食時間。そのため、集まるのには無理があります。 また、1こま2時間以内で、準備・本会・後始末などを時間内に納めることが難しい。結果、2こまを予約しなければならない。2こまをフルに利用するわけではないのに、時間オーバーを避けるために2こま分の使用料を払うのはきついです。		No.100と同じ
102	砧総合支所の駐車場料金について ①15分100円→15分120円とあるが10円単位は細かすぎる。100円単位にしてほしい ②近隣の駐車場料金と比べて安すぎる。区は近隣の駐車場料金は調査しているのか。 　周りより安いことで車が集まり、支所に来た人が止められないという事はないのか。 ③今時、現金しか使えないというのはいかがなものか。 　クレジットカード、バーコード決済、鉄道系ICカードが使える様にしていただきたい。		駐車場料金につきましては、周辺の民間駐車場や他の公共施設料金とのバランスを考慮の上、設定しております。 しかしながら、いただいたご意見等を踏まえ、今回は設定時間の単位を見直すことで、バランスを図ることといたしました。 なお、総合支所を利用される方に不便が生じることのないよう、引き続き各駐車場の適正な管理・運営に努めてまいります。 決済方法など設備に関するご意見につきましては、今後の駐車場の管理・運営の参考とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
103	砧総合支所における駐車場に関して 15分100円→15分120円とあるが10円単位は細かすぎる。100円単位にしてほしい。 近隣の駐車場料金と比べて安すぎる。区は近隣の駐車場料金を調査しているのか。 周りより安い事で車が集まり、支所に来た人が止められないという事はないのか。 ナンバー自動読み取りや、クレジットカード、バーコード決済、鉄道系ICカードを使える様にしてほしい		No.102と同じ
104	砧総合支所の駐車場について意見を述べさせていただきます。料金を15分100円を120円にするとの事ですが以下の点が気にかかります。 〇10円硬貨を使用するので煩雑になります。単位は100円単位として時間で調整できませんか。 〇近隣駐車場と比較して安すぎるため自動車が集中します。よって総合支所に用件があっても満車で入れない事があります。 （近隣並みに値上げしても、総合支所利用者は無料になるので問題ありません。） 解決先としての提案 〇100円単位の支払いとし、無理ならばカードやQRコード決済を可能としてください。 〇一般用の駐車場はやめて、砧総合支所、成城ホール専用の駐車場とし、砧総合支所の利用者が利用できない事がないようにしてください。 以上意見を述べさせていただきました。		No.102と同じ
105	いろいろな施設を利用したいけど、近くに施設がない。奥沢、二子玉川地区は見放されてる施設は世田谷の中央にかたまっている。世田谷区は都内でも大きい区なのに、施設が少なすぎる		区では、区内全28地区における公共施設の配置状況や施設種別ごとのニーズを踏まえ、「世田谷区公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）（令和6年～18年）」にお示している施設整備の考え方に基づき、取組みを進めております。 例えば、ご意見いただいております奥沢及び二子玉川地区は、児童館の未整備地区に該当するため、児童館整備の検討を行っており、奥沢地区では令和9年度に奥沢児童館の開設を目指し、整備事業を進めているところです。また、二子玉川地区においても、玉川地域内にある野毛青少年交流センターの今後のあり方とともに検討していくこととしております。 引き続き、いただいたご意見も参考にさせていただきながら、必要な公共施設の整備を着実に進めてまいります。
106	施設かどうか分からないのですが、区の予約制乗合ワゴンについて。 何度か利用しようとしたことはありますが、ほとんど予約が取れない状況で、必要な時間の2時間3時間先なら取れるというような返事で、一体どのくらいの方が利用しているのかも不明です。ごく一部の利用者に区の予算を使うような配分はまずやめて欲しいと思います。まあ施設利用というのも一部なのでしょうが。		区では、公共交通不便地域対策として、令和5年5月1日から、砧・大蔵地区において、地域や運行事業者と協働しながら、AIとワゴン車両を活用したデマンド型交通による実証運行に取り組んでおります。運行開始から約1年半年を迎え、1か月あたり600人程度の方にご利用いただいている一方で、利用日時の直前になるにつれて、予約が取りづらい状況が生じております。ご利用されたい方にはご不便をおかけしておりますので、区では予約が取りやすくなるように、利用者の方の需要に応える対策に努めております。また、予約はご利用の1週間前から30分前まで可能ですので、早めにご予約をいただくこともご検討願います。
107	ふるさと納税をせず、全額世田谷区に納税している人は、料金割引の特典があってもよいのではないでしょうか。		ふるさと納税を行ったかどうかを基準とした割引適用については、ふるさと納税制度が、ふるさとやゆかりのある自治体を応援するために法制化されており、その趣旨に照らしながら慎重に検討すべきものと考えます。一方で、区民の皆様に対する割引メニューの充実については、利用率を上げて収入を確保し、公共施設におけるサービスを向上させることにもつながりますので、今後の施策の参考とさせていただきます。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
108	各区民ホールの利用料は、営利のための利用と非営利目的での利用とで別料金にしたらいいと思います。		現在、各区民会館のホールを営利目的で使用する際、使用者が入場料その他これに類する料金を1,000円以上徴収する場合は、「基本使用料×5割増し」の料金をお支払いいただいており、既に営利利用と非営利利用で異なる料金が設定されています。

No.	意見内容	件数	区の考え方
109	概ね物価上昇率に即しており、妥当な範囲内と考えるが、下記については見直してほしい。 ・高齢者価格の見直し。 →今の高齢者は恵まれているので、一般利用者も使う施設で優遇する必要性を感じない。せいぜい既存で高齢者価格が設定されている施設のみ平日日中の利用料を3割引程度とし、土休日や学校休業日は混雑緩和も兼ねて一般料金適用で良いのではないか。また、新規設定は不要。特にスポーツ施設については民間の安価なジムも多くなってきたので、区が積極的に割り引く必要はないのではないか。 それよりも学生や社会人とはいえまだ収入が不安定な30歳未満の若年層への優遇が必要ではないか。18歳以下の割引価格設定は子育て支援という面からも妥当。 ・自転車駐輪場の価格について →月極は妥当だと思うが、日極については数時間使う際の民間駐輪場との価格差が大きいのではないか。今後駐輪場管理員の人材確保が難しくなることも見込まれるので、今回は価格を据え置く代わりに、今後時間極管理が出来る機械式駐輪場に置き換えていくことも検討されたい(例えば小田急線の高架下駐輪場は10時間100円だが、長時間置けば200円になるので、管理合理化も含めてこれ位が妥当ではないか)。 ・シャワー室の料金について →130円という単価は中途半端なので、100円のまま利用時間を4分にするといった施策は出来ないのか。 また、その他の施設の個人利用の支払については、半端な金額を支払うための小銭の用意が利用者・施設管理者とも煩雑になることが見込まれるので、極力キリの良い単価にするか、キャッシュレス決済(有人支払施設についてはせたがやPay)を必ず導入してほしい。		・高齢者価格の見直しについて 高齢者、障害者、子どもの個人利用料金は、前回の改定時には据え置きとした経緯もあり、現行の料金については、一般料金との差額がさらに広がった状態にございます。 今回の改定にあたっては、原則、高齢者、障害者、子どもの個人利用料金についても、一般料金と同じ改定率で改定させていただきますが、一部の施設の高齢者料金については、外出や社会活動への参加をより一層、促したいという観点から、一定の配慮を行っております。 なお、若年層で経済面において困窮する方への支援については、施設使用料等に限らず重要な要素と考えていますので、引き続き課題を整理したうえで、検討してまいります。 ・自転車駐輪場の価格について 自転車駐輪場の月ぎめ・日ぎめ・時間ぎめ価格は、条例上限額を示しています。 そのため、各駐輪場の料金については、周辺の民間駐輪場の価格等も参考に、条例上限額内にて決定いたします。 ・健康増進・交流施設のシャワー室の料金について 健康増進・交流施設のシャワー室の料金についてですが、区民意見募集でお示しした資料に誤りがあり、正しくは10円単位の料金に改定した場合、取り扱う小銭が増え、管理の煩雑さが増すため、料金は据え置くこととしておりました。お詫びして訂正いたします。 ・施設利用時のキャッシュレス決済の導入について 今後も施設機能を維持するためには、使用料等の改定だけでなく施設運営におけるサービス向上にも併せて取り組む必要があると考えております。世田谷区では、施設使用料等のお支払いに限らず、様々な場面でキャッシュレス決済を利用できるよう順次拡大を進めております。 いただいたご意見も参考に、引き続き、サービスの向上に取り組んでまいります。
110	管理運営経費の増加とありますが、具体的な経費一覧や、少なくとも3年間分の変化がみることは可能でしょうか？ 何が増加しているのかを定量的に把握できないと、一律130%の値上げが妥当なのかがわかりません。 数字を見ただけの個人的な意見ですが、累進的に、金額の高い部屋は増加の割合を下げることが必要だと感じています。 ご検討いただけますと幸いです。		①・管理運営経費の具体的な経費一覧について 使用料等の算出基礎は、施設別行政コスト計算書に記載の「物件費(うち土地建物設備賃借料のみ除く)」、「扶助費・補助費等」、「人件費」を合算したものを「管理運営経費」としております。 使用料等の算定にあたっては、①平成30年度決算と令和5年度決算の管理運営経費を類似施設のグループごと(区民集会施設等、文化施設)に比較し、その増加割合に平行して各施設の使用料等の額を一律スライドさせ、額を算出します。②次に①で算出した額に急激な改定とはならないよう改定率の上限を原則3割とするほか、高齢者や障害者、さらには新たに18歳以下を対象とした料金設定を行うなど、改定率や改定方法に一定の配慮を加えます。③さらに各施設の実情に応じた調整を加え、改定額を算定しております。 なお、使用料等の算出基礎として用いた施設別行政コスト計算書は、公共施設整備・運営の適正化を推進するにあたっての資料として活用するために、区が保有管理する施設の概要や施設ごとの費用と収入を一覧にまとめたものです。新公会計制度導入以降の平成30年度決算から令和5年度決算までの資料については、区HP(https://www.city.setagaya.lg.jp/01040/6233.html)からご覧いただけます。 ②累進的に金額の高い部屋は増加の割合を下げるべきとのご意見について いただいたご意見は、今後の施設使用料等の見直しの参考とさせていただきます。

No.	意見内容	件数	区の考え方
111	①増加したコストに関して人件費の割合がわかりませんが、かなり態度の悪い方がいらしたりとても対面のサービスとしては悪い状況があります。 よりオンライン化やシステム化に投資し、人を減らし、人件費を削減しコストを抑えるか優良なサービスに変わるのであれば利用料金の改訂に納得できます。 いまだに使用ごとに用紙への記入がアナログであるのは環境への配慮もされていませんし、無駄が多いと感じます。 目に見える無駄がある状況で利用料金の改訂は受け入れ難いです。 ②子ども料金などの使用料の変化には賛成です。 それができるのであれば人気のある時間帯ごとに価格の調整をしていただきたいと思います。 利用率を見た際に利用している実感としてはこんなに低いのか？という感覚です。なかなか予約が取れないと思っているので全然使われていない時間や施設があるのでは？と思います。(例:日曜の20:00～22:00は大体どこも空いている。) 料金に差をもたらすことで現在、不人気な施設や時間帯にも人が流れる理由ができ、資産の有効活用ができるのでは？と感じます。		①経費削減とサービス向上の取組みに関するご意見について まず、施設スタッフの接遇に関し、ご不快な思いをされたことにつきまして、お詫び申し上げます。 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 しかし、施設機能や区民サービスを維持、発展は、使用料等の引き上げによってのみ実現できるものではなく、ご意見のとおり、経費削減についても併せて取り組む必要があると考えております。 いただいたご意見も参考にさせていただき、今後もコスト削減に取り組んでまいります。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。 ②時間帯ごとの需要に応じた価格設定の導入に関するご意見について 公共施設で稼ぐという取組みについても重要であると認識しております。公共施設は住民の福祉の増進のために設置しているため、施設の設置目的などを逸脱しないよう注意する必要はありますが、いただいたご意見も参考に、公共施設で稼ぐ手段として検討していきたいと考えております。
112	大蔵第二運動場のトレーニングルームを利用させていただいています。 コロナ以降、昔よりサービス品質が落ちている状態の利用料金値上げにはがっかりです。 世の流れで仕方がなく賛同しますが、高齢者の利用料金ももう少しあげてください。 現在、3時間利用が660円と250円では差がありすぎます。今は高収入の高齢者が多いので、 所得に応じた利用料金にしていただきたいです。 私は現在57歳ですが、私が65歳以上になった際に、私の年代以降はバブル崩壊でまともに働いていない人が 多い状態で、高齢者が増えすぎて1,000円以上支払うことになると思います。 もっと将来を見据えた試算をお願いします。 またふるさと納税で減収しているなら、ふるさと納税を世田谷区以外にしている人は別料金とするなど 考慮をお願いしたいです。私はずっと世田谷区に高い税金をお支払いしています。 また東京都の他の市や区は在住、在勤以外は別料金を取ったりしているのに、なぜ、世田谷区はそうしないのでしょうか。 余裕がなく区民に負担を強いるなら、納得いく説明をお願いしたいです。 値上げするためにサービスを強化するなどの記載が一切ないのも不満です。 よろしくお願いいたします。		①高齢者価格の見直しに関するご意見について 今回の施設使用料等の見直しは、平成30年10月の改定時と比較して、昨今の物価高騰等の社会情勢を背景に、公共施設全体の管理運営経費(人件費、光熱水費等)の規模が増加していることから、将来に渡って施設機能や区民サービスを維持、発展させるためにも必要であり、実施するものです。 高齢者、障害者、子どもの個人利用料金は、前回の改定時には据え置きとした経緯もあり、現行の料金については、一般料金との差額がさらに広がった状態にございます。 今回の改定にあたっては、一部の施設の高齢者の料金については、外出や社会活動への参加をより一層促したいという観点から、一定の配慮を行っておりますが、原則、高齢者、障害者、子どもの個人利用料金についても、一般料金と同じ改定率で改定させていただきます。ご理解をお願いします。 なお、ご指摘の通り、社会構成員の年齢構造は今後変化してまいります。高齢者料金の対象年齢を見直すなど社会構成の変化に合わせた使用料の在り方について、今後の検討といたします。 ②区外料金の設定に関するご意見について 区民利用施設では、利用状況に余裕がある場合については区民以外の方で区内に勤務先・通学先を有する方の利用を可能としていることが多くありますが、区民が利用する場合の使用料の額との区別が設けられていない施設が多くございます。区民以外の利用が多いなどにより、区民の利用に不便が生じるような事態が生じているようであれば、料金の差別化などにより改善を図る必要があると考えております。 今後、区民利用施設における区民と区民以外の方の利用については、現状把握と課題の確認を行い、区民とそれ以外の方の利用にかかる料金の差別化などを含めて検討を進めたいと考えております。 ③サービス向上に関するご意見について 公共施設は、区民の福祉の増進を目的として設置されていることから、その目的を達成するためには、使用料等の改定だけではなく施設運営におけるサービス向上にも併せて取り組む必要があると考えております。 引き続き、施設の維持に要する区のコストを極力抑え、区民にとって公共施設がより身近で、魅力的な存在となるべく一層工夫を重ねてまいりますので、ご理解をお願いいたします。
113	利用料の値上げに伴い、けやきネットの利便性をあげて欲しいです。 特に当日キャンセルが電話でなければならないのが不便です。 具体的には、当日キャンセルもネットで対応できるようにする、雨天や強風の時の当日無料キャンセルのガイドラインを作って、当日の連絡が不要となるようにして欲しいと思います。		けやきネット対象施設の内、一部の施設(260中60施設)が無人管理のため、地域の方の協力の下で施錠管理していることから、当日のキャンセル・予約を電話での受付とさせていただいております。また、特定の施設のみ当日キャンセル・予約を受付ける設定が困難となっておりますので、ご理解とご協力くださるようお願いいたします。 なお、いただいたご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。 また、今年度、台風に伴う当日連絡を不要とし、無料キャンセル扱いとする試行運用を行いました。今後、試行結果等を踏まえて、運用を整備してまいります。

No.	意見内容	件数	区の考え方
114	施設利用料の改訂にともない、実質的に各種料金の引き上げをされることは止むを得ず、概ね提案内容が妥当かと思います。同時に提案されている既存制度の料金額の改訂にとどまらず、区民・利用者の利便性・厚生が増すような料金制度の見直しを実施していただきたいと希望します。 ひとつは、世田谷総合運動場と大蔵第二運動場の料金がまったく別立てになっており、両施設を連続して利用する際に、二度購入する必要があり、なんら併用割引もありません。両施設を連続して円滑にできるような共通券のような仕組みを付加していただくことを希望します。 ひとつに、大蔵第二運動場の一か月定期利用券現行13800円の扱いです。本定期では、駐車料金3時間が無料になると承知しており，駐車場利用者であれば一回あたり600円相当の補助をうけているイメージと推察します。月20回の車による利用者は、駐車料金だけで12千円のメリットがあることになります。自動車利用促進は、環境負荷を増大していないか、また相対的に高所得者への補助になっていないかと懸念します。徒歩あるいは自転車による利用者も多く、駐車場補助分を除いた定期券を創設していただくよう希望します。料金イメージとして、12千円の半分程度値下げする、あるいは高齢者利用促進のために高齢者用として創設するなどの工夫の余地があるかと思います。 単純に料金改訂を行うだけで、区民・利用者の利便性・厚生拡大の労をおとりいただいけないかお願い申し上げます。		将来にわたり持続可能な施設運営を行っていくには、利用料金の見直しだけでなく、施設運営におけるさまざまな工夫を行って利用者の利便性向上を図ることが大変重要だと考えています。 区はこれまで各設備の更新や施設改修、キャッシュレス決済の導入などのサービス向上に取り組んできたところですが、これにとどまらず、ご提案の総合運動場と大蔵第二運動場の併用割引の導入や、定期利用の見直しなどについて、今後、両施設の将来的なあり方を検討していく中での課題とさせていただきます。
115	施設がなかなか当選しません。 一度も当選しないにも拘らず登録手数料を徴収されてしまうのは、残念な気持ちになります。せめて、その場合は登録手数料を免除していただけないでしょうか？		抽選予約を有利にすることを目的とした複数の団体登録を抑止するため、平成30年度に利用者登録（更新）料を導入しました。一定の効果を上げていることから、趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。 なお、いただいたご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。
116	この様な意見募集の機会を作って頂きありがとうございます！ 色々と利用させていただく中で、改善いただきたい点がいくつかあります。ちょっとトゲのある様な書き方になってしまうかもしれませんが、文句を言いたいわけではなく、一区民の意見として見ていただけると幸いです。 ●区民会館等の活用方法について ・要望1）砧地区会館では、畳の武道利用が禁止とされていますが、これを許可していただきたい。 ・理由 ①汗などで畳が傷む為とありますが、その他の利用（机や椅子を並べての利用など）と比較した際に著しく傷むとは思えません。同様の観点で考えるのであれば、裁縫,などの利用による「針の落とし物」の方がその後の利用者の怪我等の危険性は高く、是正されるべきかと考えております。 また畳は一定期間利用した場合に交換が必要な消耗品である認識ですので、その交換等に工数や費用が必要であることが問題である場合、一般的な畳ではなく耐性の強い畳への交換が望ましいと思います。 ②区民会館の用途を減らした場合に、施設の利用者や利用時間帯が減少し、せっかくの施設が活用されず単純にもったいないと思います。さまざまな活用が可能である様にルールや設備を更新いただけるとありがたいです。 要望2） 利用後にほうきなどで掃除をするのですが、ゴミ箱がなく、集めたゴミの捨て方に苦慮しています。管理人の方の負荷が増えてしまい恐縮ですが、ゴミを捨てる場所を小さくて良いので、作っていただきたいです。 要望3）その他 コロナの貼り紙はもう剥がしていいんじゃないでしょうか？ ●けやきネットについて ＜要望＞ ・とても使いづらいです。使いやすく更新して頂きたいです。（ここを変更して欲しいという指摘ができないレベルで全体的に使いにくいです。） 外注すればパッケージでサクッといいもの作ってもらえると思います。 ・当日予約もできる様にしていただけると嬉しいです。（システム上そうなっているだけな気がしていますが、当日予約がNGな理由があるなら伺いたいです。）		●区民会館等の活用方法に関するご意見について ・要望1） 砧地区会館の大広間・和室につきましては、汗などによる畳の劣化のほか、建物の構造上も武道を想定した構造にはなっておらず、施設の損傷にもつながる可能性があるため、大変申し訳ございませんが、引き続き武道利用は禁止とさせて頂きます。 ご指摘を頂きました裁縫の「針の落とし物」については、怪我等の危険性があるため、今後も引き続き利用者に対して管理徹底を指導してまいります。 施設の用途の制限については、改築等により施設の環境に変更が生じた場合に、拡充を検討してまいります。 ・要望2） 利用後の自主清掃については、ご協力頂きましてありがとうございます。ご意見のとおり清掃後のごみを捨てる場所がなく、ご迷惑をお掛けしております。現在、施設利用者の方々には、ごみの持ち込み防止のため、ごみは持ち帰りとさせて頂いております。なお、清掃後に集めた砂埃等については、集めて頂いた後に施設内の掃除機で吸い取ってください。 ・要望3） 新型コロナウイルス感染症に関する表示物については、ご意見を頂きましたとおり撤去を致します。 ●けやきネットに関するご意見について ・けやきネットは、複数の自治体が導入しているパッケージシステムを使用しておりますが、ご指摘のとおり改善の余地があることは認識しております。 いただいたご意見は、今後のシステム更新時の参考とさせていただきます。 ・けやきネット対象施設の内、一部の施設（260中60施設）が無人管理のため、地域の方の協力の下で施錠管理していることから、当日のキャンセル・予約を電話での受付とさせていただいております。また、特定の施設のみ当日キャンセル・予約を受付ける設定が困難となっておりますので、ご理解とご協力くださるようお願いいたします。 いただいたご意見は、今後の区民利用施設の利用改善に向けた取組みの参考とさせていただきます。

＜参考1＞使用料等改定施設及び改定額一覧

地区会館、区民集会所

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
50㎡未満	午前 2 時間	200	130	260			
改定前単価（1時間・円） 100	午前 3 時間	300		390			
改定後単価（1時間・円） 130	午後 2 時間	200		260			
	夜間 2 時間	200		260			
	夜間 3 時間	300		390			
	夜間 4 時間	400		520			
50～70㎡未満	午前 2 時間	540	350	700			
改定前単価（1時間・円） 270	午前 3 時間	810		1,050			
改定後単価（1時間・円） 350	午後 2 時間	540		700			
	夜間 2 時間	540		700			
	夜間 3 時間	810		1,050			
	夜間 4 時間	1,080		1,400			
70～100㎡未満	午前 2 時間	840	540	1,080			
改定前単価（1時間・円） 420	午前 3 時間	1,260		1,620			
改定後単価（1時間・円） 540	午後 2 時間	840		1,080			
	夜間 2 時間	840		1,080			
	夜間 3 時間	1,260		1,620			
	夜間 4 時間	1,680		2,160			
100～150㎡未満	午前 2 時間	1,100	710	1,420			
改定前単価（1時間・円） 550	午前 3 時間	1,650		2,130			
改定後単価（1時間・円） 710	午後 2 時間	1,100		1,420			
	夜間 2 時間	1,100		1,420			
	夜間 3 時間	1,650		2,130			
	夜間 4 時間	2,200		2,840			
150～200㎡未満	午前 2 時間	1,800	1,170	2,340			
改定前単価（1時間・円） 900	午前 3 時間	2,700		3,510			
改定後単価（1時間・円） 1,170	午後 2 時間	1,800		2,340			
	夜間 2 時間	1,800		2,340			
	夜間 3 時間	2,700		3,510			
	夜間 4 時間	3,600		4,680			
200～300㎡未満	午前 2 時間	2,300	1,490	2,980			
改定前単価（1時間・円） 1,150	午前 3 時間	3,450		4,470			
改定後単価（1時間・円） 1,490	午後 2 時間	2,300		2,980			
	夜間 2 時間	2,300		2,980			
	夜間 3 時間	3,450		4,470			
	夜間 4 時間	4,600		5,960			
300㎡以上	午前 2 時間	3,200	2,080	4,160			
改定前単価（1時間・円） 1,600	午前 3 時間	4,800		6,240			
改定後単価（1時間・円） 2,080	午後 2 時間	3,200		4,160			
	夜間 2 時間	3,200		4,160			
	夜間 3 時間	4,800		6,240			
	夜間 4 時間	6,400		8,320			

スカイキャロット展望ロビー

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
スカイキャロット	1時間	1㎡あたり	30	40		○	
コースメニュー			25,000	32,500		○	
パーティーメニュー			10,000	13,000		○	
ランチメニュー			5,000	6,500		○	
料理単品メニュー			3,000	3,900		○	
喫茶メニュー			2,000	2,600		○	
アルコールメニュー			15,000	19,500		○	

区民斎場（みどり会館）

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
葬儀利用	式場及び洋室	一式	84,000	91,560		○	
	式場	午前8時30分から正午まで	11,000	11,990		○	
		午後0時30分から午後4時まで	11,000	11,990		○	
		午後4時30分から午後10時まで	16,000	17,440		○	
		午後10時30分から翌日の午前8時まで	16,000	17,440		○	
	洋室	午前8時30分から正午まで	6,000	6,540		○	
		午後0時30分から午後4時まで	6,000	6,540		○	
		午後4時30分から午後10時まで	9,000	9,810		○	
		午後10時30分から翌日の午前8時まで	9,000	9,810		○	
	式場	1時間につき	3,200	3,480		○	
	洋室	1時間につき	1,800	1,960		○	
	仮安置室	1日につき	1,000	1,090		○	
葬儀以外の利用	式場	午前9時から正午まで	900	1,100		○	
		午後0時30分から午後2時30分まで	600	800		○	
	洋室	午前9時から正午まで	400	500		○	
		午後0時30分から午後2時30分まで	300	400		○	

玉川・砧総合支所駐車場

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
世田谷区立玉川総合支所駐車場	入場から退場までの時間10分までごと	100	8分までごと 100	○		
世田谷区立砧総合支所駐車場	入場から退場までの時間15分までごと	100	10分までごと 100	○		

行政財産使用料条例

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
50平方メートル未満		1時間	100	130			
50平方メートル以上70平方メートル未満		1時間	270	350			
70平方メートル以上100平方メートル未満		1時間	420	540			
100平方メートル以上150平方メートル未満		1時間	550	710			
150平方メートル以上200平方メートル未満		1時間	900	1,170			
200平方メートル以上300平方メートル未満		1時間	1,150	1,490			
300平方メートル以上		1時間	1,600	2,080			
陶芸室	陶芸室	4時間以内	400	520			
	陶芸窯室（出力25kw以上）	24時間以内	4,320	5,610			
	陶芸窯室（出力25kw未満）	24時間以内	3,960	5,140			

空き時間利用施設（行政財産使用料条例の単価に基づき、各要綱を改正）

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
ふれあいの家		夜間　2時間	200	130	260			
教育総合センター	研修室1	平日　3時間	4,800	2,080	6,240			
	研修室2・3	平日　3時間	1,650	710	2,130			
	研修室1	土日　午前　3時間	4,800	2,080	6,240			
		土日　午後　2時間	3,200		4,160			
	研修室2・3	土日　午前　3時間	1,650	710	2,130			
		土日　午後　2時間	1,100		1,420			
池尻児童館	プレイルーム	午前　3時間	960	540	1,620			
		午後　4時間	1,440		2,160			
		夜間　2.5時間	840		1,620			
		夜間　1.5時間（水・土曜日）	840		1,080			
	音楽室 ピアノ室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　2.5時間	300		390			
		夜間　1.5時間（水・土曜日）	300		260			
若林児童館	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620			
		午後　4時間	1,440		2,160			
		夜間　3時間	960		1,620			
弦巻児童館	遊戯室	午前　3時間	1,440	710	2,130			
		午後　4時間	1,920		2,840			
		夜間　3時間	1,440		2,130			
上町児童館	体育館	午前　3時間	1,440	710	2,130			
		午後　4時間	1,920		2,840			
		夜間　3時間	1,440		2,130			
	集会室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　3時間	300		390			
桜丘児童館	創作広場・コーナー	夜間　3.5時間	1,680	710	2,840			
代田児童館	遊戯室	午前　3時間	1,440	710	2,130			
		午後　4時間	1,920		2,840			
		夜間　3時間	1,440		2,130			
		夜間　2時間（金・土曜日）	1,080		1,420			
	音楽室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　3時間	300		390			
		夜間　2時間（金・土曜日）	300		260			
松沢児童館	ミーティングルーム	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　3時間	300		390			
	遊戯室	午前　3時間	1,440	710	2,130			
		午後　4時間	1,920		2,840			
		夜間　3時間	1,440		2,130			
	集会室	午前　3時間	720	350	1,050			
		午後　4時間	960		1,400			
		夜間　3時間	720		1,050			
代田南児童館	大集会室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　3時間	300		390			
	ダンス室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　3時間	300		390			
森の児童館	談話室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　3.5時間	300		520			
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620			
		午後　4時間	1,440		2,160			
		夜間　3.5時間	1,080		2,160			
上用賀児童館	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620			
		午後　4時間	1,440		2,160			
		夜間　2.5時間	840		1,620			
新町児童館	音楽室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　2.5時間	300		390			
	集会室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　2.5時間	300		390			
船橋児童館	和室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　2.5時間	300		390			
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620			
		午後　4時間	1,440		2,160			
		夜間　2.5時間	840		1,620			

空き時間利用施設（行政財産使用料条例の単価に基づき、各要綱を改正）

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
喜多見児童館	図書室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　3時間	300		390			
		夜間　2時間（木・金曜日）	300		260			
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620			
		午後　4時間	1,440		2,160			
		夜間　3時間	960		1,620			
		夜間　2時間（木・金曜日）	840		1,080			
成城さくら児童館	集会室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　3時間	300		390			
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620			
		午後　4時間	1,440		2,160			
		夜間　3時間	960		1,620			
祖師谷児童館	音楽室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　3.5時間	300		520			
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620			
		午後　4時間	1,440		2,160			
		夜間　3.5時間	1,080		2,160			
鎌田児童館	遊戯室	午前　3時間	1,440	710	2,130			
		午後　4時間	1,920		2,840			
		夜間　3時間	1,440		2,130			
烏山児童館	音楽室	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　3.5時間	300		520			
	遊戯室	午前　3時間	960	540	1,620			
		午後　4時間	1,440		2,160			
		夜間　3.5時間	1,080		2,160			
上祖師谷ぱる児童館	集会室	午前　3時間	720	350	1,050			
		午後　4時間	960		1,400			
		夜間　3時間	720		1,050			
	遊戯室	午前　3時間	720	350	1,050			
		午後　4時間	960		1,400			
		夜間　3時間	720		1,050			
母子生活支援施設		夜間　2時間	1,080	710	1,420			
デイ・ホーム世田谷	会議室1	午前　3時間	1,440	710	2,130			
		午後　4時間	1,920		2,840			
		夜間　4時間	1,920		2,840			
	会議室2	午前　3時間	300	130	390			
		午後　4時間	300		520			
		夜間　4時間	300		520			
デイ・ホーム深沢	研修室	午前　3時間	960	540	1,620			
		午後　4時間	1,440		2,160			
		夜間　4時間	1,440		2,160			
デイ・ホーム玉川田園調布	交流室	平日　夜間　4時間	960	350	1,400			
		日・祝日　午前　3時間	720		1,050			
		日・祝日　午後　4時間	960		1,400			
		日・祝日　夜間　4時間	960		1,400			
デイ・ホーム中丸	研修室	午前　3時間	960	540	1,620			
		午後　4時間	1,440		2,160			
		夜間　4時間	1,440		2,160			
児童相談所内 団体活動支援スペース	会議室A・B 同時利用	午前　3時間	1,650	710	2,130			
		午後　2時間	1,100		1,420			
		午後　4時間	2,200		2,840			
	会議室A 会議室B 活動支援室	午前　3時間	810	350	1,050			
		午後　2時間	540		700			
		夜間　4時間	1,080		1,400			
奥沢福祉園	会議室	午前　3.5時間	840	350	1,220			
		午後　4時間	960		1,400			
		夜間　3.5時間	840		1,220			
土と農の交流園		午前 3時間	300	130	390			
		午後・夜間　4時間	400		520			

敬老会館、高齢者集会所

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定額	表示額は上限額		
							規則で規定	指定管理者が定める	その他
北烏山東敬老会館	大広間	夕方	2 時間	200	130	260			
		夜間	2 時間	200		260			
	洋室	夕方	2 時間	200	130	260			
		夜間	2 時間	200		260			
桜高齢者集会所	大広間（舞台付き）	夕方	2 時間	1,100	710	1,420			
		夜間	2 時間	1,100		1,420			
上馬高齢者集会所	大広間（舞台付き）	夕方	2 時間	200	130	260			
		夜間	2 時間	200		260			
	多目的ホール	午前	3 時間	3,450	1,490	4,470			
		午後	2 時間	2,300		2,980			
		夕方	2 時間	2,300		2,980			
		夜間	2 時間	2,300		2,980			

ひだまり友遊会館

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位		現行料金	1h単価 （行政財産使用料条例）	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
第1～5会議室	午前	3 時間	300	130	390			
	午後・夜間	2 時間	200		260			
第6会議室、総合会議室、講習室	午前	3 時間	810	350	1,050			
	午後・夜間	2 時間	540		700			
体育室		2 時間	2,300	1,490	2,980			
		2.5 時間	2,870		3,720			

健康増進・交流施設

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
会議室A・B	午前9時から正午まで	3 時間	1,040	1,350			
	午後0時30分から午後2時30分まで	2 時間	700	910			
	午後3時から午後5時まで	2 時間	700	910			
	午後5時30分から午後7時30分まで	2 時間	700	910			
	午後8時から午後10時まで	2 時間	700	910			
会議室C	午前9時から正午まで	3 時間	670	870			
	午後0時30分から午後2時30分まで	2 時間	450	580			
	午後3時から午後5時まで	2 時間	450	580			
	午後5時30分から午後7時30分まで	2 時間	450	580			
	午後8時から午後10時まで	2 時間	450	580			
会議室D	午前9時から正午まで	3 時間	240	310			
	午後0時30分から午後2時30分まで	2 時間	150	190			
	午後3時から午後5時まで	2 時間	150	190			
	午後5時30分から午後7時30分まで	2 時間	150	190			
	午後8時から午後10時まで	2 時間	150	190			
交流室（平日） ※区民料金	午前9時から正午まで	3 時間	3,630	3,610		○	
	午後1時30分から午後5時まで	3.5 時間	4,900	5,580		○	
	午後6時から午後10時まで	4 時間	9,350	8,170		○	
交流室（土日祝） ※区民料金	午前9時から正午まで	3 時間	4,290	4,260		○	
	午後1時30分から午後5時まで	3.5 時間	5,770	6,570		○	
	午後6時から午後10時まで	4 時間	11,000	9,780		○	
多目的室（平日） ※区民料金	午前9時から正午まで	3 時間	3,630	3,610		○	
	午後1時から午後3時まで	2 時間	2,800	2,790		○	
	午後3時30分から午後5時30分まで	2 時間	2,800	2,790		○	
	午後1時から午後5時まで	4 時間	5,610	5,580		○	
	午後6時から午後10時まで	4 時間	9,350	8,170		○	
多目的室（土日祝） ※区民料金	午前9時から正午まで	3 時間	4,290	4,260		○	
	午後1時から午後3時まで	2 時間	3,300	3,280		○	
	午後3時30分から午後5時30分まで	2 時間	3,300	3,280		○	
	午後1時から午後5時まで	4 時間	6,600	6,570		○	
	午後6時から午後10時まで	4 時間	11,000	9,780		○	
娯楽室 ※区民料金	午前9時から午後5時まで（大人1日）		440	570		○	
	午前9時から午後5時まで（小人（18歳以下）1日）		（新規）	250		○	
	午前9時から午後5時まで（高齢者1日）		200	250		○	
	午前9時から午後5時（障害者1日）		200	250		○	
	午後6時から午後10時まで（平日）		6,000	1,400		○	
	午後6時から午後10時まで（土日祝）		7,180	1,400		○	
運動室 ※区民料金	午前9時から午後5時まで（大人1回）		440	570		○	
	午前9時から午後5時まで（小人（18歳以下）1日）		（新規）	250		○	
	午前9時から午後5時まで（高齢者1日）		200	250		○	
	午前9時から午後5時（障害者1日）		200	250		○	
	午後6時から午後10時まで（平日）		9,350	5,960		○	
	午後6時から午後10時まで（土日祝）		11,000	5,960		○	
交流室（平日） ※区外料金	午前9時から正午まで	3 時間	5,390	5,410		○	
	午後1時30分から午後5時まで	3.5 時間	7,310	8,370		○	
	午後6時から午後10時まで	4 時間	13,970	12,250		○	
交流室（土日祝） ※区外料金	午前9時から正午まで	3 時間	6,380	6,390		○	
	午後1時30分から午後5時まで	3.5 時間	8,650	9,850		○	
	午後6時から午後10時まで	4 時間	16,500	14,670		○	
多目的室（平日） ※区外料金	午前9時から正午まで	3 時間	5,390	5,410		○	
	午後1時から午後3時まで	2 時間	4,180	4,180		○	
	午後3時30分から午後5時30分まで	2 時間	4,180	4,180		○	
	午後1時から午後5時まで	4 時間	8,360	8,370		○	
	午後6時から午後10時まで	4 時間	13,970	12,250		○	
多目的室（土日祝） ※区外料金	午前9時から正午まで	3 時間	6,380	6,390		○	
	午後1時から午後3時まで	2 時間	4,950	4,920		○	
	午後3時30分から午後5時30分まで	2 時間	4,950	4,920		○	
	午後1時から午後5時まで	4 時間	9,900	9,850		○	
	午後6時から午後10時まで	4 時間	16,500	14,670		○	
娯楽室 ※区外料金	午前9時から午後5時まで（大人1日）		660	850		○	
	午前9時から午後5時まで（小人（18歳以下）1日）		（新規）	850		○	
	午前9時から午後5時まで（高齢者1日）		660	850		○	
	午前9時から午後5時まで（障害者1日）		660	850		○	
	午後6時から午後10時まで（平日）		9,000	2,100		○	
	午後6時から午後10時まで（土日祝）		10,760	2,100		○	
運動室 ※区外料金	午前9時から午後5時まで（大人1回）		660	850		○	
	午前9時から午後5時まで（小人（18歳以下）1日）		（新規）	850		○	
	午前9時から午後5時まで（高齢者1日）		660	850		○	
	午前9時から午後5時まで（障害者1日）		660	850		○	
	午後6時から午後10時まで（平日）		13,970	8,940		○	
	午後6時から午後10時まで（土日祝）		16,500	8,940		○	

世田谷美術館、世田谷美術館分館

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
観覧料	常設の展示	個人	一般	200	220			
		個人	高校生・大学生	150	170			
		個人	小学生・中学生	100	110			
		個人	高齢者	100	110			
		個人	障害者	100	110			
		団体	一般	160	180			
		団体	高校生・大学生	120	130			
		団体	小学生・中学生	80	90			
		団体	高齢者	80	90			
		団体	障害者	80	90			
	特別の企画の展示	上限		1,500	1,700			
特別観覧	熟覧	1点1日		500	560			
	模写・模造等	1点1日		1,000	1,130			
	撮影	1点1日（モノクロ）	学術研究	200	220			
			出版等	2,000	2,260			
		1点1日（カラー）	学術研究	400	450			
			出版等	4,000	4,530			
美術館内区民ギャラリー	全体利用	1日		13,820	15,670			
	4分の3利用	1日		10,360	11,740			
	2分の1利用	1日		6,910	7,830			
	4分の1利用	1日		3,450	3,910			
分館区民ギャラリー	全体利用	1日		2,880	3,260			
美術館講堂		2時間		3,600	4,080			
		1日		10,800	12,240			

世田谷文学館

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
観覧料	常設の展示	個人	一般	200	220			
		個人	高校生・大学生	150	170			
		個人	小学生・中学生	100	110			
		個人	高齢者	100	110			
		個人	障害者	100	110			
		団体	一般	160	180			
		団体	高校生・大学生	120	130			
		団体	小学生・中学生	80	90			
		団体	高齢者	80	90			
		団体	障害者	80	90			
	特別の企画の展示	上限		1,500	1,700			
特別観覧料	写真の撮影	1点1日（モノクローム）	学術研究	200	220			
			出版等	2,000	2,260			
		1点1日（カラー）	学術研究	400	450			
			出版等	4,000	4,530			
	ビデオ等の撮影			4,000	4,530			

文化生活情報センター

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
パブリックシアター（主劇場）	全日　午前9時から午後10時まで	586,150	664,690		○	
	前半　午前9時から午後4時まで	412,410	467,670		○	
	後半　午後4時から午後10時まで	453,020	513,720		○	
シアタートラム（小劇場）	全日　午前9時から午後10時まで	213,070	241,620		○	
	前半　午前9時から午後4時まで	149,290	169,290		○	
	後半　午後4時から午後10時まで	164,300	186,310		○	
けいこ場A	全日　午前9時から午後10時まで	26,160	29,660		○	
	前半　午前9時から午後4時まで	18,300	20,750		○	
	後半　午後4時から午後10時まで	20,160	22,860		○	
けいこ場B	全日　午前9時から午後10時まで	18,870	21,390		○	
	前半　午前9時から午後4時まで	13,010	14,750		○	
	後半　午後4時から午後10時まで	14,300	16,210		○	
けいこ場C	全日　午前9時から午後10時まで	9,580	10,860		○	
	前半　午前9時から午後4時まで	6,430	7,290		○	
	後半　午後4時から午後10時まで	7,290	8,260		○	
作業室A	全日　午前9時から午後10時まで	17,440	19,770		○	
	前半　午前9時から午後4時まで	11,720	13,290		○	
	後半　午後4時から午後10時まで	13,290	15,070		○	
作業室B	全日　午前9時から午後10時まで	16,010	18,150		○	
	前半　午前9時から午後4時まで	10,720	12,150		○	
	後半　午後4時から午後10時まで	12,150	13,770		○	
音響スタジオ	1時間	850	960		○	
セミナールームA（平日）	午前　午前9時から正午まで	2,880	3,260			
	午後　午後1時から午後5時まで	3,740	4,240			
	夜間　午後6時から午後10時まで	3,740	4,240			
	全日　午前9時から午後10時まで	10,360	11,740			
セミナールームA（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,450	3,910			
	午後　午後1時から午後5時まで	4,460	5,050			
	夜間　午後6時から午後10時まで	4,460	5,050			
	全日　午前9時から午後10時まで	12,380	14,030			
セミナールームB（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,160	3,580			
	午後　午後1時から午後5時まで	4,320	4,890			
	夜間　午後6時から午後10時まで	4,320	4,890			
	全日　午前9時から午後10時まで	11,800	13,380			
セミナールームB（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,740	4,240			
	午後　午後1時から午後5時まで	5,180	5,870			
	夜間　午後6時から午後10時まで	5,180	5,870			
	全日　午前9時から午後10時まで	14,110	16,000			
ワークショップ室A（平日）	午前　午前9時から正午まで	7,340	8,320			
	午後　午後1時から午後5時まで	9,790	11,100			
	夜間　午後6時から午後10時まで	9,790	11,100			
	全日　午前9時から午後10時まで	26,920	30,520			
ワークショップ室A（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	8,780	9,950			
	午後　午後1時から午後5時まで	11,660	13,220			
	夜間　午後6時から午後10時まで	11,660	13,220			
	全日　午前9時から午後10時まで	32,110	36,410			
ワークショップ室B（平日）	午前　午前9時から正午まで	5,610	6,360			
	午後　午後1時から午後5時まで	7,480	8,480			
	夜間　午後6時から午後10時まで	7,480	8,480			
	全日　午前9時から午後10時まで	20,590	23,340			
ワークショップ室B（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	6,620	7,500			
	午後　午後1時から午後5時まで	8,920	10,110			
	夜間　午後6時から午後10時まで	8,920	10,110			
	全日　午前9時から午後10時まで	24,480	27,760			

男女共同参画センター

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
研修室1	午前 3 時間	810	350	1,050			
	午後・夜間 4 時間	1,080		1,400			
研修室2	午前 3 時間	300	130	390			
	午後・夜間 4 時間	400		520			
研修室3	午前 3 時間	810	350	1,050			
	午後・夜間 4 時間	1,080		1,400			
研修室4	午前 3 時間	300	130	390			
	午後・夜間 4 時間	400		520			

区民健康村（富士山ビレジ・中野ビレジ）

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
区民等	大人	1人1泊	3,000	3,100		○	
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	4,100		○	
	小人（小学生以下）	1人1泊	1,500	1,550		○	
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	2,050		○	
	幼児（小学生未満）	1人1泊	750	770		○	
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	1,020		○	
区民以外	大人	1人1泊	9,000	9,270		○	
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	10,270		○	
	小人（小学生以下）	1人1泊	4,500	4,640		○	
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	5,140		○	
	幼児（小学生未満）	1人1泊	2,250	2,320		○	
	同　休日等料金	1人1泊	（新規）	2,570		○	
延長利用		1室1回	5,000	5,450		○	
日帰り利用		1室1回	5,000	5,450		○	
浴室	大人	1人1回	1,200	1,300		○	
	小人（小学生以下）	1人1回	600	650		○	
夕食（標準）メニュー			2,500	2,720		○	
朝食（標準）メニュー			1,500	1,630		○	
特別メニュー（年末年始、充実食等）			15,000	16,350		○	
パーティーメニュー			10,000	10,900		○	
料理単品メニュー			6,000	6,540		○	

区民会館

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
世田谷区民会館	ホール（平日）	午前　午前9時から正午まで	55,000	74,800			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	82,650	112,400			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	137,660	187,210			
		全日　午前9時から午後10時まで	220,320	299,610			
	ホール（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	65,950	89,690			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	99,070	134,730			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	165,160	224,610			
		全日　午前9時から午後10時まで	264,240	359,340			
	集会室A（平日）	午前　午前9時から正午まで	6,760	9,190			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	10,170	13,830			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	16,940	23,030			
		全日　午前9時から午後10時まで	27,110	36,860			
	集会室A（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	8,110	11,020			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	12,170	16,550			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	20,300	27,600			
		全日　午前9時から午後10時まで	32,470	44,150			
	集会室B（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,990	5,420			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	6,010	8,170			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	10,000	13,600			
		全日　午前9時から午後10時まで	16,010	21,770			
	集会室B（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	4,790	6,510			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	7,190	9,770			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	11,990	16,300			
		全日　午前9時から午後10時まで	19,180	26,070			
	練習室A（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,200	4,350			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	4,820	6,550			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,020	10,900			
		全日　午前9時から午後10時まで	12,840	17,450			
	練習室A（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,840	5,220			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	5,760	7,830			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	9,610	13,060			
		全日　午前9時から午後10時まで	15,370	20,890			
	練習室B（平日）	午前　午前9時から正午まで	1,880	2,550			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	2,830	3,840			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	4,720	6,410			
		全日　午前9時から午後10時まで	7,550	10,250			
	練習室B（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	2,260	3,070			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	3,390	4,610			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	5,650	7,680			
		全日　午前9時から午後10時まで	9,040	12,290			
世田谷区民会館別館（三茶しゃれなあどホール）	第1集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	9,290	12,630		○	
		午後　午後1時から4時30分まで	14,060	19,120		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	23,380	31,790		○	
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	27,910	37,950		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	37,440	50,910		○	
		全日　午前9時から午後11時まで	41,970	57,070		○	
	第1集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	11,040	15,010		○	
		午後　午後1時から4時30分まで	16,790	22,830		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	27,990	38,060		○	
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	33,360	45,360		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	44,780	60,890		○	
		全日　午前9時から午後11時まで	50,150	68,190		○	
	第2集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,530	4,800		○	
		午後　午後1時から4時30分まで	5,340	7,260		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,870	12,060		○	
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	10,590	14,400		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	14,210	19,320		○	
		全日　午前9時から午後11時まで	15,930	21,660		○	

区民会館

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
	第2集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	4,190	5,690		○	
		午後　午後1時から4時30分まで	6,370	8,660		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	10,620	14,440		○	
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	12,660	17,210		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	16,990	23,100		○	
		全日　午前9時から午後11時まで	19,030	25,870		○	
	第3集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	2,920	3,970		○	
		午後　午後1時から4時30分まで	4,420	6,010		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	7,350	9,990		○	
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	8,770	11,920		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	11,770	16,000		○	
		全日　午前9時から午後11時まで	13,190	17,930		○	
	第3集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,470	4,710		○	
		午後　午後1時から4時30分まで	5,280	7,180		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,800	11,960		○	
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	10,480	14,250		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	14,080	19,140		○	
		全日　午前9時から午後11時まで	15,760	21,430		○	
	第4集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	4,090	5,560		○	
		午後　午後1時から4時30分まで	6,190	8,410		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	10,300	14,000		○	
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	12,290	16,710		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	16,490	22,410		○	
		全日　午前9時から午後11時まで	18,480	25,120		○	
	第4集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	4,860	6,600		○	
		午後　午後1時から4時30分まで	7,400	10,060		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	12,330	16,760		○	
		夜間　午後5時30分から午後11時まで	14,700	19,990		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	19,730	26,820		○	
		全日　午前9時から午後11時まで	22,100	30,050		○	
北沢区民会館（北沢タウンホール）	ホール（通常舞台）（平日）	午前　午前9時から正午まで	30,170	39,220		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	45,330	58,920		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	75,500	98,150		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	120,830	157,070		○	
	ホール（通常舞台）（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	36,170	47,020		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	54,340	70,640		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	90,510	117,660		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	144,850	188,300		○	
	ホール（通常舞台以外）（平日）	午前　午前9時から正午まで	39,180	50,930		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	58,910	76,580		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	98,090	127,510		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	157,010	204,090		○	
	ホール（通常舞台以外）（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	46,900	60,970		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	70,640	91,830		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	117,540	152,800		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	188,180	244,630		○	
	第1・2・3集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,140	4,080		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	4,860	6,310		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,000	10,400		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	12,870	16,710		○	
	第1・2・3集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,710	4,820		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	9,580	12,450		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	15,300	19,880		○	
	第4集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	7,150	9,290		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	10,860	14,110		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	18,010	23,410		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	28,880	37,520		○	
	第4集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	8,580	11,150		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	13,010	16,910		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	21,590	28,060		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	34,600	44,970		○	

区民会館

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
北沢区民会館別館（梅丘パークホール）	集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	9,000	11,700		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	13,580	17,650		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	22,590	29,360		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	36,170	47,010		○	
	集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	10,720	13,930		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	16,300	21,190		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	27,020	35,120		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	43,320	56,310		○	
玉川区民会館	ホール（平日）	午前　午前9時から正午まで	30,700	39,910		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	46,200	60,060		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	76,800	99,840		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	123,000	159,900		○	
	ホール（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	36,840	47,890		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	55,440	72,070		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	92,160	119,800		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	147,600	191,870		○	
	第1･2･3･4･5集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,140	4,080		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	4,860	6,310		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,000	10,400		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	12,870	16,710		○	
	第1･2･3･4･5集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,710	4,820		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	9,580	12,450		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	15,300	19,880		○	
玉川区民会館別館（上用賀アートホール）	集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	7,150	8,220		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	10,720	12,320		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	17,870	20,550		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	28,600	32,870		○	
	集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	8,580	9,860		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	12,870	14,800		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	21,450	24,660		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	34,320	39,460		○	
砧区民会館（成城ホール）	ホール（平日）	午前　午前9時から正午まで	30,170	39,220		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	45,330	58,920		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	75,500	98,150		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	120,830	157,070		○	
	ホール（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	36,170	47,020		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	54,340	70,640		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	90,510	117,660		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	144,850	188,300		○	
	集会室A･B（平日）	午前　午前9時から正午まで	2,000	2,600		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	3,000	3,900		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	5,000	6,500		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	8,000	10,400		○	
	集会室A･B（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	2,280	2,960		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	3,570	4,640		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	6,000	7,800		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	9,580	12,440		○	
	集会室C･D･E（平日）	午前　午前9時から正午まで	3,140	4,080		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	4,860	6,310		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	8,000	10,400		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	12,870	16,710		○	
	集会室C･D･E（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	3,710	4,820		○	
		午後　午後1時から午後4時30分まで	5,720	7,430		○	
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	9,580	12,450		○	
		全日　午前9時から午後10時まで	15,300	19,880		○	
烏山区民会館	ホール（平日）	午前　午前9時から正午まで	27,850	32,020			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	41,840	48,110			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	69,690	80,140			
		全日　午前9時から午後10時まで	111,540	128,250			
	ホール（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	33,390	38,390			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	50,160	57,680			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	83,550	96,080			
		全日　午前9時から午後10時まで	133,710	153,760			
	集会室（平日）	午前　午前9時から正午まで	6,600	7,590			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	10,030	11,530			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	16,630	19,120			
		全日　午前9時から午後10時まで	26,660	30,650			
	集会室（土日祝）	午前　午前9時から正午まで	7,920	9,100			
		午後　午後1時から午後4時30分まで	12,010	13,810			
		夜間　午後5時30分から午後10時まで	19,930	22,910			
		全日　午前9時から午後10時まで	31,940	36,720			

区民センター

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
50㎡未満	午前 2 時間	200	130	260			
改定前単価（1時間・円） 100	午前 3 時間	300		390			
改定後単価（1時間・円） 130	午後 2 時間	200		260			
	夜間 2 時間	200		260			
	夜間 3 時間	300		390			
	夜間 4 時間	400		520			
50～70㎡未満	午前 2 時間	540	350	700			
改定前単価（1時間・円） 270	午前 3 時間	810		1,050			
改定後単価（1時間・円） 350	午後 2 時間	540		700			
	夜間 2 時間	540		700			
	夜間 3 時間	810		1,050			
	夜間 4 時間	1,080		1,400			
70～100㎡未満	午前 2 時間	840	540	1,080			
改定前単価（1時間・円） 420	午前 3 時間	1,260		1,620			
改定後単価（1時間・円） 540	午後 2 時間	840		1,080			
	夜間 2 時間	840		1,080			
	夜間 3 時間	1,260		1,620			
	夜間 4 時間	1,680		2,160			
100～150㎡未満	午前 2 時間	1,100	710	1,420			
改定前単価（1時間・円） 550	午前 3 時間	1,650		2,130			
改定後単価（1時間・円） 710	午後 2 時間	1,100		1,420			
	夜間 2 時間	1,100		1,420			
	夜間 3 時間	1,650		2,130			
	夜間 4 時間	2,200		2,840			
150～200㎡未満	午前 2 時間	1,800	1,170	2,340			
改定前単価（1時間・円） 900	午前 3 時間	2,700		3,510			
改定後単価（1時間・円） 1,170	午後 2 時間	1,800		2,340			
	夜間 2 時間	1,800		2,340			
	夜間 3 時間	2,700		3,510			
	夜間 4 時間	3,600		4,680			
200～300㎡未満	午前 2 時間	2,300	1,490	2,980			
改定前単価（1時間・円） 1,150	午前 3 時間	3,450		4,470			
改定後単価（1時間・円） 1,490	午後 2 時間	2,300		2,980			
	夜間 2 時間	2,300		2,980			
	夜間 3 時間	3,450		4,470			
	夜間 4 時間	4,600		5,960			
300㎡以上	午前 2 時間	3,200	2,080	4,160			
改定前単価（1時間・円） 1,600	午前 3 時間	4,800		6,240			
改定後単価（1時間・円） 2,080	午後 2 時間	3,200		4,160			
	夜間 2 時間	3,200		4,160			
	夜間 3 時間	4,800		6,240			
	夜間 4 時間	6,400		8,320			

大蔵運動場

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
主競技場（団体）	平日	1時間につき	5,040	5,720			
	土日祝	1時間につき	6,040	6,850			
	平日	全日（午前9時から午後9時まで）	51,980	58,990			
	土日祝	全日（午前9時から午後9時まで）	62,350	70,760			
第1武道場（畳）、第2武道場（床）、弓道場、体育室（団体）	平日	1時間につき	640	720			
	土日祝	1時間につき	720	810			
	平日	全日（午前9時から午後9時まで）	6,190	7,020			
	土日祝	全日（午前9時から午後9時まで）	7,340	8,330			
エアーライフル場、洋弓場（団体）	平日	1時間につき	790	890			
	土日祝	1時間につき	930	1,050			
	平日	全日（午前9時から午後9時まで）	7,770	8,810			
	土日祝	全日（午前9時から午後9時まで）	9,210	10,450			
会議室兼軽運動室（団体）	平日	1時間につき	500	560			
	土日祝	1時間につき	570	640			
	平日	全日（午前9時から午後9時まで）	4,750	5,390			
	土日祝	全日（午前9時から午後9時まで）	5,610	6,360			
第1武道場（畳）、第2武道場（床）、弓道場、体育室、エアーライフル場、会議室兼軽運動室、洋弓場（個人）	平日	1人1時間以内	280	310			
	平日（18歳以下）	1人1時間以内	（新規）	100			
	平日（障害者）	1人1時間以内	（新規）	100			
	平日（高齢者（65歳以上）	1人1時間以内	（新規）	100			
	土日祝	1人1時間以内	330	370			
	土日祝（18歳以下）	1人1時間以内	（新規）	120			
	土日祝（障害者）	1人1時間以内	（新規）	120			
	土日祝（高齢者（65歳以上）	1人1時間以内	（新規）	120			
陸上競技場	平日	（団体）1時間につき	5,680	6,440			
	土日祝	（団体）1時間につき	6,760	7,670			
	平日	（団体）全日	38,880	44,120			
	土日祝	（団体）全日	46,650	52,940			
	平日	個人1時間につき	140	150			
	平日（18歳以下）	個人1時間につき	（新規）	50			
	平日（障害者）	個人1時間につき	（新規）	50			
	平日（高齢者（65歳以上）	個人1時間につき	（新規）	50			
	土日祝	個人1時間につき	160	180			
	土日祝（18歳以下）	個人1時間につき	（新規）	60			
	土日祝（障害者）	個人1時間につき	（新規）	60			
	土日祝（高齢者（65歳以上）	個人1時間につき	（新規）	60			
庭球場	平日	1面1時間につき	1,440	1,540			
	土日祝	1面1時間につき	1,720	1,840			
野球場	平日	1面1時間につき	2,010	2,280			
	土日祝	1面1時間につき	2,370	2,680			
トレーニングルーム（個人）		2時間（高齢者（65歳以上）	150	180			
		2時間（15歳以上18歳以下の者）	（新規）	180			
		2時間（障害者）	150	180			
		2時間（上記以外）	520	590			
		1時間（高齢者（65歳以上）	80	90			
		1時間（15歳以上18歳以下の者）	（新規）	90			
		1時間（障害者）	80	90			
		1時間（上記以外）	260	290			
水泳場	・2時間以内（6月～9月） ・1回（10月～5月）	大人	520	590			
		高齢者（65歳以上）	150	180			
		小人（18歳以下）	150	180			
		幼児	0	0			
		障害者	150	180			
		障害者（18歳以下）	0	0			
		障害者の介護者	0	0			
	1時間以内	大人	260	290			
		高齢者（65歳以上）	80	90			
		小人（18歳以下）	80	90			
		幼児	0	0			
		障害者	80	90			
		障害者（18歳以下）	0	0			
		障害者の介護者	0	0			
	団体（50m）	2時間	9,360	10,620			
	団体（25m）	2時間	6,240	7,080			
駐車場		1台30分	100	1台20分 100			

二子玉川緑地運動場

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
サッカー場、少年サッカー場、球技場、野球場、少年野球場	平日	1面1時間	930	1,050			
	土日祝	1面1時間	1,090	1,230			
駐車場	平日	1台30分以内	0	1台20分以内 0			
	土日祝	1台30分以内	100	1台20分以内 100			

大蔵第二運動場

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
体育館	平日	1時間につき		4,600	5,220			
	土日祝	1時間につき		5,470	6,200			
	平日	全日		52,410	59,480			
	土日祝	全日		62,780	71,250			
庭球場	平日	1面1時間		1,440	1,540			
	土日祝	1面1時間		1,720	1,840			
集会室	平日	午前　3時間		2,010	2,280			
	土日祝	午前　3時間		2,300	2,610			
	平日	午後　3.5時間		3,020	3,420			
	土日祝	午後　3.5時間		3,600	4,080			
	平日	夜間　4.5時間		5,040	5,720			
	土日祝	夜間　4.5時間		6,040	6,850			
	平日	全日		8,060	9,140			
	土日祝	全日		9,640	10,940			
ゴルフ練習場	平日	打席1席	午前5時～午前8時（12月～2月午前6時～午前8時）	0	0			
		打席1席（大人）	午前9時～午後10時	420	470			
		打席1席（18歳以下）	午前9時～午後10時	（新規）	150			
		打席1席（障害者）	午前9時～午後10時	（新規）	150			
		打席1席（高齢者(65歳以上）	午前9時～午後10時	（新規）	150			
	土日祝	打席1席	午前4時30分～午前8時（12月～2月午前5時30分～午前8時）	0	0			
		打席1席	午前8時30分～午後10時	420	470			
		打席1席（18歳以下）	午前8時30分～午後10時	（新規）	150			
		打席1席（障害者）	午前8時30分～午後10時	（新規）	150			
		打席1席（高齢者(65歳以上）	午前8時30分～午後10時	（新規）	150			
	平日	ボール1球1階	午前5時～午前8時（12月～2月午前6時～午前8時）	12	14			
		ボール1球1階	午前9時～午後10時	15	17			
	土日祝	ボール1球1階	午前4時30分～午前8時（12月～2月午前5時30分～午前8時）	12	14			
		ボール1球1階	午前8時30分～午後10時	16	18			
	平日	ボール1球2階	午前5時～午前8時（12月～2月午前6時～午前8時）	11	12			
		ボール1球2階	午前9時～午後10時	14	16			
	土日祝	ボール1球2階	午前4時30分～午前8時（12月～2月午前5時30分～午前8時）	11	12			
		ボール1球2階	午前8時30分～午後10時	15	17			
宿泊室 ※幼児は無料 ※18歳以下は半額（100円未満切り捨て）	和室（18.5㎡）	1人	1人1泊	5,500	6,240			
		2人	1人1泊	3,700	4,190			
	和室（40㎡）	1人	1人1泊	9,800	11,120			
		2人	1人1泊	6,200	7,030			
		3人	1人1泊	4,800	5,440			
		4人	1人1泊	4,000	4,540			
		5人	1人1泊	3,600	4,080			
	洋室（40㎡）	1人	1人1泊	9,800	11,120			
		2人	1人1泊	6,200	7,030			
		3人	1人1泊	4,800	5,440			
		4人	1人1泊	4,000	4,540			
		5人	1人1泊	3,600	4,080			
	付帯設備（寝具）	1式		200	220			
トレーニングルーム（個人）	3時間以内	大人		660	740			
		15歳以上18歳以下の者		（新規）	250			
		高齢者（65歳以上）		250	250			
		障がい者		250	250			
	3時間以内（サウナ付き）	大人		1,150	1,300			
		15歳以上18歳以下の者		（新規）	450			
		高齢者（65歳以上）		450	450			
		障がい者		450	450			
屋外プール（個人・大人）	午前9時から午後5時まで1回	大人		1,180	1,300			
		高齢者（65歳以上）		450	450			
		小人（18歳以下）		450	450			
		幼児		0	0			
		障害者		450	450			
		障害者（18歳以下）		0	0			
		介助者		0	0			
	・午前9時から午後1時まで ・午後1時から午後5時まで ・午後5時から午後9時まで 1回	1回4時間（大人）		660	750			
		1回4時間（高齢者（65歳以上））		250	250			
		1回4時間（小人（18歳以下））		250	250			
		1回4時間（幼児）		0	0			
		1回4時間（障害者）		250	250			
		1回4時間（障害者（18歳以下））		0	0			
		1回4時間（介助者）		0	0			
駐車場		1台30分以内		100	1台20分以内 100			

千歳温水プール

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
集会室（団体）		1時間		280	310			
体育室（団体）		1時間		860	970			
健康運動室	午後5時30分 ～午後9時（団体）			1,290	1,460			
	午前9時 ～午後5時（個人）	60歳以上		360	400			
		付添	大人	360	400			
			小人（18歳以下）	0	0			
温水プール、トレーニングルーム、体育室（個人） ※トレーニングルームの小人料金の対象は「15歳以上18歳以下の者」	1回（6月～9月は2時間以内）	大人		520	590			
		高齢者（65歳以上）		150	180			
		小人（18歳以下）		150	180			
		幼児		0	0			
		障害者		150	180			
		障害者（18歳以下）		0	0			
		介護者		0	0			
	1時間以内	大人		260	290			
		高齢者（65歳以上）		80	90			
		小人（18歳以下）		80	90			
		幼児		0	0			
		障害者		80	90			
		障害者（18歳以下）		0	0			
		介護者		0	0			
温水プール（25mプール・団体）		1コース2時間以内		6,240	7,080			
駐車場		1台30分以内		100	1台20分以内 100			

地域体育館、地区体育室

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
尾山台地域体育館	団体	平日	午前9時～正午	4,890	5,550			
		平日	午後1時～午後4時	5,470	6,200			
		平日	午後4時～午後6時30分	5,470	6,200			
		平日	午後6時30分～午後9時	6,330	7,180			
		平日	全日	19,290	21,890			
		日・休日	午前9時～午後1時	8,060	9,140			
		日・休日	午後1時～午後5時	8,780	9,960			
		日・休日	午後5時～午後9時	12,240	13,890			
		日・休日　全日	午前9時～午後9時	22,460	25,490			
	個人	大人		140	150			
		小人（18歳以下）		50	50			
		大人（高齢者(65歳以上）		（新規）	50			
		大人（障害者）		（新規）	50			
北烏山地区体育室	団体	午前9時から午前11時まで		860	970			
		午前11時から午後1時まで		860	970			
		午後6時から午後9時まで（火曜日を除く）		1,720	1,950			
	個人	午後1時から午後6時まで（火曜日については、午後1時から午後9時まで）		0	0			
希望丘地域体育館	団体	平日	午前9時～正午	6,740	7,640			
		平日	正午～午後3時	7,540	8,550			
		平日	午後1時～午後4時	7,540	8,550			
		平日	午後4時～午後6時30分	7,540	8,550			
		平日	午後6時30分～午後9時	8,730	9,900			
		平日　全日	午前9時～午後9時	26,610	30,200			
	団体	日・休日	午前9時～正午	8,080	9,170			
		日・休日	正午～午後3時	9,040	10,260			
		日・休日	午後1時～午後4時	9,040	10,260			
		日・休日	午後4時～午後6時30分	9,040	10,260			
		日・休日	午後6時30分～午後9時	10,470	11,880			
		日・休日　全日	午前9時～午後9時	31,930	36,240			
	個人	平日	正午～午後1時	0	0			
		平日	午後3時～午後4時	0	0			
		日・休日	正午～午後1時	0	0			
		日・休日	午後3時～午後4時	0	0			

ファミリー農園

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
ファミリー農園	【現行】	11,520	15,240			
	【新区画】 1年1区画（10㎡）※契約期間は1年11か月	（新規）	10,200			

保健医療福祉総合プラザ

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
区民活動支援会議室	区民活動支援会議室1－1	午前 3 時間	810	350	1,050			
		午後・夜間 2 時間	540		700			
	区民活動支援会議室1－2	午前 3 時間	810	350	1,050			
		午後・夜間 2 時間	540		700			
	区民活動支援会議室2	午前 3 時間	810	350	1,050			
		午後・夜間 2 時間	540		700			
研修室	研修室A－1	午前 3 時間	810	350	1,050			
		午後・夜間 2 時間	540		700			
	研修室A－2	午前 3 時間	810	350	1,050			
		午後・夜間 2 時間	540		700			
	研修室B－1	午前 3 時間	300	130	390			
		午後・夜間 2 時間	200		260			
	研修室B－2	午前 3 時間	300	130	390			
		午後・夜間 2 時間	200		260			
	研修室C－1	午前 3 時間	2,700	1,170	3,510			
		午後・夜間 2 時間	1,800		2,340			
	研修室C－2	午前 3 時間	2,700	1,170	3,510			
		午後・夜間 2 時間	1,800		2,340			
	実習室	午前 3 時間	1,650	710	2,130			
		午後・夜間 2 時間	1,100		1,420			
	調理実習室	午前 3 時間	1,650	710	2,130			
		午後・夜間 2 時間	1,100		1,420			
飲み物メニュー			1,000	－	1,300		○	
食べ物メニュー			2,000	－	2,600		○	
セットメニュー			2,800	－	3,640		○	
駐車場		1台につき20分ごと	100	－	15分ごと100円			

保健センター（運動指導室）

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
運動指導室	1時間につき	900	1,170			

障害者休養ホーム（ひまわり荘）

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
ひまわり荘	宿泊室	1泊	1,700	1,760			
		1泊（18歳以下）	（新規）	880			
		1泊（18歳以下）の追加料金 ※18歳以下で大人と同じ食事メニューを選択する場合	（新規）	880			
	訓練室	1回	200	200			

青少年交流センター

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
世田谷区立池之上青少年交流センター（1）	学習室（交流室）Ⅰ	午前9時から午後零時50分まで	960	1,240			
		午後1時から午後5時50分まで	960	1,240			
		午後6時から午後9時50分まで	960	1,240			
	学習室（交流室）Ⅱ	午前9時から午後零時50分まで	300	390			
		午後1時から午後5時50分まで	300	390			
		午後6時から午後9時50分まで	300	390			
	和室	午前9時から午後零時50分まで	300	390			
		午後1時から午後5時50分まで	300	390			
		午後6時から午後9時50分まで	300	390			
世田谷区立池之上青少年交流センター（2）	音楽室	午前9時から午後零時50分まで	1,920	2,490			
		午後1時から午後3時50分まで	1,440	1,870			
		午後4時から午後6時50分まで	1,440	1,870			
		午後7時から午後9時50分まで	1,440	1,870			
世田谷区立野毛青少年交流センター（1）	ホール	午前9時から正午まで	1,440	1,870			
		午後1時から午後4時30分まで	1,680	2,180			
		午後5時から午後9時まで	1,920	2,490			
	和室Ⅰ	午前9時から正午まで	300	390			
		午後1時から午後4時30分まで	300	390			
		午後5時から午後9時まで	300	390			
	和室Ⅱ	午前9時から正午まで	300	390			
		午後1時から午後4時30分まで	300	390			
		午後5時から午後9時まで	300	390			
	交流室	午前9時から正午まで	300	390			
		午後1時から午後4時30分まで	300	390			
		午後5時から午後9時まで	300	390			
	食堂・厨房	午前9時から正午まで	960	1,240			
		午後1時から午後4時30分まで	1,080	1,400			
		午後5時から午後9時まで	1,440	1,870			
世田谷区立野毛青少年交流センター（2）	創作活動室	午前9時から正午まで	1,440	1,870			
		午後1時から午後5時まで	1,920	2,490			
世田谷区立希望丘青少年交流センター（1）	多目的ホール	午前9時から正午まで	1,440	1,870			
		午後1時から午後5時まで	1,920	2,490			
		午後6時から午後10時まで	1,920	2,490			
	調理室	午前9時から正午まで	300	390			
		午後1時から午後5時まで	300	390			
		午後6時から午後10時まで	300	390			
世田谷区立希望丘青少年交流センター（2）	音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）	午前9時30分から午前10時50分まで	300	390			
		午前11時から午後0時20分まで	300	390			
		午後0時30分から午後1時50分まで	300	390			
		午後2時から午後3時20分まで	300	390			
		午後3時30分から午後4時50分まで	300	390			
		午後5時から午後6時20分まで	300	390			
		午後6時30分から午後7時50分まで	300	390			
		午後8時から午後9時20分まで	300	390			

公園施設（世田谷公園、羽根木公園、玉川野毛町公園、次大夫堀公園、二子玉川公園）

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
軟式野球場	平日	1面1時間以内	2,010	2,280	○		
	土日祝	1面1時間以内	2,370	2,680	○		
庭球場	平日	1面1時間以内	1,440	1,540	○		
	土日祝	1面1時間以内	1,720	1,840	○		
洋弓場	平日	1人1回1時間以内（大人）	280	310	○		
	平日	1人1回1時間以内（小人（18歳以下））	（新規）	100	○		
	平日	1人1回1時間以内（障害者）	（新規）	100	○		
	平日	1人1回1時間以内（高齢者（65歳以上））	（新規）	100	○		
	土日祝	1人1回1時間以内	360	370	○		
	土日祝	1人1回1時間以内（小人（18歳以下））	（新規）	120	○		
	土日祝	1人1回1時間以内（障害者）	（新規）	120	○		
	土日祝	1人1回1時間以内（高齢者（65歳以上））	（新規）	120	○		
プール（夏季）		2時間以内（大人）	390	440	○		
		2時間以内（高齢者（65歳以上））	100	110	○		
		2時間以内（小人（18歳以下））	100	110	○		
		2時間以内（幼児）	0	0	○		
		2時間以内（障害者）	100	110	○		
		2時間以内（障害者（18歳以下））	0	0	○		
		2時間以内（幼児の付添者）	50	50	○		
		2時間以内（障害者の介護者）	0	0	○		
和室（10畳）	平日	午前　3時間	2,520	2,860	○		
	土日祝	午前　3時間	3,000	3,400	○		
	平日	午後　4時間	3,360	3,810	○		
	土日祝	午後　4時間	3,960	4,490	○		
	平日	1日	6,720	7,620	○		
	土日祝	1日	8,040	9,120	○		
和室（8畳）	平日	午前　3時間	2,160	2,450	○		
	土日祝	午前　3時間	2,520	2,860	○		
	平日	午後　4時間	2,880	3,260	○		
	土日祝	午後　4時間	3,360	3,810	○		
	平日	1日	5,760	6,530	○		
	土日祝	1日	6,840	7,760	○		
和室（4.5畳）	平日	午前　3時間	1,440	1,630	○		
	土日祝	午前　3時間	1,680	1,900	○		
	平日	午後　4時間	1,920	2,170	○		
	土日祝	午後　4時間	2,280	2,580	○		
	平日	1日	3,840	4,350	○		
	土日祝	1日	4,560	5,170	○		
茶室	平日	午前　3時間	2,400	2,720	○		
	土日祝	午前　3時間	2,880	3,260	○		
	平日	午後　4時間	3,120	3,540	○		
	土日祝	午後　4時間	3,720	4,220	○		
	平日	1日	6,360	7,210	○		
	土日祝	1日	7,560	8,580	○		
駐車場	世田谷公園、羽根木公園	自動車1台30分以内	100	200	○		
	玉川野毛町公園、次大夫堀公園	自動車1台30分以内	100	100 自動車1台20分以内	○		
	二子玉川公園	自動車1台60分以内	300	200 自動車1台30分以内	○		

公園施設（多摩川玉堤広場）

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
少年野球場			0	0			
庭球場	平日	1面1時間以内	650	750			
	土日祝	1面1時間以内	1,000	1,150			
サッカー場	平日	1面1時間以内	650	750			
	土日祝	1面1時間以内	1,300	1,500			
附帯設備	温室シャワー室	1回5分以内	100	100			
	駐車場	自動車1台30分以内	100	100 自動車1台20分以内			

ミニSL

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
				規則で規定	指定管理者が定める	その他
ミニSL	18歳以下1回	50	50			
	大人1回	100	110			
	学齢に達しない者	0	0			

区立自転車等駐車場

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
自転車	屋根有	定期月額	一般	2,000	3,000		○	
			学生等	1,700	2,700		○	
			障害者	1,000	1,500		○	
			学生等障害者	850	1,350		○	
	屋根無	定期月額	一般	1,800	2,800		○	
			学生等	1,500	2,500		○	
			障害者	900	1,400		○	
			学生等障害者	750	1,250		○	
原動機付自転車		定期月額	一般	3,000	4,000		○	
			学生等	3,000	4,000		○	
			障害者	1,500	2,000		○	
			学生等障害者	1,500	2,000		○	
自動二輪車		定期月額	一般	10,000	12,270		○	
			学生等	10,000	12,270		○	
			障害者	5,000	6,130		○	
			学生等障害者	5,000	6,130		○	
自転車		日ぎめ	1回	100	200		○	
原動機付自転車			1回	200	400		○	
自動二輪車			1回	800	980		○	
自転車		時間ぎめ	24時間以内	300	600		○	
原動機付自転車			24時間以内	400	800		○	
自動二輪車			24時間以内	800	980		○	
自転車用回数券		日ぎめ券	12枚つづり	1,000	2,000		○	
原動機付自転車用回数券		日ぎめ券	12枚つづり	2,000	4,000		○	
自動二輪車用回数券		日ぎめ券	12枚つづり	8,000	9,810		○	

小学校、中学校（学校開放施設）

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位	現行料金	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
体育館	団体	学校休業日 1時間	320	410			
		平日 2.5時間	790	1,010			
	個人	大人　1回	130	160			
		小人（18歳以下）　1回	50	60			
		幼児　1回	0	0			
格技室		学校休業日 1時間	320	410			
		平日午後5時まで1時間	320	410			
		平日午後6時半以降2.5時間	790	1,010			
教室		1室4時間	260	330			
庭球場		1面1時間	850	1,080			
校庭		1時間	320	410			
夏季プール開放（一部の中学校）	大人	日中2時間	240	300			
	大人	夜間2時間	360	460			
	高齢者	2時間	100	120			
	小人（18歳以下）	2時間	100	120			
	幼児	2時間	0	0			
	障害者	2時間	100	120			
	障害者（18歳以下）	2時間	0	0			
	障害者の介護者	2時間	0	0			
温水プール（太子堂中、玉川中、烏山中、梅丘中）	大人	2時間（10月～5月1回）	480	540			
	高齢者		150	170			
	小人（18歳以下）		150	170			
	幼児		0	0			
	障害者		150	170			
	障害者（18歳以下）		0	0			
	障害者の介護者		0	0			
	大人	1時間	240	270			
	高齢者		80	90			
	小人（18歳以下）		80	90			
	幼児		0	0			
	障害者		80	90			
	障害者（18歳以下）		0	0			
	障害者の介護者		0	0			
	団体	1コース2時間	5,760	6,530			
中町ふれあいホール		平日 午前9時～正午	3,960	5,070			
		平日 午後1時～午後4時30分	6,600	8,460			
		平日 午後5時30分～午後10時	9,240	11,840			
		平日午前9時～午後10時	15,840	20,300			
		土日祝 午前9時～正午	5,280	6,760			
		土日祝 午後1時～午後4時30分	7,920	10,150			
		土日祝 午後5時30分～午後10時	11,880	15,230			
		土日祝 午前9時～午後10時	19,800	25,380			
烏山中クライミングウォール	大人	1時間	360	460			
	小人（18歳以下）	1時間	150	190			

図書館（プラネタリウム）

（単位：円）

区分		利用時間枠・単位		現行料金	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
プラネタリウム	大人	一般投影	個人	400	520			
			団体（1人につき）	320	410			
		特別投影	上限	1,000	1,300			○ 教育委員会がその都度定める
	小人（18歳以下）	一般投影	個人	100	130			
			団体（1人につき）	80	100			
		特別投影	上限	500	650			○ 教育委員会がその都度定める

郷土資料館（集会室）

（単位：円）

区分	利用時間枠・単位		現行料金	1h単価（行政財産使用料条例）	改定額	表示額は上限額		
						規則で規定	指定管理者が定める	その他
郷土資料館（集会室）	午前	3 時間	1,260	540	1,620			
	午後	3.5 時間	1,470		1,890			

附帯設備一覧

（単位：円）

施設名称	附帯設備（条例）						
	附帯設備	単位	額	改定額	表示額は上限額		
					規則で規定	指定管理者が定める	その他
スカイキャロット展望ロビー	附帯設備	１時間（上限）	100,000	130,000		○	
健康増進・交流施設（せたがや　がやがや館）	温水シャワー室	１回５分以内	100	100			
	カラオケ機器	１台	3,000	※利用料金対象から除外		○	
世田谷美術館	展示用設備	１単位１日（上限）	500	560	○		
	講堂用ピアノ	１台　１回	4,500	5,100			
	講堂用音響器具	１式　１回	3,000	3,400			
文化生活情報センター	音響・映像機器	一式　１回	9,300	10,540	○		
	その他	一式　１回	1,600	1,810	○		
	舞台設備	一式、1列、1双、1台、1室又は1枚　1回	13,100	14,850		○	
	音楽設備	1台　1回	12,100	13,720		○	
	工作機械	一式　1回	1,500	1,700		○	
	映写機	1台　1回	1,600	1,810		○	
	音響設備	一式、1本又は1台　1回	20,000	22,680		○	
		一式　1時間以内	8,000	9,070		○	
	照明設備	一式、1台、1列又は1組　1回	59,000	66,900		○	
	持込み機材	1台(1キロワット)　1回	150	170		○	
世田谷区民会館、烏山区民会館	舞台器具	一式、１台、１枚、１脚又は１個　１回	7,000	9,100	○		
	音響器具	１本、１台、１基、１個又は一式　１回	3,000	3,900	○		
	照明器具	１台、１回路又は１本　１回	2,500	3,250	○		
	楽器	１台又は一式　１回	4,500	5,850	○		
	映写器具（映写機）	一式　１回	6,000	7,800	○		
	映写器具（スクリーン）	一式　１回	1,500	1,950	○		
	電気設備（ホールに限る）	１台（１キロワット）　１回	150	190	○		
	浴室	１室　１回	1,500	1,950	○		
世田谷区民会館、烏山区民会館以外の区民会館	舞台器具	一式、１台、１枚、１脚又は１個　１回	7,000	9,100	○		
	音響器具	１本、１台、１基、１個又は一式　１回	3,000	3,900	○		
	照明器具	１台、１回路又は１本　１回	2,500	3,250	○		
	楽器	１台又は一式　１回	4,500	5,850	○		
	映写器具（映写機）	一式　１回	6,000	7,800	○		
	映写器具（スクリーン）	一式　１回	1,500	1,950	○		
	電気設備（ホールに限る）	１台（１キロワット）　１回	150	190	○		
大蔵運動場	夜間照明（庭球場）	１面　１時間	820	930			
	夜間照明（野球場）	１面　１時間	3,300	3,740			
	夜間照明（陸上競技場）	１時間	2,470	2,800			
	電子計測器（陸上競技場）	１式　１回	3,000	3,400			
大蔵第二運動場	照明（庭球場）	１面　１時間	820	930			
	寝具（宿泊室）	一式	200	220			
公園施設	夜間照明（軟式野球場）	１面（１時間以内）	3,300	3,740	○		
	夜間照明（庭球場）	１面（１時間以内）	820	930	○		
小学校、中学校（学校開放施設）	夜間照明（校庭）	１時間以内	1,320	1,690	○		
	夜間照明（庭球場）	１時間以内	660	840	○		
	照明器具（小ホール）	１台又は１回路　１回	750	960	○		
	ピアノ（小ホール）	１台　１時間以内	1,000	1,280	○		

《参考２》施設使用料等の改正以外の改正内容を含む条例一覧

No.	条例	条例所管部	改正内容	
			項目	詳細
1	世田谷区立地区会館条例	総合支所	北烏山地区会館の廃止	北烏山地区会館の機能を至近にある寺町通り区民集会所へ移転し、跡地を障害者施設として活用するため北烏山地区会館を廃止する。
2	世田谷区立区民斎場条例	烏山総合支所	施設の有効活用	施設の有効活用の観点から、区民の葬儀に支障のない範囲で、葬儀以外での利用を可能とするよう、改正を行う。
3	世田谷区立世田谷美術館条例	生活文化政策部	生活保護受給者の観覧料減免	世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例の基本理念を踏まえ、世田谷区第４期文化・芸術振興計画に掲げる「誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実」の取組みとして、生活保護受給者の観覧料を免除する。
4	世田谷区立世田谷文学館条例	生活文化政策部	生活保護受給者の観覧料減免	世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例の基本理念を踏まえ、世田谷区第４期文化・芸術振興計画に掲げる「誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実」の取組みとして、生活保護受給者の観覧料を免除する。
5	世田谷区立区民会館条例	地域行政部	別表第４の３（附帯設備）の改正	玉川区民会館別館で今年度より区が貸出しを行っているドラムセット等の楽器類について、令和７年４月以降も、指定管理者が引き続き附帯設備として利用者に貸し出せるようにする等の規定の整備を行う。
			その他、規定の整備	条例に記載する1式を一式に改め、表記を統一する。
			前回条例改正と料金改定との整合	世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和５年１２月世田谷区条例第６８号）における改正後の別表第３（施設使用料）及び別表第４の２（施設利用料）について、改定後の料金に改正する。
6	世田谷区立区民農園条例	経済産業部	利用区画面積の見直し	利用待機者の縮減に向け、現行１区画あたり１５㎡のみであるところ、新たに１０㎡の区画を設け、あわせて料金区分を新設する。
7	世田谷区立公園条例	みどり３３推進担当部	世田谷区立公園の新設	世田谷区立池尻北公園、世田谷区立桜丘農業公園、世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園及び世田谷区立給田六所神社通り公園を新設する。
			公園施設の設置等に係る使用料及び公園の占用料の改定	公園施設の設置等に係る使用料（売店や自動販売機の設置等）及び公園の占用料（電柱や公衆電話の設置、写真撮影等）は、固定資産税評価額などを料金算定の基礎としており、固定資産税評価額の評価替えの時期に合わせて、３年毎に見直しを行っている。令和６年１月に行われた固定資産税評価額の評価替えの結果を反映させるため、同使用料及び同占用料を変更する。
8	世田谷区自転車条例	土木部	商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直し	現行制度の建物用途ごとの附置義務駐輪場台数と比べて、実際に店舗等に停まっている自転車の台数が用途によっては少ない実態を踏まえ、駐輪需要に即した附置義務駐輪場台数の改定を行う。

令和７年１月８日
総　合　支　所

世田谷区立地区会館条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直し及び北烏山地区会館の廃止に伴い、世田谷区立地区会館条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定するとともに、北烏山地区会館を廃止し、跡地については障害者施設として活用するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（１）使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

（２）北烏山地区会館の廃止

北烏山地区会館の機能を至近にある寺町通り区民集会所へ移転し、跡地を障害者施設として活用するため北烏山地区会館を廃止する。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	区民生活常任委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布（同日施行）
	９月３０日	北烏山地区会館廃止
	１０月	改定後料金適用開始

世田谷区立地区会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

附　則

１　この条例中別表第３の１の部から４の部まで、同表５の部世田谷区立上北沢地区会館の項から世田谷区立寺町通り区民集会所の項まで及び別表第４世田谷区立喜多見東地区会館の項の改正規定並びに次項の規定は公布の日から、別表第１の５の部世田谷区立北烏山地区会館の項を削る改正規定及び別表第３の５の部世田谷区立北烏山地区会館の項を削る改正規定は規則で定める日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第３の１の部から４の部まで、同表５の部世田谷区立上北沢地区会館の項から世田谷区立寺町通り区民集会所の項まで及び別表第４の規定は、令和７年１０月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第１（第２条、第３条関係）

別表第３（第８条関係）

１　世田谷地域

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分まで	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分まで	午後８時から午後10時まで
世田谷区立池尻地区	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会	1,050円	700円	700円	700円	700円

改正前

別表第１（第２条、第３条関係）

世田谷区立北烏山地区会館	東京都世田谷区北烏山九丁目25番26号	会議室　大広間 和室

別表第３（第８条関係）

１　世田谷地域

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分まで	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分まで	午後８時から午後10時まで
世田谷区立池尻地区	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会	810円	540円	540円	540円	540円

会館	議室					
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第４会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第５会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				700円	700円
世田谷区立池尻区民集会所	第１会議室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	第２会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立三宿地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立三軒茶屋区民集会所	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立丸山区民集会所	会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立若	会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円

会館	議室					
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第４会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第５会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	大広間				540円	540円
世田谷区立池尻区民集会所	第１会議室	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
	第２会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
世田谷区立三宿地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立三軒茶屋区民集会所	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立丸山区民集会所	会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
世田谷区立若	会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円

林区民集会所						
世田谷区立世田谷地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立弦巻区民集会所	会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
世田谷区立経堂地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立経堂地区会館別館	第１会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷	第１会	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円

林区民集会所						
世田谷区立世田谷地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
世田谷区立弦巻区民集会所	会議室	810円	540円	540円	540円	540円
世田谷区立経堂地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立経堂地区会館別館	第１会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷	第１会	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円

区立経堂南地区会館	議室					
	第２会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立下馬区民集会所	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立下馬地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第４会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立下馬南地区会館	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立野	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円

区立経堂南地区会館	議室					
	第２会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立下馬区民集会所	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
世田谷区立下馬地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第４会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立下馬南地区会館	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
世田谷区立野	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円

沢地区会館	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立野沢区民集会所	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
世田谷区立中里地区会館	会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立上馬地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第４会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第５会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第６会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円

2　北沢地域

沢地区会館	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
世田谷区立野沢区民集会所	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２会議室	810円	540円	540円	540円	540円
世田谷区立中里地区会館	会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立上馬地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第４会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第５会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	第６会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円

2　北沢地域

名称	施設の種別	午前 午前９時から正午まで	午後Ａ 午後０時30分から午後２時30分まで	午後Ｂ 午後３時から午後５時まで	夕方 午後５時30分から午後７時30分まで	夜間 午後８時から午後10時まで（世田谷区立花見堂地区会館の施設及び世田谷区立守山地区会館の会議室にあっては、午後８時から午後９時30分まで）
世田谷区立花見堂地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	190円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	190円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	190円

名称	施設の種別	午前 午前９時から正午まで	午後Ａ 午後０時30分から午後２時30分まで	午後Ｂ 午後３時から午後５時まで	夕方 午後５時30分から午後７時30分まで	夜間 午後８時から午後10時まで（世田谷区立花見堂地区会館の施設及び世田谷区立守山地区会館の会議室にあっては、午後８時から午後９時30分まで）
世田谷区立花見堂地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	150円

	第４会議室	390円	260円	260円	260円	190円
	第５会議室	390円	260円	260円	260円	190円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	190円
世田谷区立代田地区会館	会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立守山地区会館	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	810円
	第２会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	810円
	第３会議室	1,050円	700円	700円	700円	520円
	第４会議室	1,050円	700円	700円	700円	520円
	多目的室				午後６時から午後９時までの使用につき、6,240円	
世田谷区立梅丘地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円

	第４会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	第５会議室	300円	200円	200円	200円	150円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	150円
世田谷区立代田地区会館	会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
世田谷区立守山地区会館	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	630円
	第２会議室	1,260円	840円	840円	840円	630円
	第３会議室	810円	540円	540円	540円	400円
	第４会議室	810円	540円	540円	540円	400円
	多目的室				午後６時から午後９時までの使用につき、4,800円	
世田谷区立梅丘地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円

世田谷区立代沢東地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立代沢地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第４会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立新代田区民集会所	音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	体育室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
世田谷区立羽根木区民集会	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会	390円	260円	260円	260円	260円

世田谷区立代沢東地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立代沢地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第４会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立新代田区民集会所	音楽室	810円	540円	540円	540円	540円
	体育室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
世田谷区立羽根木区民集会	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会	300円	200円	200円	200円	200円

所	議室					
世田谷区立大原区民集会所	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立下北沢区民集会所	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第４会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第５会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立北沢地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第４会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第５会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	料理講	390円	260円	260円	260円	260円

所	議室					
世田谷区立大原区民集会所	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立下北沢区民集会所	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第４会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第５会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立北沢地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第４会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第５会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	料理講	300円	200円	200円	200円	200円

	習室					
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立北沢南区民集会所	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立北沢区民集会所	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立松原地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立六所橋区民集会所	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立松沢区民集会所	会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	体育室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円

	習室					
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立北沢南区民集会所	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立北沢区民集会所	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立松原地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立六所橋区民集会所	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立松沢区民集会所	会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	体育室	1,260円	840円	840円	840円	840円

世田谷区立桜上水南地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円

3　玉川地域

名称	施設の種別	午前 午前９時から正午まで	午後Ａ 午後０時30分から午後２時30分まで	午後Ｂ 午後３時から午後５時まで	夕方 午後５時30分から午後７時30分まで	夜間 午後８時から午後10時まで
世田谷区立東玉川地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立奥沢東地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立九	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円

世田谷区立桜上水南地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円

3　玉川地域

名称	施設の種別	午前 午前９時から正午まで	午後Ａ 午後０時30分から午後２時30分まで	午後Ｂ 午後３時から午後５時まで	夕方 午後５時30分から午後７時30分まで	夜間 午後８時から午後10時まで
世田谷区立東玉川地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立奥沢東地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	大会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立九	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円

品仏地区会館	第２会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立奥沢地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立玉堤地区会館	大会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立尾山台地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立等々力地区会館	小会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	大広間				260円	260円

品仏地区会館	第２会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	大会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
世田谷区立奥沢地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立玉堤地区会館	大会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立尾山台地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	音楽室	810円	540円	540円	540円	540円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立等々力地区会館	小会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	大会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	大広間				200円	200円

	和室				260円	260円
世田谷区立上野毛区民集会所	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
世田谷区立野毛区民集会所	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立上野毛地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立中町区民集会所	第１会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立用賀区民集会所	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円

	和室				200円	200円
世田谷区立上野毛区民集会所	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	810円	540円	540円	540円	540円
世田谷区立野毛区民集会所	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立上野毛地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立中町区民集会所	第１会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立用賀区民集会所	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大会議室	810円	540円	540円	540円	540円

世田谷区立用賀地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	大広間				700円	700円
	和室				260円	260円
世田谷区立二子玉川地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立二子玉川地区会館別館	会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
世田谷区立瀬田地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立駒沢地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円

世田谷区立用賀地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	大広間				540円	540円
	和室				200円	200円
世田谷区立二子玉川地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立二子玉川地区会館別館	会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
世田谷区立瀬田地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立駒沢地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	大会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円

	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立新町地区会館	大会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立桜新町区民集会所	大会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立深沢地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円

4　砧地域

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分ま	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分ま	午後８時から午後10時まで

	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立新町地区会館	大会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立桜新町区民集会所	大会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立深沢地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円

4　砧地域

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分ま	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分ま	午後８時から午後10時まで

			で		で	
世田谷区立砧総合支所区民集会所	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立祖師谷地区会館	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立祖師谷区民集会所	第１会議室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立千歳台地区会館	第１会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				700円	700円

			で		で	
世田谷区立砧総合支所区民集会所	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立祖師谷地区会館	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立祖師谷区民集会所	第１会議室	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立千歳台地区会館	第１会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				540円	540円

	和室				260円	260円
世田谷区立船橋地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立希望丘区民集会所	第１会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円
世田谷区立喜多見東地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第４会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立喜多見地区会館	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円

	和室				200円	200円
世田谷区立船橋地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
世田谷区立希望丘区民集会所	第１会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	音楽室	810円	540円	540円	540円	540円
世田谷区立喜多見東地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第４会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
世田谷区立喜多見地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円

	大広間				260円	260円
	第１和室				260円	260円
	第２和室				260円	260円
世田谷区立宇奈根地区会館	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立鎌田区民集会所	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
世田谷区立岡本地区会館	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立山野区民集会所	第１会議室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立大蔵地区	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会	390円	260円	260円	260円	260円

	大広間				200円	200円
	第１和室				200円	200円
	第２和室				200円	200円
世田谷区立宇奈根地区会館	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立鎌田区民集会所	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２会議室	810円	540円	540円	540円	540円
世田谷区立岡本地区会館	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立山野区民集会所	第１会議室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立大蔵地区	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会	300円	200円	200円	200円	200円

会館	議室					
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立砧地区会館	会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	大広間				700円	700円
	和室				260円	260円

5　烏山地域

名称	施設の種別	午前 午前９時から正午まで	午後Ａ 午後０時30分から午後２時30分まで	午後Ｂ 午後３時から午後５時まで	夕方 午後５時30分から午後７時30分まで	夜間 午後８時から午後10時まで
世田谷区立上北沢地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
世田谷区立八幡山区民集会所	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	小会議室	390円	260円	260円	260円	260円

会館	議室					
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立砧地区会館	会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	大広間				540円	540円
	和室				200円	200円

5　烏山地域

名称	施設の種別	午前 午前９時から正午まで	午後Ａ 午後０時30分から午後２時30分まで	午後Ｂ 午後３時から午後５時まで	夕方 午後５時30分から午後７時30分まで	夜間 午後８時から午後10時まで
世田谷区立上北沢地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
世田谷区立八幡山区民集会所	大会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	小会議室	300円	200円	200円	200円	200円

世田谷区立上祖師谷一丁目区民集会所	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	小会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	会議室（和）	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立上祖師谷地区会館	大会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	小会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				700円	700円
	和室				260円	260円
世田谷区立給田地区会館	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立南烏山区民集会所	大会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	小会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	会議室（和）	390円	260円	260円	260円	260円
世田谷区立寺町通り区民集	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円

世田谷区立上祖師谷一丁目区民集会所	大会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	小会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	会議室（和）	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立上祖師谷地区会館	大会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	小会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	大広間				540円	540円
	和室				200円	200円
世田谷区立給田地区会館	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立南烏山区民集会所	大会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	小会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	会議室（和）	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立寺町通り区民集	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円

会所	第３会議室（和）	390円	260円	260円	260円	260円

備考　二の使用区分にわたり施設の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

別表第４（第８条関係）

名称	施設の種別	５時間未満	５時間以上24時間以下	24時間を超える場合
世田谷区立喜多見東地区会館	自転車等駐車場	無料	200円	24時間ごとに200円を左欄の額に加えた額

会所	第３会議室（和）	300円	200円	200円	200円	200円
世田谷区立北烏山地区会館	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円

備考　二の使用区分にわたり施設の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

別表第４（第８条関係）

名称	施設の種別	５時間未満	５時間以上24時間以下	24時間を超える場合
世田谷区立喜多見東地区会館	自転車等駐車場	無料	100円	24時間ごとに100円を左欄の額に加えた額

令和７年１月８日
世田谷総合支所

世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　区民生活常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改定後料金適用開始

世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例 平成28年12月９日条例第57号 世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例 （目的及び設置） 第１条　区民同士の交流を促進し、及び区の観光の振興を図るため、世田谷区立スカイキャロット展望ロビー（以下「スカイキャロット」という。）を設置する。 （位置） 第２条　スカイキャロットの位置は、東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号とする。 （管理） 第３条　スカイキャロットの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （事業） 第４条　スカイキャロットにおいては、次の事業を行う。 （１）　施設の使用に関すること。 （２）　飲食物の提供に関すること。 （３）　区民同士の交流又は区の観光の振興に資する事業に関すること。 （休館日及び開館時間） 第５条　スカイキャロットの休館日及び開館時間は、規則で定めるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、区長は、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定め、又は臨時に開館時間を変更することができる。 （使用方法等）	○世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例 平成28年12月９日条例第57号 世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例 （目的及び設置） 第１条　区民同士の交流を促進し、及び区の観光の振興を図るため、世田谷区立スカイキャロット展望ロビー（以下「スカイキャロット」という。）を設置する。 （位置） 第２条　スカイキャロットの位置は、東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号とする。 （管理） 第３条　スカイキャロットの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。 （事業） 第４条　スカイキャロットにおいては、次の事業を行う。 （１）　施設の使用に関すること。 （２）　飲食物の提供に関すること。 （３）　区民同士の交流又は区の観光の振興に資する事業に関すること。 （休館日及び開館時間） 第５条　スカイキャロットの休館日及び開館時間は、規則で定めるものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、区長は、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定め、又は臨時に開館時間を変更することができる。 （使用方法等）

改正後	改正前
第６条　スカイキャロットにおいて飲食物の提供を受ける者は、その一部を専用することができる。	第６条　スカイキャロットにおいて飲食物の提供を受ける者は、その一部を専用することができる。
２　スカイキャロットは、同一人に引き続き３日を超えて専用させることができない。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。	２　スカイキャロットは、同一人に引き続き３日を超えて専用させることができない。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。
３　区は、その主催し、又は共催する事業を実施するために必要があるときは、スカイキャロットの全部又は一部を専用することができる。この場合においては、前項の規定は適用しないものとする。	３　区は、その主催し、又は共催する事業を実施するために必要があるときは、スカイキャロットの全部又は一部を専用することができる。この場合においては、前項の規定は適用しないものとする。
４　スカイキャロットにおいて飲食物の提供を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者に対しその旨を申し込むことができる。	４　スカイキャロットにおいて飲食物の提供を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者に対しその旨を申し込むことができる。
５　前各項に定めるもののほか、スカイキャロットの使用方法は、区長が別に定める。	５　前各項に定めるもののほか、スカイキャロットの使用方法は、区長が別に定める。
（指定管理者の指定の手続）	（指定管理者の指定の手続）
第７条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。	第７条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。
２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、スカイキャロットの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。	３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、スカイキャロットの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。
（１）　スカイキャロットに関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。	（１）　スカイキャロットに関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
（２）　スカイキャロットの効用を最大限に発揮させることができること。	（２）　スカイキャロットの効用を最大限に発揮させることができること。
（３）　スカイキャロットの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	（３）　スカイキャロットの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

改正後	改正前
4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等）	（指定管理者の業務等）
第８条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第８条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）　施設の維持保全に関する業務	（１）　施設の維持保全に関する業務
（２）　スカイキャロットの運営（飲食物の提供を含む。）に関する業務	（２）　スカイキャロットの運営（飲食物の提供を含む。）に関する業務
（３）　施設の使用承認に関する業務	（３）　施設の使用承認に関する業務
（４）　区民同士の交流又は区の観光の振興に資する事業に関する業務	（４）　区民同士の交流又は区の観光の振興に資する事業に関する業務
（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、スカイキャロットを適正に管理しなければならない。	2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、スカイキャロットを適正に管理しなければならない。
（使用承認）	（使用承認）
第９条　スカイキャロットを専用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請し、使用承認を受けなければならない。	第９条　スカイキャロットを専用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請し、使用承認を受けなければならない。
2　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用承認をしないものとする。	2　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用承認をしないものとする。
（１）　秩序を乱すおそれがあるとき。	（１）　秩序を乱すおそれがあるとき。
（２）　営利を目的とするとき。	（２）　営利を目的とするとき。
（３）　管理上支障があるとき。	（３）　管理上支障があるとき。
3　前項第２号の規定は、規則で定める場合は、適用しないものとする。	3　前項第２号の規定は、規則で定める場合は、適用しないものとする。
（使用条件）	（使用条件）
第10条　指定管理者は、使用承認に際して、管理上必要な条件を付け	第10条　指定管理者は、使用承認に際して、管理上必要な条件を付け

改正後	改正前
ることができる。 （使用承認の取消し等） 第11条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１）　使用目的又は使用条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 （特別の設備等の使用） 第12条　第９条第１項の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付以外の器具を使用するときは、指定管理者の承認を受けなければならない。 （使用権の譲渡等の禁止） 第13条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （原状回復の義務） 第14条　使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第11条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。 （損害の賠償） 第15条　スカイキャロットを使用する者は、施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 （使用の制限等） 第16条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、スカイキャロットの使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は施設若しくは設備を損傷するおそれ	ることができる。 （使用承認の取消し等） 第11条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１）　使用目的又は使用条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。 （特別の設備等の使用） 第12条　第９条第１項の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付以外の器具を使用するときは、指定管理者の承認を受けなければならない。 （使用権の譲渡等の禁止） 第13条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （原状回復の義務） 第14条　使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第11条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。 （損害の賠償） 第15条　スカイキャロットを使用する者は、施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 （使用の制限等） 第16条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、スカイキャロットの使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は施設若しくは設備を損傷するおそれ

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>があるとき。
（２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
２　スカイキャロットを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。
（利用料金等の納付等）
第17条　使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。附帯設備を使用する者も同様とする。
２　利用料金は、１時間を単位として、スカイキャロットについては１平方メートル当たり40円を超えない額の範囲内において、附帯設備については130,000円を超えない額の範囲内において、それぞれ指定管理者が定める。
３　スカイキャロットを使用する者で飲食物の提供を受けるもの（第６条第４項に規定する申込みをした者を含む。）は、指定管理者に当該飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。
４　飲食料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。
<table><tr><th>品目</th><th>金額</th></tr><tr><td>コースメニュー</td><td>32,500円</td></tr><tr><td>パーティーメニュー</td><td>13,000円</td></tr><tr><td>ランチメニュー</td><td>6,500円</td></tr><tr><td>料理単品メニュー</td><td>3,900円</td></tr><tr><td>喫茶メニュー</td><td>2,600円</td></tr><tr><td>アルコールメニュー</td><td>19,500円</td></tr></table>５　第６条第４項に規定する申込みをした者は、当該申込みを撤回することができる。ただし、規則で定める期間内に撤回するときは当該申込みに係る飲食料金の４割に相当する額の範囲内において、飲食物の提供を受けようとした日に撤回するときは当該申込みに係る</td><td>があるとき。
（２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
２　スカイキャロットを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。
（利用料金等の納付等）
第17条　使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。附帯設備を使用する者も同様とする。
２　利用料金は、１時間を単位として、スカイキャロットについては１平方メートル当たり30円を超えない額の範囲内において、附帯設備については100,000円を超えない額の範囲内において、それぞれ指定管理者が定める。
３　スカイキャロットを使用する者で飲食物の提供を受けるもの（第６条第４項に規定する申込みをした者を含む。）は、指定管理者に当該飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。
４　飲食料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。
<table><tr><th>品目</th><th>金額</th></tr><tr><td>コースメニュー</td><td>25,000円</td></tr><tr><td>パーティーメニュー</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>ランチメニュー</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>料理単品メニュー</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>喫茶メニュー</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>アルコールメニュー</td><td>15,000円</td></tr></table>５　第６条第４項に規定する申込みをした者は、当該申込みを撤回することができる。ただし、規則で定める期間内に撤回するときは当該申込みに係る飲食料金の４割に相当する額の範囲内において、飲食物の提供を受けようとした日に撤回するときは当該申込みに係る</td></tr>
</table>

改正後	改正前
飲食料金の全額に相当する額の範囲内において、それぞれ指定管理者が定める額のキャンセル料を納付しなければならない。	飲食料金の全額に相当する額の範囲内において、それぞれ指定管理者が定める額のキャンセル料を納付しなければならない。
6　指定管理者は、利用料金、飲食料金及びキャンセル料を定めるときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。	6　指定管理者は、利用料金、飲食料金及びキャンセル料を定めるときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。
7　利用料金、飲食料金及びキャンセル料は、指定管理者の収入とする。	7　利用料金、飲食料金及びキャンセル料は、指定管理者の収入とする。
（利用料金の減免等）	（利用料金の減免等）
第18条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。	第18条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。
（１）　区がその主催し、又は共催する事業を実施するために専用するとき（区長が別に定める額の飲食料金を納付する場合に限る。）。　全額	（１）　区がその主催し、又は共催する事業を実施するために専用するとき（区長が別に定める額の飲食料金を納付する場合に限る。）。　全額
（２）　前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額	（２）　前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額
２　指定管理者は、区長と協議の上、飲食料金を減額することができる。	２　指定管理者は、区長と協議の上、飲食料金を減額することができる。
（委任）	（委任）
第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。	第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
第１条　この条例は、平成29年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第３条及び第４条の規定は、公布の日から施行する。	第１条　この条例は、平成29年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第３条及び第４条の規定は、公布の日から施行する。
（世田谷区立区民会館条例の一部改正）	（世田谷区立区民会館条例の一部改正）
第２条　世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。	第２条　世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（次のよう略） （準備行為） 第３条　区長は、第６条第４項の規定による申込みの受付並びに第９条第１項の規定による使用承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、これらの規定の例によりすることができる。 第４条　区長は、第７条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為を施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。 附　則 １　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　この条例による改正後の第１７条第２項及び第４項の表の規定は、施行日以後に使用の申請及び提供の申込みをした者の令和７年１０月１日以後の使用及び提供に係る利用料金及び飲食料金（以下「利用料金等」という。）について適用し、施行日前に使用の申請及び提供の申込みをした者の使用及び提供に係る利用料金等並びに施行日以後に使用の申請及び提供の申込みをした者の令和７年１０月１日前の使用及び提供に係る利用料金等については、なお従前の例による。	（次のよう略） （準備行為） 第３条　区長は、第６条第４項の規定による申込みの受付並びに第９条第１項の規定による使用承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、これらの規定の例によりすることができる。 第４条　区長は、第７条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為を施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

令和７年１月８日
烏 山 総 合 支 所

世田谷区立区民斎場条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直し及び施設の有効活用に伴い、世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定し、及び施設を有効活用するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
（１）使用料等の見直し
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。
（２）施設の有効活用
　施設の有効活用の観点から、区民の葬儀に支障のない範囲で、葬儀以外での利用を可能とするよう、改正を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　区民生活常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改定後料金適用開始
　　施設の有効活用の適用開始

世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例新旧対照表

第１条による改正後（令和７年４月１日施行）	改正前
○世田谷区立区民斎場条例 平成８年３月29日条例第22号 世田谷区立区民斎場条例 （目的及び設置） 第１条　区民に葬儀（葬儀当日にこれに付随して行われる法要その他の儀式を含む。以下同じ。）の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　斎場の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。 （施設） 第３条　斎場の施設（以下「施設」という。）は、別表第２のとおりとする。 （休館日等） 第４条　斎場の休館日及び休館時間は、規則で定める。 （使用することができる者の範囲） 第５条　施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するもの（第１号から第３号まで及び第５号にあっては、法人その他これに類するものを除く。）とする。 （１）　死亡時に区内に住所を有していた者の葬儀を主宰する者 （２）　区内に住所を有する者で、親族（規則で定める範囲の者に限る。）の葬儀を主宰するもの （３）　世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）第３条第１項に規定する利用者登録を受けた団体のうち、次に掲げる要件を満たすものであって、第14条の規定により斎場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）	○世田谷区立区民斎場条例 平成８年３月29日条例第22号 世田谷区立区民斎場条例 （目的及び設置） 第１条　区民に葬儀の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　斎場の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。 （施設） 第３条　斎場の施設（以下「施設」という。）は、別表第２のとおりとする。 （休館日等） 第４条　斎場の休館日及び休館時間は、規則で定める。 （使用することができる者の範囲） 第５条　施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（法人その他これに類するものを除く。）とする。 （１）　死亡時に区内に住所を有していた者の葬儀を主宰する者 （２）　区内に住所を有する者で、親族（規則で定める範囲の者に限る。）の葬儀を主宰するもの

第１条による改正後（令和７年４月１日施行）	改正前
が区長の承認を得て定める葬儀に支障がない範囲で活動を行うもの ア　構成員の２分の１以上が区内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。 イ　構成員の総数が５人以上であること。 （４）前号に規定する葬儀に支障がない範囲で、区長の承認を得て事業を主催する場合の指定管理者 （５）　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める者	（３）　前２号に掲げるもののほか、第14条の規定により斎場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認める者
（使用の手続等） 第６条　施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に使用の申請をし、その承認を受けなければならない。 ２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しないものとする。 （１）　葬儀以外の目的に使用するとき。ただし、前条第３号から第５号までに掲げるものが使用する場合を除く。 （２）　秩序を乱すおそれがあるとき。 （３）　管理上支障があるとき。 （４）　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不適当であると認めるとき。	（使用の手続等） 第６条　施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に使用の申請をし、その承認を受けなければならない。 ２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しないものとする。 （１）　葬儀（葬儀当日にこれに付随して行われる法要その他の儀式を含む。）以外の目的に使用するとき。 （２）　秩序を乱すおそれがあるとき。 （３）　管理上支障があるとき。 （４）　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不適当であると認めるとき。
（使用の条件） 第７条　指定管理者は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。	（使用の条件） 第７条　指定管理者は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。
（使用期間等） 第８条　施設を使用することができる期間は、別表第３に定める使用期間（以下「使用期間」という。）の範囲内で、連続した期間とする。ただし、指定管理者は、管理上支障がないと認めるときは、使用期間	（使用期間等） 第８条　施設を使用することができる期間は、別表第３に定める使用期間（以下「使用期間」という。）の範囲内で、連続した期間とする。ただし、指定管理者は、管理上支障がないと認めるときは、使用期間

第１条による改正後（令和７年４月１日施行）	改正前
を超えて使用の承認をすることができる。	を超えて使用の承認をすることができる。
２　式場及び洋室（以下「式場等」という。）以外の施設は、式場等を使用する者に限り使用することができる。	２　式場及び洋室（以下「式場等」という。）以外の施設は、式場等を使用する者に限り使用することができる。
（承認の取消し等）	（承認の取消し等）
第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。	第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。
（１）　使用の目的又は条件に違反したとき。	（１）　使用の目的又は条件に違反したとき。
（２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	（２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
（３）　災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。	（３）　災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。
（４）　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。	（４）　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。
（特別の設備等）	（特別の設備等）
第10条　施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。	第10条　施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
（使用権の譲渡等の禁止）	（使用権の譲渡等の禁止）
第11条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第11条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第12条　使用者は、施設の使用が終了したときは、直ちに施設及びその附帯設備を原状に回復しなければならない。第９条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。	第12条　使用者は、施設の使用が終了したときは、直ちに施設及びその附帯設備を原状に回復しなければならない。第９条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。
（損害賠償）	（損害賠償）
第13条　斎場の建物又は設備をき損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除	第13条　斎場の建物又は設備をき損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除

第１条による改正後（令和７年４月１日施行）	改正前
することができる。	することができる。
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
第14条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に斎場の管理を行わせるものとする。	第14条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に斎場の管理を行わせるものとする。
（指定管理者の指定の手続）	（指定管理者の指定の手続）
第15条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。	第15条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。
２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。	３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。
（１）　使用者の平等使用を確保した運営ができること。	（１）　使用者の平等使用を確保した運営ができること。
（２）　施設の使用に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。	（２）　施設の使用に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
（３）　斎場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。	（３）　斎場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
（４）　斎場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	（４）　斎場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
５　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	５　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等）	（指定管理者の業務等）
第16条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第16条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

第１条による改正後（令和７年４月１日施行）	改正前
（１）　施設の使用の承認等に関する業務 （２）　斎場の建物及び設備の維持管理に関する業務 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める業務 ２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、斎場の適正な管理を行わなければならない。	（１）　施設の使用の承認等に関する業務 （２）　斎場の建物及び設備の維持管理に関する業務 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める業務 ２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、斎場の適正な管理を行わなければならない。
（利用料金） 第17条　使用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、第５条第４号の規定により指定管理者が施設を使用する場合は、この限りでない。	（利用料金） 第17条　使用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。
２　利用料金の額は、別表第４に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。 ３　利用料金は、指定管理者の収入とする。	２　利用料金の額は、別表第４に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。 ３　利用料金は、指定管理者の収入とする。
（利用料金の減免） 第18条　指定管理者は、使用者が生活に困窮する状態にあるときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。	（利用料金の減免） 第18条　指定管理者は、使用者が生活に困窮する状態にあるときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。
（利用料金の不還付） 第19条　既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	（利用料金の不還付） 第19条　既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。
（委任） 第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	（委任） 第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則 この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成８年５月規則第48号で、同８年６月３日から施行）	附　則 この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成８年５月規則第48号で、同８年６月３日から施行）
附　則（平成17年６月21日条例第26号）	附　則（平成17年６月21日条例第26号）

第１条による改正後（令和７年４月１日施行）	改正前
（施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民斎場条例（以下「新条例」という。）第18条第４項の規定により、区長が斎場に係る指定管理者（新条例第５条第３号に規定する指定管理者をいう。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 附　則 1　この条例は、平成18年４月１日から施行する。 2　この条例の施行前に、平成18年４月１日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立区民斎場の施設の利用に係る料金を納付した者とみなす。 附　則 この条例は、平成28年９月１日から施行する。 附　則 （施行期日） 1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 ⑴　次項及び附則第３項の規定　公布の日 ⑵　第１条の規定　令和７年４月１日 （準備行為） 2　この条例による改正後の第５条第３号に掲げるものは、令和７年４月１日前においても、世田谷区立区民斎場条例第６条第１項の規定により、同条例第３条に規定する施設の使用の承認に係る申請を	（施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民斎場条例（以下「新条例」という。）第18条第４項の規定により、区長が斎場に係る指定管理者（新条例第５条第３号に規定する指定管理者をいう。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 附　則 1　この条例は、平成18年４月１日から施行する。 2　この条例の施行前に、平成18年４月１日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立区民斎場の施設の利用に係る料金を納付した者とみなす。 附　則 この条例は、平成28年９月１日から施行する。

第１条による改正後（令和７年４月１日施行）

することができる。

３　指定管理者は、前項の申請があった場合には、令和７年４月１日前においても、世田谷区立区民斎場条例第６条第１項の規定により、その承認をすることができる。

別表第１（第２条関係）

名称	位置
世田谷区立みどり会館	東京都世田谷区北烏山五丁目１番５号

別表第２（第３条関係）

名称	施設名
世田谷区立みどり会館	式場　洋室　仮安置室　ホール　控室

別表第３（第８条関係）

施設名	使用期間
式場　洋室　ホール　控室	午後４時30分から翌日の午後４時まで
仮安置室	７日の範囲内で規則で定める期間

別表第４（第17条関係）

１　葬儀での使用の場合

（１）　式場及び洋室

ア　一式利用料金

式場及び洋室	84,000円

イ　区分利用料金

使用区分	午前	午後	夜間	終夜
	午前８時30	午後０時30	午後４時30	午後10時30

改正前

別表第１（第２条関係）

名称	位置
世田谷区立みどり会館	東京都世田谷区北烏山五丁目１番５号

別表第２（第３条関係）

名称	施設名
世田谷区立みどり会館	式場　洋室　仮安置室　ホール　控室

別表第３（第８条関係）

施設名	使用期間
式場　洋室　ホール　控室	午後４時30分から翌日の午後４時まで
仮安置室	７日の範囲内で規則で定める期間

別表第４（第17条関係）

１　式場及び洋室

（１）　一式利用料金

式場及び洋室	84,000円

（２）　区分利用料金

使用区分 施設名	午前	午後	夜間	終夜
	午前８時30	午後零時30	午後４時30	午後10時30

第１条による改正後（令和７年４月１日施行）

施設名	分から正午まで	分から午後４時まで	分から午後10時まで	分から翌日の午前８時まで
式場	11,000円	11,000円	16,000円	16,000円
洋室	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円

ウ　時間利用料金

式場	3,200円（１時間につき）
洋室	1,800円（１時間につき）

（２）仮安置室

仮安置室	1,000円（１日につき）

２　葬儀以外での使用の場合

式場及び洋室の区分利用料金

使用区分	午前	午後
施設名	午前９時から正午まで	午後０時３０分から午後２時３０分まで
式場	900円	600円

改正前

	分から正午まで	分から午後４時まで	分から午後10時まで	分から翌日の午前８時まで
式場	11,000円	11,000円	16,000円	16,000円
洋室	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円

（３）時間利用料金

式場	3,200円（１時間につき）
洋室	1,800円（１時間につき）

備考

１　一式利用料金は、式場及び洋室を午後４時30分から翌日の午後４時まで使用する場合に適用する。

２　区分利用料金は、使用区分を単位として使用する場合に適用し、２以上の使用区分にわたって使用する場合の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額を合計した額とする。

３　時間使用は、一式利用料金又は区分利用料金の適用のある期間の前又は後の期間の使用に限るものとし、時間利用料金を適用する。この場合において、１時間に満たない端数は、これを１時間とする。

２　仮安置室

仮安置室	1,000円（１日につき）

備考　この表において「１日」とは、暦日による１日をいい、24時間に満たない端数は、これを１日とする。

第１条による改正後（令和７年４月１日施行）	改正前
洋室　400円　300円 備考 １　一式利用料金は、式場及び洋室を午後４時30分から翌日の午後４時まで使用する場合に適用する。 ２　区分利用料金は、使用区分を単位として使用する場合に適用し、２以上の使用区分にわたって使用する場合の利用料金の額は、当該使用区分の利用料金の額を合計した額とする。 ３　時間使用は、一式利用料金又は区分利用料金の適用のある期間の前又は後の期間の使用に限るものとし、時間利用料金を適用する。この場合において、１時間に満たない端数は、これを１時間とする。 ４　この表において「１日」とは、暦日による１日をいい、24時間に満たない端数は、これを１日とする。	

世田谷区立区民斎場条例の一部を改正する条例新旧対照表

第２条による改正後（令和７年８月１日施行）	第１条による改正後（令和７年４月１日施行）
○世田谷区立区民斎場条例 平成８年３月29日条例第22号 世田谷区立区民斎場条例 （目的及び設置） 第１条　区民に葬儀（葬儀当日にこれに付随して行われる法要その他の儀式を含む。以下同じ。）の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　斎場の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。 （施設） 第３条　斎場の施設（以下「施設」という。）は、別表第２のとおりとする。 （休館日等） 第４条　斎場の休館日及び休館時間は、規則で定める。 （使用することができる者の範囲） 第５条　施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するもの（第１号から第３号まで及び第５号にあっては、法人その他これに類するものを除く。）とする。 （１）　死亡時に区内に住所を有していた者の葬儀を主宰する者 （２）　区内に住所を有する者で、親族（規則で定める範囲の者に限る。）の葬儀を主宰するもの （３）　世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）第３条第１項に規定する利用者登録を受けた団体のうち、次に掲げる要件を満たすものであって、第14条の規定により斎場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）	○世田谷区立区民斎場条例 平成８年３月29日条例第22号 世田谷区立区民斎場条例 （目的及び設置） 第１条　区民に葬儀（葬儀当日にこれに付随して行われる法要その他の儀式を含む。以下同じ。）の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　斎場の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。 （施設） 第３条　斎場の施設（以下「施設」という。）は、別表第２のとおりとする。 （休館日等） 第４条　斎場の休館日及び休館時間は、規則で定める。 （使用することができる者の範囲） 第５条　施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するもの（第１号から第３号まで及び第５号にあっては、法人その他これに類するものを除く。）とする。 （１）　死亡時に区内に住所を有していた者の葬儀を主宰する者 （２）　区内に住所を有する者で、親族（規則で定める範囲の者に限る。）の葬儀を主宰するもの （３）　世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）第３条第１項に規定する利用者登録を受けた団体のうち、次に掲げる要件を満たすものであって、第14条の規定により斎場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）

第２条による改正後（令和７年８月１日施行）	第１条による改正後（令和７年４月１日施行）
が区長の承認を得て定める葬儀に支障がない範囲で活動を行うもの	が区長の承認を得て定める葬儀に支障がない範囲で活動を行うもの
ア　構成員の２分の１以上が区内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。	ア　構成員の２分の１以上が区内に住所を有し、在勤し、又は在学する者であること。
イ　構成員の総数が５人以上であること。	イ　構成員の総数が５人以上であること。
（４）前号に規定する葬儀に支障がない範囲で、区長の承認を得て事業を主催する場合の指定管理者	（４）前号に規定する葬儀に支障がない範囲で、区長の承認を得て事業を主催する場合の指定管理者
（５）　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める者	（５）　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める者
（使用の手続等）	（使用の手続等）
第６条　施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に使用の申請をし、その承認を受けなければならない。	第６条　施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に使用の申請をし、その承認を受けなければならない。
２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しないものとする。	２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しないものとする。
（１）　葬儀以外の目的に使用するとき。ただし、前条第３号から第５号までに掲げるものが使用する場合を除く。	（１）　葬儀以外の目的に使用するとき。ただし、前条第３号から第５号までに掲げるものが使用する場合を除く。
（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。	（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。
（３）　管理上支障があるとき。	（３）　管理上支障があるとき。
（４）　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不適当であると認めるとき。	（４）　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不適当であると認めるとき。
（使用の条件）	（使用の条件）
第７条　指定管理者は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。	第７条　指定管理者は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。
（使用期間等）	（使用期間等）
第８条　施設を使用することができる期間は、別表第３に定める使用期間（以下「使用期間」という。）の範囲内で、連続した期間とする。ただし、指定管理者は、管理上支障がないと認めるときは、使用期間を超えて使用の承認をすることができる。	第８条　施設を使用することができる期間は、別表第３に定める使用期間（以下「使用期間」という。）の範囲内で、連続した期間とする。ただし、指定管理者は、管理上支障がないと認めるときは、使用期間を超えて使用の承認をすることができる。

第２条による改正後（令和７年８月１日施行）	第１条による改正後（令和７年４月１日施行）
２　式場及び洋室（以下「式場等」という。）以外の施設は、式場等を使用する者に限り使用することができる。	２　式場及び洋室（以下「式場等」という。）以外の施設は、式場等を使用する者に限り使用することができる。
（承認の取消し等）	（承認の取消し等）
第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。	第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。
（１）　使用の目的又は条件に違反したとき。	（１）　使用の目的又は条件に違反したとき。
（２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	（２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
（３）　災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。	（３）　災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。
（４）　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。	（４）　前３号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めるとき。
（特別の設備等）	（特別の設備等）
第10条　施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。	第10条　施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
（使用権の譲渡等の禁止）	（使用権の譲渡等の禁止）
第11条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第11条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第12条　使用者は、施設の使用が終了したときは、直ちに施設及びその附帯設備を原状に回復しなければならない。第９条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。	第12条　使用者は、施設の使用が終了したときは、直ちに施設及びその附帯設備を原状に回復しなければならない。第９条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。
（損害賠償）	（損害賠償）
第13条　斎場の建物又は設備をき損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。	第13条　斎場の建物又は設備をき損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

第２条による改正後（令和７年８月１日施行）	第１条による改正後（令和７年４月１日施行）
（指定管理者による管理） 第14条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に斎場の管理を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続） 第15条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　使用者の平等使用を確保した運営ができること。 （２）　施設の使用に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （３）　斎場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。 （４）　斎場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 ４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 ５　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等） 第16条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　施設の使用の承認等に関する業務	（指定管理者による管理） 第14条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に斎場の管理を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続） 第15条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、斎場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　使用者の平等使用を確保した運営ができること。 （２）　施設の使用に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （３）　斎場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。 （４）　斎場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 ４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 ５　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等） 第16条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　施設の使用の承認等に関する業務

第２条による改正後（令和７年８月１日施行）	第１条による改正後（令和７年４月１日施行）
（２）　斎場の建物及び設備の維持管理に関する業務 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める業務 ２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、斎場の適正な管理を行わなければならない。 （利用料金） 第17条　使用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、第５条第４号の規定により指定管理者が施設を使用する場合は、この限りでない。 ２　利用料金の額は、別表第４に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。 ３　利用料金は、指定管理者の収入とする。 （利用料金の減免） 第18条　指定管理者は、使用者が生活に困窮する状態にあるときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。 （利用料金の不還付） 第19条　既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 （委任） 第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成８年５月規則第48号で、同８年６月３日から施行） 附　則（平成17年６月21日条例第26号） （施行期日）	（２）　斎場の建物及び設備の維持管理に関する業務 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める業務 ２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、斎場の適正な管理を行わなければならない。 （利用料金） 第17条　使用者は、規則で定めるところにより、指定管理者に施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。ただし、第５条第４号の規定により指定管理者が施設を使用する場合は、この限りでない。 ２　利用料金の額は、別表第４に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。 ３　利用料金は、指定管理者の収入とする。 （利用料金の減免） 第18条　指定管理者は、使用者が生活に困窮する状態にあるときその他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。 （利用料金の不還付） 第19条　既に納めた利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。 （委任） 第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 この条例は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成８年５月規則第48号で、同８年６月３日から施行） 附　則（平成17年６月21日条例第26号） （施行期日）

第２条による改正後（令和７年８月１日施行）	第１条による改正後（令和７年４月１日施行）
１　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民斎場条例（以下「新条例」という。）第18条第４項の規定により、区長が斎場に係る指定管理者（新条例第５条第３号に規定する指定管理者をいう。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 附　則 １　この条例は、平成18年４月１日から施行する。 ２　この条例の施行前に、平成18年４月１日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立区民斎場の施設の利用に係る料金を納付した者とみなす。 附　則 この条例は、平成28年９月１日から施行する。 附　則（令和７年３月５日条例第　　号） （施行期日） １　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1)　次項及び附則第３項の規定　公布の日 (2)　第１条の規定　令和７年４月１日 (3)　第２条及び附則第４項の規定　令和７年８月１日 （準備行為） ２　この条例による改正後の第５条第３号に掲げるものは、令和７年４月１日前においても、世田谷区立区民斎場条例第６条第１項の規定により、同条例第３条に規定する施設の使用の承認に係る申請を	１　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民斎場（以下「斎場」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民斎場条例（以下「新条例」という。）第18条第４項の規定により、区長が斎場に係る指定管理者（新条例第５条第３号に規定する指定管理者をいう。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 附　則 １　この条例は、平成18年４月１日から施行する。 ２　この条例の施行前に、平成18年４月１日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立区民斎場の施設の利用に係る料金を納付した者とみなす。 附　則 この条例は、平成28年９月１日から施行する。 附　則（令和７年３月５日条例第　　号） （施行期日） １　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 (1)　次項及び附則第３項の規定　公布の日 (2)　第１条の規定　令和７年４月１日 （準備行為） ２　この条例による改正後の第５条第３号に掲げるものは、令和７年４月１日前においても、世田谷区立区民斎場条例第６条第１項の規定により、同条例第３条に規定する施設の使用の承認に係る申請を

<table>
<tr><th>第２条による改正後（令和７年８月１日施行）</th><th>第１条による改正後（令和７年４月１日施行）</th></tr>
<tr><td>
することができる。
３　指定管理者は、前項の申請があった場合には、令和７年４月１日前においても、世田谷区立区民斎場条例第６条第１項の規定により、その承認をすることができる。
（経過措置）
４　第２条の規定による改正後の別表第４の規定は、令和７年１０月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>世田谷区立みどり会館</td><td>東京都世田谷区北烏山五丁目１番５号</td></tr>
</table>
別表第２（第３条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>施設名</th></tr>
<tr><td>世田谷区立みどり会館</td><td>式場　洋室　仮安置室　ホール　控室</td></tr>
</table>
別表第３（第８条関係）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>使用期間</th></tr>
<tr><td>式場　洋室　ホール　控室</td><td>午後４時30分から翌日の午後４時まで</td></tr>
<tr><td>仮安置室</td><td>７日の範囲内で規則で定める期間</td></tr>
</table>
別表第４（第17条関係）
１　葬儀での使用の場合
（１）式場及び洋室
ア　一式利用料金
</td><td>
することができる。
３　指定管理者は、前項の申請があった場合には、令和７年４月１日前においても、世田谷区立区民斎場条例第６条第１項の規定により、その承認をすることができる。

別表第１（第２条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>位置</th></tr>
<tr><td>世田谷区立みどり会館</td><td>東京都世田谷区北烏山五丁目１番５号</td></tr>
</table>
別表第２（第３条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>施設名</th></tr>
<tr><td>世田谷区立みどり会館</td><td>式場　洋室　仮安置室　ホール　控室</td></tr>
</table>
別表第３（第８条関係）
<table>
<tr><th>施設名</th><th>使用期間</th></tr>
<tr><td>式場　洋室　ホール　控室</td><td>午後４時30分から翌日の午後４時まで</td></tr>
<tr><td>仮安置室</td><td>７日の範囲内で規則で定める期間</td></tr>
</table>
別表第４（第17条関係）
１　葬儀での使用の場合
（１）式場及び洋室
ア　一式利用料金
</td></tr>
</table>

第２条による改正後（令和７年８月１日施行）	第１条による改正後（令和７年４月１日施行）

式場及び洋室	91,560円

イ　区分利用料金

使用区分／施設名	午前	午後	夜間	終夜
	午前８時30分から正午まで	午後０時30分から午後４時まで	午後４時30分から午後10時まで	午後10時30分から翌日の午前８時まで
式場	11,990円	11,990円	17,440円	17,440円
洋室	6,540円	6,540円	9,810円	9,810円

ウ　時間利用料金

式場	3,480円（１時間につき）
洋室	1,960円（１時間につき）

（２）仮安置室

仮安置室	1,090円（１日につき）

２　葬儀以外での使用の場合

式場及び洋室の区分利用料金

使用区分／施設名	午前	午後
	午前９時から正午まで	午後０時３０分から午後２時３０分まで
式場	1,100円	800円
洋室	500円	400円

備考

１　一式利用料金は、式場及び洋室を午後４時30分から翌日の午後４時まで使用する場合に適用する。

２　区分利用料金は、使用区分を単位として使用する場合に適用し、２以上の使用区分にわたって使用する場合の利用料金の額は、

式場及び洋室	84,000円

イ　区分利用料金

使用区分／施設名	午前	午後	夜間	終夜
	午前８時30分から正午まで	午後０時30分から午後４時まで	午後４時30分から午後10時まで	午後10時30分から翌日の午前８時まで
式場	11,000円	11,000円	16,000円	16,000円
洋室	6,000円	6,000円	9,000円	9,000円

（３）時間利用料金

式場	3,200円（１時間につき）
洋室	1,800円（１時間につき）

２　仮安置室

仮安置室	1,000円（１日につき）

２　葬儀以外での使用の場合

式場及び洋室の区分利用料金

使用区分／施設名	午前	午後
	午前９時から正午まで	午後０時３０分から午後２時３０分まで
式場	900円	600円
洋室	400円	300円

備考

１　一式利用料金は、式場及び洋室を午後４時30分から翌日の午後４時まで使用する場合に適用する。

２　区分利用料金は、使用区分を単位として使用する場合に適用し、２以上の使用区分にわたって使用する場合の利用料金の額は、

第２条による改正後（令和７年８月１日施行）	第１条による改正後（令和７年４月１日施行）
当該使用区分の利用料金の額を合計した額とする。	当該使用区分の利用料金の額を合計した額とする。
３　時間使用は、一式利用料金又は区分利用料金の適用のある期間の前又は後の期間の使用に限るものとし、時間利用料金を適用する。この場合において、１時間に満たない端数は、これを１時間とする。	３　時間使用は、一式利用料金又は区分利用料金の適用のある期間の前又は後の期間の使用に限るものとし、時間利用料金を適用する。この場合において、１時間に満たない端数は、これを１時間とする。
４　この表において「１日」とは、暦日による１日をいい、24時間に満たない端数は、これを１日とする。	４　この表において「１日」とは、暦日による１日をいい、24時間に満たない端数は、これを１日とする。

令和７年１月８日
総　　務　　部

世田谷区立駐車場条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立駐車場条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　企画総務常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改定後料金適用開始

世田谷区立駐車場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立駐車場条例 平成15年３月13日条例第６号 改正 平成20年９月30日条例第46号 令和元年12月９日条例第52号 令和２年12月８日条例第54号 令和７年　月　日条例第　号	○世田谷区立駐車場条例 平成15年３月13日条例第６号 改正 平成20年９月30日条例第46号 令和元年12月９日条例第52号 令和２年12月８日条例第54号
世田谷区立駐車場条例	世田谷区立駐車場条例
（目的及び設置） 第１条　来庁者等の利便に資するとともに、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、駐車場法（昭和32年法律第106号）第２条第２号に規定する路外駐車場として、世田谷区立駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。	（目的及び設置） 第１条　来庁者等の利便に資するとともに、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、駐車場法（昭和32年法律第106号）第２条第２号に規定する路外駐車場として、世田谷区立駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。
（名称及び位置） 第２条　駐車場の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。	（名称及び位置） 第２条　駐車場の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。
（供用時間） 第３条　駐車場の供用時間は、別表第１の２のとおりとする。	（供用時間） 第３条　駐車場の供用時間は、別表第１の２のとおりとする。
（休止） 第４条　区長は、駐車場の補修その他の理由により、必要があると認めたときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。	（休止） 第４条　区長は、駐車場の補修その他の理由により、必要があると認めたときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。
（駐車することができる自動車） 第５条　駐車場に駐車することができる自動車の種別及び大きさは、別表第２のとおりとする。 ２　区長は、駐車場の管理上支障がないと認めたときは、前項に規定する自動車以外の自動車を駐車させることができる。	（駐車することができる自動車） 第５条　駐車場に駐車することができる自動車の種別及び大きさは、別表第２のとおりとする。 ２　区長は、駐車場の管理上支障がないと認めたときは、前項に規定する自動車以外の自動車を駐車させることができる。

改正後	改正前
（使用の手続）	（使用の手続）
第６条　駐車場の使用の手続は、規則で定めるところによる。	第６条　駐車場の使用の手続は、規則で定めるところによる。
（使用の拒否）	（使用の拒否）
第７条　区長は、自動車が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を拒否することができる。	第７条　区長は、自動車が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を拒否することができる。
（１）　駐車場の構造上駐車することができないとき。	（１）　駐車場の構造上駐車することができないとき。
（２）　発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。	（２）　発火性又は引火性の物品その他危険物を積載しているとき。
（３）　駐車場の構造設備を損傷するおそれがあるとき。	（３）　駐車場の構造設備を損傷するおそれがあるとき。
（４）　前３号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。	（４）　前３号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。
（使用料）	（使用料）
第８条　駐車場に自動車を駐車する者（以下「使用者」という。）は、退場の際に駐車場の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。	第８条　駐車場に自動車を駐車する者（以下「使用者」という。）は、退場の際に駐車場の使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。
２　前項の使用料の額は、別表第３に規定する範囲内において規則で定める。	２　前項の使用料の額は、別表第３に規定する範囲内において規則で定める。
３　前２項の規定にかかわらず、開庁時間において、玉川総合支所又は砧総合支所に申請、相談等の用件のために来庁した者が自動車を駐車する場合に係る使用料は、１時間まで無料とする。	新設
（使用料の減免）	（使用料の減免）
第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。	第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。
（１）　道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車を駐車させるとき　全額	（１）　道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車を駐車させるとき　全額
（２）　駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき　全額	（２）　駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき　全額
（３）　区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき　全額	（３）　区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき　全額

改正後	改正前
（４）　世田谷区の休日に関する条例（平成元年３月世田谷区条例第１号）第１条第１項に規定する休日（総合支所区民課が業務を行う土曜日を除く。）を除く日の午前８時30分から午後５時30分までの間（以下「開庁時間」という。）において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき　全額	（４）　世田谷区の休日に関する条例（平成元年３月世田谷区条例第１号）第１条第１項に規定する休日（総合支所区民課が業務を行う土曜日を除く。）を除く日の午前８時30分から午後５時30分までの間（以下「開庁時間」という。）において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき　全額
~~（５）　開庁時間において、玉川総合支所又は砧総合支所に申請、相談等の用件のために来庁した者が利用する自動車を駐車させるとき　１時間分の使用料に相当する額。ただし、駐車場の使用時間が１時間に満たないときは、当該使用時間に係る使用料に相当する額~~	（５）　開庁時間において、玉川総合支所又は砧総合支所に申請、相談等の用件のために来庁した者が利用する自動車を駐車させるとき　１時間分の使用料に相当する額。ただし、駐車場の使用時間が１時間に満たないときは、当該使用時間に係る使用料に相当する額
（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき　区長が相当と認めた額	（６）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき　区長が相当と認めた額
（使用料の不還付）	（使用料の不還付）
第10条　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。	第10条　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
（駐車日数の制限）	（駐車日数の制限）
第11条　使用者は、区長が特に必要があると認めたときを除き、同一の自動車を引き続き５日を超えて駐車してはならない。	第11条　使用者は、区長が特に必要があると認めたときを除き、同一の自動車を引き続き５日を超えて駐車してはならない。
（禁止行為）	（禁止行為）
第12条　駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。	第12条　駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。
（１）　他の自動車の駐車を妨げること。	（１）　他の自動車の駐車を妨げること。
（２）　駐車場の施設を汚損し、又は駐車中の自動車を損傷すること。	（２）　駐車場の施設を汚損し、又は駐車中の自動車を損傷すること。
（３）　駐車場の使用の目的以外に使用すること。	（３）　駐車場の使用の目的以外に使用すること。

改正後	改正前
（４）　前３号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 （損害賠償） 第13条　駐車場の施設又は物品を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （委任） 第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 この条例は、平成15年10月１日から施行する。 附　則（平成20年９月30日条例第46号） この条例は、公布の日から起算して８月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成21年１月規則第３号で、同21年５月７日から施行） 附　則（令和元年12月９日条例第52号） この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第１条の改正規定及び第９条第４号の改正規定は、公布の日から施行する。（令和２年12月規則第135号で、同３年１月12日から施行） 附　則（令和２年12月８日条例第54号） この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第９条の改正規定（同条第５号中「区役所又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。（令和３年５月規則第93号で、同３年６月１日から施行） 附　則（令和７年　月　日条例第　　号） この条例は、令和７年10月１日から施行する。	（４）　前３号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 （損害賠償） 第13条　駐車場の施設又は物品を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （委任） 第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 この条例は、平成15年10月１日から施行する。 附　則（平成20年９月30日条例第46号） この条例は、公布の日から起算して８月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成21年１月規則第３号で、同21年５月７日から施行） 附　則（令和元年12月９日条例第52号） この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第１条の改正規定及び第９条第４号の改正規定は、公布の日から施行する。（令和２年12月規則第135号で、同３年１月12日から施行） 附　則（令和２年12月８日条例第54号） この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第９条の改正規定（同条第５号中「区役所又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。（令和３年５月規則第93号で、同３年６月１日から施行）

改正後

別表第１（第２条関係）

名称	位置
世田谷区立玉川総合支所駐車場	東京都世田谷区等々力三丁目４番１号
世田谷区立砧総合支所駐車場	東京都世田谷区成城六丁目２番１号

別表第１の２（第３条関係）

名称	供用時間
世田谷区立玉川総合支所駐車場	午前８時から午後11時まで
世田谷区立砧総合支所駐車場	午前８時から午後11時まで

別表第２（第５条関係）

名称	自動車の種別	自動車の大きさ
世田谷区立玉川総合支所駐車場	普通自動車	全長　5.30メートル以下
	小型自動車	全幅　1.95メートル以下
	軽自動車	高さ　2.00メートル以下
世田谷区立砧総合支所駐車場	普通自動車	全長　5.30メートル以下
	小型自動車	全幅　1.95メートル以下
	軽自動車	高さ　2.00メートル以下

備考　「自動車の種別」は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第２条に定めるところによる。

改正前

別表第１（第２条関係）

名称	位置
世田谷区立玉川総合支所駐車場	東京都世田谷区等々力三丁目４番１号
世田谷区立砧総合支所駐車場	東京都世田谷区成城六丁目２番１号

別表第１の２（第３条関係）

名称	供用時間
世田谷区立玉川総合支所駐車場	午前８時から午後11時まで
世田谷区立砧総合支所駐車場	午前８時から午後11時まで

別表第２（第５条関係）

名称	自動車の種別	自動車の大きさ
世田谷区立玉川総合支所駐車場	普通自動車	全長　5.30メートル以下
	小型自動車	全幅　1.95メートル以下
	軽自動車	高さ　2.00メートル以下
世田谷区立砧総合支所駐車場	普通自動車	全長　5.30メートル以下
	小型自動車	全幅　1.95メートル以下
	軽自動車	高さ　2.00メートル以下

備考　「自動車の種別」は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第２条に定めるところによる。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第３（第８条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>単位</th><th>使用料の額</th></tr>
<tr><td>世田谷区立玉川総合支所駐車場</td><td>入場から退場までの時間８分までごと</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>世田谷区立砧総合支所駐車場</td><td>入場から退場までの時間10分までごと</td><td>100円</td></tr>
</table></td><td>別表第３（第８条関係）
<table>
<tr><th>名称</th><th>単位</th><th>使用料の額</th></tr>
<tr><td>世田谷区立玉川総合支所駐車場</td><td>入場から退場までの時間10分までごと</td><td>100円</td></tr>
<tr><td>世田谷区立砧総合支所駐車場</td><td>入場から退場までの時間15分までごと</td><td>100円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

令和７年１月８日
財　　務　　部

世田谷区行政財産使用料条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　企画総務常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改定後料金適用開始

世田谷区行政財産使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区行政財産使用料条例 昭和39年３月28日条例第11号 付　則（昭和45年７月８日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。 附　則（平成９年３月12日条例第８号） 1　この条例は、平成９年８月１日から施行する。ただし、第８条を削る改正規定は、同年10月１日から施行する。 2　この条例による改正後の第２条、第５条、第６条及び別表の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 3　第８条を削る改正規定の施行前に使用をした行政財産の使用料に係る督促及び延滞金については、なお従前の例による。 附　則（平成12年12月11日条例第108号） 1　この条例は、平成13年２月１日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成13年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成14年３月13日条例第13号） 1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成14年３月１日以後の使用に係る使用料について適用する。 2　この条例の施行前に既に納付されている使用料で新条例の規定が適用されるものについての新条例第７条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、新条例の規定により減額し、又は免除する額に相当する額を限度に還付することができる。 附　則（平成16年６月22日条例第33号）	○世田谷区行政財産使用料条例 昭和39年３月28日条例第11号 付　則（昭和45年７月８日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。 附　則（平成９年３月12日条例第８号） 1　この条例は、平成９年８月１日から施行する。ただし、第８条を削る改正規定は、同年10月１日から施行する。 2　この条例による改正後の第２条、第５条、第６条及び別表の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 3　第８条を削る改正規定の施行前に使用をした行政財産の使用料に係る督促及び延滞金については、なお従前の例による。 附　則（平成12年12月11日条例第108号） 1　この条例は、平成13年２月１日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成13年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成14年３月13日条例第13号） 1　この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成14年３月１日以後の使用に係る使用料について適用する。 2　この条例の施行前に既に納付されている使用料で新条例の規定が適用されるものについての新条例第７条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、新条例の規定により減額し、又は免除する額に相当する額を限度に還付することができる。 附　則（平成16年６月22日条例第33号）

改正後	改正前
この条例は、平成16年８月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第56号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成24年12月10日条例第56号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成26年３月７日条例第５号） 1　この条例は、平成26年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、施行日以後の行政財産の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の行政財産の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第８号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成30年10月１日以後の行政財産の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（令和７年３月　日条例第　号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の別表の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料につ	この条例は、平成16年８月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第56号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成24年12月10日条例第56号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成26年３月７日条例第５号） 1　この条例は、平成26年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、施行日以後の行政財産の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の行政財産の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第８号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区行政財産使用料条例の規定は、平成30年10月１日以後の行政財産の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

改正後

いては、なお従前の例による。

別表（第２条関係）

種別	規模等	１時間につき
一般施設	50平方メートル未満	130円
	50平方メートル以上70平方メートル未満	350円
	70平方メートル以上100平方メートル未満	540円
	100平方メートル以上150平方メートル未満	710円
	150平方メートル以上200平方メートル未満	1,170円
	200平方メートル以上300平方メートル未満	1,490円
	300平方メートル以上	2,080円
特殊施設	陶芸室	４時間以内　520円
	陶芸窯室（窯の出力が25キロワット未満）	24時間以内　5,140円
	陶芸窯室（窯の出力が25キロワット以上）	24時間以内　5,610円

改正前

別表（第２条関係）

種別	規模等	１時間につき
一般施設	50平方メートル未満	100円
	50平方メートル以上70平方メートル未満	270円
	70平方メートル以上100平方メートル未満	420円
	100平方メートル以上150平方メートル未満	550円
	150平方メートル以上200平方メートル未満	900円
	200平方メートル以上300平方メートル未満	1,150円
	300平方メートル以上	1,600円
特殊施設	陶芸室	４時間以内　400円
	陶芸窯室（窯の出力が25キロワット未満）	24時間以内　3,960円
	陶芸窯室（窯の出力が25キロワット以上）	24時間以内　4,320円

令和７年１月８日
生活文化政策部

世田谷区立敬老会館条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　区民生活常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改正後料金適用開始

世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立敬老会館条例 平成９年３月12日条例第26号 改正 平成11年６月25日条例第33号 平成12年12月11日条例第112号 平成13年６月18日条例第52号 平成14年３月13日条例第18号 平成19年12月11日条例第65号 平成21年６月22日条例第31号 平成24年12月10日条例第71号 平成28年12月９日条例第61号 平成30年３月６日条例第９号 令和７年３月●日条例第●号	○世田谷区立敬老会館条例 平成９年３月12日条例第26号 改正 平成11年６月25日条例第33号 平成12年12月11日条例第112号 平成13年６月18日条例第52号 平成14年３月13日条例第18号 平成19年12月11日条例第65号 平成21年６月22日条例第31号 平成24年12月10日条例第71号 平成28年12月９日条例第61号 平成30年３月６日条例第９号
世田谷区立敬老会館条例 世田谷区立敬老会館条例（昭和32年４月世田谷区条例第５号）の全部を改正する。 （目的及び設置） 第１条　高齢者の余暇活動及び憩いの場並びに地域住民の交流の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立敬老会館（以下「会館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　会館の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。 （施設） 第３条　会館の施設（以下「施設」という。）は、別表第２のとおりとする。 （使用することができる者の範囲）	世田谷区立敬老会館条例 世田谷区立敬老会館条例（昭和32年４月世田谷区条例第５号）の全部を改正する。 （目的及び設置） 第１条　高齢者の余暇活動及び憩いの場並びに地域住民の交流の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立敬老会館（以下「会館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　会館の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。 （施設） 第３条　会館の施設（以下「施設」という。）は、別表第２のとおりとする。 （使用することができる者の範囲）

改正後	改正前
第４条　施設を使用することができる者は、別表第３のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。	第４条　施設を使用することができる者は、別表第３のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。
２　前項に定めるもののほか、第９条第１項第１号及び第２号に規定する団体等は、施設を使用することができる。	２　前項に定めるもののほか、第９条第１項第１号及び第２号に規定する団体等は、施設を使用することができる。
（使用の手続等）	（使用の手続等）
第５条　施設（大広間及び洋室にあっては、午後５時30分以降に使用する場合に限る。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。	第５条　施設（大広間及び洋室にあっては、午後５時30分以降に使用する場合に限る。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。
２　前項に規定する施設の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。	２　前項に規定する施設の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。
３　第１項の場合において、施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。	３　第１項の場合において、施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。
４　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないものとする。	４　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないものとする。
（１）　営利を目的とするとき。	（１）　営利を目的とするとき。
（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。	（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。
（３）　施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。	（３）　施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
（４）　管理上支障があるとき。	（４）　管理上支障があるとき。
５　区長は、施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。	５　区長は、施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。

改正後	改正前
（１） 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 （２） 使用料を納付していないとき。 （３） 前２号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。	（１） 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 （２） 使用料を納付していないとき。 （３） 前２号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。
（使用の条件） 第６条 区長は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。	（使用の条件） 第６条 区長は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。
（承認の取消し等） 第７条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１） 使用の目的又は条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号のほか、区長が必要があると認めたとき。	（承認の取消し等） 第７条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１） 使用の目的又は条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号のほか、区長が必要があると認めたとき。
（使用料） 第８条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第４に定める使用料を納付しなければならない。 ２ 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。	（使用料） 第８条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第４に定める使用料を納付しなければならない。 ２ 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。
（使用料の減免） 第９条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１） 区が直接公益のために使用するとき。 全額 （２） 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 ５割に相当する額	（使用料の減免） 第９条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１） 区が直接公益のために使用するとき。 全額 （２） 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 ５割に相当する額

改正後	改正前
（３） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額	（３） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額
（４） 前３号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額	（４） 前３号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額
２ 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	２ 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
（使用料の還付）	（使用料の還付）
第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。	第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。
（特別の設備等）	（特別の設備等）
第11条 施設を使用する者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。	第11条 施設を使用する者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。
（使用権の譲渡等の禁止）	（使用権の譲渡等の禁止）
第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第13条 施設を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。第７条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。	第13条 施設を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。第７条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。
（損害賠償）	（損害賠償）
第14条 会館の建物又は設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。	第14条 会館の建物又は設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。
（入館の制限等）	（入館の制限等）
第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、会館の使用を禁止することができる。	第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、会館の使用を禁止することができる。

改正後	改正前
（１） 他人に迷惑をかけ、又は施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２） 前号のほか、管理上支障があるとき。 ２ 会館を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （委任） 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 １ この条例は、平成９年９月１日から施行する。ただし、世田谷区立中町公園高齢者集会所、世田谷区立桜高齢者集会所、世田谷区立上馬高齢者集会所及び世田谷区立成城高齢者集会所の公用開始の日は、同年10月１日とする。 ２ この条例による改正後の第３条から第５条まで、第12条、別表第２及び別表第３の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格、手続等について適用する。 ３ この条例による改正後の第８条から第10条まで及び別表第４の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成11年６月25日条例第33号） この条例は、平成11年10月１日から施行する。 附 則（平成12年12月11日条例第112号） １ この条例は、平成13年２月１日から施行する。 ２ この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成13年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成13年６月18日条例第52号） この条例は、平成13年10月１日から施行する。 附 則（平成14年３月13日条例第18号）	（１） 他人に迷惑をかけ、又は施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２） 前号のほか、管理上支障があるとき。 ２ 会館を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （委任） 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 １ この条例は、平成９年９月１日から施行する。ただし、世田谷区立中町公園高齢者集会所、世田谷区立桜高齢者集会所、世田谷区立上馬高齢者集会所及び世田谷区立成城高齢者集会所の公用開始の日は、同年10月１日とする。 ２ この条例による改正後の第３条から第５条まで、第12条、別表第２及び別表第３の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格、手続等について適用する。 ３ この条例による改正後の第８条から第10条まで及び別表第４の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成11年６月25日条例第33号） この条例は、平成11年10月１日から施行する。 附 則（平成12年12月11日条例第112号） １ この条例は、平成13年２月１日から施行する。 ２ この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成13年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成13年６月18日条例第52号） この条例は、平成13年10月１日から施行する。 附 則（平成14年３月13日条例第18号）

改正後	改正前
この条例は、平成14年６月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第65号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成21年６月22日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。 附　則（平成24年12月10日条例第71号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成28年12月９日条例第61号） この条例は、平成28年12月10日から施行する。ただし、世田谷区立北烏山東敬老会館の大広間及び洋室の公用開始の日は、平成29年２月16日とする。 附　則（平成30年３月６日条例第９号） １　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （１）　第４条第２項の改正規定、第５条第１項の改正規定（「午後６時」を「午後５時30分」に改める部分に限る。）、同条第３項中第３号を第４号とし、第２号の次に１号を加える改正規定、第９条に１項を加える改正規定、別表第３の改正規定及び別表第４の改正規定並びに次項の規定　公布の日 （２）　第５条第１項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分に限る。）、同条中第４項を第５項とする改正規定、同条第３項を同条第４項とする改正規定、同条第２項の改正規定、	この条例は、平成14年６月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第65号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成21年６月22日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。 附　則（平成24年12月10日条例第71号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成28年12月９日条例第61号） この条例は、平成28年12月10日から施行する。ただし、世田谷区立北烏山東敬老会館の大広間及び洋室の公用開始の日は、平成29年２月16日とする。 附　則（平成30年３月６日条例第９号） １　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （１）　第４条第２項の改正規定、第５条第１項の改正規定（「午後６時」を「午後５時30分」に改める部分に限る。）、同条第３項中第３号を第４号とし、第２号の次に１号を加える改正規定、第９条に１項を加える改正規定、別表第３の改正規定及び別表第４の改正規定並びに次項の規定　公布の日 （２）　第５条第１項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分に限る。）、同条中第４項を第５項とする改正規定、同条第３項を同条第４項とする改正規定、同条第２項の改正規定、

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>同項を同条第３項とし、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第８条に１項を加える改正規定　平成30年10月１日
２　この条例の規定（第５条第１項の改正規定（「午後６時」を「午後５時30分」に改める部分に限る。）、第９条に１項を加える改正規定、別表第３の改正規定及び別表第４の改正規定に限る。）による改正後の第５条第１項、第９条第２項、別表第３及び別表第４の規定は、平成30年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
附　則（令和７年３月●日条例第●号）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例による改正後の別表４の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>東京都世田谷区北烏山二丁目２番６号</td></tr><tr><td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区桜一丁目２番19号</td></tr><tr><td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区上馬四丁目36番９号</td></tr></table>別表第２（第３条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>施設</th></tr><tr><td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>大広間　洋室</td></tr><tr><td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き）</td></tr><tr><td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き）　多目的ホール</td></tr></table>別表第３（第４条関係）</td><td>同項を同条第３項とし、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第８条に１項を加える改正規定　平成30年10月１日
２　この条例の規定（第５条第１項の改正規定（「午後６時」を「午後５時30分」に改める部分に限る。）、第９条に１項を加える改正規定、別表第３の改正規定及び別表第４の改正規定に限る。）による改正後の第５条第１項、第９条第２項、別表第３及び別表第４の規定は、平成30年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>東京都世田谷区北烏山二丁目２番６号</td></tr><tr><td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区桜一丁目２番19号</td></tr><tr><td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区上馬四丁目36番９号</td></tr></table>別表第２（第３条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>施設</th></tr><tr><td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>大広間　洋室</td></tr><tr><td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き）</td></tr><tr><td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き）　多目的ホール</td></tr></table>別表第３（第４条関係）</td></tr>
</table>

改正後

施設名	使用することができる者	
大広間洋室	午後５時まで	区内に住所を有する60歳以上の者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）
	午後５時30分以降	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） （１）　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２）　構成員の総数が５人以上であること。
多目的ホール	区民等の団体	

別表第４（第８条関係）

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分まで	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分まで	午後８時から午後10時まで
世田谷区立北烏山東敬老会館	大広間				260円	260円
	洋室				260円	260円

改正前

施設名	使用することができる者	
大広間洋室	午後５時まで	区内に住所を有する60歳以上の者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）
	午後５時30分以降	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） （１）　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２）　構成員の総数が５人以上であること。
多目的ホール	区民等の団体	

別表第４（第８条関係）

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分まで	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分まで	午後８時から午後10時まで
世田谷区立北烏山東敬老会館	大広間				200円	200円
	洋室				200円	200円

改正後						
世田谷区立桜高齢者集会所	大広間（舞台付き）				1,420円	1,420円
世田谷区立上馬高齢者集会所	大広間（舞台付き）				260円	260円
	多目的ホール	4,470円	2,980円	2,980円	2,980円	2,980円

備考　二の使用区分にわたり施設の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

改正前						
世田谷区立桜高齢者集会所	大広間（舞台付き）				1,100円	1,100円
世田谷区立上馬高齢者集会所	大広間（舞台付き）				200円	200円
	多目的ホール	3,450円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円

備考　二の使用区分にわたり施設の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

令和７年１月８日
生活文化政策部

世田谷区立敬老会館条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　区民生活常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改正後料金適用開始

世田谷区立敬老会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立敬老会館条例 平成９年３月12日条例第26号 改正 平成11年６月25日条例第33号 平成12年12月11日条例第112号 平成13年６月18日条例第52号 平成14年３月13日条例第18号 平成19年12月11日条例第65号 平成21年６月22日条例第31号 平成24年12月10日条例第71号 平成28年12月９日条例第61号 平成30年３月６日条例第９号 令和７年３月●日条例第●号	○世田谷区立敬老会館条例 平成９年３月12日条例第26号 改正 平成11年６月25日条例第33号 平成12年12月11日条例第112号 平成13年６月18日条例第52号 平成14年３月13日条例第18号 平成19年12月11日条例第65号 平成21年６月22日条例第31号 平成24年12月10日条例第71号 平成28年12月９日条例第61号 平成30年３月６日条例第９号
世田谷区立敬老会館条例 世田谷区立敬老会館条例（昭和32年４月世田谷区条例第５号）の全部を改正する。 （目的及び設置） 第１条　高齢者の余暇活動及び憩いの場並びに地域住民の交流の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立敬老会館（以下「会館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　会館の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。 （施設） 第３条　会館の施設（以下「施設」という。）は、別表第２のとおりとする。 （使用することができる者の範囲）	世田谷区立敬老会館条例 世田谷区立敬老会館条例（昭和32年４月世田谷区条例第５号）の全部を改正する。 （目的及び設置） 第１条　高齢者の余暇活動及び憩いの場並びに地域住民の交流の場を提供することにより、区民の福祉の増進に寄与するため、世田谷区立敬老会館（以下「会館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　会館の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。 （施設） 第３条　会館の施設（以下「施設」という。）は、別表第２のとおりとする。 （使用することができる者の範囲）

改正後	改正前
第４条　施設を使用することができる者は、別表第３のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。	第４条　施設を使用することができる者は、別表第３のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。
２　前項に定めるもののほか、第９条第１項第１号及び第２号に規定する団体等は、施設を使用することができる。	２　前項に定めるもののほか、第９条第１項第１号及び第２号に規定する団体等は、施設を使用することができる。
（使用の手続等）	（使用の手続等）
第５条　施設（大広間及び洋室にあっては、午後５時30分以降に使用する場合に限る。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。	第５条　施設（大広間及び洋室にあっては、午後５時30分以降に使用する場合に限る。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。
２　前項に規定する施設の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。	２　前項に規定する施設の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。
３　第１項の場合において、施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。	３　第１項の場合において、施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。
４　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないものとする。	４　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないものとする。
（１）　営利を目的とするとき。	（１）　営利を目的とするとき。
（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。	（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。
（３）　施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。	（３）　施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
（４）　管理上支障があるとき。	（４）　管理上支障があるとき。
５　区長は、施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。	５　区長は、施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。

改正後	改正前
（１） 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 （２） 使用料を納付していないとき。 （３） 前２号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。	（１） 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 （２） 使用料を納付していないとき。 （３） 前２号のほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。
（使用の条件） 第６条 区長は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。	（使用の条件） 第６条 区長は、施設の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。
（承認の取消し等） 第７条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１） 使用の目的又は条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号のほか、区長が必要があると認めたとき。	（承認の取消し等） 第７条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１） 使用の目的又は条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号のほか、区長が必要があると認めたとき。
（使用料） 第８条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第４に定める使用料を納付しなければならない。 ２ 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。	（使用料） 第８条 施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第４に定める使用料を納付しなければならない。 ２ 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。
（使用料の減免） 第９条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１） 区が直接公益のために使用するとき。 全額 （２） 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 ５割に相当する額	（使用料の減免） 第９条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１） 区が直接公益のために使用するとき。 全額 （２） 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 ５割に相当する額

改正後	改正前
（３） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額	（３） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額
（４） 前３号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額	（４） 前３号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額
２ 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	２ 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
（使用料の還付）	（使用料の還付）
第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。	第10条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。
（特別の設備等）	（特別の設備等）
第11条 施設を使用する者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。	第11条 施設を使用する者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。
（使用権の譲渡等の禁止）	（使用権の譲渡等の禁止）
第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第13条 施設を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。第７条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。	第13条 施設を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。第７条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。
（損害賠償）	（損害賠償）
第14条 会館の建物又は設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。	第14条 会館の建物又は設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。
（入館の制限等）	（入館の制限等）
第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、会館の使用を禁止することができる。	第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、会館の使用を禁止することができる。

改正後	改正前
（１） 他人に迷惑をかけ、又は施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２） 前号のほか、管理上支障があるとき。 ２ 会館を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （委任） 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 １ この条例は、平成９年９月１日から施行する。ただし、世田谷区立中町公園高齢者集会所、世田谷区立桜高齢者集会所、世田谷区立上馬高齢者集会所及び世田谷区立成城高齢者集会所の公用開始の日は、同年10月１日とする。 ２ この条例による改正後の第３条から第５条まで、第12条、別表第２及び別表第３の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格、手続等について適用する。 ３ この条例による改正後の第８条から第10条まで及び別表第４の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成11年６月25日条例第33号） この条例は、平成11年10月１日から施行する。 附 則（平成12年12月11日条例第112号） １ この条例は、平成13年２月１日から施行する。 ２ この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成13年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成13年６月18日条例第52号） この条例は、平成13年10月１日から施行する。 附 則（平成14年３月13日条例第18号）	（１） 他人に迷惑をかけ、又は施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２） 前号のほか、管理上支障があるとき。 ２ 会館を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （委任） 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 １ この条例は、平成９年９月１日から施行する。ただし、世田谷区立中町公園高齢者集会所、世田谷区立桜高齢者集会所、世田谷区立上馬高齢者集会所及び世田谷区立成城高齢者集会所の公用開始の日は、同年10月１日とする。 ２ この条例による改正後の第３条から第５条まで、第12条、別表第２及び別表第３の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格、手続等について適用する。 ３ この条例による改正後の第８条から第10条まで及び別表第４の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成11年６月25日条例第33号） この条例は、平成11年10月１日から施行する。 附 則（平成12年12月11日条例第112号） １ この条例は、平成13年２月１日から施行する。 ２ この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成13年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附 則（平成13年６月18日条例第52号） この条例は、平成13年10月１日から施行する。 附 則（平成14年３月13日条例第18号）

改正後	改正前
この条例は、平成14年６月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第65号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成21年６月22日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。 附　則（平成24年12月10日条例第71号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成28年12月９日条例第61号） この条例は、平成28年12月10日から施行する。ただし、世田谷区立北烏山東敬老会館の大広間及び洋室の公用開始の日は、平成29年２月16日とする。 附　則（平成30年３月６日条例第９号） １　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （１）　第４条第２項の改正規定、第５条第１項の改正規定（「午後６時」を「午後５時30分」に改める部分に限る。）、同条第３項中第３号を第４号とし、第２号の次に１号を加える改正規定、第９条に１項を加える改正規定、別表第３の改正規定及び別表第４の改正規定並びに次項の規定　公布の日 （２）　第５条第１項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分に限る。）、同条中第４項を第５項とする改正規定、同条第３項を同条第４項とする改正規定、同条第２項の改正規定、	この条例は、平成14年６月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第65号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成21年６月22日条例第31号） この条例は、公布の日から施行する。 附　則（平成24年12月10日条例第71号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立敬老会館条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成28年12月９日条例第61号） この条例は、平成28年12月10日から施行する。ただし、世田谷区立北烏山東敬老会館の大広間及び洋室の公用開始の日は、平成29年２月16日とする。 附　則（平成30年３月６日条例第９号） １　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （１）　第４条第２項の改正規定、第５条第１項の改正規定（「午後６時」を「午後５時30分」に改める部分に限る。）、同条第３項中第３号を第４号とし、第２号の次に１号を加える改正規定、第９条に１項を加える改正規定、別表第３の改正規定及び別表第４の改正規定並びに次項の規定　公布の日 （２）　第５条第１項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分に限る。）、同条中第４項を第５項とする改正規定、同条第３項を同条第４項とする改正規定、同条第２項の改正規定、

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>同項を同条第３項とし、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第８条に１項を加える改正規定　平成30年10月１日
２　この条例の規定（第５条第１項の改正規定（「午後６時」を「午後５時30分」に改める部分に限る。）、第９条に１項を加える改正規定、別表第３の改正規定及び別表第４の改正規定に限る。）による改正後の第５条第１項、第９条第２項、別表第３及び別表第４の規定は、平成30年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
附　則（令和７年３月●日条例第●号）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例による改正後の別表４の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>東京都世田谷区北烏山二丁目２番６号</td></tr><tr><td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区桜一丁目２番19号</td></tr><tr><td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区上馬四丁目36番９号</td></tr></table>別表第２（第３条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>施設</th></tr><tr><td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>大広間　洋室</td></tr><tr><td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き）</td></tr><tr><td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き）　多目的ホール</td></tr></table>別表第３（第４条関係）</td><td>同項を同条第３項とし、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第８条に１項を加える改正規定　平成30年10月１日
２　この条例の規定（第５条第１項の改正規定（「午後６時」を「午後５時30分」に改める部分に限る。）、第９条に１項を加える改正規定、別表第３の改正規定及び別表第４の改正規定に限る。）による改正後の第５条第１項、第９条第２項、別表第３及び別表第４の規定は、平成30年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>東京都世田谷区北烏山二丁目２番６号</td></tr><tr><td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区桜一丁目２番19号</td></tr><tr><td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>東京都世田谷区上馬四丁目36番９号</td></tr></table>別表第２（第３条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>施設</th></tr><tr><td>世田谷区立北烏山東敬老会館</td><td>大広間　洋室</td></tr><tr><td>世田谷区立桜高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き）</td></tr><tr><td>世田谷区立上馬高齢者集会所</td><td>大広間（舞台付き）　多目的ホール</td></tr></table>別表第３（第４条関係）</td></tr>
</table>

改正後

施設名	使用することができる者	
大広間洋室	午後５時まで	区内に住所を有する60歳以上の者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）
	午後５時30分以降	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） （１）　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２）　構成員の総数が５人以上であること。
多目的ホール	区民等の団体	

別表第４（第８条関係）

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分まで	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分まで	午後８時から午後10時まで
世田谷区立北烏山東敬老会館	大広間				260円	260円
	洋室				260円	260円

改正前

施設名	使用することができる者	
大広間洋室	午後５時まで	区内に住所を有する60歳以上の者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）
	午後５時30分以降	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） （１）　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２）　構成員の総数が５人以上であること。
多目的ホール	区民等の団体	

別表第４（第８条関係）

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分まで	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分まで	午後８時から午後10時まで
世田谷区立北烏山東敬老会館	大広間				200円	200円
	洋室				200円	200円

改正後

世田谷区立桜高齢者集会所	大広間（舞台付き）				1,420円	1,420円
世田谷区立上馬高齢者集会所	大広間（舞台付き）				260円	260円
	多目的ホール	4,470円	2,980円	2,980円	2,980円	2,980円

備考　二の使用区分にわたり施設の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

改正前

世田谷区立桜高齢者集会所	大広間（舞台付き）				1,100円	1,100円
世田谷区立上馬高齢者集会所	大広間（舞台付き）				200円	200円
	多目的ホール	3,450円	2,300円	2,300円	2,300円	2,300円

備考　二の使用区分にわたり施設の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

令和７年１月８日
生活文化政策部

世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年　２月　区民生活常任委員会（条例改正案）
令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
３月　公布（同日施行）
１０月　改定後料金適用開始

世田谷区立健康増進・交流施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立健康増進・交流施設条例 平成24年３月６日条例第８号 改正 平成27年３月９日条例第11号 平成30年３月６日条例第11号 令和　年　月　日条例第　号	○世田谷区立健康増進・交流施設条例 平成24年３月６日条例第８号 改正 平成27年３月９日条例第11号 平成30年３月６日条例第11号
世田谷区立健康増進・交流施設条例	世田谷区立健康増進・交流施設条例
（目的及び設置） 第１条　高齢者を中心とした多世代の区民に、自らの健康を増進し、世代間交流を進め、及び生きがいを持って主体的に活動することができる場及び機会を提供することにより、豊かな地域社会の形成に寄与し、もって区民の福祉の向上を図るため、世田谷区立健康増進・交流施設（以下「健康増進・交流施設」という。）を設置する。	（目的及び設置） 第１条　高齢者を中心とした多世代の区民に、自らの健康を増進し、世代間交流を進め、及び生きがいを持って主体的に活動することができる場及び機会を提供することにより、豊かな地域社会の形成に寄与し、もって区民の福祉の向上を図るため、世田谷区立健康増進・交流施設（以下「健康増進・交流施設」という。）を設置する。
（名称及び位置） 第２条　健康増進・交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）　名称　世田谷区立健康増進・交流施設 （２）　位置　東京都世田谷区池尻二丁目３番11号	（名称及び位置） 第２条　健康増進・交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）　名称　世田谷区立健康増進・交流施設 （２）　位置　東京都世田谷区池尻二丁目３番11号
（施設） 第３条　健康増進・交流施設の施設は、次のとおりとする。 （１）　交流室 （２）　多目的室 （３）　会議室 （４）　娯楽室 （５）　運動室 （６）　食堂	（施設） 第３条　健康増進・交流施設の施設は、次のとおりとする。 （１）　交流室 （２）　多目的室 （３）　会議室 （４）　娯楽室 （５）　運動室 （６）　食堂
（休館日）	（休館日）

改正後	改正前
第４条　健康増進・交流施設の休館日は、次のとおりとする。 （１）　毎月の第３日曜日 （２）　１月１日から同月４日まで （３）　12月28日から同月31日まで ２　前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。	第４条　健康増進・交流施設の休館日は、次のとおりとする。 （１）　毎月の第３日曜日 （２）　１月１日から同月４日まで （３）　12月28日から同月31日まで ２　前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
（開館時間） 第５条　健康増進・交流施設の開館時間は、午前９時から午後10時までとする。 ２　前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。	（開館時間） 第５条　健康増進・交流施設の開館時間は、午前９時から午後10時までとする。 ２　前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。
（事業） 第６条　健康増進・交流施設は、次に掲げる事業を行う。 （１）　区民に健康増進の場及び機会を提供すること。 （２）　健康増進・交流施設の施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を会議、学習活動その他のコミュニティ活動、文化活動等の利用に供すること。 （３）　区民に介護予防及び生きがい活動（高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）が主体的に集まり、その知識及び経験を生かしたボランティア活動等を通して生きがいを持ち、及び地域社会とのかかわりを保持するための活動をいう。）の場及び機会を提供すること。 （４）　前３号に掲げるもののほか、健康増進・交流施設の設置の目的を達成するために必要な事業	（事業） 第６条　健康増進・交流施設は、次に掲げる事業を行う。 （１）　区民に健康増進の場及び機会を提供すること。 （２）　健康増進・交流施設の施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を会議、学習活動その他のコミュニティ活動、文化活動等の利用に供すること。 （３）　区民に介護予防及び生きがい活動（高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）が主体的に集まり、その知識及び経験を生かしたボランティア活動等を通して生きがいを持ち、及び地域社会とのかかわりを保持するための活動をいう。）の場及び機会を提供すること。 （４）　前３号に掲げるもののほか、健康増進・交流施設の設置の目的を達成するために必要な事業
（使用することができる者の範囲） 第７条　健康増進・交流施設の施設のうち、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第19条の規定	（使用することができる者の範囲） 第７条　健康増進・交流施設の施設のうち、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第19条の規定

改正後	改正前
により健康増進・交流施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。次条（第３項第５号を除く。）、第９条、第10条、第18条及び別表第１において同じ。）が認めたときは、この限りでない。	により健康増進・交流施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。次条（第３項第５号を除く。）、第９条、第10条、第18条及び別表第１において同じ。）が認めたときは、この限りでない。
２　前項に定めるもののほか、第12条第１項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる。	２　前項に定めるもののほか、第12条第１項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる。
（使用の手続等）	（使用の手続等）
第８条　施設等（食堂を除く。以下この条及び次条において同じ。）を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。	第８条　施設等（食堂を除く。以下この条及び次条において同じ。）を使用しようとする者は、区長に申請し、その承認を受けなければならない。
２　前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。	２　前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。
３　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。	３　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。
（１）　営利を目的とするとき。	（１）　営利を目的とするとき。
（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。	（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。
（３）　施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。	（３）　施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
（４）　管理上支障があるとき。	（４）　管理上支障があるとき。
（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。	（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。
４　区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことが	４　区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことが

改正後	改正前
できる。 （１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設等を使用しなかったとき。 （２）　会議室の使用に係る使用料又は交流室、多目的室、娯楽室、運動室（以下「交流室等」という。）若しくは食堂の利用に係る利用料金を納付していないとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。	できる。 （１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設等を使用しなかったとき。 （２）　会議室の使用に係る使用料又は交流室、多目的室、娯楽室、運動室（以下「交流室等」という。）若しくは食堂の利用に係る利用料金を納付していないとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。
（使用の条件） 第９条　区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。	（使用の条件） 第９条　区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。
（承認の取消し等） 第10条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１）　使用の目的又は条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。	（承認の取消し等） 第10条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１）　使用の目的又は条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。
（使用料） 第11条　会議室の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。 ２　前項に規定する者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。	（使用料） 第11条　会議室の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。 ２　前項に規定する者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。
（使用料の減免） 第12条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を使用料から減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額	（使用料の減免） 第12条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を使用料から減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額

改正後	改正前
（２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。第６号において同じ。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額	（２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。第６号において同じ。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額
（３）　区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額	（３）　区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額
（４）　区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額	（４）　区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額
（５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額	（５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額
（６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額	（６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額
（７）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額	（７）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額
２　前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	２　前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
（使用料の還付）	（使用料の還付）
第13条　区長は、使用料を納付した者の申請に基づき、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。	第13条　区長は、使用料を納付した者の申請に基づき、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。
（施設等の変更禁止等）	（施設等の変更禁止等）
第14条　健康増進・交流施設を使用する者は、使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。	第14条　健康増進・交流施設を使用する者は、使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

改正後	改正前
（使用権の譲渡等の禁止） 第15条　健康増進・交流施設を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （原状回復の義務） 第16条　健康増進・交流施設を使用する者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 （損害賠償） 第17条　施設等を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 （入館の制限等） 第18条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、健康増進・交流施設の使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　健康増進・交流施設を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （指定管理者による管理） 第19条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に健康増進・交流施設の管理を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続） 第20条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則	（使用権の譲渡等の禁止） 第15条　健康増進・交流施設を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （原状回復の義務） 第16条　健康増進・交流施設を使用する者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 （損害賠償） 第17条　施設等を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 （入館の制限等） 第18条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、健康増進・交流施設の使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　健康増進・交流施設を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （指定管理者による管理） 第19条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に健康増進・交流施設の管理を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続） 第20条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則

改正後	改正前
で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
3　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、健康増進・交流施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者の候補者として選定するものとする。	3　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、健康増進・交流施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者の候補者として選定するものとする。
（1）　健康増進・交流施設を使用する者の平等利用を確保した運営ができること。	（1）　健康増進・交流施設を使用する者の平等利用を確保した運営ができること。
（2）　次条第1項各号に掲げる業務を十分に行う能力及び健康増進・交流施設に類する施設の管理の実績を有していること。	（2）　次条第1項各号に掲げる業務を十分に行う能力及び健康増進・交流施設に類する施設の管理の実績を有していること。
（3）　健康増進・交流施設の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。	（3）　健康増進・交流施設の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
（4）　健康増進・交流施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	（4）　健康増進・交流施設の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等）	（指定管理者の業務等）
第21条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第21条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（1）　第6条各号に規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務	（1）　第6条各号に規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務
（2）　健康増進・交流施設の維持管理に関する業務	（2）　健康増進・交流施設の維持管理に関する業務
（3）　前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	（3）　前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、健康増進・交流施設の管理を行わなければならない。	2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、健康増進・交流施設の管理を行わなければならない。
（利用料金等）	（利用料金等）
第22条　交流室等及び附帯設備の利用の承認を受けた者は、指定され	第22条　交流室等及び附帯設備の利用の承認を受けた者は、指定され

改正後	改正前
た期日までに、別表第３又は別表第４に定める額を限度としてあらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める利用料金を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、学齢に達しない者（６歳以下の未就学の者をいう。）並びに小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者は、娯楽室の午前９時から午後５時までの利用に係る利用料金の納付を要しないものとする。	た期日までに、別表第３、別表第４又は別表第５に定める額を限度としてあらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める利用料金を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、学齢に達しない者（６歳以下の未就学の者をいう。）並びに小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者は、娯楽室の午前９時から午後５時までの利用及び運動室の午前９時から午後５時までの利用に係る利用料金の納付を要しないものとする。
２　指定管理者は、必要があると認めたときは、前項本文の利用料金の額から１割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。	２　指定管理者は、必要があると認めたときは、前項本文の利用料金の額から１割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。
３　回数券による利用に係る利用料金は、第１項本文の規定にかかわらず、当該回数券を購入する際に納付しなければならない。	３　回数券による利用に係る利用料金は、第１項本文の規定にかかわらず、当該回数券を購入する際に納付しなければならない。
４　食堂を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。	４　食堂を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。
５　飲食料金の額は、次の表に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。	５　飲食料金の額は、次の表に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。
品目 / 金額 コースメニュー / 15,000円 パーティーメニュー / 10,000円 ランチメニュー / 3,000円 料理単品メニュー / 3,000円 喫茶メニュー / 2,000円 アルコールメニュー / 15,000円	品目 / 金額 コースメニュー / 15,000円 パーティーメニュー / 10,000円 ランチメニュー / 3,000円 料理単品メニュー / 3,000円 喫茶メニュー / 2,000円 アルコールメニュー / 15,000円
６　利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。	６　利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。
（食堂の利用時間等）	（食堂の利用時間等）
第23条　第５条第１項の規定にかかわらず、食堂の利用時間は、同項に規定する開館時間内（同条第２項の規定により臨時に開館時間を	第23条　第５条第１項の規定にかかわらず、食堂の利用時間は、同項に規定する開館時間内（同条第２項の規定により臨時に開館時間を

改正後	改正前
変更した場合にあっては、当該変更後の開館時間内）において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 ２　前条第４項から第６項まで及び前項に定めるもののほか、食堂の利用に関し必要な事項は、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 （利用料金の減免） 第24条　第12条の規定は、利用料金の減額及び免除について準用する。 （利用料金の還付） 第25条　第13条の規定は、利用料金の還付について準用する。 （委任） 第26条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 この条例は、平成24年４月１日から施行する。ただし、健康増進・交流施設の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成25年４月１日＝平成25年３月21日付　世田谷区告示第196号） 附　則（平成27年３月９日条例第11号） この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、別表第３及び別表第４の改正規定（別表第３多目的室の部及び別表第４多目的室の部に係る部分に限る。）は、同年10月１日から施行する。 附　則（平成30年３月６日条例第11号） １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成30年10月１日から施行する。 ２　第１条の規定による改正後の世田谷区立健康増進・交流施設条例第12条第２項、別表第２、別表第３及び別表第４の規定は、平成30年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 附　則 １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条第１項の改正	変更した場合にあっては、当該変更後の開館時間内）において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 ２　前条第４項から第６項まで及び前項に定めるもののほか、食堂の利用に関し必要な事項は、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。 （利用料金の減免） 第24条　第12条の規定は、利用料金の減額及び免除について準用する。 （利用料金の還付） 第25条　第13条の規定は、利用料金の還付について準用する。 （委任） 第26条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 この条例は、平成24年４月１日から施行する。ただし、健康増進・交流施設の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成25年４月１日＝平成25年３月21日付　世田谷区告示第196号） 附　則（平成27年３月９日条例第11号） この条例は、平成27年４月１日から施行する。ただし、別表第３及び別表第４の改正規定（別表第３多目的室の部及び別表第４多目的室の部に係る部分に限る。）は、同年10月１日から施行する。 附　則（平成30年３月６日条例第11号） １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成30年10月１日から施行する。 ２　第１条の規定による改正後の世田谷区立健康増進・交流施設条例第12条第２項、別表第２、別表第３及び別表第４の規定は、平成30年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

改正後	改正前

規定（「、別表第４又は別表第５」を「又は別表第４」に改める部分に限る。）及び別表第５を削る改正規定は、令和７年10月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第２から別表第４までの規定は、令和７年10月１日以後の使用及び利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用及び利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表第１（第７条関係）

施設名	使用することができる者	
会議室	次の要件を満たす団体 １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有する高齢者であること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所を有する者であること（施設の使用状況になお余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者であること。）。）。 ２　構成員の総数が５人以上であること。	
娯楽室	午前９時から午後５時まで	個人
運動室	午前９時から午後５時まで	15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。）（ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。）

別表第２（第11条関係）

区分	午前９時か	午後０時	午後３時	午後５時	午後８時

別表第１（第７条関係）

施設名	使用することができる者	
会議室	次の要件を満たす団体 １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有する高齢者であること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所を有する者であること（施設の使用状況になお余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者であること。）。）。 ２　構成員の総数が５人以上であること。	
娯楽室	午前９時から午後５時まで	個人
運動室	午前９時から午後５時まで	15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。）（ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。）

別表第２（第11条関係）

区分	午前９時か	午後０時	午後３時	午後５時	午後８時

改正後

種別	ら正午まで	30分から午後２時30分まで	から午後５時まで	30分から午後７時30分まで	から午後10時まで
会議室A	1,350円	910円	910円	910円	910円
会議室B	1,350円	910円	910円	910円	910円
会議室C	870円	580円	580円	580円	580円
会議室D	310円	190円	190円	190円	190円

備考　二の使用区分にわたり施設等の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

別表第３（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前９時から正午まで	平日	3,610円
	日曜日、土曜日及び休日	4,260円
午後１時30分から午後５時まで	平日	5,580円
	日曜日、土曜日及び休日	6,570円
午後６時から午後10時まで	平日	8,170円
	日曜日、土曜日及び休日	9,780円

多目的室

単位時間等	利用料金

改正前

種別	ら正午まで	30分から午後２時30分まで	から午後５時まで	30分から午後７時30分まで	から午後10時まで
会議室A	1,040円	700円	700円	700円	700円
会議室B	1,040円	700円	700円	700円	700円
会議室C	670円	450円	450円	450円	450円
会議室D	240円	150円	150円	150円	150円

備考　二の使用区分にわたり施設等の使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

別表第３（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前９時から正午まで	平日	3,630円
	日曜日、土曜日及び休日	4,290円
午後１時30分から午後５時まで	平日	4,900円
	日曜日、土曜日及び休日	5,770円
午後６時から午後10時まで	平日	9,350円
	日曜日、土曜日及び休日	11,000円

多目的室

単位時間等	利用料金

改正後

午前９時から正午まで	平日	3,610円
	日曜日、土曜日及び休日	4,260円
午後１時から午後３時まで	平日	2,790円
	日曜日、土曜日及び休日	3,280円
午後３時30分から午後５時30分まで	平日	2,790円
	日曜日、土曜日及び休日	3,280円
午後１時から午後５時まで	平日	5,580円
	日曜日、土曜日及び休日	6,570円
午後６時から午後10時まで	平日	8,170円
	日曜日、土曜日及び休日	9,780円

娯楽室

単位時間等		利用者	利用料金
午前９時から午後５時まで	１日	大人	570円
		子ども	250円
		高齢者	250円
		障害者	250円
午後６時から午後10時まで	平日		1,400円
	日曜日、土曜日及び休日		1,400円

運動室

単位時間等		利用者	利用料金
午前９時から午後５時	１回	大人	570円

改正前

午前９時から正午まで	平日	3,630円
	日曜日、土曜日及び休日	4,290円
午後１時から午後３時まで	平日	2,800円
	日曜日、土曜日及び休日	3,300円
午後３時30分から午後５時30分まで	平日	2,800円
	日曜日、土曜日及び休日	3,300円
午後１時から午後５時まで	平日	5,610円
	日曜日、土曜日及び休日	6,600円
午後６時から午後10時まで	平日	9,350円
	日曜日、土曜日及び休日	11,000円

娯楽室

単位時間等		利用者	利用料金
午前９時から午後５時まで	１日	大人	440円
		高齢者	200円
		障害者	200円
午後６時から午後10時まで	平日		6,000円
	日曜日、土曜日及び休日		7,180円

運動室

単位時間等		利用者	利用料金
午前９時から午後５時	１回	大人	440円

改正後			
まで		子ども	250円
		高齢者	250円
		障害者	250円
午後６時から午後10時まで	平日		5,960円
	日曜日、土曜日及び休日		5,960円
附帯設備（温水シャワー室）	１回５分以内		100円

備考

１　娯楽室の午前９時から午後５時までの利用及び運動室の午前９時から午後５時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。

２　交流室の利用、多目的室の利用、娯楽室の午後６時から午後10時までの利用及び運動室の午後６時から午後10時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人又は区内に事務所を有する法人その他の団体若しくは区内に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。

３　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

４　この表において「子ども」とは、１８歳以下の者をいう。

別表第４（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前９時から正午まで	平日	5,410円
	日曜日、土曜日及び休日	6,390円

改正前			
まで			
		高齢者	200円
		障害者	200円
午後６時から午後10時まで	平日		9,350円
	日曜日、土曜日及び休日		11,000円
附帯設備（温水シャワー室）	１回５分以内		100円

備考

１　娯楽室の午前９時から午後５時までの利用及び運動室の午前９時から午後５時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。

２　交流室の利用、多目的室の利用、娯楽室の午後６時から午後10時までの利用及び運動室の午後６時から午後10時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区内に住所を有する個人又は区内に事務所を有する法人その他の団体若しくは区内に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。

３　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第４（第22条関係）

交流室

単位時間等		利用料金
午前９時から正午まで	平日	5,390円
	日曜日、土曜日及び休日	6,380円

改正後		
午後１時30分から午後５時まで	平日	8,370円
	日曜日、土曜日及び休日	9,850円
午後６時から午後10時まで	平日	12,250円
	日曜日、土曜日及び休日	14,670円

多目的室

単位時間等		利用料金
午前９時から正午まで	平日	5,410円
	日曜日、土曜日及び休日	6,390円
午後１時から午後３時まで	平日	4,180円
	日曜日、土曜日及び休日	4,920円
午後３時30分から午後５時30分まで	平日	4,180円
	日曜日、土曜日及び休日	4,920円
午後１時から午後５時まで	平日	8,370円
	日曜日、土曜日及び休日	9,850円
午後６時から午後10時まで	平日	12,250円
	日曜日、土曜日及び休日	14,670円

娯楽室

単位時間等		利用者	利用料金
午前９時から午後５時まで	１日	大人	850円
		子ども	

改正前		
午後１時30分から午後５時まで	平日	7,310円
	日曜日、土曜日及び休日	8,650円
午後６時から午後10時まで	平日	13,970円
	日曜日、土曜日及び休日	16,500円

多目的室

単位時間等		利用料金
午前９時から正午まで	平日	5,390円
	日曜日、土曜日及び休日	6,380円
午後１時から午後３時まで	平日	4,180円
	日曜日、土曜日及び休日	4,950円
午後３時30分から午後５時30分まで	平日	4,180円
	日曜日、土曜日及び休日	4,950円
午後１時から午後５時まで	平日	8,360円
	日曜日、土曜日及び休日	9,900円
午後６時から午後10時まで	平日	13,970円
	日曜日、土曜日及び休日	16,500円

娯楽室

単位時間等		利用者	利用料金
午前９時から午後５時まで	１日	大人	660円

改正後			
		高齢者 障害者	
午後６時から午後10時まで	平日	2,100円	
	日曜日、土曜日及び休日	2,100円	

運動室

単位時間等		利用者	利用料金
午前９時から午後５時まで	１回	大人	850円
		子ども	
		高齢者	
		障害者	
午後６時から午後10時まで	平日	8,940円	
	日曜日、土曜日及び休日	8,940円	
附帯設備（温水シャワー室）	１回５分以内	100円	

備考

１　娯楽室の午前９時から午後５時までの利用及び運動室の午前９時から午後５時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。

２　交流室の利用、多目的室の利用、娯楽室の午後６時から午後10時までの利用及び運動室の午後６時から午後10時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人又は区外に事務所を有する法人その他の団体若しくは区外に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。

３　この表において「休日」とは、別表第３備考第３号に規定する

改正前			
		高齢者 障害者	
午後６時から午後10時まで	平日	9,000円	
	日曜日、土曜日及び休日	10,760円	

運動室

単位時間等		利用者	利用料金
午前９時から午後５時まで	１回	大人	660円
		高齢者	
		障害者	
午後６時から午後10時まで	平日	13,970円	
	日曜日、土曜日及び休日	16,500円	
附帯設備（温水シャワー室）	１回５分以内	100円	

備考

１　娯楽室の午前９時から午後５時までの利用及び運動室の午前９時から午後５時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人の利用に係る利用料金の限度額とする。

２　交流室の利用、多目的室の利用、娯楽室の午後６時から午後10時までの利用及び運動室の午後６時から午後10時までの利用に係る利用料金の各欄に掲げる額は、区外に住所を有する個人又は区外に事務所を有する法人その他の団体若しくは区外に住所を有する個人を主たる構成員とする団体の利用に係る利用料金の限度額とする。

３　この表において「休日」とは、別表第３備考第３号に規定する

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>休日をいう。
４　この表において「子ども」とは、１８歳以下の者をいう。</td><td>休日をいう。

別表第５（第22条関係）<table><tr><th>附帯設備</th><th>単位</th><th>利用料金</th></tr><tr><td>カラオケ機器</td><td>１台</td><td>3,000円</td></tr></table></td></tr>
</table>

令和７年１月８日
生活文化政策部

世田谷区立世田谷美術館条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直し及び生活保護受給者の観覧料の減免に伴い、世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定し、及び生活保護受給者の観覧料を減免するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（１）使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

（２）生活保護受給者の観覧料減免

世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例の基本理念を踏まえ、世田谷区第４期文化・芸術振興計画に掲げる「誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実」の取組みとして、生活保護受給者の観覧料を免除する。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年　２月　区民生活常任委員会（条例改正案）
令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
３月　公布（同日施行）
１０月　改定後料金適用開始
生活保護受給者の観覧料減免の適用開始

世田谷区立世田谷美術館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立世田谷美術館条例 昭和60年11月30日条例第40号 改正 平成９年３月12日条例第10号 平成15年３月13日条例第９号 平成15年10月１日条例第64号 平成16年３月12日条例第９号 平成17年９月29日条例第48号 平成18年３月14日条例第19号 平成19年12月11日条例第59号 平成23年３月８日条例第10号 平成24年12月10日条例第62号 平成30年３月６日条例第12号 令和７年３月　日条例第　号	○世田谷区立世田谷美術館条例 昭和60年11月30日条例第40号 改正 平成９年３月12日条例第10号 平成15年３月13日条例第９号 平成15年10月１日条例第64号 平成16年３月12日条例第９号 平成17年９月29日条例第48号 平成18年３月14日条例第19号 平成19年12月11日条例第59号 平成23年３月８日条例第10号 平成24年12月10日条例第62号 平成30年３月６日条例第12号
世田谷区立世田谷美術館条例	世田谷区立世田谷美術館条例
（目的及び設置） 第１条　区民が美術文化を享受するとともに、自ら学び、創造し、交流することにより教育・文化の振興と豊かな地域社会の形成に寄与するため、東京都世田谷区砧公園１番２号に世田谷区立世田谷美術館（以下「美術館」という。）を設置する。	（目的及び設置） 第１条　区民が美術文化を享受するとともに、自ら学び、創造し、交流することにより教育・文化の振興と豊かな地域社会の形成に寄与するため、東京都世田谷区砧公園１番２号に世田谷区立世田谷美術館（以下「美術館」という。）を設置する。
（分館） 第１条の２　美術館に分館を置く。 ２　分館の名称及び位置は、次のとおりとする。	（分館） 第１条の２　美術館に分館を置く。 ２　分館の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 | 位置	名称 | 位置

改正後	
世田谷区立世田谷美術館分館 向井潤吉アトリエ館	東京都世田谷区弦巻二丁目５番１号
世田谷区立世田谷美術館分館 清川泰次記念ギャラリー	東京都世田谷区成城二丁目22番17号
世田谷区立世田谷美術館分館 宮本三郎記念美術館	東京都世田谷区奥沢五丁目38番13号

（休館日及び開館時間）

第１条の３　美術館の休館日及び開館時間は、規則で定める。

（事業）

第２条　美術館は、次の各号に掲げる事業を行う。

（１）　美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）を収集すること。

（２）　美術品等を保管し、展示し、及び利用に供すること。

（３）　美術文化に関する専門的・技術的な調査研究を行うこと。

（４）　美術文化に関する情報を提供すること。

（５）　美術教育の普及及び創作活動の指導助言を行うこと。

（６）　美術館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。

（７）　美術文化に係る各種催物を行うこと。

（８）　前各号に掲げるもののほか、美術館の目的を達成するために必要な事業

（観覧）

第３条　美術館に展示されている美術品等を観覧しようとする者は、別表第１に定める額の観覧料を納付しなければならない。

（特別観覧）

第４条　美術館に保管又は展示されている美術品等について学術研究

改正前	
世田谷区立世田谷美術館分館 向井潤吉アトリエ館	東京都世田谷区弦巻二丁目５番１号
世田谷区立世田谷美術館分館 清川泰次記念ギャラリー	東京都世田谷区成城二丁目22番17号
世田谷区立世田谷美術館分館 宮本三郎記念美術館	東京都世田谷区奥沢五丁目38番13号

（休館日及び開館時間）

第１条の３　美術館の休館日及び開館時間は、規則で定める。

（事業）

第２条　美術館は、次の各号に掲げる事業を行う。

（１）　美術品及び美術に関する資料（以下「美術品等」という。）を収集すること。

（２）　美術品等を保管し、展示し、及び利用に供すること。

（３）　美術文化に関する専門的・技術的な調査研究を行うこと。

（４）　美術文化に関する情報を提供すること。

（５）　美術教育の普及及び創作活動の指導助言を行うこと。

（６）　美術館の施設及び設備（以下「施設等」という。）を一般の利用に供すること。

（７）　美術文化に係る各種催物を行うこと。

（８）　前各号に掲げるもののほか、美術館の目的を達成するために必要な事業

（観覧）

第３条　美術館に展示されている美術品等を観覧しようとする者は、別表第１に定める額の観覧料を納付しなければならない。

（特別観覧）

第４条　美術館に保管又は展示されている美術品等について学術研究

改正後	改正前
等のため模写、撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、あらかじめ第16条の規定により美術館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。	等のため模写、撮影等（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、あらかじめ第16条の規定により美術館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。
２　前項の承認を受けた者は、別表第２に定める額の特別観覧料を納付しなければならない。	２　前項の承認を受けた者は、別表第２に定める額の特別観覧料を納付しなければならない。
（施設等を利用することができる者の範囲）	（施設等を利用することができる者の範囲）
第４条の２　別表第３に掲げる施設等を利用することができる者は、第１号に掲げる個人又は第２号に掲げる団体とする。	第４条の２　別表第３に掲げる施設等を利用することができる者は、第１号に掲げる個人又は第２号に掲げる団体とする。
（１）　次の要件を満たす者	（１）　次の要件を満たす者
ア　成人であること。	ア　成人であること。
イ　区内に住所、勤務先又は通学先を有する者であること。	イ　区内に住所、勤務先又は通学先を有する者であること。
（２）　次のいずれかの要件を満たす団体	（２）　次のいずれかの要件を満たす団体
ア　代表者が前号に掲げる者に該当すること。	ア　代表者が前号に掲げる者に該当すること。
イ　都内に主たる事務所を有すること。	イ　都内に主たる事務所を有すること。
ウ　恒常的に都内で活動していること。	ウ　恒常的に都内で活動していること。
（施設等の利用の手続）	（施設等の利用の手続）
第５条　前条に規定する施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。	第５条　前条に規定する施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。
２　前項の承認を受けた者は、別表第３に定める額の使用料を納付しなければならない。	２　前項の承認を受けた者は、別表第３に定める額の使用料を納付しなければならない。
（利用条件）	（利用条件）
第６条　指定管理者は、第４条に規定する特別観覧及び第４条の２に規定する施設等の利用（以下「利用」という。）の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。	第６条　指定管理者は、第４条に規定する特別観覧及び第４条の２に規定する施設等の利用（以下「利用」という。）の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。
（承認の取消し等）	（承認の取消し等）
第７条　指定管理者は、利用の承認を受けた者（以下「利用者」とい	第７条　指定管理者は、利用の承認を受けた者（以下「利用者」とい

改正後	改正前
う。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認を取り消し、利用条件を変更し、又は利用を停止することができる。 （１）　利用目的又は利用条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。	う。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認を取り消し、利用条件を変更し、又は利用を停止することができる。 （１）　利用目的又は利用条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。
（利用の不承認） 第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。 （１）　秩序を乱すおそれがあるとき。 （２）　管理上支障があるとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。	（利用の不承認） 第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。 （１）　秩序を乱すおそれがあるとき。 （２）　管理上支障があるとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。
（観覧料等の減免） 第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより観覧料、特別観覧料又は使用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。 （１）　区内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき　観覧料の全額 （２）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が観覧するとき　観覧料の全額 （３）　区内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき　観覧料の半額 （４）　区が主催して施設等を利用するとき　使用料の全額 （５）　国又は他の地方公共団体が主催して施設等を利用するとき　使用料の半額	（観覧料等の減免） 第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより観覧料、特別観覧料又は使用料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。 （１）　区内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。　観覧料の全額 （２）　区内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。　観覧料の半額 （３）　区が主催して施設等を利用するとき。　使用料の全額 （４）　国又は他の地方公共団体が主催して施設等を利用するとき。　使用料の半額

改正後	改正前
（６）　前各号のほか、区長が特に必要と認めたとき　観覧料等のうち区長が相当と認める額	（５）　前各号のほか、区長が特に必要と認めたとき。　観覧料等のうち区長が相当と認める額
（観覧料等の不還付）	（観覧料等の不還付）
第10条　既に納めた観覧料等は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。	第10条　既に納めた観覧料等は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。
（利用権の譲渡等の禁止）	（利用権の譲渡等の禁止）
第11条　利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第11条　利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第12条　第４条の２に規定する施設等の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。また第７条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。	第12条　第４条の２に規定する施設等の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。また第７条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。
（損害賠償）	（損害賠償）
第13条　美術品等又は美術館の施設等に損害を与えた者は、区長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。	第13条　美術品等又は美術館の施設等に損害を与えた者は、区長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。
（入館の禁止等）	（入館の禁止等）
第14条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。	第14条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。
（１）　他人に迷惑をかけ、又は美術品等若しくは美術館の施設等を損壊するおそれがあるとき。	（１）　他人に迷惑をかけ、又は美術品等若しくは美術館の施設等を損壊するおそれがあるとき。
（２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。	（２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
（施設等の使用の特例）	（施設等の使用の特例）
第15条　区長は、区が使用する場合を除いて、公益財団法人せたがや	第15条　区長は、区が使用する場合を除いて、公益財団法人せたがや

改正後	改正前
文化財団がこの条例の目的を達成するために事業を行う場合には、公益財団法人せたがや文化財団に、美術館の施設等のうち、区長が指定する施設等の区域を使用させることができる。	文化財団がこの条例の目的を達成するために事業を行う場合には、公益財団法人せたがや文化財団に、美術館の施設等のうち、区長が指定する施設等の区域を使用させることができる。
2　前項の施設等の区域の使用に係る使用料は、無料とする。	2　前項の施設等の区域の使用に係る使用料は、無料とする。
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
第16条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に美術館の管理を行わせるものとする。	第16条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に美術館の管理を行わせるものとする。
（指定管理者の指定の手続）	（指定管理者の指定の手続）
第17条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。	第17条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。
2　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	2　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
3　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、美術館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。	3　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、美術館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。
（１）　美術館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。	（１）　美術館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
（２）　美術館の効用を最大限に発揮させることができること。	（２）　美術館の効用を最大限に発揮させることができること。
（３）　美術館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	（３）　美術館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨	5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨

改正後	改正前
を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等） 第18条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　第２条第２号から第８号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務 （２）　美術館の利用の承認等に関する業務 （３）　美術館の施設等の維持管理に関する業務 （４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 ２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、美術館の適正な管理を行わなければならない。 （委任） 第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付　則 この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和61年３月規則第５号で、同61年３月30日から施行） 附　則（平成９年３月12日条例第10号） １　この条例は、平成９年10月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、平成９年10月１日以後の利用に係る観覧料等について適用し、同日前の利用に係る観覧料等については、なお従前の例による。 附　則（平成15年３月13日条例第９号） この条例は、平成15年４月１日から施行する。 附　則（平成15年10月１日条例第64号） （施行期日）	を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等） 第18条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　第２条第２号から第８号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務 （２）　美術館の利用の承認等に関する業務 （３）　美術館の施設等の維持管理に関する業務 （４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 ２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、美術館の適正な管理を行わなければならない。 （委任） 第19条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付　則 この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和61年３月規則第５号で、同61年３月30日から施行） 附　則（平成９年３月12日条例第10号） １　この条例は、平成９年10月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、平成９年10月１日以後の利用に係る観覧料等について適用し、同日前の利用に係る観覧料等については、なお従前の例による。 附　則（平成15年３月13日条例第９号） この条例は、平成15年４月１日から施行する。 附　則（平成15年10月１日条例第64号） （施行期日）

改正後	改正前
1　この条例は、平成15年11月１日から施行する。 （世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例の廃止） 2　世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例（平成５年６月世田谷区条例第31号）は、廃止する。 （経過措置） 3　この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例（以下「廃止条例」という。）第13条の規定に基づき管理を委託している世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館に相当する世田谷区立向井潤吉アトリエ館（以下「旧アトリエ館」という。）については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例（以下「新条例」という。）第16条の規定は、適用しない。 4　この条例の施行前に旧アトリエ館に関し廃止条例の規定によりなされた処分等は、新条例の規定によりなされた処分等とみなす。 附　則（平成16年３月12日条例第９号） この条例は、平成16年４月29日から施行する。ただし、別表第１備考第７号の改正規定は、同月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第48号） （施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　前項の規定にかかわらず、世田谷区立世田谷美術館（以下「美術館」という。）の管理に関する事務については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例（以下「新条例」という。）第17条第４項の規定により、区長が美術	1　この条例は、平成15年11月１日から施行する。 （世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例の廃止） 2　世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例（平成５年６月世田谷区条例第31号）は、廃止する。 （経過措置） 3　この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前の世田谷区立向井潤吉アトリエ館条例（以下「廃止条例」という。）第13条の規定に基づき管理を委託している世田谷区立世田谷美術館分館向井潤吉アトリエ館に相当する世田谷区立向井潤吉アトリエ館（以下「旧アトリエ館」という。）については、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例（以下「新条例」という。）第16条の規定は、適用しない。 4　この条例の施行前に旧アトリエ館に関し廃止条例の規定によりなされた処分等は、新条例の規定によりなされた処分等とみなす。 附　則（平成16年３月12日条例第９号） この条例は、平成16年４月29日から施行する。ただし、別表第１備考第７号の改正規定は、同月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第48号） （施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　前項の規定にかかわらず、世田谷区立世田谷美術館（以下「美術館」という。）の管理に関する事務については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例（以下「新条例」という。）第17条第４項の規定により、区長が美術

改正後	改正前
館に係る指定管理者（新条例第４条第１項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。	館に係る指定管理者（新条例第４条第１項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
３　区長は、前項に規定する期日までに美術館について指定管理者を指定しようとする場合において、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により世田谷区立世田谷美術館及び分館（以下「美術館等」という。）の管理を受託している者から新条例第17条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、美術館等の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が美術館の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。	３　区長は、前項に規定する期日までに美術館について指定管理者を指定しようとする場合において、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により世田谷区立世田谷美術館及び分館（以下「美術館等」という。）の管理を受託している者から新条例第17条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、美術館等の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が美術館の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。
附　則（平成18年３月14日条例第19号）	附　則（平成18年３月14日条例第19号）
この条例は、平成18年４月１日から施行する。	この条例は、平成18年４月１日から施行する。
附　則（平成19年12月11日条例第59号）	附　則（平成19年12月11日条例第59号）
１　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。	１　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成20年７月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成20年７月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
附　則（平成23年３月８日条例第10号）	附　則（平成23年３月８日条例第10号）
この条例は、平成23年４月１日から施行する。	この条例は、平成23年４月１日から施行する。
附　則（平成24年12月10日条例第62号）	附　則（平成24年12月10日条例第62号）

改正後	改正前
1　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成25年７月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第12号） 1　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第５条の規定による承認を受けている者は、この条例による改正後の第５条の規定による承認を受けた者とみなす。 3　この条例による改正後の別表第３の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成30年10月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（令和７年３月　日条例第　号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の第９条第２号及び別表第１、別表第２並びに別表第３の規定は、令和７年10月１日以後の観覧、特別観覧及び利用に係る観覧料、特別観覧料及び使用料について適用し、同日前の観覧、特別観覧及び利用に係る観覧料、特別観覧料及び使用料については、なお従前の例による。 別表第１（第３条関係）	1　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立世田谷美術館条例の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成25年７月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第12号） 1　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の第５条の規定による承認を受けている者は、この条例による改正後の第５条の規定による承認を受けた者とみなす。 3　この条例による改正後の別表第３の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の平成30年10月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の申請をした者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 別表第１（第３条関係）

改正後

区分	常設の展示		特別の企画の展示
	個人	団体（１人につき）	
一般	220円	180円	1,700円の範囲内において区長がその都度定める額
高校生・大学生	170円	130円	
小学生・中学生	110円	90円	
高齢者	110円	90円	
障害者	110円	90円	

備考

１　団体とは、20人以上をいう。

２　高校生・大学生とは、高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者をいう。

３　小学生・中学生とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

４　高齢者とは、65歳以上の者をいう。

５　障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

６　学齢に達しない者、障害者で高校生・大学生又は小学生・中学生であるもの及び障害者の介護者（当該障害者１人につき１人に限る。）は、無料とする。

７　特別の企画の展示その他区長が指定した展示又は事業に係る

改正前

区分	常設の展示		特別の企画の展示
	個人	団体（１人につき）	
一般	200円	160円	1,500円の範囲内において区長がその都度定める額
高校生・大学生	150円	120円	
小学生・中学生	100円	80円	
高齢者	100円	80円	
障害者	100円	80円	

備考

１　団体とは、20人以上をいう。

２　高校生・大学生とは、高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者をいう。

３　小学生・中学生とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

４　高齢者とは、65歳以上の者をいう。

５　障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

６　学齢に達しない者、障害者で高校生・大学生又は小学生・中学生であるもの及び障害者の介護者（当該障害者１人につき１人に限る。）は、無料とする。

７　特別の企画の展示その他区長が指定した展示又は事業に係る

改正後

観覧料を納付した者は、常設の展示の観覧料は無料とする。

別表第２（第４条）

区分		特別観覧料（１点１日につき）	
熟覧			560円
模写・模造等			1,130円
撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	220円
		出版等の収入が伴う場合	2,260円
	カラー	学術研究を目的とする場合	450円
		出版等の収入が伴う場合	4,530円

備考

１　びょうぶは、半双を１点とする。

２　１そろいをなす巻子は、１巻を１点とする。

３　対幅は、１幅を１点とする。

４　その他の美術品等は、各個を１点とする。

別表第３（第５条関係）

１　施設

（１）　展示用施設

名称	区分	使用料（１日につき）
美術館内区民ギャラリー	全体利用	15,670円
	４分の３利用	11,740円

改正前

観覧料を納付した者は、常設の展示の観覧料は無料とする。

別表第２（第４条）

区分		特別観覧料（１点１日につき）	
熟覧			500円
模写・模造等			1,000円
撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円
		出版等の収入が伴う場合	2,000円
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円
		出版等の収入が伴う場合	4,000円

備考

１　びょうぶは、半双を１点とする。

２　１そろいをなす巻子は、１巻を１点とする。

３　対幅は、１幅を１点とする。

４　その他の美術品等は、各個を１点とする。

別表第３（第５条関係）

１　施設

（１）　展示用施設

名称	区分	使用料（１日につき）
美術館内区民ギャラリー	全体利用	13,820円
	４分の３利用	10,360円

改正後		
	２分の１利用	7,830円
	４分の１利用	3,910円
世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー内区民ギャラリー	全体利用	3,260円

（２）　講堂

時間区分 名称	午前 午前10時から正午まで	午後Ａ 午後１時から午後３時まで	午後Ｂ 午後３時30分から午後５時30分まで	全日 午前10時から午後５時30分まで
講堂	4,080円	4,080円	4,080円	12,240円

備考

１　利用者が観覧料、入場料その他これらに類する料金を領収する場合及び物品を販売する場合の使用料は、当該規定使用料に、当該規定使用料の５割相当額を加算して得た額とする。

２　指定管理者は、利用者が利用時間を延長する場合は、１時間を限度として、管理上支障のない限りにおいてその利用を承認するものとし、区長は、指定管理者が利用を承認した時間区分の使用料の３割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

３　区内団体（区内に主たる事務所を有するもの又は構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務地若しくは通学先を有する者であるものをいう。）以外のものが（１）の款に掲げる展示用施設

改正前		
	２分の１利用	6,910円
	４分の１利用	3,450円
世田谷区立世田谷美術館分館清川泰次記念ギャラリー内区民ギャラリー	全体利用	2,880円

（２）　講堂

時間区分 名称	午前 午前10時から正午まで	午後Ａ 午後１時から午後３時まで	午後Ｂ 午後３時30分から午後５時30分まで	全日 午前10時から午後５時30分まで
講堂	3,600円	3,600円	3,600円	10,800円

備考

１　利用者が観覧料、入場料その他これらに類する料金を領収する場合及び物品を販売する場合の使用料は、当該規定使用料に、当該規定使用料の５割相当額を加算して得た額とする。

２　指定管理者は、利用者が利用時間を延長する場合は、１時間を限度として、管理上支障のない限りにおいてその利用を承認するものとし、区長は、指定管理者が利用を承認した時間区分の使用料の３割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

３　区内団体（区内に主たる事務所を有するもの又は構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務地若しくは通学先を有する者であるものをいう。）以外のものが（１）の款に掲げる展示用施設

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>を利用する場合の使用料は、当該規定使用料に、当該規定使用料の２割相当額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
２　設備
<table><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>展示用設備</td><td>１単位１日につき560円の範囲内で規則で定める額</td></tr><tr><td>講堂用ピアノ</td><td>１台　１回　5,100円</td></tr><tr><td>講堂用音響器具</td><td>一式　１回　3,400円</td></tr></table>備考
１　講堂用ピアノ及び講堂用音響器具の利用における１回とは、講堂の利用に係る午前、午後Ａ及び午後Ｂの各々の時間区分をいう。
２　指定管理者は、利用者が講堂用ピアノ又は講堂用音響器具の利用時間を延長する場合は、１時間を限度として、管理上支障のない限りにおいてその利用を承認するものとし、区長は、１回の使用料の３割に相当する額を徴収する。</td><td>を利用する場合の使用料は、当該規定使用料に、当該規定使用料の２割相当額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
２　設備
<table><tr><th>区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>展示用設備</td><td>１単位１日につき500円の範囲内で規則で定める額</td></tr><tr><td>講堂用ピアノ</td><td>１台　１回　4,500円</td></tr><tr><td>講堂用音響器具</td><td>1式　１回　3,000円</td></tr></table>備考
１　講堂用ピアノ及び講堂用音響器具の利用における１回とは、講堂の利用に係る午前、午後Ａ及び午後Ｂの各々の時間区分をいう。
２　指定管理者は、利用者が講堂用ピアノ又は講堂用音響器具の利用時間を延長する場合は、１時間を限度として、管理上支障のない限りにおいてその利用を承認するものとし、区長は、１回の使用料の３割に相当する額を徴収する。</td></tr>
</table>

令和７年１月８日
生活文化政策部

世田谷区立世田谷文学館条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直し及び生活保護受給者の観覧料の減免に伴い、世田谷区立世田谷文学館条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定し、及び生活保護受給者の観覧料を減免するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立世田谷文学館条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（１）使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

（２）生活保護受給者の観覧料減免

世田谷区文化及び芸術の振興に関する条例の基本理念を踏まえ、世田谷区第４期文化・芸術振興計画に掲げる「誰もが身近なところで文化・芸術に触れ、親しむことができる機会の充実」の取組みとして、生活保護受給者の観覧料を免除する。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年　２月　区民生活常任委員会（条例改正案）
令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
３月　公布（同日施行）
１０月　改定後料金適用開始
生活保護受給者の観覧料減免の適用開始

世田谷区立世田谷文学館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立世田谷文学館条例 平成６年９月21日条例第32号 改正 平成９年３月12日条例第11号 平成15年３月13日条例第11号 平成16年３月12日条例第10号 平成17年９月29日条例第49号 平成23年３月８日条例第11号 令和７年３月　日条例第　号	○世田谷区立世田谷文学館条例 平成６年９月21日条例第32号 改正 平成９年３月12日条例第11号 平成15年３月13日条例第11号 平成16年３月12日条例第10号 平成17年９月29日条例第49号 平成23年３月８日条例第11号
世田谷区立世田谷文学館条例	世田谷区立世田谷文学館条例
（目的及び設置）	（目的及び設置）
第１条　区民が文学に関する知識を深めるとともに、自らが学び、創造し、交流することにより教育・文化の振興と豊かな地域社会の形成に寄与するため、東京都世田谷区南烏山一丁目10番10号に世田谷区立世田谷文学館（以下「文学館」という。）を設置する。	第１条　区民が文学に関する知識を深めるとともに、自らが学び、創造し、交流することにより教育・文化の振興と豊かな地域社会の形成に寄与するため、東京都世田谷区南烏山一丁目10番10号に世田谷区立世田谷文学館（以下「文学館」という。）を設置する。
（休館日及び開館時間）	（休館日及び開館時間）
第１条の２　文学館の休館日及び開館時間は、規則で定める。	第１条の２　文学館の休館日及び開館時間は、規則で定める。
（事業）	（事業）
第２条　文学館は、次に掲げる事業を行う。	第２条　文学館は、次に掲げる事業を行う。
（１）　文学に関する資料及び文学作品（以下「文学資料等」という。）を収集すること。	（１）　文学に関する資料及び文学作品（以下「文学資料等」という。）を収集すること。
（２）　文学資料等を保管し、展示し、及び利用に供すること。	（２）　文学資料等を保管し、展示し、及び利用に供すること。
（３）　文学資料等に関する専門的な調査研究を行うこと。	（３）　文学資料等に関する専門的な調査研究を行うこと。
（４）　文学資料等に関する情報を提供すること。	（４）　文学資料等に関する情報を提供すること。
（５）　文学に関する講座、講演会、映画会等を開催すること。	（５）　文学に関する講座、講演会、映画会等を開催すること。
（６）　区民等が行う文学に関する活動等のために文学館の施設を利	（６）　区民等が行う文学に関する活動等のために文学館の施設を利

改正後	改正前
用に供すること。 （７） 前各号に掲げるもののほか、文学館の目的を達成するために必要な事業 （観覧） 第３条 文学館に展示されている文学資料等を観覧しようとする者は、別表第１に定める額の観覧料を納付しなければならない。 （特別観覧） 第４条 文学館に保管され、又は展示されている文学資料等について学術研究等のための撮影（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、あらかじめ第16条の規定により文学館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。 ２ 前項の承認を受けた者は、別表第２に定める額の特別観覧料を納付しなければならない。 （施設の利用） 第５条 別表第３左欄に掲げる文学館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。 ２ 前項の施設を利用できる者は、別表第３右欄に掲げるものとする。 ３ 第１項の施設の使用料は、無料とする。 （利用条件） 第６条 指定管理者は、第４条に規定する特別観覧及び前条に規定する施設の利用（以下「利用」という。）の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。 （利用の不承認） 第７条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。 （１） 秩序を乱すおそれがあるとき。 （２） 管理上支障があるとき。 （３） 文学館の事業を行う上で支障があるとき。	用に供すること。 （７） 前各号に掲げるもののほか、文学館の目的を達成するために必要な事業 （観覧） 第３条 文学館に展示されている文学資料等を観覧しようとする者は、別表第１に定める額の観覧料を納付しなければならない。 （特別観覧） 第４条 文学館に保管され、又は展示されている文学資料等について学術研究等のための撮影（以下「特別観覧」という。）をしようとする者は、あらかじめ第16条の規定により文学館の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の承認を受けなければならない。 ２ 前項の承認を受けた者は、別表第２に定める額の特別観覧料を納付しなければならない。 （施設の利用） 第５条 別表第３左欄に掲げる文学館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。 ２ 前項の施設を利用できる者は、別表第３右欄に掲げるものとする。 ３ 第１項の施設の使用料は、無料とする。 （利用条件） 第６条 指定管理者は、第４条に規定する特別観覧及び前条に規定する施設の利用（以下「利用」という。）の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。 （利用の不承認） 第７条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。 （１） 秩序を乱すおそれがあるとき。 （２） 管理上支障があるとき。 （３） 文学館の事業を行う上で支障があるとき。

改正後	改正前
（４）　営利を目的とするとき（第５条に規定する利用の場合に限る。）。	（４）　営利を目的とするとき（第５条に規定する利用の場合に限る。）。
（５）　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。	（５）　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。
（承認の取消し等）	（承認の取消し等）
第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。	第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。
（１）　利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の目的又は条件に違反したとき。	（１）　利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の目的又は条件に違反したとき。
（２）　利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	（２）　利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。	（３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。
（観覧料等の減免）	（観覧料等の減免）
第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより観覧料又は特別観覧料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。	第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより観覧料又は特別観覧料（以下「観覧料等」という。）を減額し、又は免除することができる。
（１）　区内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき　観覧料の全額	（１）　区内の小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。　観覧料の全額
（２）　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が観覧するとき　観覧料の全額	
（３）　区内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき　観覧料の半額	（２）　区内の高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。　観覧料の半額
（４）　前３号のほか、区長が特に必要と認めたとき　観覧料等のうち区長が相当と認める額	（３）　前２号のほか、区長が特に必要と認めたとき。　観覧料等のうち区長が相当と認める額
（観覧料等の不還付）	（観覧料等の不還付）
第10条　既に納めた観覧料等は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することがで	第10条　既に納めた観覧料等は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することがで

改正後	改正前
きる。 （利用権の譲渡等の禁止） 第11条　利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （原状回復の義務） 第12条　第５条に規定する施設の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。第８条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とする。 （損害賠償） 第13条　文学資料等又は文学館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 （入館の禁止等） 第14条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は文学資料等若しくは文学館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 （施設の使用の特例） 第15条　区長は、区が使用する場合を除いて、公益財団法人せたがや文化財団がこの条例の目的を達成するために事業を行う場合には、公益財団法人せたがや文化財団に、文学館の施設のうち、区長が指定する施設の区域を使用させることができる。 ２　前項の施設の区域の使用に係る使用料は、無料とする。 （指定管理者による管理） 第16条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に文学館の管理	きる。 （利用権の譲渡等の禁止） 第11条　利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （原状回復の義務） 第12条　第５条に規定する施設の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。第８条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも、同様とする。 （損害賠償） 第13条　文学資料等又は文学館の施設若しくは設備に損害を与えた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 （入館の禁止等） 第14条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は文学資料等若しくは文学館の施設若しくは設備を損壊するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 （施設の使用の特例） 第15条　区長は、区が使用する場合を除いて、公益財団法人せたがや文化財団がこの条例の目的を達成するために事業を行う場合には、公益財団法人せたがや文化財団に、文学館の施設のうち、区長が指定する施設の区域を使用させることができる。 ２　前項の施設の区域の使用に係る使用料は、無料とする。 （指定管理者による管理） 第16条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に文学館の管理

改正後	改正前
を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続） 第17条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （1）　文学館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （2）　文学館の効用を最大限に発揮させることができること。 （3）　文学館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等） 第18条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）　第２条第２号から第７号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務 （2）　文学館の利用の承認等に関する業務 （3）　文学館の施設及び設備の維持管理に関する業務 （4）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、文学館の適正な管	を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続） 第17条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （1）　文学館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （2）　文学館の効用を最大限に発揮させることができること。 （3）　文学館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等） 第18条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）　第２条第２号から第７号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務 （2）　文学館の利用の承認等に関する業務 （3）　文学館の施設及び設備の維持管理に関する業務 （4）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、文学館の適正な管

改正後	改正前
理を行わなければならない。 （委任） 第19条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 この条例は、公布の日から起算して７月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成７年３月規則第19号で、同７年４月１日から施行）ただし、文学館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成７年５月９日＝平成７年５月１日付世田谷区告示第145号） 附　則（平成９年３月12日条例第11号） １　この条例は、平成９年10月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文学館条例の規定は、平成９年10月１日以後の観覧及び特別観覧に係る観覧料等について適用し、同日前の観覧及び特別観覧に係る観覧料等については、なお従前の例による。 附　則（平成15年３月13日条例第11号） この条例は、平成15年４月１日から施行する。 附　則（平成16年３月12日条例第10号） この条例は、平成16年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第49号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立世田谷文学館（以下「文学館」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立世田谷文学館条例（以下「新条例」という。）第17条第４項の規定により、区長が文学館に係る指定管理者（新条例第４条第１項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をした	理を行わなければならない。 （委任） 第19条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 この条例は、公布の日から起算して７月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成７年３月規則第19号で、同７年４月１日から施行）ただし、文学館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成７年５月９日＝平成７年５月１日付世田谷区告示第145号） 附　則（平成９年３月12日条例第11号） １　この条例は、平成９年10月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文学館条例の規定は、平成９年10月１日以後の観覧及び特別観覧に係る観覧料等について適用し、同日前の観覧及び特別観覧に係る観覧料等については、なお従前の例による。 附　則（平成15年３月13日条例第11号） この条例は、平成15年４月１日から施行する。 附　則（平成16年３月12日条例第10号） この条例は、平成16年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第49号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立世田谷文学館（以下「文学館」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立世田谷文学館条例（以下「新条例」という。）第17条第４項の規定により、区長が文学館に係る指定管理者（新条例第４条第１項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をした

改正後

ときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

3　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた文学館について指定管理者を指定しようとする場合において、文学館の管理を受託している者から新条例第17条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、文学館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が文学館の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附　則（平成23年３月８日条例第11号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月　日条例第　号）

1　この条例は、公布の日から施行する。

2　この条例による改正後の第９条第２号及び別表第１並びに別表第２の規定は、令和７年10月１日以後の観覧及び特別観覧に係る観覧料及び特別観覧料について適用し、同日前の観覧及び特別観覧に係る観覧料及び特別観覧料については、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

区分	常設の展示		特別の企画の展示
	個人	団体（１人につき）	
一般	220円	180円	1,700円の範囲内において区長がその都度定める額
高校生・大学生	170円	130円	
小学生・中学生	110円	90円	

改正前

ときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

3　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた文学館について指定管理者を指定しようとする場合において、文学館の管理を受託している者から新条例第17条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、文学館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が文学館の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附　則（平成23年３月８日条例第11号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

区分	常設の展示		特別の企画の展示
	個人	団体（１人につき）	
一般	200円	160円	1,500円の範囲内において区長がその都度定める額
高校生・大学生	150円	120円	
小学生・中学生	100円	80円	

改正後

高齢者	110円	90円	
障害者	110円	90円	

備考

1　団体とは、20人以上をいう。

2　高校生・大学生とは、高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者をいう。

3　小学生・中学生とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

4　高齢者とは、65歳以上の者をいう。

5　障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

6　学齢に達しない者、障害者で高校生・大学生又は小学生・中学生であるもの及び障害者の介護者（当該障害者１人につき１人に限る。）は、無料とする。

7　特別の企画の展示その他区長が指定した展示又は事業に係る観覧料を納付した者は、常設の展示の観覧料は無料とする。

別表第２（第４条関係）

区分		特別観覧料（１点１日につき）	
写真の撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	220円
		出版等の収入が伴う場合	2,260円
	カラー	学術研究を目的とする場合	450円
		出版等の収入が伴う	4,530円

改正前

高齢者	100円	80円	
障害者	100円	80円	

備考

1　団体とは、20人以上をいう。

2　高校生・大学生とは、高等学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者をいう。

3　小学生・中学生とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

4　高齢者とは、65歳以上の者をいう。

5　障害者とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

6　学齢に達しない者、障害者で高校生・大学生又は小学生・中学生であるもの及び障害者の介護者（当該障害者１人につき１人に限る。）は、無料とする。

7　特別の企画の展示その他区長が指定した展示又は事業に係る観覧料を納付した者は、常設の展示の観覧料は無料とする。

別表第２（第４条関係）

区分		特別観覧料（１点１日につき）	
写真の撮影	モノクローム	学術研究を目的とする場合	200円
		出版等の収入が伴う場合	2,000円
	カラー	学術研究を目的とする場合	400円
		出版等の収入が伴う	4,000円

改正後	改正前
<table><tr><td></td><td></td><td>場合</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">ビデオ等の撮影</td><td colspan="2">4,530円</td></tr></table>	<table><tr><td></td><td></td><td>場合</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">ビデオ等の撮影</td><td colspan="2">4,000円</td></tr></table>
備考 １　原稿及び書簡は、１枚を１点とする。 ２　書籍は、見開きを１点とする。 ３　その他の文学資料等は、各個を１点とする。	備考 １　原稿及び書簡は、１枚を１点とする。 ２　書籍は、見開きを１点とする。 ３　その他の文学資料等は、各個を１点とする。
別表第３（第５条関係）	別表第３（第５条関係）
<table><tr><td>講義室</td><td>区内に住所、勤務先又は通学先を有する者を主な構成員とする団体その他区長が認めたもの</td></tr></table>	<table><tr><td>講義室</td><td>区内に住所、勤務先又は通学先を有する者を主な構成員とする団体その他区長が認めたもの</td></tr></table>

令和７年１月８日
生活文化政策部

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	区民生活常任委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布
	４月１日	施行
	１０月	改定後料金適用開始

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例 平成８年12月６日条例第48号 改正 平成11年３月11日条例第７号 平成15年３月13日条例第12号 平成17年９月29日条例第50号 平成19年12月11日条例第61号 平成24年12月10日条例第63号 平成30年３月６日条例第13号 令和７年３月　日条例第　号	○世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例 平成８年12月６日条例第48号 改正 平成11年３月11日条例第７号 平成15年３月13日条例第12号 平成17年９月29日条例第50号 平成19年12月11日条例第61号 平成24年12月10日条例第63号 平成30年３月６日条例第13号
世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例	世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例
（目的及び設置） 第１条　区民が優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会並びに区民が自ら文化活動及び芸術活動を実践することができる場を提供するとともに、区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進することにより、豊かな地域社会の形成に資するため、東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号に世田谷区立世田谷文化生活情報センター（以下「センター」という。）を設置する。	（目的及び設置） 第１条　区民が優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会並びに区民が自ら文化活動及び芸術活動を実践することができる場を提供するとともに、区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進することにより、豊かな地域社会の形成に資するため、東京都世田谷区太子堂四丁目１番１号に世田谷区立世田谷文化生活情報センター（以下「センター」という。）を設置する。
（休館日及び開館時間） 第１条の２　センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。	（休館日及び開館時間） 第１条の２　センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。
（事業） 第２条　センターは、次に掲げる事業を行う。 （１）　演劇、音楽等の公演その他の催物を行うこと。 （２）　地域交流活動、国際交流活動等に係る講座及び催物を行うこと。 （３）　地域交流活動、国際交流活動等に係る情報の収集及び提供に	（事業） 第２条　センターは、次に掲げる事業を行う。 （１）　演劇、音楽等の公演その他の催物を行うこと。 （２）　地域交流活動、国際交流活動等に係る講座及び催物を行うこと。 （３）　地域交流活動、国際交流活動等に係る情報の収集及び提供に

改正後	改正前
関すること。 （４） センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。 （５） 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業 （施設） 第３条 センターの施設は、次のとおりとする。 （１） セミナールーム （２） ワークショップ室 （３） メディア工房 （４） 情報プラザ （５） 主劇場 （６） 小劇場 （７） けいこ場 （８） 音響スタジオ （９） 作業室 （使用することができる者の範囲） 第４条 センターの施設のうち、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げる者とする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 ２ 前項に定めるもののほか、第11条第１項第１号から第６号までに規定する団体、学校等は、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる。 ３ メディア工房の附帯設備を使用することができる者は、第18条の規定によりセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の定める講習等を受けたことがある者（使用するときまでに当該講習等を受ける者を含む。）とする。	関すること。 （４） センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。 （５） 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業 （施設） 第３条 センターの施設は、次のとおりとする。 （１） セミナールーム （２） ワークショップ室 （３） メディア工房 （４） 情報プラザ （５） 主劇場 （６） 小劇場 （７） けいこ場 （８） 音響スタジオ （９） 作業室 （使用することができる者の範囲） 第４条 センターの施設のうち、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げる者とする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 ２ 前項に定めるもののほか、第11条第１項第１号から第６号までに規定する団体、学校等は、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる。 ３ メディア工房の附帯設備を使用することができる者は、第18条の規定によりセンターの管理を行う者（以下「指定管理者」という。）の定める講習等を受けたことがある者（使用するときまでに当該講習等を受ける者を含む。）とする。

改正後	改正前
（使用の手続等） 第５条　センターの施設のうち、別表第２左欄に掲げる施設並びにその附帯設備及び電源設備並びにメディア工房の附帯設備を使用しようとする者は、区長（指定管理者を含む。第４項及び第５項、第７条、第８条、第17条、別表第３並びに別表第４において同じ。）の承認を受けなければならない。 ２　前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 ３　指定管理者は、主劇場又は小劇場を使用する者に対して、優先してけいこ場、音響スタジオ及び作業室を使用させることができる。 ４　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないものとする。 （１）　営利を目的とするとき（主劇場及び小劇場を使用する場合を除く。）。 （２）　秩序を乱すおそれがあるとき。 （３）　管理上支障があるとき。 ５　区長は、第１項に規定する施設及びメディア工房の附帯設備を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 （１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設及びメディア工房の附帯設備を使用しなかったとき。 （２）　使用料又は主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室（以下「主劇場等」という。）並びに主劇場等の附帯設備及び電源設備（以下「劇場施設等」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。	（使用の手続等） 第５条　センターの施設のうち、別表第２左欄に掲げる施設並びにその附帯設備及び電源設備並びにメディア工房の附帯設備を使用しようとする者は、区長（指定管理者を含む。第４項及び第５項、第７条、第８条、第17条、別表第３並びに別表第４において同じ。）の承認を受けなければならない。 ２　前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 ３　指定管理者は、主劇場又は小劇場を使用する者に対して、優先してけいこ場、音響スタジオ及び作業室を使用させることができる。 ４　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しないものとする。 （１）　営利を目的とするとき（主劇場及び小劇場を使用する場合を除く。）。 （２）　秩序を乱すおそれがあるとき。 （３）　管理上支障があるとき。 ５　区長は、第１項に規定する施設及びメディア工房の附帯設備を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 （１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設及びメディア工房の附帯設備を使用しなかったとき。 （２）　使用料又は主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室（以下「主劇場等」という。）並びに主劇場等の附帯設備及び電源設備（以下「劇場施設等」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。

改正後	改正前
（優先使用） 第６条　区長は、区民に優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会を提供するための事業又は区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進するための事業を行う公共的団体が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するときは、施設等を優先して使用させることができる。	（優先使用） 第６条　区長は、区民に優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会を提供するための事業又は区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進するための事業を行う公共的団体が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するときは、施設等を優先して使用させることができる。
（使用の条件） 第７条　区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。	（使用の条件） 第７条　区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。
（承認の取消し等） 第８条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設等の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１）　使用の目的又は条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号のほか、区長が必要があると認めたとき。	（承認の取消し等） 第８条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、施設等の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１）　使用の目的又は条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号のほか、区長が必要があると認めたとき。
（使用期間） 第９条　センターの施設のうち、別表第２左欄に掲げる施設は、同一人が引き続き同表右欄に定める期間を超えて使用することができない。ただし、区長が必要があると認めたときは、当該期間を超えて使用することができる。	（使用期間） 第９条　センターの施設のうち、別表第２左欄に掲げる施設は、同一人が引き続き同表右欄に定める期間を超えて使用することができない。ただし、区長が必要があると認めたときは、当該期間を超えて使用することができる。
（使用料） 第10条　センターの施設のうち、セミナールーム及びワークショップ室の使用の承認を受けた者は、別表第３に定める使用料を納付しなければならない。 ２　前項の使用料は、指定された期日までに、納付しなければならない。 ３　センターの施設のうち、セミナールーム、ワークショップ室及び	（使用料） 第10条　センターの施設のうち、セミナールーム及びワークショップ室の使用の承認を受けた者は、別表第３に定める使用料を納付しなければならない。 ２　前項の使用料は、指定された期日までに、納付しなければならない。 ３　センターの施設のうち、セミナールーム、ワークショップ室及び

改正後	改正前
メディア工房の附帯設備を使用する者は、指定された期日までに、別表第４に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。	メディア工房の附帯設備を使用する者は、指定された期日までに、別表第４に定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。
４　第５条の規定により使用の承認を受けた者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。	４　第５条の規定により使用の承認を受けた者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。
（使用料の減免）	（使用料の減免）
第11条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第１項の使用料を減額し、又は免除することができる。	第11条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第１項の使用料を減額し、又は免除することができる。
（１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額	（１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額
（２）　区民に優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会を提供するための事業又は区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進するための事業を行う公共的団体が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するとき。　全額	（２）　区民に優れた演劇、音楽等の文化及び芸術を享受することができる機会を提供するための事業又は区民の地域交流活動、国際交流活動等を促進するための事業を行う公共的団体が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するとき。　全額
（３）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額	（３）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額
（４）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額	（４）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額
（５）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額	（５）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額
（６）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額	（６）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額
（７）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用につ	（７）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用につ

改正後	改正前
いて区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額	いて区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額
（８）　前各号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額	（８）　前各号のほか、区長が特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額
２　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第３項の使用料を減額し、又は免除することができる。	２　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第３項の使用料を減額し、又は免除することができる。
（１）　前項第１号又は第２号に該当するとき。　全額	（１）　前項第１号又は第２号に該当するとき。　全額
（２）　前号のほか、区長が公益上特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額	（２）　前号のほか、区長が公益上特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額
３　第１項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	３　第１項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
（使用料の還付）	（使用料の還付）
第12条　区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。	第12条　区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。
（特別の設備等）	（特別の設備等）
第13条　施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。	第13条　施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。
（使用権の譲渡等の禁止）	（使用権の譲渡等の禁止）
第14条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第14条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第15条　使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第８条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。	第15条　使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第８条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。
（損害賠償）	（損害賠償）
第16条　センターの建物又は設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、	第16条　センターの建物又は設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、

改正後	改正前
やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。	やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。
（入館の制限等）	（入館の制限等）
第17条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの使用を禁止することができる。	第17条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの使用を禁止することができる。
（１）　他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。	（１）　他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。
（２）　前号のほか、管理上支障があるとき。	（２）　前号のほか、管理上支障があるとき。
２　センターを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。	２　センターを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
第18条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせるものとする。	第18条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせるものとする。
（指定管理者の指定の手続）	（指定管理者の指定の手続）
第19条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。	第19条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。
２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。	３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。
（１）　センターに関する業務を十分に行う能力及びこれに類する施設の管理の実績を有していること。	（１）　センターに関する業務を十分に行う能力及びこれに類する施設の管理の実績を有していること。
（２）　センターの効用を最大限に発揮させることができること。	（２）　センターの効用を最大限に発揮させることができること。
（３）　センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	（３）　センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

改正後	改正前
4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等）	（指定管理者の業務等）
第20条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第20条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（1）　第２条各号に規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務	（1）　第２条各号に規定する事業に関する業務のうち、区長が指定した業務
（2）　施設等の維持管理に関する業務	（2）　施設等の維持管理に関する業務
（3）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	（3）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、センターの適正な管理を行わなければならない。	2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、センターの適正な管理を行わなければならない。
（利用料金）	（利用料金）
第21条　センターの施設のうち、劇場施設等の使用の承認を受けた者は、指定管理者に、利用料金を納付しなければならない。	第21条　センターの施設のうち、劇場施設等の使用の承認を受けた者は、指定管理者に、利用料金を納付しなければならない。
2　利用料金の額は、主劇場等の使用については別表第５に定める額を限度とし、主劇場等の附帯設備及び電源設備の使用については別表第６に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。	2　利用料金の額は、主劇場等の使用については別表第５に定める額を限度とし、主劇場等の附帯設備及び電源設備の使用については別表第６に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。
3　利用料金は、指定管理者の収入とする。	3　利用料金は、指定管理者の収入とする。
（利用料金の減免）	（利用料金の減免）
第22条　第11条の規定は、利用料金の減額及び免除について準用する。	第22条　第11条の規定は、利用料金の減額及び免除について準用する。
（利用料金の還付）	（利用料金の還付）
第23条　第12条の規定は、利用料金の還付について準用する。	第23条　第12条の規定は、利用料金の還付について準用する。
（委任）	（委任）
第24条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第24条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則	附　則
この条例は、平成９年２月１日から施行する。ただし、センターの公	この条例は、平成９年２月１日から施行する。ただし、センターの公

改正後	改正前
用開始の日は、区長が別に定める。（平成９年４月６日＝平成９年４月４日付　世田谷区告示第118号）	用開始の日は、区長が別に定める。（平成９年４月６日＝平成９年４月４日付　世田谷区告示第118号）
附　則（平成11年３月11日条例第７号）	附　則（平成11年３月11日条例第７号）
１　この条例は、平成11年５月１日から施行する。	１　この条例は、平成11年５月１日から施行する。
２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の規定は、平成11年５月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の規定は、平成11年５月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。
附　則（平成15年３月13日条例第12号）	附　則（平成15年３月13日条例第12号）
１　この条例は、平成15年４月１日から施行する。	１　この条例は、平成15年４月１日から施行する。
２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の規定（第18条の規定を除く。）は、平成15年４月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の規定（第18条の規定を除く。）は、平成15年４月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
３　この条例の施行前に、平成15年４月１日以後の世田谷区立世田谷文化生活情報センターの施設のうち、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室並びにこれらの附帯設備及び電源設備（以下「劇場施設等」という。）の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の劇場施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。	３　この条例の施行前に、平成15年４月１日以後の世田谷区立世田谷文化生活情報センターの施設のうち、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室並びにこれらの附帯設備及び電源設備（以下「劇場施設等」という。）の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の劇場施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。
附　則（平成17年９月29日条例第50号）	附　則（平成17年９月29日条例第50号）
（施行期日）	（施行期日）
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２、別表第５及び別表第６の改正規定は、平成18年４月１日から施行する。	１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２、別表第５及び別表第６の改正規定は、平成18年４月１日から施行する。
（利用料金等に関する経過措置）	（利用料金等に関する経過措置）
２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）別表第２、別表第５及び別表第６の規定は、平成18年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）別表第２、別表第５及び別表第６の規定は、平成18年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。

改正後	改正前
（指定管理者の指定に関する経過措置） 3　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第18条の規定により管理を委託している世田谷区立世田谷文化生活情報センター（以下「センター」という。）の管理に関する事務については、平成18年９月１日（同日前に新条例第19条第４項の規定により、区長がセンターに係る指定管理者（新条例第４条第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 4　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされたセンターについて指定管理者を指定しようとする場合において、センターの管理を受託している者から新条例第19条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者がセンターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。	（指定管理者の指定に関する経過措置） 3　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第18条の規定により管理を委託している世田谷区立世田谷文化生活情報センター（以下「センター」という。）の管理に関する事務については、平成18年９月１日（同日前に新条例第19条第４項の規定により、区長がセンターに係る指定管理者（新条例第４条第３項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 4　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされたセンターについて指定管理者を指定しようとする場合において、センターの管理を受託している者から新条例第19条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者がセンターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。
附　則（平成19年12月11日条例第61号） 1　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第３の規定に限る。）は、平成20年７月１日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 3　新条例の規定（別表第３の規定を除く。）は、施行日以後に使用の申請をした者の適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の適用日前の使用に係る利用料金について	附　則（平成19年12月11日条例第61号） 1　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第３の規定に限る。）は、平成20年７月１日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 3　新条例の規定（別表第３の規定を除く。）は、施行日以後に使用の申請をした者の適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の適用日前の使用に係る利用料金について

改正後	改正前
は、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。	は、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。
附　則（平成24年12月10日条例第63号）	附　則（平成24年12月10日条例第63号）
1　この条例は、平成24年12月11日（以下「施行日」という。）から施行する。	1　この条例は、平成24年12月11日（以下「施行日」という。）から施行する。
2　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第３の規定に限る。）は、平成25年７月１日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	2　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第３の規定に限る。）は、平成25年７月１日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
3　新条例の規定（別表第３の規定を除く。）は、施行日以後に使用の申請をした者の適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。	3　新条例の規定（別表第３の規定を除く。）は、施行日以後に使用の申請をした者の適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。
附　則（平成30年３月６日条例第13号）	附　則（平成30年３月６日条例第13号）
1　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第５条第１項の改正規定、同条第４項第３号の改正規定、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第10条に１項を加える改正規定は、平成30年10月１日から施行する。	1　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第５条第１項の改正規定、同条第４項第３号の改正規定、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第10条に１項を加える改正規定は、平成30年10月１日から施行する。
2　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第３の規定に限る。）	2　この条例による改正後の世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例（以下「新条例」という。）の規定（別表第３の規定に限る。）

改正後	改正前
は、平成30年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 ３　新条例の規定（別表第５の規定に限る。）は、施行日以後に使用の申請をした者の平成30年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の平成30年10月１日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。	は、平成30年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 ３　新条例の規定（別表第５の規定に限る。）は、施行日以後に使用の申請をした者の平成30年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の平成30年10月１日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。
附　則（令和７年３月　日条例第　号） １　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　この条例による改正後の別表第３及び別表第４の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 ３　この条例による改正後の別表第５及び別表第６の規定は、施行日以後に使用の申請をした者の令和７年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前に使用の申請をした者の使用に係る利用料金及び施行日以後に使用の申請をした者の令和７年10月１日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。ただし、主劇場、小劇場、けいこ場、音響スタジオ及び作業室の使用に係る利用料金にあっては、施行日前に使用の申出をした者が当該申出に関して施行日以後に使用の申請をした場合は、施行日前に使用の申請をした者とみなす。	
別表第１（第４条関係）	別表第１（第４条関係）

施設名	使用することができる者

施設名	使用することができる者

改正後

セミナールーム　ワークショップ室	次の要件を満たす団体 １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 ２　構成員の総数が５人以上であること。

別表第２（第５条、第９条関係）

施設名	使用期間
セミナールーム	３日
ワークショップ室	10日
主劇場　小劇場	60日
けいこ場　音響スタジオ　作業室	主劇場又は小劇場を使用する場合にあっては60日、使用しない場合にあっては３日

別表第３（第10条関係）

時間区分	午前		午後		夜間		全日	
	午前９時から正午まで		午後１時から午後５時まで		午後６時から午後10時まで		午前９時から午後10時まで	
種別	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
セミナー	3,260円	3,910円	4,240円	5,050円	4,240円	5,050円	11,740円	14,030円

改正前

セミナールーム　ワークショップ室	次の要件を満たす団体 １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 ２　構成員の総数が５人以上であること。

別表第２（第５条、第９条関係）

施設名	使用期間
セミナールーム	３日
ワークショップ室	10日
主劇場　小劇場	60日
けいこ場　音響スタジオ　作業室	主劇場又は小劇場を使用する場合にあっては60日、使用しない場合にあっては３日

別表第３（第10条関係）

時間区分	午前		午後		夜間		全日	
	午前９時から正午まで		午後１時から午後５時まで		午後６時から午後10時まで		午前９時から午後10時まで	
種別	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
セミナー	2,880円	3,450円	3,740円	4,460円	3,740円	4,460円	10,360円	12,380円

改正後								
ルームA								
セミナールームB	3,580円	4,240円	4,890円	5,870円	4,890円	5,870円	13,380円	16,000円
ワークショップ室A	8,320円	9,950円	11,100円	13,220円	11,100円	13,220円	30,520円	36,410円
ワークショップ室B	6,360円	7,500円	8,480円	10,110円	8,480円	10,110円	23,340円	27,760円

備考

1　使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合の使用料は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に、次に掲げる額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

1　入場料等の最高額が１人当たり1,000円未満であるとき。基本使用料の２割に相当する額

2　入場料等の最高額が１人当たり1,000円以上であるとき。基本使用料の10割に相当する額

2　区長は、使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間１時間（１時間

改正前								
ルームA								
セミナールームB	3,160円	3,740円	4,320円	5,180円	4,320円	5,180円	11,800円	14,110円
ワークショップ室A	7,340円	8,780円	9,790円	11,660円	9,790円	11,660円	26,920円	32,110円
ワークショップ室B	5,610円	6,620円	7,480円	8,920円	7,480円	8,920円	20,590円	24,480円

備考

1　使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合の使用料は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に、次に掲げる額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

1　入場料等の最高額が１人当たり1,000円未満であるとき。基本使用料の２割に相当する額

2　入場料等の最高額が１人当たり1,000円以上であるとき。基本使用料の10割に相当する額

2　区長は、使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間１時間（１時間

改正後

に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、基本使用料の３割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。ただし、全日の区分で使用する場合にあっては、夜間の基本使用料の３割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

３　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第４（第10条関係）

種別		単位	金額
附帯設備	音響・映像機器	一式　１回	10,540円
	その他	一式　１回	1,810円

備考

１　単位の１回とは、別表第３に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。

２　区長は、使用者が附帯設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、１回の使用料の３割に相当する額を徴収する。

別表第５（第21条関係）

時間区分 種別	前半 午前９時から午後４時まで	後半 午後４時から午後10時まで	全日 午前９時から午後10時まで
主劇場	467,670円	513,720円	664,690円
小劇場	169,290円	186,310円	241,620円

改正前

に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、基本使用料の３割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。ただし、全日の区分で使用する場合にあっては、夜間の基本使用料の３割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

３　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

別表第４（第10条関係）

種別		単位	金額
附帯設備	音響・映像機器	1式　１回	9,300円
	その他	1式　１回	1,600円

備考

１　単位の１回とは、別表第３に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。

２　区長は、使用者が附帯設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、１回の使用料の３割に相当する額を徴収する。

別表第５（第21条関係）

時間区分 種別	前半 午前９時から午後４時まで	後半 午後４時から午後10時まで	全日 午前９時から午後10時まで
主劇場	412,410円	453,020円	586,150円
小劇場	149,290円	164,300円	213,070円

改正後			
けいこ場A	20,750円	22,860円	29,660円
けいこ場B	14,750円	16,210円	21,390円
けいこ場C	7,290円	8,260円	10,860円
音響スタジオ	1時間以内　960円		
作業室A	13,290円	15,070円	19,770円
作業室B	12,150円	13,770円	18,150円

備考

指定管理者は、使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、その利用料金の額は、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。

別表第６（第21条関係）

種別		単位	金額
附帯設備	舞台設備	一式、１列、１双、１台、１室又は１枚　１回	14,850円
	音楽設備	１台　１回	13,720円
	工作機械	一式　１回	1,700円
	映写機	１台　１回	1,810円

改正前			
けいこ場A	18,300円	20,160円	26,160円
けいこ場B	13,010円	14,300円	18,870円
けいこ場C	6,430円	7,290円	9,580円
音響スタジオ	1時間以内　850円		
作業室A	11,720円	13,290円	17,440円
作業室B	10,720円	12,150円	16,010円

備考

指定管理者は、使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、その利用料金の額は、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。

別表第６（第21条関係）

種別		単位	金額
附帯設備	舞台設備	1式、１列、１双、１台、１室又は１枚　１回	13,100円
	音楽設備	１台　１回	12,100円
	工作機械	1式　１回	1,500円
	映写機	１台　１回	1,600円

改正後			
	音響設備	一式、１本又は１台 １回	22,680円
		一式　１時間以内	9,070円
	照明設備	一式、１台、１列又は １組　１回	66,900円
電源設備	持込み機材	１台（１キロワット） １回	170円

備考

１　単位の１回とは、別表第５に規定する時間区分における前半及び後半の各々の時間区分をいう。

２　指定管理者は、使用者が附帯設備及び電源設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、その利用料金の額は、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。

改正前			
	音響設備	1式、１本又は１台 １回	20,000円
		1式　１時間以内	8,000円
	照明設備	1式、１台、１列又は １組　１回	59,000円
電源設備	持込み機材	１台（１キロワット） １回	150円

備考

１　単位の１回とは、別表第５に規定する時間区分における前半及び後半の各々の時間区分をいう。

２　指定管理者は、使用者が附帯設備及び電源設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、その利用料金の額は、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。

令和７年１月８日
生活文化政策部

世田谷区立男女共同参画センター条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　区民生活常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改定後料金適用開始

世田谷区立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立男女共同参画センター条例 平成２年11月15日条例第50号 改正 平成９年３月12日条例第17号 平成12年３月13日条例第33号 平成13年３月13日条例第20号 平成15年３月13日条例第13号 平成17年９月29日条例第51号 平成19年12月11日条例第60号 平成24年12月10日条例第64号 平成28年３月８日条例第７号 平成30年３月６日条例第14号 令和７年３月　日条例第　号	○世田谷区立男女共同参画センター条例 平成２年11月15日条例第50号 改正 平成９年３月12日条例第17号 平成12年３月13日条例第33号 平成13年３月13日条例第20号 平成15年３月13日条例第13号 平成17年９月29日条例第51号 平成19年12月11日条例第60号 平成24年12月10日条例第64号 平成28年３月８日条例第７号 平成30年３月６日条例第14号
世田谷区立男女共同参画センター条例	世田谷区立男女共同参画センター条例
（目的及び設置） 第１条　男女共同参画社会の実現を目指し、区民の自主的かつ実践的な活動の場と機会を提供するため、東京都世田谷区太子堂一丁目12番40号に世田谷区立男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）を設置する。	（目的及び設置） 第１条　男女共同参画社会の実現を目指し、区民の自主的かつ実践的な活動の場と機会を提供するため、東京都世田谷区太子堂一丁目12番40号に世田谷区立男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）を設置する。
（愛称） 第２条　男女共同参画センターの愛称は、「らぷらす」とする。	（愛称） 第２条　男女共同参画センターの愛称は、「らぷらす」とする。
（事業） 第３条　男女共同参画センターは、次に掲げる事業を行う。 （１）　男女の相互理解を促進するための事業 （２）　個人の自立を支援するための事業 （３）　区民が相互に交流するための事業	（事業） 第３条　男女共同参画センターは、次に掲げる事業を行う。 （１）　男女の相互理解を促進するための事業 （２）　個人の自立を支援するための事業 （３）　区民が相互に交流するための事業

改正後	改正前
（４） 女性の社会参画を支援するための事業 （５） 男女共同参画センターの施設を利用に供すること。 （６） 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画センターの目的を達成するために必要な事業	（４） 女性の社会参画を支援するための事業 （５） 男女共同参画センターの施設を利用に供すること。 （６） 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画センターの目的を達成するために必要な事業
（施設） 第４条 男女共同参画センターに、次の施設を置く。 （１） 研修室 （２） 子ども室 （３） 情報・交流コーナー （４） 資料コーナー （５） 印刷コーナー	（施設） 第４条 男女共同参画センターに、次の施設を置く。 （１） 研修室 （２） 子ども室 （３） 情報・交流コーナー （４） 資料コーナー （５） 印刷コーナー
（利用者の範囲） 第５条 前条に規定する施設を利用できるものは、次に掲げるものとする。ただし、同条第１号及び第２号に規定する施設については、第２号に規定するものに限る。 （１） 区民及び区内に在勤し、又は在学する者 （２） 前号に規定する者を２分の１以上の構成員とする５名以上の団体 （３） その他区長が認めた者	（利用者の範囲） 第５条 前条に規定する施設を利用できるものは、次に掲げるものとする。ただし、同条第１号及び第２号に規定する施設については、第２号に規定するものに限る。 （１） 区民及び区内に在勤し、又は在学する者 （２） 前号に規定する者を２分の１以上の構成員とする５名以上の団体 （３） その他区長が認めた者
（利用手続） 第６条 第４条に規定する施設を利用しようとするものは、区長が別に定めるところに従い、利用の申請をし、その承認を受けなければならない。	（利用手続） 第６条 第４条に規定する施設を利用しようとするものは、区長が別に定めるところに従い、利用の申請をし、その承認を受けなければならない。
（利用の不承認） 第７条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を承認しないものとする。 （１） 営利を目的とするとき。 （２） 秩序を乱すおそれがあるとき。	（利用の不承認） 第７条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を承認しないものとする。 （１） 営利を目的とするとき。 （２） 秩序を乱すおそれがあるとき。

改正後	改正前
（３） 第４条に規定する施設の利用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （４） 管理上支障があるとき。 （利用の条件） 第８条 区長は、利用の承認について、条件を付けることができる。 （承認の取消し等） 第９条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、男女共同参画センターの施設の利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。 （１） 利用の目的又は条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号のほか、区長が必要があると認めたとき。 （使用料） 第10条 第４条第１号に規定する施設の利用の承認を受けたものは、指定された期日までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。 ２ 第４条第２号から第５号までに規定する施設の使用料は、無料とする。 （使用料の減免） 第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料について、区長が相当と認めた額を減額し、又は免除することができる。 （１） 公共的団体が男女共同参画の実現に係る事業のために使用するとき。 （２） 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。	（３） 第４条に規定する施設の利用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （４） 管理上支障があるとき。 （利用の条件） 第８条 区長は、利用の承認について、条件を付けることができる。 （承認の取消し等） 第９条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、男女共同参画センターの施設の利用の承認を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。 （１） 利用の目的又は条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号のほか、区長が必要があると認めたとき。 （使用料） 第10条 第４条第１号に規定する施設の利用の承認を受けたものは、指定された期日までに、別表に定める使用料を納付しなければならない。 ２ 第４条第２号から第５号までに規定する施設の使用料は、無料とする。 （使用料の減免） 第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料について、区長が相当と認めた額を減額し、又は免除することができる。 （１） 公共的団体が男女共同参画の実現に係る事業のために使用するとき。 （２） 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。

改正後	改正前
（使用料の還付） 第12条　区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 （損害賠償） 第13条　男女共同参画センターの施設又は設備等を損傷し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 （入館の制限等） 第14条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、男女共同参画センターの利用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は男女共同参画センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　男女共同参画センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （委任） 第15条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付　則 この条例は、平成２年12月12日から施行する。ただし、女性センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（平成３年２月１日＝平成３年１月31日付　世田谷区告示第９号） 附　則（平成９年３月12日条例第17号） この条例は、平成９年４月１日から施行する。 附　則（平成12年３月13日条例第33号） この条例は、平成12年４月１日から施行する。 附　則（平成13年３月13日条例第20号） この条例は、平成13年４月１日から施行する。	（使用料の還付） 第12条　区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 （損害賠償） 第13条　男女共同参画センターの施設又は設備等を損傷し、又は滅失したものは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 （入館の制限等） 第14条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、男女共同参画センターの利用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は男女共同参画センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　男女共同参画センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （委任） 第15条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 付　則 この条例は、平成２年12月12日から施行する。ただし、女性センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（平成３年２月１日＝平成３年１月31日付　世田谷区告示第９号） 附　則（平成９年３月12日条例第17号） この条例は、平成９年４月１日から施行する。 附　則（平成12年３月13日条例第33号） この条例は、平成12年４月１日から施行する。 附　則（平成13年３月13日条例第20号） この条例は、平成13年４月１日から施行する。

改正後	改正前
附　則（平成15年３月13日条例第13号） この条例は、平成15年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第51号） この条例は、平成18年４月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第60号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の第10条から第12条まで及び別表の規定は、平成20年７月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成24年12月10日条例第64号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立男女共同参画センター条例の規定は、平成25年７月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成28年３月８日条例第７号） 1　この条例は、平成28年10月１日から施行する。ただし、第14条を第15条とし、第13条の次に１条を加える改正規定は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の別表の規定は、平成28年10月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第14号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の別表の規定は、平成30年10月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（令和７年３月　日条例第　号） 1　この条例は、公布の日から施行する。	附　則（平成15年３月13日条例第13号） この条例は、平成15年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第51号） この条例は、平成18年４月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第60号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の第10条から第12条まで及び別表の規定は、平成20年７月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成24年12月10日条例第64号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立男女共同参画センター条例の規定は、平成25年７月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成28年３月８日条例第７号） 1　この条例は、平成28年10月１日から施行する。ただし、第14条を第15条とし、第13条の次に１条を加える改正規定は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の別表の規定は、平成28年10月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第14号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の別表の規定は、平成30年10月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

改正後

2　この条例による改正後の別表の規定は、令和７年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

施設の種別	午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後５時まで	夜間 午後６時から午後10時まで
研修室１	1,050円	1,400円	1,400円
研修室２	390円	520円	520円
研修室３	1,050円	1,400円	1,400円
研修室４	390円	520円	520円

改正前

別表（第10条関係）

施設の種別	午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後５時まで	夜間 午後６時から午後10時まで
研修室１	810円	1,080円	1,080円
研修室２	300円	400円	400円
研修室３	810円	1,080円	1,080円
研修室４	300円	400円	400円

令和７年１月８日
生活文化政策部

世田谷区区民健康村条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区区民健康村条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　区民生活常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改定後料金適用開始

世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区区民健康村条例 昭和60年11月30日条例第39号 改正 昭和63年９月29日条例第32号 平成８年３月13日条例第２号 平成17年９月29日条例第52号 平成19年12月11日条例第62号 平成21年９月30日条例第35号 平成30年３月６日条例第16号 令和７年３月　日条例第　号	○世田谷区区民健康村条例 昭和60年11月30日条例第39号 改正 昭和63年９月29日条例第32号 平成８年３月13日条例第２号 平成17年９月29日条例第52号 平成19年12月11日条例第62号 平成21年９月30日条例第35号 平成30年３月６日条例第16号
世田谷区区民健康村条例	世田谷区区民健康村条例
（目的及び設置）	（目的及び設置）
第１条　豊かな自然環境の中で、区民の健康の増進及び余暇活動の充実並びに児童・生徒の校外学習活動の充実を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的として、群馬県利根郡川場村に世田谷区区民健康村（以下「区民健康村」という。）を設置する。	第１条　豊かな自然環境の中で、区民の健康の増進及び余暇活動の充実並びに児童・生徒の校外学習活動の充実を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的として、群馬県利根郡川場村に世田谷区区民健康村（以下「区民健康村」という。）を設置する。
（名称及び位置）	（名称及び位置）
第２条　区民健康村の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。	第２条　区民健康村の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。
（基本理念）	（基本理念）
第３条　区民健康村は、恵まれた自然とのふれあい、区民相互の交流及び川場村民との交流を通じて豊かな情操を育て、活力に満ちた人間形成を図る場としての新たなふるさとを区民が協力して創り出すことを目指すものである。	第３条　区民健康村は、恵まれた自然とのふれあい、区民相互の交流及び川場村民との交流を通じて豊かな情操を育て、活力に満ちた人間形成を図る場としての新たなふるさとを区民が協力して創り出すことを目指すものである。
２　区民健康村に関する施策を推進するにあたっては、広く区民の英知と創意を反映させるとともに、川場村の環境の保全に努め、互いの信頼と理解のもとに、世田谷区と川場村の両地域社会の発展に資	２　区民健康村に関する施策を推進するにあたっては、広く区民の英知と創意を反映させるとともに、川場村の環境の保全に努め、互いの信頼と理解のもとに、世田谷区と川場村の両地域社会の発展に資

改正後	改正前
するよう配慮しなければならない。 （休業日及び利用時間） 第４条　区民健康村の休業日及び利用時間は、規則で定める。 （事業） 第５条　区民健康村は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （１）　自然観察、自然探求その他自然に親しむ活動に関すること。 （２）　スポーツ及びレクリエーション活動に関すること。 （３）　区立小・中学校の児童・生徒の校外学習活動の利用に供すること。 （４）　文化活動及び創作活動に関すること。 （５）　農業、林業等に係る実践的体験活動に関すること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、区民健康村の目的を達成するために必要な事業 （利用することができるものの範囲） 第６条　区民健康村を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）　世田谷区の区域内に住所、勤務先又は通学先を有する者 （２）　前号に掲げる者のほか、区長が特に認めた者 （３）　前２号のいずれかに該当する者を代表者とする構成員の半数以上が区民等（前２号に掲げる者をいう。以下同じ。）である団体（２人以上の集団をいう。） ２　前項の規定にかかわらず、区民健康村の利用状況に余裕があると区長が認めるときは、同項各号に掲げるもの以外のものも区民健康村を利用することができる。 （利用） 第７条　区民健康村の施設を利用しようとするものは、規則の定めるところにより第15条の規定により区民健康村の管理を行う者（以下	するよう配慮しなければならない。 （休業日及び利用時間） 第４条　区民健康村の休業日及び利用時間は、規則で定める。 （事業） 第５条　区民健康村は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 （１）　自然観察、自然探求その他自然に親しむ活動に関すること。 （２）　スポーツ及びレクリエーション活動に関すること。 （３）　区立小・中学校の児童・生徒の校外学習活動の利用に供すること。 （４）　文化活動及び創作活動に関すること。 （５）　農業、林業等に係る実践的体験活動に関すること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、区民健康村の目的を達成するために必要な事業 （利用することができるものの範囲） 第６条　区民健康村を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）　世田谷区の区域内に住所、勤務先又は通学先を有する者 （２）　前号に掲げる者のほか、区長が特に認めた者 （３）　前２号のいずれかに該当する者を代表者とする構成員の半数以上が区民等（前２号に掲げる者をいう。以下同じ。）である団体（２人以上の集団をいう。） ２　前項の規定にかかわらず、区民健康村の利用状況に余裕があると区長が認めるときは、同項各号に掲げるもの以外のものも区民健康村を利用することができる。 （利用） 第７条　区民健康村の施設を利用しようとするものは、規則の定めるところにより第15条の規定により区民健康村の管理を行う者（以下

改正後	改正前
「指定管理者」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。	「指定管理者」という。）に申請し、その承認を受けなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会が移動教室のために利用しようとするときは、あらかじめ実施計画を定めて区長に提出し、その承認を受けなければならない。	２　前項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会が移動教室のために利用しようとするときは、あらかじめ実施計画を定めて区長に提出し、その承認を受けなければならない。
（宿泊利用）	（宿泊利用）
第８条　区民健康村の宿泊施設は、引き続き３泊４日を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。	第８条　区民健康村の宿泊施設は、引き続き３泊４日を超えて利用することはできない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、この限りでない。
２　第６条第２項の規定にかかわらず、同条第１項各号に掲げるもの以外のものは、規則で定める日は区民健康村を宿泊利用することができない。	２　第６条第２項の規定にかかわらず、同条第１項各号に掲げるもの以外のものは、規則で定める日は区民健康村を宿泊利用することができない。
（利用の条件）	（利用の条件）
第９条　指定管理者は、区民健康村の利用に際して、管理上必要な条件を付けることができる。	第９条　指定管理者は、区民健康村の利用に際して、管理上必要な条件を付けることができる。
（利用の不承認）	（利用の不承認）
第10条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、区民健康村の利用を承認しない。	第10条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、区民健康村の利用を承認しない。
（１）　秩序を乱すおそれがあるとき。	（１）　秩序を乱すおそれがあるとき。
（２）　管理上支障があるとき。	（２）　管理上支障があるとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。	（３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。
（利用権の譲渡等の禁止）	（利用権の譲渡等の禁止）
第11条　区民健康村の施設の利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第11条　区民健康村の施設の利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（利用の制限）	（利用の制限）
第12条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用の承認を取り消し、利用条件を変更し、又は利用を停止することができる。	第12条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用の承認を取り消し、利用条件を変更し、又は利用を停止することができる。

改正後	改正前
（１）　利用目的又は利用条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。	（１）　利用目的又は利用条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。
（原状回復） 第13条　施設又は設備（以下「施設等」という。）の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。また、前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。	（原状回復） 第13条　施設又は設備（以下「施設等」という。）の利用者は、利用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。また、前条の規定により利用の承認を取り消され、又は利用を停止されたときも同様とする。
（損害賠償） 第14条　施設等に損害を与えた者は、区長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。	（損害賠償） 第14条　施設等に損害を与えた者は、区長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。
（指定管理者による管理） 第15条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に区民健康村の管理を行わせるものとする。	（指定管理者による管理） 第15条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に区民健康村の管理を行わせるものとする。
（指定管理者の指定の手続） 第16条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。	（指定管理者の指定の手続） 第16条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。
２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民健康村の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。	３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民健康村の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。
（１）　区民健康村に関する業務を十分に行う能力及びこれに類する施設の管理の実績を有していること。	（１）　区民健康村に関する業務を十分に行う能力及びこれに類する施設の管理の実績を有していること。

改正後	改正前
（２）　区民健康村の効用を最大限に発揮させることができること。 （３）　区民健康村の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 ４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 ５　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	（２）　区民健康村の効用を最大限に発揮させることができること。 （３）　区民健康村の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 ４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 ５　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等） 第17条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　第５条各号に規定する事業に関する業務 （２）　区民健康村の利用の承認等に関する業務 （３）　区民健康村の施設等の維持管理に関する業務 （４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 ２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民健康村の適正な管理を行わなければならない。	（指定管理者の業務等） 第17条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　第５条各号に規定する事業に関する業務 （２）　区民健康村の利用の承認等に関する業務 （３）　区民健康村の施設等の維持管理に関する業務 （４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 ２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民健康村の適正な管理を行わなければならない。
（利用料金） 第18条　利用者は、指定管理者に区民健康村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 ２　利用料金の額は、別表第２に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。 ３　利用料金は、指定管理者の収入とする。	（利用料金） 第18条　利用者は、利用を終了するときに、指定管理者に区民健康村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 ２　利用料金の額は、別表第２に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。 ３　利用料金は、指定管理者の収入とする。
（利用料金の減免） 第19条　指定管理者は、区長が特別の理由があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。	（利用料金の減免） 第19条　指定管理者は、区長が特別の理由があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
（委任） 第20条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	（委任） 第20条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

改正後	改正前
付　則 この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和61年５月規則第34号で、同61年５月12日から施行） 付　則（昭和63年９月29日条例第32号） １　この条例は、昭和63年10月１日から施行する。 ２　この条例による改正前の東京都世田谷区区民健康村条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定に基づき納付された使用料については、旧条例第12条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。 ３　この条例による改正後の別表第２の規定は、昭和63年10月１日以後に利用の申請をした者について適用し、同日前に利用の申請をした者については、なお従前の例による。 附　則（平成８年３月13日条例第２号） この条例は、平成８年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第52号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条を第20条とし、第16条の次に３条を加える改正規定（第17条に関する部分を除く。）及び別表第２の改正規定は、平成18年４月１日から施行する。 （利用料金に関する経過措置） ２　この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例（以下「新条例」という。）第18条、第19条及び別表第２の規定は、平成18年４月１日以後の利用について適用する。 （指定管理者の指定に関する経過措置） ３　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区区民健康村（以下「区民健康村」という。）については、平成18年９月１日（新条例第16条第４項の規定	付　則 この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和61年５月規則第34号で、同61年５月12日から施行） 付　則（昭和63年９月29日条例第32号） １　この条例は、昭和63年10月１日から施行する。 ２　この条例による改正前の東京都世田谷区区民健康村条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定に基づき納付された使用料については、旧条例第12条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。 ３　この条例による改正後の別表第２の規定は、昭和63年10月１日以後に利用の申請をした者について適用し、同日前に利用の申請をした者については、なお従前の例による。 附　則（平成８年３月13日条例第２号） この条例は、平成８年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第52号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条を第20条とし、第16条の次に３条を加える改正規定（第17条に関する部分を除く。）及び別表第２の改正規定は、平成18年４月１日から施行する。 （利用料金に関する経過措置） ２　この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例（以下「新条例」という。）第18条、第19条及び別表第２の規定は、平成18年４月１日以後の利用について適用する。 （指定管理者の指定に関する経過措置） ３　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区区民健康村（以下「区民健康村」という。）については、平成18年９月１日（新条例第16条第４項の規定

改正後	改正前
により、区長が区民健康村に係る指定管理者（新条例第７条第１項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。	により、区長が区民健康村に係る指定管理者（新条例第７条第１項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
４　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民健康村について指定管理者を指定しようとする場合において、区民健康村の管理を受託している者から新条例第16条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、区民健康村の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が区民健康村の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。	４　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民健康村について指定管理者を指定しようとする場合において、区民健康村の管理を受託している者から新条例第16条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、区民健康村の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が区民健康村の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。
附　則（平成19年12月11日条例第62号）	附　則（平成19年12月11日条例第62号）
１　この条例は、公布の日から施行する。	１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例の規定は、平成20年７月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例の規定は、平成20年７月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。
附　則（平成21年９月30日条例第35号）	附　則（平成21年９月30日条例第35号）
１　この条例は、平成21年10月１日から施行する。	１　この条例は、平成21年10月１日から施行する。
２　この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例の規定は、平成22年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の世田谷区区民健康村条例の規定は、平成22年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。
附　則（平成30年３月６日条例第16号）	附　則（平成30年３月６日条例第16号）
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２（２の部に限る。）の改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成30年７月規則第88号で、附則第１項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年８月22日から施行）	１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２（２の部に限る。）の改正規定は、規則で定める日から施行する。（平成30年７月規則第88号で、附則第１項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成30年８月22日から施行）
２　この条例による改正後の別表第２の１の部及び３の部の規定は、	２　この条例による改正後の別表第２の１の部及び３の部の規定は、

改正後

平成30年10月１日以後の利用について適用する。

附　則（令和７年３月　日条例第　号）

１　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　この条例による改正後の別表第２の規定は、施行日以後に利用の申請をした者の令和７年10月１日以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係る利用料金及び施行日以後に利用の申請をした者の令和７年10月１日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表第１（第２条）

名称	位置
世田谷区民健康村　富士山ビレジ	群馬県利根郡川場村大字谷地内
世田谷区民健康村　中野ビレジ	群馬県利根郡川場村大字中野内

別表第２（第18条関係）

１　宿泊施設

区分	利用者	金額
区民等の宿泊利用（１人１泊）（平日）	大人（中学生以上）	3,100円
	小人（小学生）	1,550円
	幼児（小学生未満）	770円
区民等の宿泊利用（１人１泊）（休日等）	大人（中学生以上）	4,100円
	小人（小学生）	2,050円
	幼児（小学生未満）	1,020円
区民等以外の者の宿泊利用（１人１泊）（平日）	大人（中学生以上）	9,270円
	小人（小学生）	4,640円
	幼児（小学生未満）	2,320円

改正前

平成30年10月１日以後の利用について適用する。

別表第１（第２条）

名称	位置
世田谷区民健康村　富士山ビレジ	群馬県利根郡川場村大字谷地内
世田谷区民健康村　中野ビレジ	群馬県利根郡川場村大字中野内

別表第２（第18条関係）

１　宿泊施設

区分	利用者	金額
区民等の宿泊利用（１人１泊）	大人（中学生以上）	3,000円
	小人（小学生）	1,500円
	幼児（小学生未満）	750円
区民等以外の者の宿泊利用（１人１泊）	大人（中学生以上）	9,000円
	小人（小学生）	4,500円
	幼児（小学生未満）	2,250円

改正後			改正前		
区民等以外の者の宿泊利用（１人１泊）（休日等）	大人（中学生以上）	10,270円			
	小人（小学生）	5,140円			
	幼児（小学生未満）	2,570円			
延長利用（１室１回）		5,450円	延長利用（１室１回）		5,000円
日帰り利用（１室１回）		5,450円	日帰り利用（１室１回）		5,000円

備考

１　延長利用とは、宿泊利用の時間を超えて宿泊施設を利用することをいう。

２　幼児（小学生未満）は、家族での利用又はこれに準ずる形での利用と認められる場合については、無料とする。

３　休日等とは、次に掲げる日をいう。

⑴　翌日が世田谷区の休日に関する条例（平成元年３月世田谷区条例第１号）第１条第１項各号に掲げる日（以下「休日」という。）である休日

⑵　１月３日

⑶　４月２９日から５月６日までの日のうち、指定管理者が必要と認め、区長の承認を得て定める日

２　附帯施設

区分	利用者	金額
浴室（１人１回）	大人（中学生以上）	1,300円
	小人（小学生以下）	650円

備考

１　宿泊利用の場合は、無料とする。

２　幼児（小学生未満）は、家族での利用又はこれに準ずる形での利用と認められる場合については、無料とする。

３　食事

区分	利用者	金額
浴室（１人１回）	大人（中学生以上）	1,200円
	小人（小学生以下）	600円

備考

１　宿泊利用の場合は、無料とする。

２　小学生未満の者は、家族での利用又はこれに準ずる形での利用と認められる場合については、無料とする。

３　食事

改正後	
区分	金額
夕食（標準）メニュー	2,720円
朝食（標準）メニュー	1,630円
特別メニュー	16,350円
パーティーメニュー	10,900円
料理単品メニュー	6,540円

改正前	
区分	金額
夕食（標準）メニュー	2,500円
朝食（標準）メニュー	1,500円
特別メニュー	15,000円
パーティーメニュー	10,000円
料理単品メニュー	6,000円

令和７年１月８日
地　域　行　政　部

世田谷区立区民会館条例等の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直し及び玉川区民会館別館の附帯設備の整備に伴い、世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する。

１　主旨

　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例を提案する。

　令和５年区議会第四回定例会において承認された世田谷区立区民会館条例の改正について、今回の改正との整合を図るため、令和７年区議会第一回定例会に「世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例」の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（１）施設使用料等の見直し及び玉川区民会館別館の附帯設備の整備

①　使用料等の見直し

　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

②　別表第４の３（附帯設備）の改正

　玉川区民会館別館で今年度より区が貸出しを行っているドラムセット等の楽器類について、令和７年４月以降も、指定管理者が引き続き附帯設備として利用者に貸し出せるようにする等の規定の整備を行う。

（２）区民会館条例の一部を改正する条例と料金改定との整合

　世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和５年１２月世田谷区条例第６８号）について、今回予定する料金改定にかかる施行日と同日であることから、整合を図るため、同条例における改正後の別表第３（施設使用料）及び別表第４の２（施設利用料）の内容を改定後の料金に改める。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	区民生活常任委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布同日施行（区民会館条例の一部を改正する条例と料金改との整合に係る改正）
	４月１日	施行（施設使用料等の見直し及び別表第４の３（附帯設備）に係る改正）
		玉川区民会館別館における附帯設備の適用開始
	１０月	改定後料金適用開始

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立区民会館条例	○世田谷区立区民会館条例
昭和56年12月１日条例第48号	昭和56年12月１日条例第48号
改正	改正
昭和59年９月28日条例第44号	昭和59年９月28日条例第44号
昭和60年６月19日条例第16号	昭和60年６月19日条例第16号
昭和61年３月29日条例第11号	昭和61年３月29日条例第11号
昭和62年９月26日条例第35号	昭和62年９月26日条例第35号
昭和63年３月15日条例第15号	昭和63年３月15日条例第15号
平成元年６月21日条例第32号	平成元年６月21日条例第32号
平成２年10月８日条例第44号	平成２年10月８日条例第44号
平成５年６月16日条例第33号	平成５年６月16日条例第33号
平成６年３月14日条例第６号	平成６年３月14日条例第６号
平成８年10月９日条例第35号	平成８年10月９日条例第35号
平成９年３月12日条例第13号	平成９年３月12日条例第13号
平成10年３月12日条例第２号	平成10年３月12日条例第２号
平成12年３月13日条例第１号	平成12年３月13日条例第１号
平成13年３月13日条例第１号	平成13年３月13日条例第１号
平成14年３月13日条例第１号	平成14年３月13日条例第１号
平成17年６月21日条例第29号	平成17年６月21日条例第29号
平成17年12月９日条例第80号	平成17年12月９日条例第80号
平成19年12月11日条例第57号	平成19年12月11日条例第57号
平成20年９月30日条例第54号	平成20年９月30日条例第54号
平成24年12月10日条例第59号	平成24年12月10日条例第59号
平成28年12月９日条例第57号	平成28年12月９日条例第57号
平成29年３月７日条例第５号	平成29年３月７日条例第５号
平成30年３月６日条例第17号	平成30年３月６日条例第17号

改正後	改正前
平成31年３月５日条例第５号 令和元年12月９日条例第57号 令和２年３月４日条例第７号 令和５年６月27日条例第36号 令和５年12月11日条例第68号 令和７年３月　日条例第　号	平成31年３月５日条例第５号 令和元年12月９日条例第57号 令和２年３月４日条例第７号 令和５年６月27日条例第36号 令和５年12月11日条例第68号
世田谷区立区民会館条例	世田谷区立区民会館条例
東京都世田谷区立区民会館の設置および管理に関する条例（昭和34年３月東京都世田谷区条例第２号）の全部を改正する。	東京都世田谷区立区民会館の設置および管理に関する条例（昭和34年３月東京都世田谷区条例第２号）の全部を改正する。
（目的及び設置）	（目的及び設置）
第１条　教育、文化、産業及び経済の振興を図り、区民の福祉を増進するため、世田谷区立区民会館（以下「区民会館」という。）を設置する。	第１条　教育、文化、産業及び経済の振興を図り、区民の福祉を増進するため、世田谷区立区民会館（以下「区民会館」という。）を設置する。
（名称及び位置）	（名称及び位置）
第２条　区民会館の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。	第２条　区民会館の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。
（施設）	（施設）
第３条　区民会館の施設は、別表第２のとおりとする。	第３条　区民会館の施設は、別表第２のとおりとする。
（休館日及び開館時間）	（休館日及び開館時間）
第４条　区民会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。	第４条　区民会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。
（事業）	（事業）
第５条　区民会館は、次の事業を行う。	第５条　区民会館は、次の事業を行う。
（１）　ホール、集会室、練習室及び喫茶コーナーの利用に関すること。	（１）　ホール、集会室、練習室及び喫茶コーナーの利用に関すること。
（２）　教育、文化等の振興を図るための事業に関すること。	（２）　教育、文化等の振興を図るための事業に関すること。
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
第６条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に区民会館の管理を行わせることができる。	第６条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に区民会館の管理を行わせることができる。

改正後	改正前
（指定管理者の指定の手続） 第７条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民会館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。 （３）　区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 ４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 ５　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等） 第８条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　区民会館の施設の利用に関する業務（区民会館の施設の使用の承認等に関する業務については、区長が必要と認めた場合に限る。） （２）　教育、文化等の振興を図るための事業に関する業務 （３）　区民会館の施設及び設備の維持管理に関する業務（区長が必要と認めた場合に限る。） （４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	（指定管理者の指定の手続） 第７条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民会館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。 （３）　区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 ４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 ５　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 （指定管理者の業務等） 第８条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　区民会館の施設の利用に関する業務（区民会館の施設の使用の承認等に関する業務については、区長が必要と認めた場合に限る。） （２）　教育、文化等の振興を図るための事業に関する業務 （３）　区民会館の施設及び設備の維持管理に関する業務（区長が必要と認めた場合に限る。） （４）　前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

改正後	改正前
2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民会館の適正な管理を行わなければならない。	2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民会館の適正な管理を行わなければならない。
3　第１項第１号の規定により指定管理者が区民会館の施設の使用の承認等に関する業務を行う場合は、次条から第11条までの規定、第14条及び第19条中「区長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えて適用するものとする。	3　第１項第１号の規定により指定管理者が区民会館の施設の使用の承認等に関する業務を行う場合は、次条から第11条までの規定、第14条及び第19条中「区長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えて適用するものとする。
（使用）	（使用）
第９条　区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。	第９条　区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。
2　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。	2　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。
（１）　秩序を乱すおそれがあるとき。	（１）　秩序を乱すおそれがあるとき。
（２）　営利を目的とするとき（ホールを使用する場合を除く。）。	（２）　営利を目的とするとき（ホールを使用する場合を除く。）。
（３）　施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。	（３）　施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
（４）　管理上支障があるとき。	（４）　管理上支障があるとき。
（使用条件）	（使用条件）
第10条　区長は、施設の使用承認に際して、管理上必要な条件を付けることができる。	第10条　区長は、施設の使用承認に際して、管理上必要な条件を付けることができる。
（使用期間）	（使用期間）
第11条　区民会館の施設は、同一人が引続き３日を超えて使用することができない。ただし、区長が必要があると認めたときは、この限りでない。	第11条　区民会館の施設は、同一人が引続き３日を超えて使用することができない。ただし、区長が必要があると認めたときは、この限りでない。
（使用料）	（使用料）

改正後	改正前
第12条　区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第３に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額 （３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額 （４）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 （７）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 ２　区民会館の附帯設備及びその他の設備の使用については、別表第４に定める額の範囲内において、規則で定める額の使用料を徴収する。 ３　前２項の使用料は、使用承認の際納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合で、特別の事情があると区	第12条　区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第３に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額 （３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額 （４）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 （７）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 ２　区民会館の附帯設備及びその他の設備の使用については、別表第４に定める額の範囲内において、規則で定める額の使用料を徴収する。 ３　前２項の使用料は、使用承認の際納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合で、特別の事情があると区

改正後	改正前
長が認めたときは、この限りでない。	長が認めたときは、この限りでない。
4　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、第２項の使用料を減額し、又は免除することができる。	4　区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、第２項の使用料を減額し、又は免除することができる。
（１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額	（１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額
（２）　前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額	（２）　前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額
5　第１項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	5　第１項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
（使用料の還付）	（使用料の還付）
第13条　区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。	第13条　区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。
（承認の取消し等）	（承認の取消し等）
第14条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。	第14条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。
（１）　使用目的又は使用条件に違反したとき。	（１）　使用目的又は使用条件に違反したとき。
（２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	（２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。	（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。
（特別の設備等の使用）	（特別の設備等の使用）
第15条　第９条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付以外の器具を使用するときは、区長（指定管理者がその管理を行う区民会館にあっては、指定管理者）の承認を受けなければならない。	第15条　第９条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付以外の器具を使用するときは、区長（指定管理者がその管理を行う区民会館にあっては、指定管理者）の承認を受けなければならない。
（使用権の譲渡等の禁止）	（使用権の譲渡等の禁止）
第16条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第16条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第17条　使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復	第17条　使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復

改正後	改正前
しなければならない。また、第14条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。	しなければならない。また、第14条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。
（損害の賠償）	（損害の賠償）
第18条　区民会館を使用する者は、区民会館の建物、施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区長が認めたときは、この限りでない。	第18条　区民会館を使用する者は、区民会館の建物、施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区長が認めたときは、この限りでない。
（入館の制限等）	（入館の制限等）
第19条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、区民会館の使用を禁止することができる。	第19条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、区民会館の使用を禁止することができる。
（１）　他人に迷惑をかけ、又は区民会館の施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。	（１）　他人に迷惑をかけ、又は区民会館の施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。
（２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。	（２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
２　区民会館を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。	２　区民会館を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。
（利用料金の納付等）	（利用料金の納付等）
第20条　世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館及び世田谷区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷区民会館別館等」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第３項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。	第20条　世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館及び世田谷区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷区民会館別館等」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第３項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。
２　利用料金の額は、世田谷区立世田谷区民会館別館等の施設については別表第４の２に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、世田谷区立世田谷区民会館別館等の附帯設備	２　利用料金の額は、世田谷区立世田谷区民会館別館等の施設については別表第４の２に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、世田谷区立世田谷区民会館別館等の附帯設備

改正後	改正前
及びその他の設備については別表第４の３に定める額の範囲内において規則で定める額とする。	及びその他の設備については別表第４の３に定める額の範囲内において規則で定める額とする。
３　利用料金（施設等の利用に係るものに限る。）は、使用承認の際納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合で、特別の事情があると指定管理者が認めたときは、この限りでない。	３　利用料金（施設等の利用に係るものに限る。）は、使用承認の際納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合で、特別の事情があると指定管理者が認めたときは、この限りでない。
４　世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。	４　世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。
５　飲食料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。	５　飲食料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。
品目 / 金額 コースメニュー / 25,000円 パーティーメニュー / 10,000円 料理単品メニュー / 3,000円 喫茶メニュー / 2,000円 アルコールメニュー / 15,000円	品目 / 金額 コースメニュー / 25,000円 パーティーメニュー / 10,000円 料理単品メニュー / 3,000円 喫茶メニュー / 2,000円 アルコールメニュー / 15,000円
６　利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。	６　利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。
（利用料金の減免等）	（利用料金の減免等）
第21条　第12条第１項ただし書、第４項及び第５項並びに第13条の規定は、利用料金の減額及び免除並びに還付について準用する。	第21条　第12条第１項ただし書、第４項及び第５項並びに第13条の規定は、利用料金の減額及び免除並びに還付について準用する。
（委任）	（委任）
第22条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。	第22条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。
付　則	付　則
１　この条例は、昭和57年４月１日から施行する。	１　この条例は、昭和57年４月１日から施行する。
２　改正後の東京都世田谷区立区民会館条例の規定は、昭和57年４月	２　改正後の東京都世田谷区立区民会館条例の規定は、昭和57年４月

改正後	改正前
１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。	１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。
３　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立区民会館の設置および管理に関する条例の規定により区長が行っている承認その他の行為又は区長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の規定により区長が行った承認その他の行為又は区長に対して行った申請その他の行為とみなす。	３　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立区民会館の設置および管理に関する条例の規定により区長が行っている承認その他の行為又は区長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の規定により区長が行った承認その他の行為又は区長に対して行った申請その他の行為とみなす。
付　則（昭和59年９月28日条例第44号）	付　則（昭和59年９月28日条例第44号）
この条例は、公布の日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。
付　則（昭和60年６月19日条例第16号）	付　則（昭和60年６月19日条例第16号）
この条例は、昭和60年７月１日から施行する。	この条例は、昭和60年７月１日から施行する。
付　則（昭和61年３月29日条例第11号）	付　則（昭和61年３月29日条例第11号）
１　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。	１　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。
２　この条例による改正後の東京都世田谷区立区民会館条例の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の東京都世田谷区立区民会館条例の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。
付　則（昭和62年９月26日条例第35号）	付　則（昭和62年９月26日条例第35号）
１　この条例は、昭和62年10月１日から施行する。	１　この条例は、昭和62年10月１日から施行する。
２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされている東京都世田谷区立砧区民会館（以下「砧区民会館」という。）の集会室及び各披露室に対する使用申請その他の行為は、この条例による改正後の東京都世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する砧区民会館のそれらに相当する室に対してなされたものとみなす。	２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされている東京都世田谷区立砧区民会館（以下「砧区民会館」という。）の集会室及び各披露室に対する使用申請その他の行為は、この条例による改正後の東京都世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する砧区民会館のそれらに相当する室に対してなされたものとみなす。
３　この条例の施行前にこの条例の施行日以後の使用を目的として改正前の条例の規定に基づく砧区民会館の各披露室の使用料を納付した者は、その納付した額と改正後の条例別表第３に規定されたそれ	３　この条例の施行前にこの条例の施行日以後の使用を目的として改正前の条例の規定に基づく砧区民会館の各披露室の使用料を納付した者は、その納付した額と改正後の条例別表第３に規定されたそれ

改正後	改正前
らに相当する室の使用料の額との差額の還付を区長に請求することができる。 付　則（昭和63年３月15日条例第15号） この条例は、昭和63年６月１日から施行する。 付　則（平成元年６月21日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。 付　則（平成２年10月８日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、世田谷区立北沢区民会館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成３年１月５日＝平成２年12月19日付　世田谷区告示第214号） 附　則（平成５年６月16日条例第33号） この条例は、平成５年８月１日から施行する。ただし、世田谷区立北沢区民会館別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成５年９月21日＝平成５年９月20日付　世田谷区告示第219号） 附　則（平成６年３月14日条例第６号） この条例は、平成６年６月24日から施行する。ただし、世田谷区立玉川区民会館別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成６年７月１日＝平成６年６月24日付　世田谷区告示第149号） 附　則（平成８年10月９日条例第35号） この条例は、平成８年11月22日から施行する。ただし、世田谷区立世田谷区民会館第２別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成８年12月３日＝平成８年11月28日付世田谷区告示第294号） 附　則（平成９年３月12日条例第13号） １　この条例は、平成９年４月１日から施行する。ただし、世田谷区立烏山区民会館の公用開始の日は、同年10月１日とする。 ２　この条例による改正後の第８条、別表第３及び別表第４の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	らに相当する室の使用料の額との差額の還付を区長に請求することができる。 付　則（昭和63年３月15日条例第15号） この条例は、昭和63年６月１日から施行する。 付　則（平成元年６月21日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。 付　則（平成２年10月８日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、世田谷区立北沢区民会館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成３年１月５日＝平成２年12月19日付　世田谷区告示第214号） 附　則（平成５年６月16日条例第33号） この条例は、平成５年８月１日から施行する。ただし、世田谷区立北沢区民会館別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成５年９月21日＝平成５年９月20日付　世田谷区告示第219号） 附　則（平成６年３月14日条例第６号） この条例は、平成６年６月24日から施行する。ただし、世田谷区立玉川区民会館別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成６年７月１日＝平成６年６月24日付　世田谷区告示第149号） 附　則（平成８年10月９日条例第35号） この条例は、平成８年11月22日から施行する。ただし、世田谷区立世田谷区民会館第２別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成８年12月３日＝平成８年11月28日付世田谷区告示第294号） 附　則（平成９年３月12日条例第13号） １　この条例は、平成９年４月１日から施行する。ただし、世田谷区立烏山区民会館の公用開始の日は、同年10月１日とする。 ２　この条例による改正後の第８条、別表第３及び別表第４の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

改正後	改正前
附　則（平成10年３月12日条例第２号） この条例は、平成10年４月１日から施行する。 附　則（平成12年３月13日条例第１号） この条例は、平成12年４月１日から施行する。 附　則（平成13年３月13日条例第１号） この条例は、平成13年４月１日から施行する。 附　則（平成14年３月13日条例第１号） この条例は、平成14年４月１日から施行する。 附　則（平成17年６月21日条例第29号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民会館（以下「区民会館」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「新条例」という。）第７条第４項の規定により、区長が当該区民会館に係る指定管理者（新条例第６条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民会館について指定管理者を指定しようとする場合において、当該区民会館の管理を受託している者から新条例第７条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該区民会館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該区民会館の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。	附　則（平成10年３月12日条例第２号） この条例は、平成10年４月１日から施行する。 附　則（平成12年３月13日条例第１号） この条例は、平成12年４月１日から施行する。 附　則（平成13年３月13日条例第１号） この条例は、平成13年４月１日から施行する。 附　則（平成14年３月13日条例第１号） この条例は、平成14年４月１日から施行する。 附　則（平成17年６月21日条例第29号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民会館（以下「区民会館」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「新条例」という。）第７条第４項の規定により、区長が当該区民会館に係る指定管理者（新条例第６条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民会館について指定管理者を指定しようとする場合において、当該区民会館の管理を受託している者から新条例第７条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該区民会館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該区民会館の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。

改正後	改正前
附　則（平成17年12月９日条例第80号）	附　則（平成17年12月９日条例第80号）
１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。	１　この条例は、平成18年４月１日から施行する。
２　この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成18年４月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成18年４月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
３　この条例の施行前に、平成18年４月１日以後の世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立北沢区民会館及び世田谷区立玉川区民会館の施設並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。	３　この条例の施行前に、平成18年４月１日以後の世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立北沢区民会館及び世田谷区立玉川区民会館の施設並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。
附　則（平成19年12月11日条例第57号）	附　則（平成19年12月11日条例第57号）
１　この条例は、公布の日から施行する。	１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成20年７月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成20年７月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
附　則（平成20年９月30日条例第54号）	附　則（平成20年９月30日条例第54号）
１　この条例は、平成21年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第４の改正規定は公布の日から、附則第３項の規定は平成20年11月１日から施行する。	１　この条例は、平成21年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第４の改正規定は公布の日から、附則第３項の規定は平成20年11月１日から施行する。
２　前項本文の規定にかかわらず、世田谷区立砧区民会館のホール、集会室Ａ、集会室Ｂ、集会室Ｃ、集会室Ｄ及び集会室Ｅ（以下「新施設」という。）並びに喫茶コーナーの公用開始の日は、区長が別に定める。（世田谷区立砧区民会館の集会室及び喫茶コーナーは、平成21年５月７日・ホールは、同年６月１日＝平成20年10月31日付　世田谷区告示第819号）	２　前項本文の規定にかかわらず、世田谷区立砧区民会館のホール、集会室Ａ、集会室Ｂ、集会室Ｃ、集会室Ｄ及び集会室Ｅ（以下「新施設」という。）並びに喫茶コーナーの公用開始の日は、区長が別に定める。（世田谷区立砧区民会館の集会室及び喫茶コーナーは、平成21年５月７日・ホールは、同年６月１日＝平成20年10月31日付　世田谷区告示第819号）
３　区長は、施行日前において、新施設並びにこれに係る附帯設備及びその他の設備（以下「新施設等」という。）の施行日以後の使用に	３　区長は、施行日前において、新施設並びにこれに係る附帯設備及びその他の設備（以下「新施設等」という。）の施行日以後の使用に

改正後	改正前
係る申請の受理、承認、使用料の徴収その他の手続を行うことができる。この場合において徴収する当該使用料の額は、この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「新条例」という。）別表第４の２に定める額を限度として区長が定める額及び新条例別表第４の３に定める額の範囲内において区長が定める額とする。	係る申請の受理、承認、使用料の徴収その他の手続を行うことができる。この場合において徴収する当該使用料の額は、この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「新条例」という。）別表第４の２に定める額を限度として区長が定める額及び新条例別表第４の３に定める額の範囲内において区長が定める額とする。
４　前項の規定により、施行日前に、施行日以後の新施設等の使用に係る使用料を納付した者は、施行日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の新施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。	４　前項の規定により、施行日前に、施行日以後の新施設等の使用に係る使用料を納付した者は、施行日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の新施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。
附　則（平成24年12月10日条例第59号）	附　則（平成24年12月10日条例第59号）
１　この条例は、公布の日から施行する。	１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
附　則（平成28年12月９日条例第57号抄）	附　則（平成28年12月９日条例第57号抄）
（施行期日）	（施行期日）
第１条　この条例は、平成29年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）	第１条　この条例は、平成29年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）
附　則（平成29年３月７日条例第５号）	附　則（平成29年３月７日条例第５号）
１　この条例中第１条並びに次項及び附則第３項の規定は平成29年４月１日から、第２条の規定は規則で定める日から施行する。（平成29年５月規則第47号で、同29年９月19日から施行）	１　この条例中第１条並びに次項及び附則第３項の規定は平成29年４月１日から、第２条の規定は規則で定める日から施行する。（平成29年５月規則第47号で、同29年９月19日から施行）
２　第１条の規定による改正前の世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第６条に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）がした世田谷区立玉川区民会館の使用の承認（平成29年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、区長がした使用の承認とみなす。	２　第１条の規定による改正前の世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第６条に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）がした世田谷区立玉川区民会館の使用の承認（平成29年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、区長がした使用の承認とみなす。

改正後	改正前
3　改正前の条例第20条第１項の規定に基づき納付された世田谷区立玉川区民会館の使用に係る利用料金（平成29年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、第１条の規定による改正後の世田谷区立区民会館条例第12条第１項の規定に基づき納付された使用料とみなす。	3　改正前の条例第20条第１項の規定に基づき納付された世田谷区立玉川区民会館の使用に係る利用料金（平成29年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、第１条の規定による改正後の世田谷区立区民会館条例第12条第１項の規定に基づき納付された使用料とみなす。
附　則（平成30年３月６日条例第17号）	附　則（平成30年３月６日条例第17号）
1　この条例は、公布の日から施行する。	1　この条例は、公布の日から施行する。
2　この条例による改正後の別表第３及び別表第４の２の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。	2　この条例による改正後の別表第３及び別表第４の２の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
附　則（平成31年３月５日条例第５号）	附　則（平成31年３月５日条例第５号）
この条例は、平成31年11月１日から施行する。ただし、世田谷区立玉川区民会館のホール、第１集会室、第２集会室、第３集会室、第４集会室及び第５集会室の公用開始の日は、区長が別に定める。	この条例は、平成31年11月１日から施行する。ただし、世田谷区立玉川区民会館のホール、第１集会室、第２集会室、第３集会室、第４集会室及び第５集会室の公用開始の日は、区長が別に定める。
附　則（令和元年12月９日条例第57号）	附　則（令和元年12月９日条例第57号）
1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。	1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
（１）　第１条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第３項及び第４項の規定　令和２年４月１日	（１）　第１条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第３項及び第４項の規定　令和２年４月１日
（２）　第１条中世田谷区立区民会館条例第12条第１項各号列記以外の部分の改正規定（「、世田谷区立玉川区民会館別館」を「（集会室Ａ及び集会室Ｂに限る。）、世田谷区立玉川区民会館別館」に改める部分に限る。）、第20条第１項の改正規定（「及び世田谷区立砧区民会館」を「、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館」に改める部分及び「世田谷区立砧区民会館の」を「世田谷区立玉川区民会館の集会室Ａ、集会室Ｂ及び喫茶コーナー並びに世田谷区立砧区民会館の」に改める部分に限る。）、同条第４項の改	（２）　第１条中世田谷区立区民会館条例第12条第１項各号列記以外の部分の改正規定（「、世田谷区立玉川区民会館別館」を「（集会室Ａ及び集会室Ｂに限る。）、世田谷区立玉川区民会館別館」に改める部分に限る。）、第20条第１項の改正規定（「及び世田谷区立砧区民会館」を「、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館」に改める部分及び「世田谷区立砧区民会館の」を「世田谷区立玉川区民会館の集会室Ａ、集会室Ｂ及び喫茶コーナー並びに世田谷区立砧区民会館の」に改める部分に限る。）、同条第４項の改

改正後	改正前
正規定、別表第２世田谷区立玉川区民会館の項の改正規定、別表第３世田谷区立玉川区民会館の部中ホールの項、第１集会室の項、第２集会室の項、第３集会室の項、第４集会室の項及び第５集会室の項を削る改正規定並びに別表第４の２世田谷区立北沢区民会館の部の次に次のように加える改正規定並びに附則第５項及び第６項の規定　令和２年７月１日	正規定、別表第２世田谷区立玉川区民会館の項の改正規定、別表第３世田谷区立玉川区民会館の部中ホールの項、第１集会室の項、第２集会室の項、第３集会室の項、第４集会室の項及び第５集会室の項を削る改正規定並びに別表第４の２世田谷区立北沢区民会館の部の次に次のように加える改正規定並びに附則第５項及び第６項の規定　令和２年７月１日
（３）　第２条の規定　規則で定める日（令和２年12月規則第138号で、同３年１月12日から施行）	（３）　第２条の規定　規則で定める日（令和２年12月規則第138号で、同３年１月12日から施行）
２　前項第２号の規定にかかわらず、世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナーの公用開始の日は、区長が別に定める。	２　前項第２号の規定にかかわらず、世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナーの公用開始の日は、区長が別に定める。
３　第１条の規定による改正前の世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第６条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館の使用の承認（令和２年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第９条第１項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。	３　第１条の規定による改正前の世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第６条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館の使用の承認（令和２年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第９条第１項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。
４　改正前の条例第20条第１項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和２年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、第１条の規定による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第１項の規定に基づき納付された使用料とみなす。	４　改正前の条例第20条第１項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和２年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、第１条の規定による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第１項の規定に基づき納付された使用料とみなす。
５　改正前の条例第９条第１項の規定に基づき区長がした世田谷区立玉川区民会館（集会室Ａ及び集会室Ｂを除く。次項において同じ。）の使用の承認（令和２年７月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者がした使用の承認とみな	５　改正前の条例第９条第１項の規定に基づき区長がした世田谷区立玉川区民会館（集会室Ａ及び集会室Ｂを除く。次項において同じ。）の使用の承認（令和２年７月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者がした使用の承認とみな

改正後	改正前
す。 6　改正前の条例第12条第１項の規定に基づき納付された世田谷区立玉川区民会館の使用に係る使用料（令和２年７月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第20条第１項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。 附　則（令和２年３月４日条例第７号） 1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、別表第４その他の設備の部に次のように加える改正規定及び別表第４の３その他の設備の部浴室の項を削る改正規定並びに次項及び附則第３項の規定は、令和２年４月１日から施行する。 2　この条例による改正前の世田谷区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第６条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用の承認（令和２年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第９条第１項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。 3　改正前の条例第20条第１項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和２年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第２項の規定に基づき納付された使用料とみなす。 4　改正前の条例第９条第１項の規定に基づき区長がした世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（令和３年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者がした使用	す。 6　改正前の条例第12条第１項の規定に基づき納付された世田谷区立玉川区民会館の使用に係る使用料（令和２年７月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第20条第１項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。 附　則（令和２年３月４日条例第７号） 1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、別表第４その他の設備の部に次のように加える改正規定及び別表第４の３その他の設備の部浴室の項を削る改正規定並びに次項及び附則第３項の規定は、令和２年４月１日から施行する。 2　この条例による改正前の世田谷区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第６条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用の承認（令和２年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第９条第１項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。 3　改正前の条例第20条第１項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和２年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第２項の規定に基づき納付された使用料とみなす。 4　改正前の条例第９条第１項の規定に基づき区長がした世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（令和３年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者がした使用

改正後	改正前
の承認とみなす。 5　改正前の条例第12条第１項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（令和３年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第20条第１項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。 附　則（令和５年６月27日条例第36号） （施行期日） 1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （１）　第12条第１項の改正規定、第20条第１項の改正規定、別表第３世田谷区立世田谷区民会館の部の次に次のように加える改正規定及び別表第４の２世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る改正規定並びに次項及び附則第３項の規定　令和６年４月１日 （２）　第５条第１号の改正規定、別表第１世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定、別表第２世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定、別表第３世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定、別表第４附帯設備の部ピアノの項の改正規定及び別表第４の２世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定並びに附則第４項から第７項までの規定　規則で定める日（令和５年９月規則第89号で、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和５年６月世田谷区条例第36号。以下「一部改正条例」という。）附則第６項及び第７項の規定は令和５年12月１日、一部改正条例附則第１項第２号に掲げる規定のうち世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）別表第１世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定及び別表第４の２世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定は令和６年６月12日から施行、令和５年12月規則第108号で、世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条	の承認とみなす。 5　改正前の条例第12条第１項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（令和３年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第20条第１項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。 附　則（令和５年６月27日条例第36号） （施行期日） 1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （１）　第12条第１項の改正規定、第20条第１項の改正規定、別表第３世田谷区立世田谷区民会館の部の次に次のように加える改正規定及び別表第４の２世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る改正規定並びに次項及び附則第３項の規定　令和６年４月１日 （２）　第５条第１号の改正規定、別表第１世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定、別表第２世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定、別表第３世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定、別表第４附帯設備の部ピアノの項の改正規定及び別表第４の２世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定並びに附則第４項から第７項までの規定　規則で定める日（令和５年９月規則第89号で、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和５年６月世田谷区条例第36号。以下「一部改正条例」という。）附則第６項及び第７項の規定は令和５年12月１日、一部改正条例附則第１項第２号に掲げる規定のうち世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）別表第１世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定及び別表第４の２世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定は令和６年６月12日から施行、令和５年12月規則第108号で、世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条

改正後	改正前
例第48号）別表第４附帯設備の部ピアノの項の改正規定は令和６年４月１日、一部改正条例附則第４項及び第５項の規定は令和６年５月１日、世田谷区立区民会館条例第５条第１号の改正規定、同条例別表第２世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定及び同条例別表第３世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定は令和６年９月１日から施行）	例第48号）別表第４附帯設備の部ピアノの項の改正規定は令和６年４月１日、一部改正条例附則第４項及び第５項の規定は令和６年５月１日、世田谷区立区民会館条例第５条第１号の改正規定、同条例別表第２世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定及び同条例別表第３世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定は令和６年９月１日から施行）
（経過措置）	（経過措置）
２　令和６年４月１日前に、世田谷区立区民会館条例第６条に規定する指定管理者が同条例第８条第３項の規定により読み替えて適用される同条例第９条第１項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（同日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例第９条第１項の規定により区長がした使用の承認とみなす。	２　令和６年４月１日前に、世田谷区立区民会館条例第６条に規定する指定管理者が同条例第８条第３項の規定により読み替えて適用される同条例第９条第１項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（同日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例第９条第１項の規定により区長がした使用の承認とみなす。
３　改正前の第20条第１項の規定により納付された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）（令和６年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の第12条第１項及び第２項の規定により納付された使用料とみなす。	３　改正前の第20条第１項の規定により納付された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）（令和６年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の第12条第１項及び第２項の規定により納付された使用料とみなす。
（準備行為）	（準備行為）
４　世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用（附則第１項第２号に定める日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、同日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。	４　世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用（附則第１項第２号に定める日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、同日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。
５　区長は、前項の申請があった場合には、附則第１項第２号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。	５　区長は、前項の申請があった場合には、附則第１項第２号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。
６　世田谷区立世田谷区民会館別館の施設の使用（附則第１項第２号に定める日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、同日	６　世田谷区立世田谷区民会館別館の施設の使用（附則第１項第２号に定める日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、同日

改正後	改正前
前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。 7　区長は、前項の申請があった場合には、附則第１項第２号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。 附　則（令和５年12月11日条例第68号） （施行期日） 1　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 2　施行日前に、区長が世田谷区立区民会館条例第９条第１項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例第６条に規定する指定管理者が同条例第８条第３項の規定により読み替えて適用される同条例第９条第１項の規定により行った使用の承認とみなす。 3　改正前の第12条第１項及び第２項の規定により徴収された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の第20条第１項の規定により納付された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなす。 4　この条例による改正後の別表第３及び別表第４の２の規定は、令和７年１０月１日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。 5　施行日前に、令和７年１０月１日以後の世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用に係る使用料を納付した者は、この条例による改正後の別表第３世田谷区民会館の部に規定する額の当該使用料を納付した者とみなす。	前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。 7　区長は、前項の申請があった場合には、附則第１項第２号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。 附　則（令和５年12月11日条例第68号） （施行期日） 1　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 2　施行日前に、区長が世田谷区立区民会館条例第９条第１項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例第６条に規定する指定管理者が同条例第８条第３項の規定により読み替えて適用される同条例第９条第１項の規定により行った使用の承認とみなす。 3　改正前の第12条第１項及び第２項の規定により徴収された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の第20条第１項の規定により納付された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなす。

改正後

附　則（令和７年３月　日条例第　号）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第３及び別表第４の２の規定は、令和７年１０月１日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

３　この条例の施行前に、令和７年１０月１日以後の世田谷区立世田谷区民会館の施設並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。

別表第１（第２条関係）

名称	位置
世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
同　世田谷区民会館別館	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目41番10号
同　北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目８番18号
同　北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目４番１号
同　玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目４番１号
同　玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目14番１―102号
同　砧区民会館	東京都世田谷区成城六丁目２番１号
同　烏山区民会館	東京都世田谷区南烏山六丁目２番

改正前

別表第１（第２条関係）

名称	位置
世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
同　世田谷区民会館別館	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目41番10号
同　北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目８番18号
同　北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目４番１号
同　玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目４番１号
同　玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目14番１―102号
同　砧区民会館	東京都世田谷区成城六丁目２番１号
同　烏山区民会館	東京都世田谷区南烏山六丁目２番

改正後

	19号

別表第２（第３条関係）

名称	施設名
世田谷区立世田谷区民会館	ホール、集会室、練習室
同　世田谷区民会館別館	集会室
同　北沢区民会館	ホール、集会室
同　北沢区民会館別館	集会室
同　玉川区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
同　玉川区民会館別館	集会室
同　砧区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
同　烏山区民会館	ホール、集会室

別表第３（第12条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前９時から正午まで		午後１時から午後４時30分まで		午後５時30分から午後10時まで		午前９時から午後10時まで	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田	ホー	74,80	89,69	112,4	134,7	187,2	224,6	299,6	359,3

改正前

	19号

別表第２（第３条関係）

名称	施設名
世田谷区立世田谷区民会館	ホール、集会室、練習室
同　世田谷区民会館別館	集会室
同　北沢区民会館	ホール、集会室
同　北沢区民会館別館	集会室
同　玉川区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
同　玉川区民会館別館	集会室
同　砧区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
同　烏山区民会館	ホール、集会室

別表第３（第12条関係）

名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前９時から正午まで		午後１時から午後４時30分まで		午後５時30分から午後10時まで		午前９時から午後10時まで	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田	ホー	55,00	65,95	82,65	99,07	137,6	165,1	220,3	264,2

改正後

谷区立世田谷区民会館	ル	0円	0円	00円	30円	10円	10円	10円	40円
	集会室A	9,190円	11,020円	13,830円	16,550円	23,030円	27,600円	36,860円	44,150円
	集会室B	5,420円	6,510円	8,170円	9,770円	13,600円	16,300円	21,770円	26,070円
	練習室A	4,350円	5,220円	6,550円	7,830円	10,900円	13,060円	17,450円	20,890円
	練習室B	2,550円	3,070円	3,840円	4,610円	6,410円	7,680円	10,250円	12,290円
世田谷区立烏山区民会館	ホール	32,020円	38,390円	48,110円	57,680円	80,140円	96,080円	128,250円	153,760円
	集会室	7,590円	9,100円	11,530円	13,810円	19,120円	22,910円	30,650円	36,720円

備考

1　この表の各欄に掲げる額は、区民（個人にあっては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあっては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る使用料の額とし、区民以外のものの使用に係る使用料の額は、区民の使用に係る使用料に当該使用料の５割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2　使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合において、入場料等の最高額が１人当たり1,000円以上であるときの使用料の額は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に基本使用料の５

改正前

谷区立世田谷区民会館	ル	0円	0円	0円	0円	60円	60円	20円	40円
	集会室A	6,760円	8,110円	10,170円	12,170円	16,940円	20,300円	27,110円	32,470円
	集会室B	3,990円	4,790円	6,010円	7,190円	10,000円	11,990円	16,010円	19,180円
	練習室A	3,200円	3,840円	4,820円	5,760円	8,020円	9,610円	12,840円	15,370円
	練習室B	1,880円	2,260円	2,830円	3,390円	4,720円	5,650円	7,550円	9,040円
世田谷区立烏山区民会館	ホール	27,850円	33,390円	41,840円	50,160円	69,690円	83,550円	111,540円	133,710円
	集会室	6,600円	7,920円	10,030円	12,010円	16,630円	19,930円	26,660円	31,940円

備考

1　この表の各欄に掲げる額は、区民（個人にあっては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあっては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る使用料の額とし、区民以外のものの使用に係る使用料の額は、区民の使用に係る使用料に当該使用料の５割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2　使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合において、入場料等の最高額が１人当たり1,000円以上であるときの使用料の額は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に基本使用料の５

改正後	改正前
割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
3　使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面のみを使用する場合の使用料の額は、基本使用料の５割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、１回の公演につき２日を限度とする。	3　使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面のみを使用する場合の使用料の額は、基本使用料の５割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、１回の公演につき２日を限度とする。
4　使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その使用料の額は、超過時間が午前８時から正午までの間においては１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。以下この号において同じ。）につき午前の時間区分の使用料の額を３で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、正午から午後５時30分までの間においては１時間につき午後の時間区分の使用料の額を3.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後５時30分から午後11時までの間においては１時間につき夜間の時間区分の使用料の額を4.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後11時から翌日の午前８時までの間においては１時間につき当該１時間の属する全日の時間区分の使用料の額を11で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。	4　使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その使用料の額は、超過時間が午前８時から正午までの間においては１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。以下この号において同じ。）につき午前の時間区分の使用料の額を３で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、正午から午後５時30分までの間においては１時間につき午後の時間区分の使用料の額を3.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後５時30分から午後11時までの間においては１時間につき夜間の時間区分の使用料の額を4.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後11時から翌日の午前８時までの間においては１時間につき当該１時間の属する全日の時間区分の使用料の額を11で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
5　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。	5　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
別表第４（第12条関係）	別表第４（第12条関係）

種別		単位	金額
附帯設	舞台器具	一式、１台、１枚、１脚	9,100円

種別		単位	金額
附帯設	舞台器具	１式、１台、１枚、１脚	7,000円

改正後

備			又は１個　１回	
	音響器具		１本、１台、１基、１個又は一式　１回	3,900円
	照明器具		１台、１回路又は１本　１回	3,250円
	楽器		１台又は一式　１回	5,850円
	映写器具	映写機	一式　１回	7,800円
		スクリーン	一式　１回	1,950円
	その他の設備	電気設備（ホールに限る。）	１台（１キロワット）　１回	190円
		浴室	１室　１回	1,950円

備考

１　単位の１回とは、別表第３に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。

２　使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、超過時間１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、１回の使用料の３割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

別表第４の２（第20条関係）

名称	種別	午前	午後	夜間		全日	
		午前９時から正午まで	午後１時から午後４時30分まで（備考第１号の規定に	午後５時30分から午後10時まで	午後５時30分から午後11時まで	午前９時から午後10時まで	午前９時から午後11時まで

改正前

備			又は１個　１回	
	音響器具		１本、１台、１基、１個又は１式　１回	3,000円
	照明器具		１台、１回路又は１本　１回	2,500円
	楽器		１台又は一式　１回	4,500円
	映写器具	映写機	１式　１回	6,000円
		スクリーン	１式　１回	1,500円
	その他の設備	電気設備（ホールに限る。）	１台（１キロワット）　１回	150円
		浴室	１室　１回	1,500円

備考

１　単位の１回とは、別表第３に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。

２　使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、超過時間１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、１回の使用料の３割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

別表第４の２（第20条関係）

名称	種別	午前	午後	夜間		全日	
		午前９時から正午まで	午後１時から午後４時30分まで（備考第１号の規定に	午後５時30分から午後10時まで	午後５時30分から午後11時まで	午前９時から午後10時まで	午前９時から午後11時まで

改正後

		より使用時間の単位を定めた施設は、正午から午後５時30分まで)											
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田谷区立世田谷区民会館別館	第１集会室	12,630円	15,010円	19,120円	22,830円	31,790円	38,060円	37,950円	45,360円	50,910円	60,890円	57,070	68,190
	第２集会室	4,800円	5,690円	7,260円	8,660円	12,060円	14,440円	14,400円	17,210円	19,320円	23,100円	21,660円	25,870円
	第３集会	3,970円	4,710円	6,010円	7,180円	9,990円	11,960円	11,920円	14,250円	16,000円	19,140円	17,930円	21,430円

改正前

		より使用時間の単位を定めた施設は、正午から午後５時30分まで)											
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田谷区立世田谷区民会館別館	第１集会室	9,290円	11,040円	14,060円	16,790円	23,380円	27,990円	27,910円	33,360円	37,440円	44,780円	41,970円	50,150円
	第２集会室	3,530円	4,190円	5,340円	6,370円	8,870円	10,620円	10,590円	12,660円	14,210円	16,990円	15,930円	19,030円
	第３集会	2,920円	3,470円	4,420円	5,280円	7,350円	8,800円	8,770円	10,480円	11,770円	14,080円	13,190円	15,760円

改正後														
	室													
	第4集会室	5,560円	6,600円	8,410円	10,060円	14,000円	16,760円	16,710円	19,990円	22,410円	26,820円	25,120円	30,050円
世田谷区立北沢区民会館	ホール	プロセニアム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台（以下「通常舞台」という。）を設定する場合又は舞台を設定しない場合											
		39,220円	47,020円	58,920円	70,640円	98,150円	117,660円			157,070円	188,300円		
		通常舞台以外の舞台を設定する場合											
		50,930円	60,970円	76,580円	91,830円	127,510円	152,800円			204,090円	244,630円		
	第1集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第2集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第	4,080	4,820	6,310	7,430	10,400	12,450			16,710	19,880		

改正前														
	室													
	第4集会室	4,090円	4,860円	6,190円	7,400円	10,300円	12,330円	12,290円	14,700円	16,490円	19,730円	18,480円	22,100円
世田谷区立北沢区民会館	ホール	プロセニアム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台（以下「通常舞台」という。）を設定する場合又は舞台を設定しない場合											
		30,170円	36,170円	45,330円	54,340円	75,500円	90,510円			120,830円	144,850円		
		通常舞台以外の舞台を設定する場合											
		39,180円	46,900円	58,910円	70,640円	98,090円	117,540円			157,010円	188,180円		
	第1集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第2集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第	3,140	3,710	4,860	5,720	8,000	9,580			12,870	15,300		

改正後														
		3集会室	0円	0円	0円	0円	00円	50円			10円	80円		
		第4集会室	9,290円	11,150円	14,110円	16,910円	23,410円	28,060円			37,520円	44,970円		
	世田谷区立北沢区民会館別館	集会室	11,700円	13,930円	17,650円	21,190円	29,360円	35,120円			47,010円	56,310円		
	世田谷区立玉	ホール	39,910円	47,890円	60,060円	72,070円	99,840円	119,800円			159,900円	191,870円		
		第1集	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		

改正前														
		3集会室	0円	0円	0円	0円	0円	0円			70円	00円		
		第4集会室	7,150円	8,580円	10,860円	13,010円	18,010円	21,590円			28,880円	34,600円		
	世田谷区立北沢区民会館別館	集会室	9,000円	10,720円	13,580円	16,300円	22,590円	27,020円			36,170円	43,320円		
	世田谷区立玉	ホール	30,700円	36,840円	46,200円	55,440円	76,800円	92,160円			123,000円	147,600円		
		第1集	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		

改正後													
川区民会館	会室												
	第2集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第3集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第4集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	第5集会室	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
世田谷区立玉	集会室	8,220円	9,860円	12,320円	14,800円	20,550円	24,660円			32,870円	39,460円		

改正前													
川区民会館	会室												
	第2集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第3集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第4集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	第5集会室	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	集会室	7,150円	8,580円	10,720円	12,870円	17,870円	21,450円			28,600円	34,320円		

改正後													
川区民会館別館													
世田谷区立砧区民会館	ホール	39,220円	47,020円	58,920円	70,640円	98,150円	117,660円			157,070円	188,300円		
	集会室A	2,600円	2,960円	3,900円	4,640円	6,500円	7,800円			10,400円	12,440円		
	集会室B	2,600円	2,960円	3,900円	4,640円	6,500円	7,800円			10,400円	12,440円		
	集会室C	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	集会室D	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		
	集会	4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円			16,710円	19,880円		

改正前													
世田谷区立砧区民会館	ホール	30,170円	36,170円	45,330円	54,340円	75,500円	90,510円			120,830円	144,850円		
	集会室A	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円		
	集会室B	2,000円	2,280円	3,000円	3,570円	5,000円	6,000円			8,000円	9,580円		
	集会室C	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	集会室D	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		
	集会	3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円			12,870円	15,300円		

改正後	改正前
室E	室E
備考 1　午後の時間区分については、区長が認めた施設に限り、正午から午後５時30分までの間において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が使用時間の単位を定めることができる。この場合における利用料金の額は、１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、午後の時間区分に定める額を3.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とする。 2　区長は、前号の規定により使用時間の単位に係る承認をした場合は、その旨及びその内容を告示するものとする。 3　この表の各欄に掲げる額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額（第１号の規定により定める額を含む。）は、区民の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金の額は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の５割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 4　使用者が入場料等を領収する場合において、入場料等の最高額が１人当たり1,000円以上であるときの利用料金の額は、使用を承認した時間区分（第１号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めた場合は、使用時間の単位）の利用料金（以下「基本利用料金」という。）に基本利用料金の５割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 5　使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面（世田谷区立北	備考 1　午後の時間区分については、区長が認めた施設に限り、正午から午後５時30分までの間において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が使用時間の単位を定めることができる。この場合における利用料金の額は、１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、午後の時間区分に定める額を3.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とする。 2　区長は、前号の規定により使用時間の単位に係る承認をした場合は、その旨及びその内容を告示するものとする。 3　この表の各欄に掲げる額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額（第１号の規定により定める額を含む。）は、区民の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金の額は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の５割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 4　使用者が入場料等を領収する場合において、入場料等の最高額が１人当たり1,000円以上であるときの利用料金の額は、使用を承認した時間区分（第１号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めた場合は、使用時間の単位）の利用料金（以下「基本利用料金」という。）に基本利用料金の５割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 5　使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面（世田谷区立北

改正後

沢区民会館にあっては、舞台を設定しない場合における舞台面に相当する部分を含む。）のみを使用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の５割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、１回の公演につき２日を限度とする。

６　使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第３備考第４号の規定を準用して得た額とする。ただし、第１号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めたときは、超過時間が正午から午後５時30分までの間においては、１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、当該単位の利用料金の額を当該単位の時間数（30分を0.5として換算する。）で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

７　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

別表第４の３（第20条関係）

種別			単位	金額
附帯設備	舞台器具		一式、１台、１枚、１脚又は１個　１回	9,100円
	音響器具		１本、１台、１基、１個又は一式　１回	3,900円
	照明器具		１台、１回路又は１本１回	3,250円
	楽器		１台又は一式　１回	5,850円
	映写器具	映写機	一式　１回	7,800円
		スクリ	一式　１回	1,950円

改正前

沢区民会館にあっては、舞台を設定しない場合における舞台面に相当する部分を含む。）のみを使用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の５割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、１回の公演につき２日を限度とする。

６　使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第３備考第４号の規定を準用して得た額とする。ただし、第１号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めたときは、超過時間が正午から午後５時30分までの間においては、１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、当該単位の利用料金の額を当該単位の時間数（30分を0.5として換算する。）で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

７　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

別表第４の３（第20条関係）

種別			単位	金額
附帯設備	舞台器具		1式、１台、１枚、１脚又は１個　１回	7,000円
	音響器具		１本、１台、１基、１個又は1式　１回	3,000円
	照明器具		１台、１回路又は１本１回	2,500円
	ピアノ		１台　１回	4,500円
	映写器具	映写機	1式　１回	6,000円
		スクリ	1式　１回	1,500円

改正後			
	ーン		
その他の設備	電気設備（ホールに限る。）	１台（１キロワット）１回	190円

備考

１　単位の１回とは、別表第４の２に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。ただし、別表第４の２備考第１号の規定により指定管理者が午後の時間区分の使用時間の単位を定めた施設における午後の時間区分に係る使用については、当該使用時間の単位をいう。

２　使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第４備考第２号の規定を準用して得た額とする。

改正前			
	ーン		
その他の設備	電気設備（ホールに限る。）	１台（１キロワット）１回	150円

備考

１　単位の１回とは、別表第４の２に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。ただし、別表第４の２備考第１号の規定により指定管理者が午後の時間区分の使用時間の単位を定めた施設における午後の時間区分に係る使用については、当該使用時間の単位をいう。

２　使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第４備考第２号の規定を準用して得た額とする。

令和７年１月８日
地 域 行 政 部

世田谷区立区民センター条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立区民センター条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	区民生活常任委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布（同日施行）
	１０月	改定後料金適用開始

世田谷区立区民センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立区民センター条例 昭和47年12月１日条例第44号 改正 昭和49年12月１日条例第48号 昭和54年９月29日条例第49号 昭和56年６月20日条例第34号 昭和56年12月１日条例第49号 昭和59年12月１日条例第52号 昭和61年３月29日条例第12号 平成元年６月21日条例第33号 平成２年11月15日条例第48号 平成４年９月25日条例第58号 平成９年３月12日条例第14号 平成10年３月12日条例第１号 平成12年12月11日条例第110号 平成17年６月21日条例第30号 平成19年12月11日条例第58号 平成24年12月10日条例第60号 平成25年12月10日条例第51号 平成26年３月７日条例第７号 平成30年３月６日条例第18号 令和４年12月９日条例第56号 令和７年３月　日条例第　号	○世田谷区立区民センター条例 昭和47年12月１日条例第44号 改正 昭和49年12月１日条例第48号 昭和54年９月29日条例第49号 昭和56年６月20日条例第34号 昭和56年12月１日条例第49号 昭和59年12月１日条例第52号 昭和61年３月29日条例第12号 平成元年６月21日条例第33号 平成２年11月15日条例第48号 平成４年９月25日条例第58号 平成９年３月12日条例第14号 平成10年３月12日条例第１号 平成12年12月11日条例第110号 平成17年６月21日条例第30号 平成19年12月11日条例第58号 平成24年12月10日条例第60号 平成25年12月10日条例第51号 平成26年３月７日条例第７号 平成30年３月６日条例第18号 令和４年12月９日条例第56号
世田谷区立区民センター条例 （目的及び設置） 第１条　地域住民のコミュニティの形成を促進し、区民の福祉を増進	世田谷区立区民センター条例 （目的及び設置） 第１条　地域住民のコミュニティの形成を促進し、区民の福祉を増進

改正後	改正前
するため、世田谷区立区民センター（以下「区民センター」という。）を設置する。	するため、世田谷区立区民センター（以下「区民センター」という。）を設置する。
（名称及び位置）	（名称及び位置）
第２条　区民センターの名称及び位置は、別表第１のとおりとする。	第２条　区民センターの名称及び位置は、別表第１のとおりとする。
（施設）	（施設）
第３条　区民センターの施設は、別表第１のとおりとする。	第３条　区民センターの施設は、別表第１のとおりとする。
（休館日及び開館時間）	（休館日及び開館時間）
第４条　区民センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。	第４条　区民センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。
（事業）	（事業）
第５条　区民センターは、次の事業を行う。	第５条　区民センターは、次の事業を行う。
（１）　区民センターの施設を会議、学習活動その他のコミュニティ活動、文化活動等の利用に供すること。	（１）　区民センターの施設を会議、学習活動その他のコミュニティ活動、文化活動等の利用に供すること。
（２）　コミュニティの形成を促進するための講座及び催物を行うこと。	（２）　コミュニティの形成を促進するための講座及び催物を行うこと。
（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。	（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。
（使用できる者の範囲）	（使用できる者の範囲）
第６条　第３条に規定する施設のうち、別表第２の左欄に掲げる施設を使用できる者は、同表右欄に掲げる者とする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。	第６条　第３条に規定する施設のうち、別表第２の左欄に掲げる施設を使用できる者は、同表右欄に掲げる者とする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。
２　前項に定めるもののほか、第11条第１号から第４号までに規定する団体、学校等は、別表第２の左欄に掲げる施設を使用することができる。	２　前項に定めるもののほか、第11条第１号から第４号までに規定する団体、学校等は、別表第２の左欄に掲げる施設を使用することができる。
（使用の承認）	（使用の承認）
第７条　区民センターの施設のうち、会議室、茶室、音楽室、体育室、集会室兼体育室、多目的室、料理講習室又は絵画工芸室を使用しようとする者（体育室、集会室兼体育室及び多目的室にあっては、別表第２に規定する区内在住者等を除く。）及び午後５時30分以降に	第７条　区民センターの施設のうち、会議室、茶室、音楽室、体育室、集会室兼体育室、多目的室、料理講習室又は絵画工芸室を使用しようとする者（体育室、集会室兼体育室及び多目的室にあっては、別表第２に規定する区内在住者等を除く。）及び午後５時30分以降に

改正後	改正前
大広間又は和室を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。	大広間又は和室を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。
2　前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。	2　前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。
3　第１項の場合において、同項に規定する施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。	3　第１項の場合において、同項に規定する施設を使用しようとする者は、使用する目的及び人数に応じた適正な規模の施設を選定するよう努めなければならない。
4　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。	4　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。
（１）　営利を目的とするとき。	（１）　営利を目的とするとき。
（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。	（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。
（３）　施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。	（３）　施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
（４）　管理上支障があるとき。	（４）　管理上支障があるとき。
5　区長は、第１項に規定する施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。	5　区長は、第１項に規定する施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。
（１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。	（１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。
（２）　使用料を納付していないとき。	（２）　使用料を納付していないとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。	（３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。
（使用条件）	（使用条件）
第８条　区長は、使用の承認をする場合において、管理上必要な条件	第８条　区長は、使用の承認をする場合において、管理上必要な条件

改正後	改正前
を付けることができる。 （承認の取消し等） 第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１）　使用目的又は使用条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。 （使用料） 第10条　第７条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第３に定める使用料を納付しなければならない。 ２　使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 （使用料の減免） 第11条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額 （３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額 （４）　区内の私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額	を付けることができる。 （承認の取消し等） 第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１）　使用目的又は使用条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。 （使用料） 第10条　第７条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第３に定める使用料を納付しなければならない。 ２　使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 （使用料の減免） 第11条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額 （３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額 （４）　区内の私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額

改正後	改正前
（５） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。区長が相当と認めた額	（５） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。区長が相当と認めた額
（６） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。区長が相当と認めた額	（６） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。区長が相当と認めた額
２ 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	２ 前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
（使用料の還付）	（使用料の還付）
第12条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。	第12条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。
（特別の設備等）	（特別の設備等）
第13条 区民センターを使用する者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。	第13条 区民センターを使用する者は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。
（使用権の譲渡等の禁止）	（使用権の譲渡等の禁止）
第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第14条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第15条 区民センターを使用する者は、使用が終了したときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。また、第９条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。	第15条 区民センターを使用する者は、使用が終了したときは、直ちに施設及び設備を原状に回復しなければならない。また、第９条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。
（損害の賠償）	（損害の賠償）
第16条 区民センターを使用する者は、区民センターの建物及びその設備を滅失し、又は損傷したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区長が認めたときは、この限りでない。	第16条 区民センターを使用する者は、区民センターの建物及びその設備を滅失し、又は損傷したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区長が認めたときは、この限りでない。
（入館の制限等）	（入館の制限等）
第17条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、区	第17条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、区

改正後	改正前
民センターの使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は区民センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　区民センターを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （指定管理者による管理） 第18条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、地域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に区民センターの管理を行わせることができる。 （指定管理者の指定の手続） 第19条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　区民センターに関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　区民センターの効用を最大限に発揮させることができること。 （３）　区民センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	民センターの使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は区民センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　区民センターを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （指定管理者による管理） 第18条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、地域住民のコミュニティの形成の促進に資するための活動を行う法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に区民センターの管理を行わせることができる。 （指定管理者の指定の手続） 第19条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　区民センターに関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　区民センターの効用を最大限に発揮させることができること。 （３）　区民センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

改正後	改正前
4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等）	（指定管理者の業務等）
第20条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第20条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）　区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務	（１）　区民センターの施設の使用に関して区長が指定した業務
（２）　コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務	（２）　コミュニティの形成を促進するための講座及び催物に関する業務
（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民センターの適正な管理を行わなければならない。	２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民センターの適正な管理を行わなければならない。
（委任）	（委任）
第21条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	第21条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
付　則	付　則
この条例の施行期日は、規則で定める。（昭和48年１月規則第３号で、同48年１月23日から施行）	この条例の施行期日は、規則で定める。（昭和48年１月規則第３号で、同48年１月23日から施行）
付　則（昭和49年12月１日条例第48号）	付　則（昭和49年12月１日条例第48号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立代田区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（昭和50年１月24日＝昭和50年１月10日付　東京都世田谷区告示第１号）	この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立代田区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（昭和50年１月24日＝昭和50年１月10日付　東京都世田谷区告示第１号）
付　則（昭和54年９月29日条例第49号）	付　則（昭和54年９月29日条例第49号）
この条例は、昭和54年10月１日から施行する。ただし、東京都世田谷区立弦巻区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（昭和54年10月23日＝昭和54年10月12日付　東京都世田谷区告示第133号）	この条例は、昭和54年10月１日から施行する。ただし、東京都世田谷区立弦巻区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（昭和54年10月23日＝昭和54年10月12日付　東京都世田谷区告示第133号）
付　則（昭和56年６月20日条例第34号）	付　則（昭和56年６月20日条例第34号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立深沢区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（昭和56年７	この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立深沢区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（昭和56年７

改正後	改正前
月19日＝昭和56年７月９日付　東京都世田谷区告示第91号） 付　則（昭和56年12月１日条例第49号） １　この条例は、昭和57年４月１日から施行する。 ２　改正後の東京都世田谷区立区民センター条例の規定は、昭和57年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 付　則（昭和59年12月１日条例第52号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立桜丘区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（昭和59年12月18日＝昭和59年12月18日付　東京都世田谷区告示第218号） 付　則（昭和61年３月29日条例第12号） １　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の東京都世田谷区立区民センター条例別表第４の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 ３　東京都世田谷区福祉会館条例の一部を改正する条例（昭和61年３月東京都世田谷区条例第13号）の施行前に東京都世田谷区福祉会館条例（昭和40年10月東京都世田谷区条例第44号）の規定によりなされた東京都世田谷区太子堂福祉会館の使用申込みその他の行為は、この条例による改正後の東京都世田谷区立区民センター条例に規定する東京都世田谷区立太子堂区民センターに対してなされた使用申請その他の行為とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、区長が別に定める。 付　則（平成元年６月21日条例第33号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立上北沢区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（平成元年７月21日＝平成元年７月17日付　東京都世田谷区告示第122号）	月19日＝昭和56年７月９日付　東京都世田谷区告示第91号） 付　則（昭和56年12月１日条例第49号） １　この条例は、昭和57年４月１日から施行する。 ２　改正後の東京都世田谷区立区民センター条例の規定は、昭和57年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 付　則（昭和59年12月１日条例第52号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立桜丘区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（昭和59年12月18日＝昭和59年12月18日付　東京都世田谷区告示第218号） 付　則（昭和61年３月29日条例第12号） １　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の東京都世田谷区立区民センター条例別表第４の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 ３　東京都世田谷区福祉会館条例の一部を改正する条例（昭和61年３月東京都世田谷区条例第13号）の施行前に東京都世田谷区福祉会館条例（昭和40年10月東京都世田谷区条例第44号）の規定によりなされた東京都世田谷区太子堂福祉会館の使用申込みその他の行為は、この条例による改正後の東京都世田谷区立区民センター条例に規定する東京都世田谷区立太子堂区民センターに対してなされた使用申請その他の行為とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、区長が別に定める。 付　則（平成元年６月21日条例第33号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立上北沢区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（平成元年７月21日＝平成元年７月17日付　東京都世田谷区告示第122号）

改正後	改正前
付　則（平成２年11月15日条例第48号） この条例は、平成２年12月４日から施行する。ただし、世田谷区立烏山区民センター集会室の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成２年12月９日＝平成２年12月３日付　世田谷区告示第191号） 附　則（平成４年９月25日条例第58号） この条例は、平成４年10月１日から施行する。 附　則（平成９年３月12日条例第14号） １　この条例中第１条の規定及び附則第３項の規定は平成９年８月１日から、第２条の規定は同年10月１日から施行する。ただし、第１条中第４条及び第16条の表の改正規定は、同年４月１日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、世田谷区立宮坂区民センターの公用開始の日は、平成９年10月１日とする。 ３　第１条の規定（附則第１項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第３条、第５条、第６条、第９条、第10条、第12条及び別表第１から別表第３までの規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格、使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用者資格、使用料等については、なお従前の例による。 附　則（平成10年３月12日条例第１号） この条例は、平成10年４月１日から施行する。ただし、世田谷区立鎌田区民センター及び世田谷区立粕谷区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（粕谷区民センターは、平成10年５月29日＝平成10年４月１日付　世田谷区告示第103号・鎌田区民センターは、平成10年６月７日＝平成10年５月１日付　世田谷区告示第153号） 附　則（平成12年12月11日条例第110号） １　この条例は、平成13年２月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成13年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前	付　則（平成２年11月15日条例第48号） この条例は、平成２年12月４日から施行する。ただし、世田谷区立烏山区民センター集会室の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成２年12月９日＝平成２年12月３日付　世田谷区告示第191号） 附　則（平成４年９月25日条例第58号） この条例は、平成４年10月１日から施行する。 附　則（平成９年３月12日条例第14号） １　この条例中第１条の規定及び附則第３項の規定は平成９年８月１日から、第２条の規定は同年10月１日から施行する。ただし、第１条中第４条及び第16条の表の改正規定は、同年４月１日から施行する。 ２　前項の規定にかかわらず、世田谷区立宮坂区民センターの公用開始の日は、平成９年10月１日とする。 ３　第１条の規定（附則第１項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の第３条、第５条、第６条、第９条、第10条、第12条及び別表第１から別表第３までの規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格、使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用者資格、使用料等については、なお従前の例による。 附　則（平成10年３月12日条例第１号） この条例は、平成10年４月１日から施行する。ただし、世田谷区立鎌田区民センター及び世田谷区立粕谷区民センターの公用開始の日は、区長が別に定める。（粕谷区民センターは、平成10年５月29日＝平成10年４月１日付　世田谷区告示第103号・鎌田区民センターは、平成10年６月７日＝平成10年５月１日付　世田谷区告示第153号） 附　則（平成12年12月11日条例第110号） １　この条例は、平成13年２月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成13年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前

改正後	改正前
の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成17年６月21日条例第30号） （施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第17条の規定により管理を委託している世田谷区立区民センター（以下「区民センター」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「新条例」という。）第19条第４項の規定により、区長が当該区民センターに係る指定管理者（新条例第18条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 3　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、当該区民センターの管理を受託している者から新条例第19条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該区民センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該区民センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附　則（平成19年12月11日条例第58号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成24年12月10日条例第60号）	の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成17年６月21日条例第30号） （施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第17条の規定により管理を委託している世田谷区立区民センター（以下「区民センター」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「新条例」という。）第19条第４項の規定により、区長が当該区民センターに係る指定管理者（新条例第18条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 3　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、当該区民センターの管理を受託している者から新条例第19条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該区民センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該区民センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附　則（平成19年12月11日条例第58号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成24年12月10日条例第60号）

改正後	改正前
1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成25年12月10日条例第51号） 1　この条例は、平成26年２月１日から施行する。ただし、世田谷区立代田区民センターの第５会議室、音楽室及び集会室兼体育室の公用開始の日（以下「公用開始日」という。）は、区長が別に定める。 （平成26年４月７日＝平成26年３月３日付　世田谷区告示第110号） 2　この条例による改正後の別表第３の１の部の規定は、公用開始日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成26年３月７日条例第７号） 1　この条例は、平成26年８月１日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成26年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第18号） 1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （１）　第７条第１項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分を除く。）、同条第３項中第３号を第４号とし、第２号の次に１号を加える改正規定、別表第１の改正規定、別表第２の改正規定及び別表第３の改正規定並びに次項の規定　公布の日 （２）　第７条第１項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分に限る。）、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とする改正規定、同条第２項の改正規定、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第10条に１項を	1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成25年12月10日条例第51号） 1　この条例は、平成26年２月１日から施行する。ただし、世田谷区立代田区民センターの第５会議室、音楽室及び集会室兼体育室の公用開始の日（以下「公用開始日」という。）は、区長が別に定める。 （平成26年４月７日＝平成26年３月３日付　世田谷区告示第110号） 2　この条例による改正後の別表第３の１の部の規定は、公用開始日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成26年３月７日条例第７号） 1　この条例は、平成26年８月１日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例の規定は、平成26年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第18号） 1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （１）　第７条第１項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分を除く。）、同条第３項中第３号を第４号とし、第２号の次に１号を加える改正規定、別表第１の改正規定、別表第２の改正規定及び別表第３の改正規定並びに次項の規定　公布の日 （２）　第７条第１項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分に限る。）、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とする改正規定、同条第２項の改正規定、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第10条に１項を

改正後	改正前
加える改正規定　平成30年10月１日 ２　この条例の規定（第７条第１項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分を除く。）、別表第１の改正規定、別表第２の改正規定及び別表第３の改正規定に限る。）による改正後の第７条第１項及び別表第１から別表第３までの規定は、平成30年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 附　則（令和４年12月９日条例第56号） １　この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（令和５年１月規則第２号で、同５年４月１日から施行。ただし、同条例附則第２項及び第３項の規定の施行期日は、同年２月１日とする。） ２　世田谷区立奥沢区民センターの施設の使用（施行日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、施行日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。 ３　区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。 附　則（令和７年３月　日条例第　号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の別表第３の規定は、令和７年１０月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	加える改正規定　平成30年10月１日 ２　この条例の規定（第７条第１項の改正規定（「、規則で定める手続により」を削る部分を除く。）、別表第１の改正規定、別表第２の改正規定及び別表第３の改正規定に限る。）による改正後の第７条第１項及び別表第１から別表第３までの規定は、平成30年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 附　則（令和４年12月９日条例第56号） １　この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。（令和５年１月規則第２号で、同５年４月１日から施行。ただし、同条例附則第２項及び第３項の規定の施行期日は、同年２月１日とする。） ２　世田谷区立奥沢区民センターの施設の使用（施行日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、施行日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。 ３　区長は、前項の申請があった場合には、施行日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。
別表第１（第２条、第３条関係） 名称：世田谷区立太子堂区民センター 位置：東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号 施設名：会議室　茶室　音楽室　ロビー　体	別表第１（第２条、第３条関係） 名称：世田谷区立太子堂区民センター 位置：東京都世田谷区太子堂一丁目14番20号 施設名：会議室　茶室　音楽室　ロビー　体

改正後		
		育室　和室
世田谷区立弦巻区民センター	東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号	会議室　茶室　音楽室　ロビー　体育室　料理講習室　大広間　浴室
世田谷区立宮坂区民センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番６号	会議室　ロビー　体育室　大広間
世田谷区立桜丘区民センター	東京都世田谷区桜丘五丁目14番１号及び桜丘二丁目22番１号	会議室　音楽室　ロビー　集会室兼体育室　料理講習室　大広間
世田谷区立代田区民センター	東京都世田谷区代田六丁目34番13号	会議室　音楽室　ロビー　集会室兼体育室
世田谷区立奥沢区民センター	東京都世田谷区奥沢三丁目31番６号及び奥沢五丁目40番６号	会議室　ロビー
世田谷区立玉川台区民センター	東京都世田谷区玉川台一丁目６番15号	会議室　茶室　音楽室　ロビー　体育室　大広間　浴室
世田谷区立深沢区民センター	東京都世田谷区深沢四丁目33番11号	会議室　ロビー　集会室兼体育室　料理講習室　大広間
世田谷区立鎌田区民センター	東京都世田谷区鎌田三丁目35番１号	会議室　茶室　音楽室　ロビー　料理講習室　絵画工

改正前		
		育室　和室
世田谷区立弦巻区民センター	東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号	会議室　茶室　音楽室　ロビー　体育室　料理講習室　大広間　浴室
世田谷区立宮坂区民センター	東京都世田谷区宮坂一丁目24番６号	会議室　ロビー　体育室　大広間
世田谷区立桜丘区民センター	東京都世田谷区桜丘五丁目14番１号及び桜丘二丁目22番１号	会議室　音楽室　ロビー　集会室兼体育室　料理講習室　大広間
世田谷区立代田区民センター	東京都世田谷区代田六丁目34番13号	会議室　音楽室　ロビー　集会室兼体育室
世田谷区立奥沢区民センター	東京都世田谷区奥沢三丁目31番６号及び奥沢五丁目40番６号	会議室　ロビー
世田谷区立玉川台区民センター	東京都世田谷区玉川台一丁目６番15号	会議室　茶室　音楽室　ロビー　体育室　大広間　浴室
世田谷区立深沢区民センター	東京都世田谷区深沢四丁目33番11号	会議室　ロビー　集会室兼体育室　料理講習室　大広間
世田谷区立鎌田区民センター	東京都世田谷区鎌田三丁目35番１号	会議室　茶室　音楽室　ロビー　料理講習室　絵画工

改正後

		芸室　大広間
世田谷区立上北沢区民センター	東京都世田谷区上北沢三丁目８番９号	会議室　音楽室　ロビー　多目的室　料理講習室　大広間　和室
世田谷区立粕谷区民センター	東京都世田谷区粕谷四丁目13番６号	会議室　音楽室　ロビー　多目的室　大広間　和室
世田谷区立烏山区民センター	東京都世田谷区南烏山六丁目２番19号	会議室　茶室　音楽室　ロビー　体育室　体育施設　料理講習室　大広間

別表第２（第６条、第７条関係）

施設名	使用できる者	
会議室 茶室 音楽室 料理講習室 絵画工芸室	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。） ２　構成員の総数が５人以上であること。	
体育室 集会室兼体育室 多目的室	区内に住所、勤務先若しくは通学先を有する者（以下「区内在住者等」という。）又は区民等の団体	
体育施設	区内在住者等	
大広間	午後５時まで	区内に住所を有する者

改正前

		芸室　大広間
世田谷区立上北沢区民センター	東京都世田谷区上北沢三丁目８番９号	会議室　音楽室　ロビー　多目的室　料理講習室　大広間　和室
世田谷区立粕谷区民センター	東京都世田谷区粕谷四丁目13番６号	会議室　音楽室　ロビー　多目的室　大広間　和室
世田谷区立烏山区民センター	東京都世田谷区南烏山六丁目２番19号	会議室　茶室　音楽室　ロビー　体育室　体育施設　料理講習室　大広間

別表第２（第６条、第７条関係）

施設名	使用できる者	
会議室 茶室 音楽室 料理講習室 絵画工芸室	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。） ２　構成員の総数が５人以上であること。	
体育室 集会室兼体育室 多目的室	区内に住所、勤務先若しくは通学先を有する者（以下「区内在住者等」という。）又は区民等の団体	
体育施設	区内在住者等	
大広間	午後５時まで	区内に住所を有する者

改正後

和室	午後５時30分以降	区民等の団体
浴室	区内に住所を有する60歳以上の者	

別表第３（第10条関係）

１　午前、午後Ａ、午後Ｂ、夕方及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分まで	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分まで	午後８時から午後10時まで
世田谷区立太子堂区民センター	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第４会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	茶室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	体育室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	第１和室				700円	700円
	第２和				700円	700円

改正前

和室	午後５時30分以降	区民等の団体
浴室	区内に住所を有する60歳以上の者	

別表第３（第10条関係）

１　午前、午後Ａ、午後Ｂ、夕方及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夕方	夜間
		午前９時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分まで	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後７時30分まで	午後８時から午後10時まで
世田谷区立太子堂区民センター	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第４会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	茶室	300円	200円	200円	200円	200円
	音楽室	810円	540円	540円	540円	540円
	体育室	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
	第１和室				540円	540円
	第２和				540円	540円

改正後						
	室					
世田谷区立弦巻区民センター	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第４会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第５会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第６会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	茶室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第１音楽室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２音楽室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	料理講習室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	大広間				1,080円	1,080円
世田谷区立宮坂区民センター	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円

改正前						
	室					
世田谷区立弦巻区民センター	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第４会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第５会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第６会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	茶室	810円	540円	540円	540円	540円
	第１音楽室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２音楽室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	料理講習室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	大広間				840円	840円
世田谷区立宮坂区民センター	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円

改正後						
	第４会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				700円	700円
世田谷区立桜丘区民センター	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第４会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	料理講習室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	大広間				260円	260円
世田谷区立代田区民センター	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第４会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第５会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
	集会室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円

改正前						
	第４会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				540円	540円
世田谷区立桜丘区民センター	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第４会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	音楽室	810円	540円	540円	540円	540円
	料理講習室	810円	540円	540円	540円	540円
	大広間				200円	200円
世田谷区立代田区民センター	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第４会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第５会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	200円
	集会室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円

改正後						
	兼体育室					
世田谷区立奥沢区民センター	第１会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第２会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
世田谷区立玉川台区民センター	第１会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第２会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	茶室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
	体育室（半面）	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	体育室（全面）	6,240円	4,160円	4,160円	4,160円	4,160円
	大広間				260円	260円
世田谷区立深沢区民センター	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第４会	390円	260円	260円	260円	260円

改正前						
	兼体育室					
世田谷区立奥沢区民センター	第１会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第２会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
世田谷区立玉川台区民センター	第１会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第２会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	茶室	300円	200円	200円	200円	200円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	200円
	体育室（半面）	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
	体育室（全面）	4,800円	3,200円	3,200円	3,200円	3,200円
	大広間				200円	200円
世田谷区立深沢区民センター	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第４会	300円	200円	200円	200円	200円

改正後								改正前							
		議室								議室					
		集会室兼体育室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円			集会室兼体育室	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
		料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円			料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
		大広間				700円	700円			大広間				540円	540円
	世田谷区立鎌田区民センター	第１会議室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円		世田谷区立鎌田区民センター	第１会議室	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
		第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円			第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
		第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円			第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
		第４会議室	390円	260円	260円	260円	260円			第４会議室	300円	200円	200円	200円	200円
		第５会議室	390円	260円	260円	260円	260円			第５会議室	300円	200円	200円	200円	200円
		茶室	390円	260円	260円	260円	260円			茶室	300円	200円	200円	200円	200円
		音楽室	1,050円	700円	700円	700円	700円			音楽室	810円	540円	540円	540円	540円
		料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円			料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
		絵画工芸室	390円	260円	260円	260円	260円			絵画工芸室	300円	200円	200円	200円	200円
		大広間				260円	260円			大広間				200円	200円
	世田谷区立上北沢区	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円		世田谷区立上北沢区	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
		第２会	390円	260円	260円	260円	260円			第２会	300円	200円	200円	200円	200円

改正後						
民センター	議室					
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
	多目的室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立粕谷区民センター	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第３会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	音楽室	390円	260円	260円	260円	260円
	多目的室	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	大広間				260円	260円
	和室				260円	260円
世田谷区立烏山区民センター	第１会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第２会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	第３会議室	390円	260円	260円	260円	260円

改正前						
民センター	議室					
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	200円
	多目的室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立粕谷区民センター	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第３会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	音楽室	300円	200円	200円	200円	200円
	多目的室	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
	大広間				200円	200円
	和室				200円	200円
世田谷区立烏山区民センター	第１会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第２会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	第３会議室	300円	200円	200円	200円	200円

改正後

	第４会議室	1,620円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
	第５会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第６会議室	390円	260円	260円	260円	260円
	第７会議室	1,050円	700円	700円	700円	700円
	茶室	390円	260円	260円	260円	260円
	料理講習室	390円	260円	260円	260円	260円
	大広間				1,420円	1,420円

備考　二の使用区分にわたり施設を使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

２　午前、午後Ａ、午後Ｂ及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夜間
		午前９時から正午まで	午後１時から午後３時まで	午後３時30分から午後５時30分まで	午後６時から午後10時まで
世田谷区立弦巻区民センター	体育室	4,470円	2,980円	2,980円	5,960円
世田谷区立宮坂区民センター	第２体育室	4,470円	2,980円	2,980円	5,960円

改正前

	第４会議室	1,260円	840円	840円	840円	840円
	第５会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第６会議室	300円	200円	200円	200円	200円
	第７会議室	810円	540円	540円	540円	540円
	茶室	300円	200円	200円	200円	200円
	料理講習室	300円	200円	200円	200円	200円
	大広間				1,100円	1,100円

備考　二の使用区分にわたり施設を使用をする場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

２　午前、午後Ａ、午後Ｂ及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夜間
		午前９時から正午まで	午後１時から午後３時まで	午後３時30分から午後５時30分まで	午後６時から午後10時まで
世田谷区立弦巻区民センター	体育室	3,450円	2,300円	2,300円	4,600円
世田谷区立宮坂区民センター	第２体育室	3,450円	2,300円	2,300円	4,600円

改正後

世田谷区立桜丘区民センター	第１集会室兼体育室	4,470円	2,980円	2,980円	5,960円
	第２集会室兼体育室	4,470円	2,980円	2,980円	5,960円

３　午前Ａ、午前Ｂ、午後Ａ、午後Ｂ及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前Ａ 午前９時から午前11時まで	午前Ｂ 午前11時30分から午後１時30分まで	午後Ａ 午後２時から午後４時まで	午後Ｂ 午後４時30分から午後６時30分まで	夜間 午後７時から午後10時まで
世田谷区立宮坂区民センター	第１体育室	4,160円	4,160円	4,160円	4,160円	6,240円
世田谷区立烏山区民センター	音楽室	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,620円
	体育室	700円	700円	700円	700円	1,050円

改正前

世田谷区立桜丘区民センター	第１集会室兼体育室	3,450円	2,300円	2,300円	4,600円
	第２集会室兼体育室	3,450円	2,300円	2,300円	4,600円

３　午前Ａ、午前Ｂ、午後Ａ、午後Ｂ及び夜間の使用区分により使用する施設

名称	施設の種別	午前Ａ 午前９時から午前11時まで	午前Ｂ 午前11時30分から午後１時30分まで	午後Ａ 午後２時から午後４時まで	午後Ｂ 午後４時30分から午後６時30分まで	夜間 午後７時から午後10時まで
世田谷区立宮坂区民センター	第１体育室	3,200円	3,200円	3,200円	3,200円	4,800円
世田谷区立烏山区民センター	音楽室	840円	840円	840円	840円	1,260円
	体育室	540円	540円	540円	540円	810円

令和７年１月８日
スポーツ推進部

世田谷区立総合運動場条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　区民生活常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改定後料金適用開始

世田谷区立総合運動場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立総合運動場条例	○世田谷区立総合運動場条例
昭和41年３月30日条例第20号	昭和41年３月30日条例第20号
改正	改正
昭和42年３月25日条例第13号	昭和42年３月25日条例第13号
昭和42年７月１日条例第31号	昭和42年７月１日条例第31号
昭和42年９月20日条例第42号	昭和42年９月20日条例第42号
昭和44年３月26日条例第13号	昭和44年３月26日条例第13号
昭和45年３月27日条例第11号	昭和45年３月27日条例第11号
昭和46年３月10日条例第４号	昭和46年３月10日条例第４号
昭和48年３月31日条例第４号	昭和48年３月31日条例第４号
昭和51年３月22日条例第23号	昭和51年３月22日条例第23号
昭和52年６月24日条例第23号	昭和52年６月24日条例第23号
昭和54年３月23日条例第23号	昭和54年３月23日条例第23号
昭和56年12月１日条例第58号	昭和56年12月１日条例第58号
昭和58年３月29日条例第16号	昭和58年３月29日条例第16号
昭和61年３月29日条例第26号	昭和61年３月29日条例第26号
平成２年３月14日条例第25号	平成２年３月14日条例第25号
平成７年３月15日条例第27号	平成７年３月15日条例第27号
平成９年３月12日条例第36号	平成９年３月12日条例第36号
平成11年３月11日条例第21号	平成11年３月11日条例第21号
平成13年３月13日条例第42号	平成13年３月13日条例第42号
平成15年３月13日条例第35号	平成15年３月13日条例第35号
平成16年３月12日条例第27号	平成16年３月12日条例第27号
平成17年６月21日条例第43号	平成17年６月21日条例第43号
平成18年３月14日条例第47号	平成18年３月14日条例第47号
平成18年10月３日条例第69号	平成18年10月３日条例第69号

改正後	改正前
平成19年12月11日条例第72号 平成20年３月11日条例第２号 平成20年12月９日条例第68号 平成24年12月10日条例第65号 平成27年12月７日条例第63号 平成28年９月29日条例第43号 平成30年３月６日条例第20号 令和７年　月　日条例第　号	平成19年12月11日条例第72号 平成20年３月11日条例第２号 平成20年12月９日条例第68号 平成24年12月10日条例第65号 平成27年12月７日条例第63号 平成28年９月29日条例第43号 平成30年３月６日条例第20号
世田谷区立総合運動場条例	世田谷区立総合運動場条例
（目的） 第１条　この条例は、世田谷区立総合運動場（以下「総合運動場」という。）の設置、管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この条例は、世田谷区立総合運動場（以下「総合運動場」という。）の設置、管理等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（名称及び位置） 第２条　総合運動場の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。	（名称及び位置） 第２条　総合運動場の名称及び位置は、別表１のとおりとする。
（休場日） 第３条　総合運動場の休場日は、規則で定める。	（休場日） 第３条　総合運動場の休場日は、規則で定める。
（運営） 第４条　総合運動場は、体育、レクリエーションその他社会教育の振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与するよう総合的に管理運営しなければならないものとする。	（運営） 第４条　総合運動場は、体育、レクリエーションその他社会教育の振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与するよう総合的に管理運営しなければならないものとする。
（使用することができる者の範囲） 第５条　総合運動場の施設（駐車場を除く。以下この条、第17条及び別表第２において同じ。）を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第13条の規定により総合運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。以下この条、次条、第９条（第１項第５号を除く。）及び第10条において同じ。）が認めたときは、この限りでない。	（使用することができる者の範囲） 第５条　総合運動場の施設（駐車場を除く。以下この条、第17条及び別表２において同じ。）を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第13条の規定により総合運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。以下この条、次条、第９条（第１項第５号を除く。）及び第10条において同じ。）が認めたときは、この限りでない。

改正後			
区分	名称	種別	使用することができる者
団体	世田谷区立大蔵運動場	体育館（主競技場、第１武道場（畳）、第２武道場（床）、弓道場、エアーライフル場、体育室及び会議室兼軽運動室）洋弓場 水泳場 野球場 陸上競技場	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 ２　構成員の総数が５人以上であること。

改正前			
区分	名称	種別	使用することができる者
団体	世田谷区立大蔵運動場	体育館（主競技場、第１武道場（畳）、第２武道場（床）、弓道場、エアーライフル場、体育室及び会議室兼軽運動室）洋弓場 水泳場　野球場　陸上競技場	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 ２　構成員の総数が５人以上であ

改正後				改正前			
							ること。
		庭球場	構成員の２人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が４人以下の団体又は区民等の団体			庭球場	構成員の２人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が４人以下の団体又は区民等の団体
	世田谷区立二子玉川緑地運動場	サッカー場 少年サッカー場　球技場 野球場 少年野球場	区民等の団体		世田谷区立二子玉川緑地運動場	サッカー場 少年サッカー場　球技場 野球場　少年野球場	区民等の団体
個人	世田谷区立大蔵運動場	体育館（第１武道場（畳）、第２武道場（床）	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）	個人	世田谷区立大蔵運動場	体育館（第１武道場（畳）、第２武道場（床）、弓道場、エアーライフル場、体	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）

改正後					改正前				
			、弓道場、エアーライフル場、体育室及び会議室兼軽運動室） 洋弓場 水泳場 陸上競技場					育室及び会議室兼軽運動室）　洋弓場 水泳場　陸上競技場	
			体育館（トレーニングルーム）	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）				体育館（トレーニングルーム）	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）
２　前項に定めるもののほか、第17条第２項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、総合運動場の施設を使用することができ					２　前項に定めるもののほか、第17条第２項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、総合運動場の施設を使用することができ				

改正後	改正前
る。 3　陸上競技場の附帯設備を使用することができる者は、区民等の団体及び第17条第２項第１号から第５号までに規定する団体、学校等とする。 （使用） 第６条　総合運動場の施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。 2　前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 3　区長は、工事その他の理由により陸上競技場のトラックを除く部分を使用させることができない場合において管理上支障のないときは、区民等の団体及び第17条第２項第１号から第５号までに規定する団体、学校等に対し、陸上競技場のトラック及び附帯設備の使用を承認することができる。 （使用権の譲渡禁止） 第７条　使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （設備の変更禁止） 第８条　使用者は、総合運動場に特別の設備をしたり、又は変更を加えてはならない。 （使用の不承認） 第９条　次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、使用の承認をしない。 （１）　営利を目的とするとき（規則で定める場合を除く。）。 （２）　秩序をみだすおそれがあると認めたとき。 （３）　施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除	る。 3　陸上競技場の附帯設備を使用することができる者は、区民等の団体及び第17条第２項第１号から第５号までに規定する団体、学校等とする。 （使用） 第６条　総合運動場の施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。 2　前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 3　区長は、工事その他の理由により陸上競技場のトラックを除く部分を使用させることができない場合において管理上支障のないときは、区民等の団体及び第17条第２項第１号から第５号までに規定する団体、学校等に対し、陸上競技場のトラック及び附帯設備の使用を承認することができる。 （使用権の譲渡禁止） 第７条　使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （設備の変更禁止） 第８条　使用者は、総合運動場に特別の設備をしたり、又は変更を加えてはならない。 （使用の不承認） 第９条　次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、使用の承認をしない。 （１）　営利を目的とするとき（規則で定める場合を除く。）。 （２）　秩序をみだすおそれがあると認めたとき。 （３）　施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除

改正後	改正前
活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。	活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
（４）　管理上支障があると認めたとき。	（４）　管理上支障があると認めたとき。
（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。	（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。
２　区長は、総合運動場の施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。	２　区長は、総合運動場の施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。
（１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。	（１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。
（２）　施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。	（２）　施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。	（３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。
（使用の取消し等）	（使用の取消し等）
第10条　次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。	第10条　次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。
（１）　使用目的又は使用条件に違反したとき。	（１）　使用目的又は使用条件に違反したとき。
（２）　この条例又は区長の指示に違反したとき。	（２）　この条例又は区長の指示に違反したとき。
（３）　災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。	（３）　災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。
（４）　工事その他の都合により、区長が必要と認めたとき。	（４）　工事その他の都合により、区長が必要と認めたとき。
２　前項の処分により使用者に生じた損害については、区長は、その責を負わない。	２　前項の処分により使用者に生じた損害については、区長は、その責を負わない。
（原状回復）	（原状回復）
第11条　使用者は、使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。	第11条　使用者は、使用を終了したときは、設備を原状に回復しなければならない。

改正後	改正前
2　前条第１項の規定により使用を停止され、又は使用承認を取り消されたときもまた同様とする。	2　前条第１項の規定により使用を停止され、又は使用承認を取り消されたときもまた同様とする。
（損害賠償）	（損害賠償）
第12条　使用者は、使用に際し施設等に損害を生ぜしめた場合には、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、区長は、賠償額を減額し、又は免除することができる。	第12条　使用者は、使用に際し施設等に損害を生ぜしめた場合には、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めたときは、区長は、賠償額を減額し、又は免除することができる。
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
第13条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に総合運動場の管理を行わせるものとする。	第13条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に総合運動場の管理を行わせるものとする。
（指定管理者の指定の手続）	（指定管理者の指定の手続）
第14条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。	第14条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。
2　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	2　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
3　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、総合運動場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。	3　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、総合運動場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。
（１）　スポーツの振興に関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。	（１）　スポーツの振興に関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
（２）　総合運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。	（２）　総合運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
（３）　総合運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	（３）　総合運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、	4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、

改正後	改正前
議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等）	（指定管理者の業務等）
第15条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第15条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）　施設等の使用の承認等に関する業務	（１）　施設等の使用の承認等に関する業務
（２）　施設等の維持管理に関する業務	（２）　施設等の維持管理に関する業務
（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、総合運動場の適正な管理を行わなければならない。	２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、総合運動場の適正な管理を行わなければならない。
（利用料金）	（利用料金）
第16条　使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。	第16条　使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。
２　利用料金の額は、別表第２のとおりとする。	２　利用料金の額は、別表２のとおりとする。
３　使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。	３　使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。
４　利用料金は、指定管理者の収入とする。	４　利用料金は、指定管理者の収入とする。
（利用料金の減免）	（利用料金の減免）
第17条　指定管理者は、前条第２項の利用料金の額から１割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。	第17条　指定管理者は、前条第２項の利用料金の額から１割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。
２　指定管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（総合運動場の施設の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。	２　指定管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（総合運動場の施設の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。
（１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額	（１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額
（２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額	（２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額
（３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこ	（３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこ

改正後	改正前
れらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額 （４）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 （７）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額	れらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額 （４）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 （７）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額
３　指定管理者は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 （１）　道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。　全額 （２）　区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。　全額 （３）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者（以下「障害者」という。）が利用する自動車を駐車させるとき。　全額 （４）　前３号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。	３　指定管理者は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 （１）　道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。　全額 （２）　区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。　全額 （３）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者（以下「障害者」という。）が利用する自動車を駐車させるとき。　全額 （４）　前３号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

改正後	改正前
区長が相当と認めた額 ４　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（総合運動場の附帯設備の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 ５　第２項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 （利用料金の還付） 第18条　指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。 （委任） 第19条　この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 附　則 この条例は、昭和41年４月１日から施行する。ただし、総合運動場の公用開始の日〔昭和41年６月21日（昭和41年６月10日付世教委規則第８号）〕は、委員会が、別に定める。 付　則（昭和42年３月25日条例第13号） この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年６月世教委規則第５号で、同42年７月９日から施行） 付　則（昭和42年７月１日条例第31号） この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年９月世教委規則第７号で、同42年10月１日から施行） 付　則（昭和42年９月20日条例第42号） この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年９月世教委規則第７号で、同42年10月１日から施行） 付　則（昭和44年３月26日条例第13号）	区長が相当と認めた額 ４　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（総合運動場の附帯設備の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 ５　第２項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 （利用料金の還付） 第18条　指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。 （委任） 第19条　この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 附　則 この条例は、昭和41年４月１日から施行する。ただし、総合運動場の公用開始の日〔昭和41年６月21日（昭和41年６月10日付世教委規則第８号）〕は、委員会が、別に定める。 付　則（昭和42年３月25日条例第13号） この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年６月世教委規則第５号で、同42年７月９日から施行） 付　則（昭和42年７月１日条例第31号） この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年９月世教委規則第７号で、同42年10月１日から施行） 付　則（昭和42年９月20日条例第42号） この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和42年９月世教委規則第７号で、同42年10月１日から施行） 付　則（昭和44年３月26日条例第13号）

改正後	改正前
この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和44年５月世教委規則第３号で、同44年６月１日から施行）	この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和44年５月世教委規則第３号で、同44年６月１日から施行）
付　則（昭和45年３月27日条例第11号）	付　則（昭和45年３月27日条例第11号）
この条例の施行期日は、委員会規則で定める。	この条例の施行期日は、委員会規則で定める。
付　則（昭和46年３月10日条例第４号）	付　則（昭和46年３月10日条例第４号）
この条例は、昭和46年５月１日から施行する。	この条例は、昭和46年５月１日から施行する。
付　則（昭和48年３月31日条例第４号）	付　則（昭和48年３月31日条例第４号）
１　この条例は、昭和48年４月１日から施行する。ただし、東京都世田谷区立二子玉川緑地運動場の公用開始の日〔昭和48年８月１日（昭和48年８月１日付世教委規則第７号）〕は、委員会が別に定める。	１　この条例は、昭和48年４月１日から施行する。ただし、東京都世田谷区立二子玉川緑地運動場の公用開始の日〔昭和48年８月１日（昭和48年８月１日付世教委規則第７号）〕は、委員会が別に定める。
２　改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和48年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。	２　改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和48年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。
付　則（昭和51年３月22日条例第23号）	付　則（昭和51年３月22日条例第23号）
１　この条例は、昭和51年４月１日から施行する。	１　この条例は、昭和51年４月１日から施行する。
２　改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和51年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。	２　改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和51年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。
付　則（昭和52年６月24日条例第23号）	付　則（昭和52年６月24日条例第23号）
この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和52年９月世教委規則第９号で、同52年９月10日から施行）	この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和52年９月世教委規則第９号で、同52年９月10日から施行）
付　則（昭和54年３月23日条例第23号）	付　則（昭和54年３月23日条例第23号）
この条例は、昭和54年４月１日から施行する。	この条例は、昭和54年４月１日から施行する。
付　則（昭和56年12月１日条例第58号）	付　則（昭和56年12月１日条例第58号）
この条例は、昭和57年４月１日から施行する。	この条例は、昭和57年４月１日から施行する。
付　則（昭和58年３月29日条例第16号）	付　則（昭和58年３月29日条例第16号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立二子玉川緑地運動場の球技場の公用開始の日は、東京都世田谷区教育委員	この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立二子玉川緑地運動場の球技場の公用開始の日は、東京都世田谷区教育委員

改正後	改正前
会が定める。（昭和58年８月１日＝昭和58年７月29日付世教委告示第３号）	会が定める。（昭和58年８月１日＝昭和58年７月29日付世教委告示第３号）
付　則（昭和61年３月29日条例第26号）	付　則（昭和61年３月29日条例第26号）
１　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。	１　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。
２　この条例による改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の東京都世田谷区立総合運動場条例の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。
付　則（平成２年３月14日条例第25号）	付　則（平成２年３月14日条例第25号）
この条例は、平成２年４月１日から施行する。	この条例は、平成２年４月１日から施行する。
附　則（平成７年３月15日条例第27号）	附　則（平成７年３月15日条例第27号）
１　この条例は、公布の日から起算して５月を超えない範囲内において世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（平成７年５月世教委規則第14号で、同７年７月21日から施行）ただし、別表２の改正規定（世田谷区立大蔵運動場水泳場に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。	１　この条例は、公布の日から起算して５月を超えない範囲内において世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（平成７年５月世教委規則第14号で、同７年７月21日から施行）ただし、別表２の改正規定（世田谷区立大蔵運動場水泳場に係る部分を除く。）は、公布の日から施行する。
２　世田谷区立大蔵運動場水泳場の使用料については、この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日から世田谷区教育委員会が定める日（平成７年８月31日＝平成７年５月11日世教委告示第２号）までの間、免除するものとする。	２　世田谷区立大蔵運動場水泳場の使用料については、この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日から世田谷区教育委員会が定める日（平成７年８月31日＝平成７年５月11日世教委告示第２号）までの間、免除するものとする。
附　則（平成９年３月12日条例第36号）	附　則（平成９年３月12日条例第36号）
１　この条例は、平成９年８月１日から施行する。	１　この条例は、平成９年８月１日から施行する。
２　この条例による改正後の第３条の２の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格について適用する。	２　この条例による改正後の第３条の２の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格について適用する。
３　この条例による改正後の第５条及び別表２の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	３　この条例による改正後の第５条及び別表２の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
附　則（平成11年３月11日条例第21号）	附　則（平成11年３月11日条例第21号）
この条例は、平成11年４月１日から施行する。	この条例は、平成11年４月１日から施行する。

改正後	改正前
附　則（平成13年３月13日条例第42号） この条例は、平成13年５月１日から施行する。ただし、世田谷区立二子玉川緑地運動場の少年サッカー場の公用開始の日は、世田谷区教育委員会が別に定める。（平成13年７月１日＝平成13年５月１日付世教委告示第１号） 附　則（平成15年３月13日条例第35号） １　この条例は、平成15年10月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例の規定は、平成15年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 ３　この条例の施行前に平成15年10月１日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立総合運動場の施設又は附帯設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付した者とみなす。 ４　この条例による改正前の第５条第２項及び別表２の規定に基づき発行された回数券は、平成15年10月１日以後においても、なお使用することができる。この場合において、当該回数券を使用した者については、当該回数券の券面に表示する額に相当する額の利用料金の納付があったものとみなす。 ５　この条例による改正後の第９条第２項第２号の規定の適用については、世田谷区教育委員会が定める日までの間、同号中「施設等の利用に係る料金」とあるのは、「使用料又は施設等の利用に係る料金」とする。 附　則（平成16年３月12日条例第27号） この条例は、平成16年４月１日から施行する。 附　則（平成17年６月21日条例第43号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。	附　則（平成13年３月13日条例第42号） この条例は、平成13年５月１日から施行する。ただし、世田谷区立二子玉川緑地運動場の少年サッカー場の公用開始の日は、世田谷区教育委員会が別に定める。（平成13年７月１日＝平成13年５月１日付世教委告示第１号） 附　則（平成15年３月13日条例第35号） １　この条例は、平成15年10月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例の規定は、平成15年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 ３　この条例の施行前に平成15年10月１日以後の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立総合運動場の施設又は附帯設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付した者とみなす。 ４　この条例による改正前の第５条第２項及び別表２の規定に基づき発行された回数券は、平成15年10月１日以後においても、なお使用することができる。この場合において、当該回数券を使用した者については、当該回数券の券面に表示する額に相当する額の利用料金の納付があったものとみなす。 ５　この条例による改正後の第９条第２項第２号の規定の適用については、世田谷区教育委員会が定める日までの間、同号中「施設等の利用に係る料金」とあるのは、「使用料又は施設等の利用に係る料金」とする。 附　則（平成16年３月12日条例第27号） この条例は、平成16年４月１日から施行する。 附　則（平成17年６月21日条例第43号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
（経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例（以下「旧条例」という。）第13条の規定により管理を委託している世田谷区立総合運動場（以下「総合運動場」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例（以下「新条例」という。）第14条第４項の規定により、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が当該総合運動場に係る指定管理者（新条例第５条第１項ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた総合運動場について指定管理者を指定しようとする場合において、当該総合運動場の管理を受託している者から新条例第14条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該総合運動場の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該総合運動場の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 ４　旧条例第15条第１項の規定に基づき発行された回数券は、新条例第17条第１項の規定に基づき発行された回数券とみなす。 附　則（平成18年３月14日条例第47号） この条例は、平成18年４月１日から施行する。ただし、世田谷区立大蔵運動場の体育館（体育室、会議室兼軽運動室及びトレーニングルームに限る。）の公用開始の日は、世田谷区教育委員会が別に定める。 附　則（平成18年10月３日条例第69号） この条例は、平成19年１月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第72号）	（経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例（以下「旧条例」という。）第13条の規定により管理を委託している世田谷区立総合運動場（以下「総合運動場」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例（以下「新条例」という。）第14条第４項の規定により、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が当該総合運動場に係る指定管理者（新条例第５条第１項ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた総合運動場について指定管理者を指定しようとする場合において、当該総合運動場の管理を受託している者から新条例第14条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該総合運動場の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該総合運動場の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 ４　旧条例第15条第１項の規定に基づき発行された回数券は、新条例第17条第１項の規定に基づき発行された回数券とみなす。 附　則（平成18年３月14日条例第47号） この条例は、平成18年４月１日から施行する。ただし、世田谷区立大蔵運動場の体育館（体育室、会議室兼軽運動室及びトレーニングルームに限る。）の公用開始の日は、世田谷区教育委員会が別に定める。 附　則（平成18年10月３日条例第69号） この条例は、平成19年１月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第72号）

改正後	改正前
1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の別表２の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附　則（平成20年３月11日条例第２号抄） （施行期日） 1　この条例は、平成20年４月１日から施行する。 （世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置） 6　この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 附　則（平成20年12月９日条例第68号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例の規定は、平成21年４月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附　則（平成24年12月10日条例第65号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の第17条第５項及び別表２の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附　則（平成27年12月７日条例第63号） 1　この条例は、平成28年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。	1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の別表２の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附　則（平成20年３月11日条例第２号抄） （施行期日） 1　この条例は、平成20年４月１日から施行する。 （世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置） 6　この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 附　則（平成20年12月９日条例第68号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例の規定は、平成21年４月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附　則（平成24年12月10日条例第65号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の第17条第５項及び別表２の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。 附　則（平成27年12月７日条例第63号） 1　この条例は、平成28年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

改正後	改正前
2　この条例の施行前に世田谷区立大蔵運動場の駐車場（以下「運動場駐車場」という。）に相当する世田谷区立大蔵運動公園駐車場（以下「公園駐車場」という。）に関し、世田谷区立公園条例の一部を改正する条例（平成27年12月世田谷区条例第68号）による改正前の世田谷区立公園条例（昭和33年４月世田谷区条例第４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、運動場駐車場に関し、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例（以下「新条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。	2　この条例の施行前に世田谷区立大蔵運動場の駐車場（以下「運動場駐車場」という。）に相当する世田谷区立大蔵運動公園駐車場（以下「公園駐車場」という。）に関し、世田谷区立公園条例の一部を改正する条例（平成27年12月世田谷区条例第68号）による改正前の世田谷区立公園条例（昭和33年４月世田谷区条例第４号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、運動場駐車場に関し、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例（以下「新条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
3　新条例別表２の１の部駐車場の款の規定は、施行日以後に納付される公園駐車場及び運動場駐車場の使用に係る料金について適用する。	3　新条例別表２の１の部駐車場の款の規定は、施行日以後に納付される公園駐車場及び運動場駐車場の使用に係る料金について適用する。
附　則（平成28年９月29日条例第43号） この条例は、公布の日から施行する。	附　則（平成28年９月29日条例第43号） この条例は、公布の日から施行する。
附　則（平成30年３月６日条例第20号）	附　則（平成30年３月６日条例第20号）
1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条第１項の改正規定、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第16条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に１項を加える改正規定は、平成30年10月１日から施行する。	1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条第１項の改正規定、同条第２項を同条第３項とし、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第16条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に１項を加える改正規定は、平成30年10月１日から施行する。
2　この条例による改正後の別表２の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。	2　この条例による改正後の別表２の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
附　則（令和７年３月　日条例第　号）	
1　この条例は、公布の日から施行する。	
2　この条例による改正後の別表第２の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。	
別表第１（第２条）	別表１（第２条）

名称	位置

名称	位置

改正後

世田谷区立大蔵運動場	東京都世田谷区大蔵四丁目６番１号
同　二子玉川緑地運動場	同　鎌田一丁目・二丁目・宇奈根一丁目・神奈川県川崎市高津区宇奈根・久地先

別表第２（第16条関係）

１　世田谷区立大蔵運動場

体育館・洋弓場（団体）

区分		単位時間等及び利用料金			
		規則で定める単位時間		全日	
		１時間につき		午前９時から午後９時まで	
種別		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
体育館	主競技場	5,720円	6,850円	58,990円	70,760円
	第１武道場（畳）	720円	810円	7,020円	8,330円

改正前

世田谷区立大蔵運動場	東京都世田谷区大蔵四丁目６番１号
同　二子玉川緑地運動場	同　鎌田一丁目・二丁目・宇奈根一丁目・神奈川県川崎市高津区宇奈根・久地先

別表２（第16条関係）

１　世田谷区立大蔵運動場

体育館（トレーニングルームを除く。）・洋弓場

区分		団体				個人		
		単位時間等及び利用料金				単位時間	利用料金（１人）	
		規則で定める単位時間		全日				
		１時間につき		午前９時から午後９時まで				
種別		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日		平日	日曜日、土曜日及び休日
体育館	主競技場	5,040円	6,040円	51,980円	62,350円			
	第１武道場（畳）	640円	720円	6,190円	7,340円	１時間以内	280円	330円

改正後					改正前								
	第２武道場（床）	720円	810円	7,020円	8,330円		第２武道場（床）	640円	720円	6,190円	7,340円			
	弓道場	720円	810円	7,020円	8,330円		弓道場	640円	720円	6,190円	7,340円			
	エアーライフル場	890円	1,050円	8,810円	10,450円		エアーライフル場	790円	930円	7,770円	9,210円			
	体育室	720円	810円	7,020円	8,330円		体育室	640円	720円	6,190円	7,340円			
	会議室兼軽運動室	560円	640円	5,390円	6,360円		会議室兼軽運動室	500円	570円	4,750円	5,610円			
洋弓場		890円	1,050円	8,810円	10,450円	洋弓場		790円	930円	7,770円	9,210円	１時間以内	280円	330円

体育館・洋弓場（個人）

区分			
種別	単位時間	利用料金	
		平日	日曜日、土曜日及び休日

体育館（トレーニングルームに限る。）

区分	個人	
種別	単位時間	利用料金

改正後										改正前				
			大人	高齢者（65歳以上）	子ども（18歳以下）	障害者	大人	高齢者（65歳以上）	子ども（18歳以下）	障害者				
体育館	第１武道場（畳）	１時間以内	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	第２武道場（床）		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	弓道場		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	エアーライフル場		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	体育室		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	会議室兼軽運動室		310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円				
	トレ	2	590円	180円	180円	180円	590円	180円	180円	180円	体育	トレーニングル	２時間以	高齢者（65歳以上） 150円

改正後

	ーニングルーム	時間以内								
		1時間以内	290円	90円	90円	90円	290円	90円	90円	90円
洋弓場		1時間以内	310円	100円	100円	100円	370円	120円	120円	120円

水泳場

区分 種別	団体		個人		
	単位時間	利用料金	単位時間	利用料金	
水泳場	1コース2時間以内	50メートルプールにあっては10,620円、25メートルプールにあっては7,080円	6月から9月までの間にあっては2時間以内、10月から5月までの間にあっては1回	大人	590円
				高齢者（65歳以上）	180円
				子ども（18歳以下（幼児を除く。））	180円
				幼児	無料

改正前

館	ーム	内		
			障害者	150円
			上記以外の者	520円
		1時間以内	高齢者（65歳以上）	80円
			障害者	80円
			上記以外の者	260円

水泳場

区分 種別	団体		個人		
	単位時間	利用料金	単位時間	利用料金	
水泳場	1コース2時間以内	50メートルプールにあっては9,360円、25メートルプールにあっては6,240円	6月から9月までの間にあっては2時間以内、10月から5月までの間にあっては1回	大人	520円
				高齢者（65歳以上）	150円
				小人（小・中学生）	150円
				幼児	無料

改正後						改正前					
				障害者	180円					障害者	150円
				障害者（18歳以下に限る。）	無料					障害者（小・中学生に限る。）	無料
				障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料					障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料
			1時間以内	大人	290円				1時間以内	大人	260円
				高齢者（65歳以上）	90円					高齢者（65歳以上）	80円
				子ども（18歳以下（幼児を除く。））	90円					小人（小・中学生）	80円
				幼児	無料					幼児	無料
				障害者	90円					障害者	80円
				障害者（18歳以下に限る。）	無料					障害者（小・中学生に限る。）	無料
				障害者の介護者	無料					障害者の介護者	無料

改正後					
				（区長が定める人数に限る。）	

庭球場・野球場

区分 種別	団体	
	単位時間等及び利用料金	
	規則で定める単位時間	
	１面１時間につき	
	平日	日曜日、土曜日及び休日
庭球場	1,540円	1,840円
野球場	2,280円	2,680円

陸上競技場

区分	団体				個人		
	単位時間等及び利用料金				単位時間等及び利用料金		
	規則で定める単位時間		全日		規則で定める単位時間		
	１時間につき		午前９時から午後５時まで		１時間につき		
種別	平日	日曜日、土曜日及び休	平日	日曜日、土曜日及び休	使用者	平日	日曜日、土曜日及び休日

改正前					
				（区長が定める人数に限る。）	

庭球場・野球場

区分 種別	団体	
	単位時間等及び利用料金	
	規則で定める単位時間	
	１面１時間につき	
	平日	日曜日、土曜日及び休日
庭球場	1,440円	1,720円
野球場	2,010円	2,370円

陸上競技場

区分	団体				個人	
	単位時間等及び利用料金				単位時間等及び利用料金	
	規則で定める単位時間		全日		規則で定める単位時間	
	１時間につき		午前９時から午後５時まで		１時間につき	
種別	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日

改正後

		日		日			
陸上競技場	6,440円	7,670円	44,120円	52,940円	大人	150円	180円
					高齢者（65歳以上）	50円	60円
					子ども（18歳以下）	50円	60円
					障害者	50円	60円

附帯設備

区分		団体	
種別		単位時間等	利用料金
夜間照明	庭球場	1面1時間につき	930円
	野球場	1面1時間につき	3,740円
	陸上競技場	1時間につき	2,800円
電子計測器	陸上競技場	1式1回	3,400円

駐車場

単位時間	利用料金
自動車1台　20分以内	100円

備考

1　単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。

2　トレーニングルーム及び水泳場を個人で使用する場合におい

改正前

陸上競技場	5,680円	6,760円	38,880円	46,650円	140円	160円

附帯設備

区分		団体	
種別		単位時間等	利用料金
夜間照明	庭球場	1面1時間につき	820円
	野球場	1面1時間につき	3,300円
	陸上競技場	1時間につき	2,470円
電子計測器	陸上競技場	1式1回	3,000円

駐車場

単位時間	利用料金
自動車1台　30分以内	100円

備考

1　単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。

2　トレーニングルーム及び水泳場を個人で使用する場合におい

改正後	改正前
て、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては150円、高齢者（65歳以上の者をいう。）、子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。）及び障害者（18歳以下の者を除く。）にあっては50円を徴収する。	て、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては130円、高齢者、小人及び障害者（小・中学生を除く。）にあっては40円を徴収する。
３　使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を領収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の２倍の額とする。	３　使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を領収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の２倍の額とする。
４　興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を領収する場合の利用料金の２倍の額とする。	４　興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を領収する場合の利用料金の２倍の額とする。
５　主競技場の面積の２分の１を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の２分の１の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	５　主競技場の面積の２分の１を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の２分の１の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
６　庭球場若しくは野球場又は附帯設備（夜間照明に限る。以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。	６　庭球場若しくは野球場又は附帯設備（夜間照明に限る。以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。
７　第６条第３項の規定により陸上競技場のトラックを使用する場合の利用料金は、陸上競技場の団体の区分での使用に係る利用料金の８割の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。	７　第６条第３項の規定により陸上競技場のトラックを使用する場合の利用料金は、陸上競技場の団体の区分での使用に係る利用料金の８割の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
２　世田谷区立二子玉川緑地運動場	２　世田谷区立二子玉川緑地運動場
サッカー場等	サッカー場等

区分	団体
単位時間等及び利用料金	
規則で定める単位時間	
１面１時間につき	

区分	団体
単位時間等及び利用料金	
規則で定める単位時間	
１面１時間につき	

改正後

種別	平日	日曜日、土曜日及び休日
サッカー場	1,050円	1,230円
少年サッカー場	1,050円	1,230円
球技場	1,050円	1,230円
野球場	1,050円	1,230円
少年野球場	1,050円	1,230円

駐車場

単位時間	利用料金	
	平日	日曜日、土曜日及び休日
自動車１台　20分以内	無料	100円

備考

1　単位時間を規則で定める場合の利用料金は、１時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。

2　使用者が入場料を領収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の２倍の額とする。

3　興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を領収する場合の利用料金の２倍の額とする。

4　施設の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、施設を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。

5　小学生又は中学生を主な構成員とする団体が少年サッカー場又は少年野球場を使用する場合の当該利用料金は、無料とする。

改正前

種別	平日	日曜日、土曜日及び休日
サッカー場	930円	1,090円
少年サッカー場	930円	1,090円
球技場	930円	1,090円
野球場	930円	1,090円
少年野球場	930円	1,090円

駐車場

単位時間	利用料金	
	平日	日曜日、土曜日及び休日
自動車１台　30分以内	無料	100円

備考

1　単位時間を規則で定める場合の利用料金は、１時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。

2　使用者が入場料を領収する場合の施設の利用料金は、当該規定利用料金の２倍の額とする。

3　興行を目的とする場合の施設の利用料金は、入場料を領収する場合の利用料金の２倍の額とする。

4　施設の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、施設を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。

5　小学生又は中学生を主な構成員とする団体が少年サッカー場又は少年野球場を使用する場合の当該利用料金は、無料とする。

令和７年１月８日
スポーツ推進部

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　区民生活常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改定後料金適用開始

世田谷区立大蔵第二運動場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立大蔵第二運動場条例 平成21年６月22日条例第29号 改正 平成23年３月８日条例第12号 平成24年12月10日条例第68号 平成27年12月７日条例第64号 平成29年３月７日条例第13号 平成30年３月６日条例第23号 令和２年９月30日条例第39号 令和３年６月25日条例第33号 令和７年　月　日条例第　号	○世田谷区立大蔵第二運動場条例 平成21年６月22日条例第29号 改正 平成23年３月８日条例第12号 平成24年12月10日条例第68号 平成27年12月７日条例第64号 平成29年３月７日条例第13号 平成30年３月６日条例第23号 令和２年９月30日条例第39号 令和３年６月25日条例第33号
世田谷区立大蔵第二運動場条例	世田谷区立大蔵第二運動場条例
（目的及び設置） 第１条　区民にスポーツ及びレクリエーション活動を行う機会及び場を提供することにより、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与するため、世田谷区立大蔵第二運動場（以下「運動場」という。）を設置する。	（目的及び設置） 第１条　区民にスポーツ及びレクリエーション活動を行う機会及び場を提供することにより、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与するため、世田谷区立大蔵第二運動場（以下「運動場」という。）を設置する。
（名称及び位置） 第２条　運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）　名称　世田谷区立大蔵第二運動場 （２）　位置　東京都世田谷区大蔵四丁目７番１号	（名称及び位置） 第２条　運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）　名称　世田谷区立大蔵第二運動場 （２）　位置　東京都世田谷区大蔵四丁目７番１号
（施設） 第３条　運動場の施設は、次のとおりとする。 （１）　体育館 （２）　庭球場 （３）　集会室	（施設） 第３条　運動場の施設は、次のとおりとする。 （１）　体育館 （２）　庭球場 （３）　集会室

改正後	改正前
（４） ゴルフ練習場 （５） 宿泊室 （６） 屋外プール （７） トレーニングルーム（サウナを含む。） （８） 駐車場	（４） ゴルフ練習場 （５） 宿泊室 （６） 屋外プール （７） トレーニングルーム（サウナを含む。） （８） 駐車場
（休場日及び使用時間） 第４条 運動場の休場日及び使用時間は、規則で定める。	（休場日及び使用時間） 第４条 運動場の休場日及び使用時間は、規則で定める。
（事業） 第５条 運動場は、次に掲げる事業を行う。 （１） スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための事業 （２） 運動場の施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。 （３） 前２号に掲げるもののほか、運動場の目的を達成するために必要な事業	（事業） 第５条 運動場は、次に掲げる事業を行う。 （１） スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための事業 （２） 運動場の施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を利用に供すること。 （３） 前２号に掲げるもののほか、運動場の目的を達成するために必要な事業
（使用することができる者の範囲） 第６条 運動場の施設のうち、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第11条の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。次条（第３項第５号を除く。）、第８条から第10条まで及び別表第１において同じ。）が認めたときは、この限りでない。 ２ 前項に定めるもののほか、第15条第１項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる。	（使用することができる者の範囲） 第６条 運動場の施設のうち、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げるものとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第11条の規定により運動場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。次条（第３項第５号を除く。）、第８条から第10条まで及び別表第１において同じ。）が認めたときは、この限りでない。 ２ 前項に定めるもののほか、第15条第１項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、別表第１左欄に掲げる施設を使用することができる。
（使用の手続等） 第７条 施設等を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。 ２ 前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田	（使用の手続等） 第７条 施設等を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。 ２ 前項に規定する施設等の使用の承認に係る手続については、世田

改正後	改正前
谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。	谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。
３　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。	３　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。
（１）　営利を目的とするとき。	（１）　営利を目的とするとき。
（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。	（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。
（３）　施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。	（３）　施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
（４）　管理上支障があるとき。	（４）　管理上支障があるとき。
（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。	（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。
４　区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。	４　区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。
（１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。	（１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。
（２）　施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。	（２）　施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。	（３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。
（優先使用）	（優先使用）
第８条　区長は、区民に優れたスポーツ及びレクリエーション活動を行う機会を提供するための事業を行う公共的団体（区が出資する法人に限る。第15条第１項第２号において同じ。）が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するときは、施設等を優先して使用	第８条　区長は、区民に優れたスポーツ及びレクリエーション活動を行う機会を提供するための事業を行う公共的団体（区が出資する法人に限る。第15条第１項第２号において同じ。）が、区の後援を受けて、当該事業を行うために使用するときは、施設等を優先して使用

改正後	改正前
させることができる。 （使用の条件） 第９条　区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 ２　区長は、必要があると認めたときは、前項の条件を変更することができる。 （承認の取消し等） 第10条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。 （１）　使用の目的又は条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。 （指定管理者による管理） 第11条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に運動場の管理を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続） 第12条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、運動場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　第５条各号に掲げる事業を十分に行う能力及び実績を有していること。	させることができる。 （使用の条件） 第９条　区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 ２　区長は、必要があると認めたときは、前項の条件を変更することができる。 （承認の取消し等） 第10条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。 （１）　使用の目的又は条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。 （指定管理者による管理） 第11条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に運動場の管理を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続） 第12条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、運動場の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　第５条各号に掲げる事業を十分に行う能力及び実績を有していること。

改正後	改正前
（２） 運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。	（２） 運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。
（３） 運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	（３） 運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
４ 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	４ 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
５ 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	５ 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等）	（指定管理者の業務等）
第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（１） 第５条各号に掲げる事業に関する業務	（１） 第５条各号に掲げる事業に関する業務
（２） 施設等の使用の承認等に関する業務	（２） 施設等の使用の承認等に関する業務
（３） 施設等の維持管理に関する業務	（３） 施設等の維持管理に関する業務
（４） 前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	（４） 前３号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
２ 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、運動場の適正な管理を行わなければならない。	２ 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、運動場の適正な管理を行わなければならない。
（利用料金）	（利用料金）
第14条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第２に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。	第14条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第２に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。
２ 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。	２ 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。
３ 指定管理者は、必要があると認めるときは、第１項の利用料金の額から1.5割以内の割引をした額をもって前払式証票を、１割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。	３ 指定管理者は、必要があると認めるときは、第１項の利用料金の額から1.5割以内の割引をした額をもって前払式証票を、１割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。
４ 指定管理者は、必要があると認めるときは、１月当たり第１項の利用料金の額（利用料金の額が使用者の区分に応じて異なる場合に	４ 指定管理者は、必要があると認めるときは、１月当たり第１項の利用料金の額（利用料金の額が使用者の区分に応じて異なる場合に

改正後	改正前
あっては、そのうちの最高額に相当する額）に12を乗じて得た額以内の額をもって定期利用券を発行することができる。	あっては、そのうちの最高額に相当する額）に12を乗じて得た額以内の額をもって定期利用券を発行することができる。
5　前払式証票、回数券又は定期利用券による使用に係る利用料金は、第１項の規定にかかわらず、当該前払式証票、回数券又は定期利用券を購入する際に納付しなければならない。	5　前払式証票、回数券又は定期利用券による使用に係る利用料金は、第１項の規定にかかわらず、当該前払式証票、回数券又は定期利用券を購入する際に納付しなければならない。
6　利用料金は、指定管理者の収入とする。	6　利用料金は、指定管理者の収入とする。
7　前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を区に納付させることができる。	7　前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を区に納付させることができる。
（利用料金の減免）	（利用料金の減免）
第15条　指定管理者は、前条第３項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場及び附帯設備の使用に係るものを除く。）を減額し、又は免除することができる。	第15条　指定管理者は、前条第３項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場及び附帯設備の使用に係るものを除く。）を減額し、又は免除することができる。
（１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額	（１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額
（２）　国、公共団体又は公共的団体が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額	（２）　国、公共団体又は公共的団体が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額
（３）　区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額	（３）　区内の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額
（４）　区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額	（４）　区外の私立の幼稚園、小学校、中学校若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額
（５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれらに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額	（５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれらに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額
（６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。　区長が相	（６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援する場合で、区長が必要と認めたとき。　区長が相

改正後	改正前
当と認めた額 （７） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 ２ 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の使用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 （１） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額 （２） 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額 （３） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者（以下「障害者」という。）が利用する自動車を駐車させるとき。 全額 （４） ゴルフ練習場を使用する者又はトレーニングルーム（サウナを含む。）を使用する者（定期利用券により使用する者に限る。）が利用する自動車を駐車させる場合であって、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 （５） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 ３ 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（附帯設備の使用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 （１） 区が直接公益のために使用するとき。 全額 （２） 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 ４ 第１項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があ	当と認めた額 （７） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 ２ 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の使用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 （１） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額 （２） 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額 （３） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者（以下「障害者」という。）が利用する自動車を駐車させるとき。 全額 （４） ゴルフ練習場を使用する者又はトレーニングルーム（サウナを含む。）を使用する者（定期利用券により使用する者に限る。）が利用する自動車を駐車させる場合であって、区長が特に必要があると認めたとき。 区長が相当と認めた額 （５） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 ３ 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（附帯設備の使用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 （１） 区が直接公益のために使用するとき。 全額 （２） 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 ４ 第１項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があ

改正後	改正前
るときは、その端数を切り捨てるものとする。 （利用料金の還付） 第16条　指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。 （施設等の変更禁止等） 第17条　使用者は、使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。 （使用権の譲渡等の禁止） 第18条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （原状回復の義務） 第19条　使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 （損害賠償） 第20条　施設等を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 （入場の制限等） 第21条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、運動場の使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　運動場を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （委任） 第22条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	るときは、その端数を切り捨てるものとする。 （利用料金の還付） 第16条　指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。 （施設等の変更禁止等） 第17条　使用者は、使用に際して、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。 （使用権の譲渡等の禁止） 第18条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 （原状回復の義務） 第19条　使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。 （損害賠償） 第20条　施設等を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。 （入場の制限等） 第21条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、運動場の使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　運動場を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。 （委任） 第22条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改正後	改正前
附　則	附　則
1　この条例は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成21年12月１日から施行する。（平成21年12月規則第92号で、同22年１月26日から施行。ただし、宿泊室の公用開始の日は同年２月８日とし、集会室の公用開始の日は同月16日とする。）	1　この条例は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、平成21年12月１日から施行する。（平成21年12月規則第92号で、同22年１月26日から施行。ただし、宿泊室の公用開始の日は同年２月８日とし、集会室の公用開始の日は同月16日とする。）
2　区長は、この条例の施行前において、施設等の使用に係る申請の受理及び承認その他の手続を行うことができる。	2　区長は、この条例の施行前において、施設等の使用に係る申請の受理及び承認その他の手続を行うことができる。
附　則（平成23年３月８日条例第12号）	附　則（平成23年３月８日条例第12号）
この条例は、平成23年４月１日から施行する。	この条例は、平成23年４月１日から施行する。
附　則（平成24年12月10日条例第68号）	附　則（平成24年12月10日条例第68号）
1　この条例は、公布の日から施行する。	1　この条例は、公布の日から施行する。
2　この条例による改正後の第12条第４項及び別表第２の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	2　この条例による改正後の第12条第４項及び別表第２の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
附　則（平成27年12月７日条例第64号）	附　則（平成27年12月７日条例第64号）
1　この条例は、平成29年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。	1　この条例は、平成29年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2　この条例による改正後の世田谷区立大蔵第二運動場条例（以下「新条例」という。）第12条第２項の申請その他の指定管理者（新条例第６条第１項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定に係る手続に関し必要な行為は、施行日前においてもすることができる。	2　この条例による改正後の世田谷区立大蔵第二運動場条例（以下「新条例」という。）第12条第２項の申請その他の指定管理者（新条例第６条第１項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定に係る手続に関し必要な行為は、施行日前においてもすることができる。
3　新条例の規定（利用料金（新条例第７条第３項第２号に規定する利用料金をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用（施行日前から施行日以後まで継続する使用を除く。）に係る使用料については、なお従前の例による。	3　新条例の規定（利用料金（新条例第７条第３項第２号に規定する利用料金をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）は、施行日以後の使用に係る利用料金について適用し、施行日前の使用（施行日前から施行日以後まで継続する使用を除く。）に係る使用料については、なお従前の例による。
4　この条例による改正前の世田谷区立大蔵第二運動場条例第11条第	4　この条例による改正前の世田谷区立大蔵第二運動場条例第11条第

改正後	改正前
２項又は第３項の規定により発行された前払式証票、回数券又は定期利用券は、新条例第14条第２項又は第３項の規定により発行された前払式証票、回数券又は定期利用券とみなす。	２項又は第３項の規定により発行された前払式証票、回数券又は定期利用券は、新条例第14条第２項又は第３項の規定により発行された前払式証票、回数券又は定期利用券とみなす。
附　則（平成29年３月７日条例第13号）	附　則（平成29年３月７日条例第13号）
この条例は、平成29年４月１日から施行する。	この条例は、平成29年４月１日から施行する。
附　則（平成30年３月６日条例第23号）	附　則（平成30年３月６日条例第23号）
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成30年10月１日から施行する。	１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、平成30年10月１日から施行する。
２　第１条の規定による改正後の世田谷区立大蔵第二運動場条例別表第２の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。	２　第１条の規定による改正後の世田谷区立大蔵第二運動場条例別表第２の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
附　則（令和２年９月30日条例第39号）	附　則（令和２年９月30日条例第39号）
１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、宿泊室（洋室（40平方メートル）に限る。）の公用開始の日は、令和２年10月１日とする。	１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、宿泊室（洋室（40平方メートル）に限る。）の公用開始の日は、令和２年10月１日とする。
２　この条例の施行の際、現に和室（６畳）の使用の承認を受けている者は和室（18.5平方メートル）の使用の承認を受けている者と、和室（12.5畳）の使用の承認を受けている者は和室（40平方メートル）の使用の承認を受けている者とみなす。	２　この条例の施行の際、現に和室（６畳）の使用の承認を受けている者は和室（18.5平方メートル）の使用の承認を受けている者と、和室（12.5畳）の使用の承認を受けている者は和室（40平方メートル）の使用の承認を受けている者とみなす。
附　則（令和３年６月25日条例第33号）	附　則（令和３年６月25日条例第33号）
この条例は、令和３年７月17日から施行する。	この条例は、令和３年７月17日から施行する。
附　則（令和７年３月　日条例第　号）	
１　この条例は、公布の日から施行する。	
２　この条例による改正後の別表第２の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。	
別表第１（第６条関係）	別表第１（第６条関係）

改正後

施設名	使用することができる者
体育館	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 ２　構成員の総数が５人以上であること。
庭球場	構成員の２人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が４人以下の団体又は区民等の団体
屋外プール	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）
トレーニングルーム（サウナを含む。）	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）

別表第２（第14条関係）

体育館

利用料金、単位時間等			
規則で定める単位時間		全日	
１時間につき		午前９時から午後10時まで	
平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜

改正前

施設名	使用することができる者
体育館	次の要件を満たす団体（以下「区民等の団体」という。） １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 ２　構成員の総数が５人以上であること。
庭球場	構成員の２人以上が区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２人以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）である総数が４人以下の団体又は区民等の団体
屋外プール	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）
トレーニングルーム（サウナを含む。）	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）

別表第２（第14条関係）

体育館

利用料金、単位時間等			
規則で定める単位時間		全日	
１時間につき		午前９時から午後10時まで	
平日	日曜日、土曜	平日	日曜日、土曜

改正後

	日及び休日		日及び休日
5,220円	6,200円	59,480円	71,250円

庭球場

区分	利用料金、単位時間等	
	規則で定める単位時間	
	１面１時間につき	
種別	平日	日曜日、土曜日及び休日
庭球場	1,540円	1,840円
附帯設備（照明）	930円	

集会室

午前９時から正午まで		午後１時から午後４時30分まで		午後５時30分から午後10時まで		全日（午前９時から午後10時まで）	
平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
2,280円	2,610円	3,420円	4,080円	5,720円	6,850円	9,140円	10,940円

ゴルフ練習場

区分	平日		日曜日、土曜日及び休日	
種別	午前５時（１月、２月及び12月	午前９時から午後10時まで	午前４時30分（１月、２月及び12	午前８時30分から午後10時まで

改正前

	日及び休日		日及び休日
4,600円	5,470円	52,410円	62,780円

庭球場

区分	利用料金、単位時間等	
	規則で定める単位時間	
	１面１時間につき	
種別	平日	日曜日、土曜日及び休日
庭球場	1,440円	1,720円
附帯設備（照明）	820円	

集会室

午前９時から正午まで		午後１時から午後４時30分まで		午後５時30分から午後10時まで		全日（午前９時から午後10時まで）	
平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
2,010円	2,300円	3,020円	3,600円	5,040円	6,040円	8,060円	9,640円

ゴルフ練習場

区分	平日		日曜日、土曜日及び休日	
種別	午前５時（１月、２月及び12月	午前９時から午後10時まで	午前４時30分（１月、２月及び12	午前８時30分から午後10時まで

改正後					改正前				
	にあっては、午前６時）から午前８時まで		月にあっては、午前５時30分）から午前８時まで			にあっては、午前６時）から午前８時まで		月にあっては、午前５時30分）から午前８時まで	
打席１席	無料	470円	無料	470円	打席１席	無料	420円	無料	420円
打席１席（65歳以上）	無料	150円	無料	150円					
打席１席（18歳以下）	無料	150円	無料	150円					
打席１席（障害者）	無料	150円	無料	150円					
ボール１球１階打席	14円	17円	14円	18円	ボール１球１階打席	12円	15円	12円	16円
ボール１球２階打席	12円	16円	12円	17円	ボール１球２階打席	11円	14円	11円	15円

宿泊室（１人１泊）

宿泊人数 種別	１人	２人	３人	４人	５人
和室（18.5平方メートル）	6,240円	4,190円			
和室（40平方メートル）	11,120円	7,030円	5,440円	4,540円	4,080円
洋室（40平方メートル）	11,120円	7,030円	5,440円	4,540円	4,080円

宿泊室（１人１泊）

宿泊人数 種別	１人	２人	３人	４人	５人
和室（18.5平方メートル）	5,500円	3,700円			
和室（40平方メートル）	9,800円	6,200円	4,800円	4,000円	3,600円
洋室（40平方メートル）	9,800円	6,200円	4,800円	4,000円	3,600円

改正後

附帯設備（寝具）	一式　220円

屋外プール

使用者	利用料金、単位時間等			
	午前９時から午後５時まで	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで
	１回			
大人	1,300円	750円	750円	750円
高齢者（65歳以上）	450円	250円	250円	250円
子ども（18歳以下）	450円	250円	250円	250円
幼児	無料	無料	無料	無料
障害者	450円	250円	250円	250円
障害者（18歳以下に限る。）	無料	無料	無料	無料
障害者の介助者（区長が定める人数に限る。）	無料	無料	無料	無料

トレーニングルーム（サウナを含む。）

種別	使用者	単位時間	利用料金
トレーニングルーム	大人	３時間以内	740円
	高齢者（65歳以上）		250円
	18歳以下の者		250円
	障害者		250円

改正前

附帯設備（寝具）	１式　200円

屋外プール

使用者	利用料金、単位時間等			
	午前９時から午後５時まで	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで
	１回			
大人	1,180円	660円	660円	660円
高齢者（65歳以上）	450円	250円	250円	250円
小人（小・中学生）	450円	250円	250円	250円
幼児	無料	無料	無料	無料
障害者	450円	250円	250円	250円
障害者（小・中学生に限る。）	無料	無料	無料	無料
障害者の介助者（区長が定める人数に限る。）	無料	無料	無料	無料

トレーニングルーム（サウナを含む。）

種別	使用者	単位時間	利用料金
トレーニングルーム	大人	３時間以内	660円
	高齢者（65歳以上）		250円
	障害者		250円

改正後			
トレーニングルーム及びサウナ	大人	3時間以内	1,300円
	高齢者（65歳以上）		450円
	18歳以下の者		450円
	障害者		450円

駐車場

単位時間	利用料金
自動車1台　20分以内	100円

備考

1　単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。

2　体育館の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3　庭球場又は附帯設備（照明）（以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。

4　集会室の各欄に掲げる額は、区民（個人にあっては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあっては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額とする。

5　宿泊室（附帯設備（寝具）を除く。）を幼児及び子ども（18歳

改正前			
トレーニングルーム及びサウナ	大人	3時間以内	1,150円
	高齢者（65歳以上）		450円
	障害者		450円

駐車場

単位時間	利用料金
自動車1台　30分以内	100円

備考

1　単位時間を規則で定める場合の利用料金は、1時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。

2　体育館の面積の2分の1を使用する場合の利用料金は、当該規定利用料金の2分の1の額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

3　庭球場又は附帯設備（照明）（以下「庭球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、庭球場等を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。

4　集会室の各欄に掲げる額は、区民（個人にあっては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあっては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額とする。

5　宿泊室（附帯設備（寝具）を除く。）を幼児及び小学生が使用

改正後	改正前
以下の者（幼児を除く。）をいう。以下この号において同じ。）が使用する場合の利用料金は、幼児にあっては無料、子どもにあっては当該規定利用料金の２分の１の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、幼児は宿泊人数に含めないものとする。	する場合の利用料金は、幼児にあっては無料、小学生にあっては当該規定利用料金の２分の１の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。この場合において、幼児は宿泊人数に含めないものとする。
６　トレーニングルーム（サウナを含む。）を使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては120円、高齢者（65歳以上の者をいう。）、18歳以下の者及び障害者にあっては40円を徴収する。	６　トレーニングルーム（サウナを含む。）を使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては110円、高齢者及び障害者にあっては40円を徴収する。
７　宿泊室の使用者が駐車場を使用する場合の利用料金は、１泊につき自動車１台500円とする。ただし、規則で定める宿泊室の使用時間以外の時間に係る利用料金は、当該規定利用料金とする。	７　宿泊室の使用者が駐車場を使用する場合の利用料金は、１泊につき自動車１台500円とする。ただし、規則で定める宿泊室の使用時間以外の時間に係る利用料金は、当該規定利用料金とする。
８　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。	８　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

令和７年１月８日
スポーツ推進部

世田谷区立千歳温水プール条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	区民生活常任委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布（同日施行）
	１０月	改定後料金適用開始

世田谷区立千歳温水プール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立千歳温水プール条例 昭和49年４月１日条例第32号 改正 昭和51年３月22日条例第24号 昭和52年４月１日条例第17号 昭和56年12月１日条例第59号 昭和61年３月29日条例第27号 平成７年３月10日条例第24号 平成11年３月11日条例第22号 平成15年３月13日条例第36号 平成17年６月21日条例第44号 平成19年12月11日条例第73号 平成20年３月11日条例第２号 平成24年12月10日条例第66号 平成28年９月29日条例第44号 平成30年３月６日条例第21号 令和７年　月　日条例第　号	○世田谷区立千歳温水プール条例 昭和49年４月１日条例第32号 改正 昭和51年３月22日条例第24号 昭和52年４月１日条例第17号 昭和56年12月１日条例第59号 昭和61年３月29日条例第27号 平成７年３月10日条例第24号 平成11年３月11日条例第22号 平成15年３月13日条例第36号 平成17年６月21日条例第44号 平成19年12月11日条例第73号 平成20年３月11日条例第２号 平成24年12月10日条例第66号 平成28年９月29日条例第44号 平成30年３月６日条例第21号
世田谷区立千歳温水プール条例 （目的） 第１条　この条例は、区民のスポーツ振興、健康増進、青少年健全育成及び老人福祉の増進を図るため、世田谷区立千歳温水プール（以下「温水プール等」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　温水プール等の名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）　名称　世田谷区立千歳温水プール （２）　位置　東京都世田谷区船橋七丁目９番１号	世田谷区立千歳温水プール条例 （目的） 第１条　この条例は、区民のスポーツ振興、健康増進、青少年健全育成及び老人福祉の増進を図るため、世田谷区立千歳温水プール（以下「温水プール等」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　温水プール等の名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）　名称　世田谷区立千歳温水プール （２）　位置　東京都世田谷区船橋七丁目９番１号

改正後

（施設）

第３条　温水プール等の施設は、温水プール、トレーニングルーム、体育室、健康運動室、集会室及び駐車場とする。

（休業日）

第４条　温水プール等の休業日は、規則で定める。

（使用することができる者の範囲）

第５条　温水プール等の施設（駐車場を除く。以下この条において同じ。）を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第14条の規定により温水プール等の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。以下この条、次条第１項、第９条（第１項第５号を除く。）及び第10条において同じ。）が認めたときは、この限りでない。

区分	施設名	使用することができる者
団体	温水プール（25メートルプールに限る。）　体育室　健康運動室　集会室	次の要件を満たす団体 １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 ２　構成員の総数が５人以上であること。
個人	温水プール	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区

改正前

（施設）

第３条　温水プール等の施設は、温水プール、トレーニングルーム、体育室、健康運動室、集会室及び駐車場とする。

（休業日）

第４条　温水プール等の休業日は、規則で定める。

（使用することができる者の範囲）

第５条　温水プール等の施設（駐車場を除く。以下この条において同じ。）を使用することができる者は、次のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第14条の規定により温水プール等の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）を含む。以下この条、次条第１項、第９条（第１項第５号を除く。）及び第10条において同じ。）が認めたときは、この限りでない。

区分	施設名	使用することができる者
団体	温水プール（25メートルプールに限る。）　体育室　健康運動室　集会室	次の要件を満たす団体 １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 ２　構成員の総数が５人以上であること。
個人	温水プール	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区

改正後			改正前		
		内に住所、勤務先又は通学先を有する者）			内に住所、勤務先又は通学先を有する者）
	トレーニングルーム	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）		トレーニングルーム	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）
	体育室	次のいずれかに該当する者 １　区内に住所を有する12歳以上の者（12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する12歳以上の者） ２　区内に住所を有する小学生（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所又は通学先を有		体育室	次のいずれかに該当する者 １　区内に住所を有する12歳以上の者（12歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する12歳以上の者） ２　区内に住所を有する小学生（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所又は通学先を有

改正後			改正前		
		する小学生）で前号の者が付き添うもの			する小学生）で前号の者が付き添うもの
	健康運動室	次のいずれかに該当する者 １　区内に住所を有する60歳以上の者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する60歳以上の者） ２　前号の者の付添者		健康運動室	次のいずれかに該当する者 １　区内に住所を有する60歳以上の者（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する60歳以上の者） ２　前号の者の付添者

２　前項に定めるもののほか、第18条第２項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、温水プール等の施設を使用することができる。

（使用承認）

第６条　温水プール等の施設を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

２　前項に規定する温水プール等の施設の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

（使用権の譲渡禁止）

第７条　使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第８条　削除

（使用の不承認）

第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

２　前項に定めるもののほか、第18条第２項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、温水プール等の施設を使用することができる。

（使用承認）

第６条　温水プール等の施設を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

２　前項に規定する温水プール等の施設の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

（使用権の譲渡禁止）

第７条　使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

第８条　削除

（使用の不承認）

第９条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。

改正後	改正前
（１） 営利を目的とするとき。 （２） 秩序をみだすおそれがあると認めたとき。 （３） 温水プール等の施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （４） 管理上支障があると認めたとき。 （５） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。	（１） 営利を目的とするとき。 （２） 秩序をみだすおそれがあると認めたとき。 （３） 温水プール等の施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （４） 管理上支障があると認めたとき。 （５） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。
２ 区長は、温水プール等の施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。 （１） 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 （２） 温水プール等の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。	２ 区長は、温水プール等の施設を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。 （１） 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。 （２） 温水プール等の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付していないとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。
（使用の取消し等） 第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取消し、使用条件を変更し、又は使用の停止をすることができる。 （１） 使用目的又は使用条件に違反したとき。 （２） この条例に違反し、又は区長の指示に従わなかったとき。 （３） 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。 （４） 工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。	（使用の取消し等） 第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取消し、使用条件を変更し、又は使用の停止をすることができる。 （１） 使用目的又は使用条件に違反したとき。 （２） この条例に違反し、又は区長の指示に従わなかったとき。 （３） 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき。 （４） 工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。
（設備の変更禁止） 第11条 使用者は、温水プール等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。	（設備の変更禁止） 第11条 使用者は、温水プール等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。

改正後	改正前
（原状回復） 第12条　使用者は、使用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。 ２　第10条の規定により使用を停止され、又は使用承認を取消されたときも同様とする。 （損害賠償） 第13条　使用者は、使用に際し施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）を滅失し、又は損傷したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （指定管理者による管理） 第14条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に温水プール等の管理を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続） 第15条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、温水プール等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　スポーツ振興に関する事業等を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　温水プール等の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。	（原状回復） 第12条　使用者は、使用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。 ２　第10条の規定により使用を停止され、又は使用承認を取消されたときも同様とする。 （損害賠償） 第13条　使用者は、使用に際し施設又は附帯設備（以下「施設等」という。）を滅失し、又は損傷したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （指定管理者による管理） 第14条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に温水プール等の管理を行わせるものとする。 （指定管理者の指定の手続） 第15条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、温水プール等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　スポーツ振興に関する事業等を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　温水プール等の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の縮減を図ることができること。

改正後	改正前
（３） 温水プール等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	（３） 温水プール等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
４ 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	４ 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
５ 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	５ 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等）	（指定管理者の業務等）
第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（１） 施設の使用の承認等に関する業務	（１） 施設の使用の承認等に関する業務
（２） 施設等の維持管理に関する業務	（２） 施設等の維持管理に関する業務
（３） 前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	（３） 前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
２ 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、温水プール等の適正な管理を行わなければならない。	２ 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、温水プール等の適正な管理を行わなければならない。
（利用料金）	（利用料金）
第17条 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。	第17条 使用者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。
２ 利用料金の額は、別表のとおりとする。	２ 利用料金の額は、別表のとおりとする。
３ 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。	３ 使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。
４ 利用料金は、指定管理者の収入とする。	４ 利用料金は、指定管理者の収入とする。
（利用料金の減免）	（利用料金の減免）
第18条 指定管理者は、前条第２項の利用料金の額から１割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。	第18条 指定管理者は、前条第２項の利用料金の額から１割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。
２ 指定管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の利用に係るものを除く。）を減額し、又は免除することができる。	２ 指定管理者は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の利用に係るものを除く。）を減額し、又は免除することができる。
（１） 区が直接公益のために使用するとき。 全額	（１） 区が直接公益のために使用するとき。 全額

改正後	改正前
（２） 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 ５割に相当する額	（２） 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 ５割に相当する額
（３） 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 ５割に相当する額	（３） 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 ５割に相当する額
（４） 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 ３割に相当する額	（４） 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 ３割に相当する額
（５） 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 ３割に相当する額	（５） 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 ３割に相当する額
（６） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額	（６） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額
（７） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている60歳以上の者が健康運動室を使用する場合で、区長が特に必要と認めたとき。 全額	（７） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている60歳以上の者が健康運動室を使用する場合で、区長が特に必要と認めたとき。 全額
（８） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額	（８） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額
３ 指定管理者は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。	３ 指定管理者は、第１項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の利用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。
（１） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額	（１） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額
（２） 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額	（２） 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額

改正後	改正前
（３） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者（以下「障害者」という。）が利用する自動車を駐車させるとき。 全額	（３） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者（以下「障害者」という。）が利用する自動車を駐車させるとき。 全額
（４） 前３号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額	（４） 前３号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額
４ 第２項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	４ 第２項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
（利用料金の還付）	（利用料金の還付）
第19条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。	第19条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。
（委任）	（委任）
第20条 この条例の施行について必要な事項は、区長がこれを定める。	第20条 この条例の施行について必要な事項は、区長がこれを定める。
付 則	付 則
この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和49年６月世教委規則第５号で、同49年７月１日から施行）	この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和49年６月世教委規則第５号で、同49年７月１日から施行）
付 則（昭和51年３月22日条例第24号）	付 則（昭和51年３月22日条例第24号）
１ この条例は、昭和51年４月１日から施行する。	１ この条例は、昭和51年４月１日から施行する。
２ 改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和51年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。	２ 改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和51年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。
付 則（昭和52年４月１日条例第17号）	付 則（昭和52年４月１日条例第17号）
１ この条例は、公布の日から施行する。	１ この条例は、公布の日から施行する。
２ この条例による改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和52年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。	２ この条例による改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和52年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。
付 則（昭和56年12月１日条例第59号）	付 則（昭和56年12月１日条例第59号）

改正後	改正前
1　この条例は、昭和57年４月１日から施行する。	1　この条例は、昭和57年４月１日から施行する。
2　改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例別表の規定は、昭和57年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。	2　改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例別表の規定は、昭和57年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。
付　則（昭和61年３月29日条例第27号）	付　則（昭和61年３月29日条例第27号）
1　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。	1　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。
2　この条例による改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。	2　この条例による改正後の東京都世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。
附　則（平成７年３月10日条例第24号）	附　則（平成７年３月10日条例第24号）
1　この条例は、平成７年４月１日から施行する。	1　この条例は、平成７年４月１日から施行する。
2　この条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、平成７年４月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。	2　この条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、平成７年４月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
附　則（平成11年３月11日条例第22号）	附　則（平成11年３月11日条例第22号）
1　この条例は、平成11年４月１日から施行する。	1　この条例は、平成11年４月１日から施行する。
2　この条例による改正後の第５条の規定にかかわらず、世田谷区立千歳温水プールの施設（温水プール、トレーニングルーム、体育室及び健康運動室に限る。）の個人の使用料は、世田谷区教育委員会が定める期間、免除するものとする。（平成11年６月12日から同年６月30日まで＝平成11年６月１日世田谷区教育委員会告示第３号）	2　この条例による改正後の第５条の規定にかかわらず、世田谷区立千歳温水プールの施設（温水プール、トレーニングルーム、体育室及び健康運動室に限る。）の個人の使用料は、世田谷区教育委員会が定める期間、免除するものとする。（平成11年６月12日から同年６月30日まで＝平成11年６月１日世田谷区教育委員会告示第３号）
附　則（平成15年３月13日条例第36号）	附　則（平成15年３月13日条例第36号）
1　この条例は、平成15年10月１日から施行する。	1　この条例は、平成15年10月１日から施行する。
2　この条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、平成15年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。	2　この条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例の規定は、平成15年10月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
3　この条例の施行前に平成15年10月１日以後の使用に係る使用料を	3　この条例の施行前に平成15年10月１日以後の使用に係る使用料を

改正後	改正前
納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立千歳温水プールの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付した者とみなす。	納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の世田谷区立千歳温水プールの施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付した者とみなす。
4　この条例による改正前の第５条第２項及び別表の規定に基づき発行された回数券は、平成15年10月１日以後においても、なお使用することができる。この場合において、当該回数券を使用した者については、当該回数券の券面に表示する額に相当する額の利用料金の納付があったものとみなす。	4　この条例による改正前の第５条第２項及び別表の規定に基づき発行された回数券は、平成15年10月１日以後においても、なお使用することができる。この場合において、当該回数券を使用した者については、当該回数券の券面に表示する額に相当する額の利用料金の納付があったものとみなす。
5　この条例による改正後の第９条第２項第２号の規定の適用については、世田谷区教育委員会が定める日までの間、同号中「温水プール等の施設の利用に係る料金」とあるのは、「使用料又は温水プール等の施設の利用に係る料金」とする。	5　この条例による改正後の第９条第２項第２号の規定の適用については、世田谷区教育委員会が定める日までの間、同号中「温水プール等の施設の利用に係る料金」とあるのは、「使用料又は温水プール等の施設の利用に係る料金」とする。
附　則（平成17年６月21日条例第44号）	附　則（平成17年６月21日条例第44号）
（施行期日）	（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。	1　この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の世田谷区立千歳温水プール条例（以下「旧条例」という。）第14条の規定により管理を委託している世田谷区立千歳温水プール（以下「温水プール等」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例（以下「新条例」という。）第15条第４項の規定により、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が温水プール等に係る指定管理者（新条例第５条第１項ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。	2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の世田谷区立千歳温水プール条例（以下「旧条例」という。）第14条の規定により管理を委託している世田谷区立千歳温水プール（以下「温水プール等」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立千歳温水プール条例（以下「新条例」という。）第15条第４項の規定により、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が温水プール等に係る指定管理者（新条例第５条第１項ただし書に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。
3　委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた温水プール等について指定管理者を指定しようとする場合において、温水プール等の管理を受託している者から新条例第15条第２項の申	3　委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた温水プール等について指定管理者を指定しようとする場合において、温水プール等の管理を受託している者から新条例第15条第２項の申

改正後	改正前
請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、温水プール等の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が温水プール等の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。	請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、温水プール等の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が温水プール等の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。
４　旧条例第16条第１項の規定に基づき発行された回数券は、新条例第18条第１項の規定に基づき発行された回数券とみなす。	４　旧条例第16条第１項の規定に基づき発行された回数券は、新条例第18条第１項の規定に基づき発行された回数券とみなす。
附　則（平成19年12月11日条例第73号）	附　則（平成19年12月11日条例第73号）
１　この条例は、公布の日から施行する。	１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例による改正後の別表の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の別表の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
附　則（平成20年３月11日条例第２号抄）	附　則（平成20年３月11日条例第２号抄）
（施行期日）	（施行期日）
１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。	１　この条例は、平成20年４月１日から施行する。
（世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置）	（世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置）
６　この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。	６　この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
附　則（平成24年12月10日条例第66号）	附　則（平成24年12月10日条例第66号）
１　この条例は、公布の日から施行する。	１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例による改正後の第18条第４項及び別表の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使	２　この条例による改正後の第18条第４項及び別表の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使

改正後

用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成28年９月29日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月６日条例第21号）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条の改正規定、同条に１項を加える改正規定及び第17条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に１項を加える改正規定は、平成30年10月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月　日条例第　号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の別表の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第17条関係）

１　温水プール（25メートルプールに限る。）

区分	単位時間	利用料金
団体	１コース　２時間以内	7,080円

２　温水プール、トレーニングルーム又は体育室

区分	単位時間	利用料金	
個人	６月から９月までの間にあっては２時間以内、10月から５月までの間にあっては１回	大人	590円
		高齢者（65歳以上）	180円
		子ども（18歳以下（幼児を除く。））	180円

改正前

用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成28年９月29日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年３月６日条例第21号）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条の改正規定、同条に１項を加える改正規定及び第17条第３項を同条第４項とし、同条第２項の次に１項を加える改正規定は、平成30年10月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表（第17条関係）

１　温水プール（25メートルプールに限る。）

区分	単位時間	利用料金
団体	１コース　２時間以内	6,240円

２　温水プール、トレーニングルーム又は体育室

区分	単位時間	利用料金	
個人	６月から９月までの間にあっては２時間以内、10月から５月までの間にあっては１回	大人	520円
		高齢者（65歳以上）	150円
		小人（小・中学生）	150円

改正後			
		幼児	無料
		障害者	180円
		障害者（18歳以下に限る。）	無料
		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料
	1時間以内	大人	290円
		高齢者（65歳以上）	90円
		子ども（18歳以下（幼児を除く。））	90円
		幼児	無料
		障害者	90円
		障害者（18歳以下に限る。）	無料
		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料

3　体育室

区分	単位時間	利用料金
団体	規則で定める単位時間	1時間につき　970円

4　健康運動室

区分	単位時間	利用料金
団体	午後5時30分から午後9時まで	1,460円

改正前			
		幼児	無料
		障害者	150円
		障害者（小・中学生に限る。）	無料
		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料
	1時間以内	大人	260円
		高齢者（65歳以上）	80円
		小人（小・中学生）	80円
		幼児	無料
		障害者	80円
		障害者（小・中学生に限る。）	無料
		障害者の介護者（区長が定める人数に限る。）	無料

3　体育室

区分	単位時間	利用料金
団体	規則で定める単位時間	1時間につき　860円

4　健康運動室

区分	単位時間	利用料金
団体	午後5時30分から午後9時まで	1,290円

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td rowspan="3">個人</td><td rowspan="3">午前９時から午後５時まで</td><td colspan="2">60歳以上の者</td><td>400円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">付添者</td><td>大人</td><td>400円</td></tr>
<tr><td>子ども（18歳以下）</td><td>無料</td></tr>
</table>
５　集会室
<table>
<tr><th>区分</th><th>単位時間</th><th>利用料金</th></tr>
<tr><td>団体</td><td>規則で定める単位時間</td><td>１時間につき　310円</td></tr>
</table>
６　駐車場
<table>
<tr><th>単位時間</th><th>利用料金</th></tr>
<tr><td>自動車１台　20分以内</td><td>100円</td></tr>
</table>
備考
１　温水プール、トレーニングルーム又は体育室のうち、２以上の施設を個人で使用する場合の利用料金は、当該２以上の施設のうち１の施設を、当該２以上の施設を現に使用する時間を合算した時間又は１回使用するものとして、この表を適用する。
２　単位時間を規則で定める場合の利用料金は、１時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。
３　温水プール、トレーニングルーム又は体育室を個人で使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては150円、高齢者（65歳以上の者をいう。）、子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。））及び障害者（18歳以下の者を除く。）にあっては50円を徴収する。
</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="3">個人</td><td rowspan="3">午前９時から午後５時まで</td><td colspan="2">60歳以上の者</td><td>360円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">付添者</td><td>大人</td><td>360円</td></tr>
<tr><td>小人（小・中学生）</td><td>無料</td></tr>
</table>
５　集会室
<table>
<tr><th>区分</th><th>単位時間</th><th>利用料金</th></tr>
<tr><td>団体</td><td>規則で定める単位時間</td><td>１時間につき　280円</td></tr>
</table>
６　駐車場
<table>
<tr><th>単位時間</th><th>利用料金</th></tr>
<tr><td>自動車１台　30分以内</td><td>100円</td></tr>
</table>
備考
１　温水プール、トレーニングルーム又は体育室のうち、２以上の施設を個人で使用する場合の利用料金は、当該２以上の施設のうち１の施設を、当該２以上の施設を現に使用する時間を合算した時間又は１回使用するものとして、この表を適用する。
２　単位時間を規則で定める場合の利用料金は、１時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額とする。
３　温水プール、トレーニングルーム又は体育室を個人で使用する場合において、単位時間を超えたときは、超過30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては130円、高齢者、小人及び障害者（小・中学生を除く。）にあっては40円を徴収する。
</td></tr>
</table>

令和７年１月８日
スポーツ推進部

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年　２月　　区民生活常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　３月　　公布（同日施行）
１０月　　改定後料金適用開始

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例 昭和59年12月１日条例第57号 改正 昭和61年３月29日条例第28号 平成９年３月12日条例第37号 平成17年６月21日条例第45号 平成19年12月11日条例第74号 平成20年３月11日条例第２号 平成22年３月９日条例第12号 平成24年12月10日条例第67号 平成26年３月７日条例第８号 平成30年３月６日条例第22号 平成30年10月１日条例第58号 令和７年　月　日条例第　号	○世田谷区立地域体育館・地区体育室条例 昭和59年12月１日条例第57号 改正 昭和61年３月29日条例第28号 平成９年３月12日条例第37号 平成17年６月21日条例第45号 平成19年12月11日条例第74号 平成20年３月11日条例第２号 平成22年３月９日条例第12号 平成24年12月10日条例第67号 平成26年３月７日条例第８号 平成30年３月６日条例第22号 平成30年10月１日条例第58号
世田谷区立地域体育館・地区体育室条例	世田谷区立地域体育館・地区体育室条例
（目的及び設置） 第１条　地域及び地区住民の健康と相互交流を促進し、区民の福祉を増進するため、世田谷区立地域体育館（以下「地域体育館」という。）及び世田谷区立地区体育室（以下「地区体育室」という。）を設置する。	（目的及び設置） 第１条　地域及び地区住民の健康と相互交流を促進し、区民の福祉を増進するため、世田谷区立地域体育館（以下「地域体育館」という。）及び世田谷区立地区体育室（以下「地区体育室」という。）を設置する。
（名称及び位置） 第２条　地域体育館及び地区体育室（以下「地域体育館等」という。）の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。	（名称及び位置） 第２条　地域体育館及び地区体育室（以下「地域体育館等」という。）の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。
（施設） 第３条　地域体育館等の施設は、別表第２のとおりとする。	（施設） 第３条　地域体育館等の施設は、別表第２のとおりとする。
（休館日及び開館時間）	（休館日及び開館時間）

改正後	改正前
第４条　地域体育館等の休館日及び開館時間は、規則で定める。 （事業） 第５条　地域体育館等は、次の事業を行う。 （１）　地域及び地区住民のスポーツ活動及びスポーツ活動を通じての交流の場を提供すること。 （２）　普及事業、相談事業等スポーツ活動の振興に関すること。 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。 （使用することができる者の範囲） 第６条　地域体育館等を使用することができる者は、別表第３のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 ２　前項に定めるもののほか、第13条第１項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、地域体育館等を使用することができる。 （使用） 第７条　地域体育館等を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。 ２　前項に規定する地域体育館等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 ３　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。 （１）　営利を目的とするとき。 （２）　秩序を乱すおそれがあるとき。 （３）　地域体育館等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるお	第４条　地域体育館等の休館日及び開館時間は、規則で定める。 （事業） 第５条　地域体育館等は、次の事業を行う。 （１）　地域及び地区住民のスポーツ活動及びスポーツ活動を通じての交流の場を提供すること。 （２）　普及事業、相談事業等スポーツ活動の振興に関すること。 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。 （使用することができる者の範囲） 第６条　地域体育館等を使用することができる者は、別表第３のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長が認めたときは、この限りでない。 ２　前項に定めるもののほか、第13条第１項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、地域体育館等を使用することができる。 （使用） 第７条　地域体育館等を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。 ２　前項に規定する地域体育館等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。 ３　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。 （１）　営利を目的とするとき。 （２）　秩序を乱すおそれがあるとき。 （３）　地域体育館等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるお

改正後	改正前
それがあるとき。 （４）　管理上支障があるとき。 （５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。 ４　区長は、地域体育館等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 （１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた地域体育館等を使用しなかったとき。 （２）　使用料を納付していないとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 （使用の条件） 第８条　区長は、地域体育館等の使用承認に際して、管理上必要な条件を付けることができる。 （指定管理者による管理） 第９条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に地域体育館等の管理を行わせることができる。 （指定管理者の指定の手続） 第10条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、地域体育館等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。	それがあるとき。 （４）　管理上支障があるとき。 （５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。 ４　区長は、地域体育館等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 （１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた地域体育館等を使用しなかったとき。 （２）　使用料を納付していないとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。 （使用の条件） 第８条　区長は、地域体育館等の使用承認に際して、管理上必要な条件を付けることができる。 （指定管理者による管理） 第９条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に地域体育館等の管理を行わせることができる。 （指定管理者の指定の手続） 第10条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、地域体育館等の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

改正後	改正前
（１）　地域及び地区住民のスポーツ活動に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　地域体育館等の効用を最大限に発揮させる運営を行うことができること。 （３）　地域体育館等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 ４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 ５　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	（１）　地域及び地区住民のスポーツ活動に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　地域体育館等の効用を最大限に発揮させる運営を行うことができること。 （３）　地域体育館等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 ４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 ５　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等） 第11条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　地域及び地区住民のスポーツ活動に関する業務 （２）　地域体育館等の使用に関する業務 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 ２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、地域体育館等の適正な管理を行わなければならない。	（指定管理者の業務等） 第11条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （１）　地域及び地区住民のスポーツ活動に関する業務 （２）　地域体育館等の使用に関する業務 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務 ２　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、地域体育館等の適正な管理を行わなければならない。
（使用料） 第12条　地域体育館等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第４に定める使用料を納付しなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、地区体育室の運動広場及び第２運動広場の使用料は、無料とする。 ３　使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。	（使用料） 第12条　地域体育館等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定された期日までに、別表第４に定める使用料を納付しなければならない。 ２　前項の規定にかかわらず、地区体育室の運動広場及び第２運動広場の使用料は、無料とする。 ３　使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。
（使用料の減免） 第13条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に	（使用料の減免） 第13条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に

改正後	改正前
定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額 （３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額 （４）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 （７）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 ２　前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額 （３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額 （４）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 （７）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。　区長が相当と認めた額 ２　前項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
（使用料の還付） 第14条　既に納付された使用料は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	（使用料の還付） 第14条　既に納付された使用料は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。
（使用の制限） 第15条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。	（使用の制限） 第15条　区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。

改正後	改正前
（１） 使用目的又は使用条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。	（１） 使用目的又は使用条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。
（設備の変更禁止） 第16条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。	（設備の変更禁止） 第16条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。
（使用権の譲渡等の禁止） 第17条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	（使用権の譲渡等の禁止） 第17条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復） 第18条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また第15条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。	（原状回復） 第18条 使用者は、使用を終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また第15条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。
（損害賠償） 第19条 使用者は、施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると区長が認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。	（損害賠償） 第19条 使用者は、施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると区長が認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。
（委任） 第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。	（委任） 第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。
付 則 この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において、委員会規則で定める日から施行する。（昭和60年１月世教委規則第２号で、同60年２月１日から施行）	付 則 この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において、委員会規則で定める日から施行する。（昭和60年１月世教委規則第２号で、同60年２月１日から施行）
付 則（昭和61年３月29日条例第28号） この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において、委員会規則で定める日から施行する。（昭和61年４月世教委規則第７号で、同61年５月１日から施行）	付 則（昭和61年３月29日条例第28号） この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において、委員会規則で定める日から施行する。（昭和61年４月世教委規則第７号で、同61年５月１日から施行）

改正後	改正前
附　則（平成９年３月12日条例第37号） １　この条例は、平成９年８月１日から施行する。ただし、第16条、別表第１及び別表第２の改正規定は、同年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の第５条、第８条、第９条、別表第３及び別表第４の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格及び使用料について適用し、同日前の使用に係る使用者資格及び使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成17年６月21日条例第45号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立地域体育館及び世田谷区立地区体育室（以下「地域体育館等」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立地域体育館・地区体育室条例（以下「新条例」という。）第10条第４項の規定により、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が当該地域体育館等に係る指定管理者（新条例第９条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた地域体育館等について指定管理者を指定しようとする場合において、当該地域体育館等の管理を受託している者から新条例第10条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該地域体育館等の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該地域体育館等の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託してい	附　則（平成９年３月12日条例第37号） １　この条例は、平成９年８月１日から施行する。ただし、第16条、別表第１及び別表第２の改正規定は、同年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の第５条、第８条、第９条、別表第３及び別表第４の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格及び使用料について適用し、同日前の使用に係る使用者資格及び使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成17年６月21日条例第45号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立地域体育館及び世田谷区立地区体育室（以下「地域体育館等」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立地域体育館・地区体育室条例（以下「新条例」という。）第10条第４項の規定により、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が当該地域体育館等に係る指定管理者（新条例第９条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　委員会は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた地域体育館等について指定管理者を指定しようとする場合において、当該地域体育館等の管理を受託している者から新条例第10条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該地域体育館等の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該地域体育館等の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託してい

改正後	改正前
る者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附　則（平成19年12月11日条例第74号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の別表第４の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成20年３月11日条例第２号抄） （施行期日） 1　この条例は、平成20年４月１日から施行する。 （世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置） 6　この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 附　則（平成22年３月９日条例第12号） この条例は、公布の日から施行する。 附　則（平成24年12月10日条例第67号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の第13条第２項及び別表第４の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成26年３月７日条例第８号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、世田谷区立北烏山地区体育室の第２運動広場の公用開始の日は、平成26年４月１日とする。 附　則（平成30年３月６日条例第22号）	る者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附　則（平成19年12月11日条例第74号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の別表第４の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成20年３月11日条例第２号抄） （施行期日） 1　この条例は、平成20年４月１日から施行する。 （世田谷区立総合運動場条例等の一部改正に伴う経過措置） 6　この条例の施行の前に、この条例による改正前の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の世田谷区立総合運動場条例、世田谷区立千歳温水プール条例、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例及び世田谷区スポーツ振興審議会条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 附　則（平成22年３月９日条例第12号） この条例は、公布の日から施行する。 附　則（平成24年12月10日条例第67号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の第13条第２項及び別表第４の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成26年３月７日条例第８号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、世田谷区立北烏山地区体育室の第２運動広場の公用開始の日は、平成26年４月１日とする。 附　則（平成30年３月６日条例第22号）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第７条第１項の改正規定、同条中第３項を第４項とする改正規定、同条第２項を同条第３項とする改正規定、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第12条に１項を加える改正規定は、平成30年10月１日から施行する。
２　この条例による改正後の別表第４の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
附　則（平成30年10月１日条例第58号）
この条例は、規則で定める日から施行する。（平成30年11月規則第133号で、同30年12月１日から施行。ただし、世田谷区立希望丘地域体育館の公用開始の日は、平成31年２月１日とする。）ただし、別表第４地域体育館の部の改正規定、同表地区体育室の部の改正規定及び同表に備考を加える改正規定は、公布の日から施行する。
附　則（令和７年３月　日条例第　号）
１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例による改正後の別表第４の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
別表第１（第２条関係）
地域体育館
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>世田谷区立尾山台地域体育館</td><td>東京都世田谷区尾山台三丁目19番３号</td></tr><tr><td>世田谷区立希望丘地域体育館</td><td>東京都世田谷区船橋六丁目25番１号</td></tr></table>地区体育室
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>世田谷区立北烏山地区体育室</td><td>東京都世田谷区北烏山八丁目</td></tr></table></td><td>１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第７条第１項の改正規定、同条中第３項を第４項とする改正規定、同条第２項を同条第３項とする改正規定、同条第１項の次に１項を加える改正規定及び第12条に１項を加える改正規定は、平成30年10月１日から施行する。
２　この条例による改正後の別表第４の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
附　則（平成30年10月１日条例第58号）
この条例は、規則で定める日から施行する。（平成30年11月規則第133号で、同30年12月１日から施行。ただし、世田谷区立希望丘地域体育館の公用開始の日は、平成31年２月１日とする。）ただし、別表第４地域体育館の部の改正規定、同表地区体育室の部の改正規定及び同表に備考を加える改正規定は、公布の日から施行する。
別表第１（第２条関係）
地域体育館
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>世田谷区立尾山台地域体育館</td><td>東京都世田谷区尾山台三丁目19番３号</td></tr><tr><td>世田谷区立希望丘地域体育館</td><td>東京都世田谷区船橋六丁目25番１号</td></tr></table>地区体育室
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>世田谷区立北烏山地区体育室</td><td>東京都世田谷区北烏山八丁目</td></tr></table></td></tr>
</table>

改正後

	１番６号先及び北烏山二丁目３番先

別表第２（第３条関係）

地域体育館

名称	施設名
世田谷区立尾山台地域体育館	体育室・会議室、トレーニング室
世田谷区立希望丘地域体育館	体育館

地区体育室

名称	施設名
世田谷区立北烏山地区体育室	体育室・会議室、運動広場、第２運動広場

別表第３（第６条関係）

施設名	使用することができる者
体育室・会議室、運動広場、第２運動広場、体育館	次のいずれかに該当するもの １　区内に住所を有する個人（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人） ２　区民等の団体
トレーニング室	区内に住所を有する個人（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人）

備考　この表において「区民等の団体」とは、次の要件を満たす団体をいう。

改正前

	１番６号先及び北烏山二丁目３番先

別表第２（第３条関係）

地域体育館

名称	施設名
世田谷区立尾山台地域体育館	体育室・会議室、トレーニング室
世田谷区立希望丘地域体育館	体育館

地区体育室

名称	施設名
世田谷区立北烏山地区体育室	体育室・会議室、運動広場、第２運動広場

別表第３（第６条関係）

施設名	使用することができる者
体育室・会議室、運動広場、第２運動広場、体育館	次のいずれかに該当するもの １　区内に住所を有する個人（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人） ２　区民等の団体
トレーニング室	区内に住所を有する個人（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人）

備考　この表において「区民等の団体」とは、次の要件を満たす団体をいう。

改正後

１　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。

２　構成員の総数が５人以上であること。

別表第４（第12条関係）

世田谷区立尾山台地域体育館

曜日等	団体使用料		個人使用料
	単位時間	金額	
平日	午前９時から正午まで	5,550円	大人　150円
	午後１時から午後４時まで	6,200円	
	午後４時から午後６時30分まで	6,200円	子ども（18歳以下）　50円
	午後６時30分から午後９時まで	7,180円	
	全日（午前９時から午後９時まで）	21,890円	高齢者（65歳以上）　50円
日曜日及び休日	午前９時から午後１時まで	9,140円	
	午後１時から午後５時まで	9,960円	障害者　50円
	午後５時から午後９時まで	13,890円	
	全日（午前９時から午後９時まで）	25,490円	土曜日、日曜日及び休日を除く日の正午から午後１時までの使用について

改正前

１　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。

２　構成員の総数が５人以上であること。

別表第４（第12条関係）

世田谷区立尾山台地域体育館

曜日等	団体使用料		個人使用料
	単位時間	金額	
平日	午前９時から正午まで	4,890円	大人　140円
	午後１時から午後４時まで	5,470円	
	午後４時から午後６時30分まで	5,470円	小人（小・中学生）　50円
	午後６時30分から午後９時まで	6,330円	
	全日（午前９時から午後９時まで）	19,290円	土曜日、日曜日及び休日を除く日の正午から午後１時までの使用については、無料とする。
日曜日及び休日	午前９時から午後１時まで	8,060円	
	午後１時から午後５時まで	8,780円	
	午後５時から午後９時まで	12,240円	
	全日（午前９時から午後９時まで）	22,460円	

改正後

			は、無料とする。

世田谷区立希望丘地域体育館

曜日等	団体使用料		個人使用料	
	単位時間	金額	単位時間	金額
平日	午前９時から正午まで	7,640円	正午から午後１時まで	無料
	正午から午後３時まで	8,550円		
	午後１時から午後４時まで	8,550円		
	午後４時から午後６時30分まで	8,550円	午後３時から午後４時まで	無料
	午後６時30分から午後９時まで	9,900円		
	全日（午前９時から午後９時まで）	30,200円		
日曜日及び休日	午前９時から正午まで	9,170円	正午から午後１時まで	無料
	正午から午後３時まで	10,260円		
	午後１時から午後４時まで	10,260円		
	午後４時から午後６時30分まで	10,260円	午後３時から午後４時まで	無料
	午後６時30分から午後９時まで	11,880円		
	全日（午前９時から午後９時まで）	36,240円		

世田谷区立北烏山地区体育室

区分	単位時間	使用料

改正前

世田谷区立希望丘地域体育館

曜日等	団体使用料		個人使用料	
	単位時間	金額	単位時間	金額
平日	午前９時から正午まで	6,740円	正午から午後１時まで	無料
	正午から午後３時まで	7,540円		
	午後１時から午後４時まで	7,540円		
	午後４時から午後６時30分まで	7,540円	午後３時から午後４時まで	無料
	午後６時30分から午後９時まで	8,730円		
	全日（午前９時から午後９時まで）	26,610円		
日曜日及び休日	午前９時から正午まで	8,080円	正午から午後１時まで	無料
	正午から午後３時まで	9,040円		
	午後１時から午後４時まで	9,040円		
	午後４時から午後６時30分まで	9,040円	午後３時から午後４時まで	無料
	午後６時30分から午後９時まで	10,470円		
	全日（午前９時から午後９時まで）	31,930円		

世田谷区立北烏山地区体育室

区分	単位時間	使用料

改正後			改正前		
団体	午前９時から午前11時まで	970円	団体	午前９時から午前11時まで	860円
	午前11時から午後１時まで	970円		午前11時から午後１時まで	860円
	午後６時から午後９時まで（火曜日を除く。）	1,950円		午後６時から午後９時まで（火曜日を除く。）	1,720円
個人	午後１時から午後６時まで（火曜日については、午後１時から午後９時まで）	無料	個人	午後１時から午後６時まで（火曜日については、午後１時から午後９時まで）	無料
備考　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。			備考　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。		

令和７年１月８日
経 済 産 業 部

世田谷区立区民農園条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等及び利用区画面積の見直しに伴い、世田谷区立区民農園条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定し、及び利用区画面積の見直しを行うため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立区民農園条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（１）使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

（２）利用区画面積の見直し

利用待機者の縮減に向け、現行１区画あたり１５㎡のみであるところ、新たに１０㎡の区画を設け、あわせて料金区分を新設する。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	区民生活常任委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布（同日施行）
	１０月	改定後料金適用開始
令和８年	３月	利用区画面積の見直し適用開始

世田谷区立区民農園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立区民農園条例 平成５年11月12日条例第56号 改正 平成９年３月12日条例第19号 平成13年３月13日条例第26号 平成17年９月29日条例第53号 平成19年12月11日条例第63号 平成23年10月４日条例第27号 平成29年９月29日条例第38号 平成30年３月６日条例第25号 令和７年○月○日条例第○号	○世田谷区立区民農園条例 平成５年11月12日条例第56号 改正 平成９年３月12日条例第19号 平成13年３月13日条例第26号 平成17年９月29日条例第53号 平成19年12月11日条例第63号 平成23年10月４日条例第27号 平成29年９月29日条例第38号 平成30年３月６日条例第25号
世田谷区立区民農園条例	世田谷区立区民農園条例
（目的及び設置） 第１条　都市生活の中で自然に親しむ機会の少ない区民が、余暇活動としての野菜づくり等を行うことにより、健康的でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図るため、世田谷区立区民農園（以下「区民農園」という。）を設置する。	（目的及び設置） 第１条　都市生活の中で自然に親しむ機会の少ない区民が、余暇活動としての野菜づくり等を行うことにより、健康的でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図るため、世田谷区立区民農園（以下「区民農園」という。）を設置する。
（定義） 第２条　この条例において「農園」とは、余暇活動その他の営利以外の目的で継続して行われる野菜づくり等の用に供される農地及び附帯施設等をいう。	（定義） 第２条　この条例において「農園」とは、余暇活動その他の営利以外の目的で継続して行われる野菜づくり等の用に供される農地及び附帯施設等をいう。
（規模） 第３条　区民農園は、一定面積で区画された農地を相当数有し、その１区画当たりの面積が次に掲げる規模の農園とする。 （１）　おおむね１０平方メートル	（規模） 第３条　区民農園は、一定面積で区画された農地を相当数有し、その１区画当たりの面積がおおむね15平方メートルである農園とする。

改正後	改正前
（２）　おおむね１５平方メートル （位置） 第４条　区民農園の位置は、規則で定める。 （利用資格） 第５条　区民農園を利用することができる者は、次に掲げるものとする。 （１）　区内に住所を有する世帯で規則で定めるもの （２）　区内の保育園、幼稚園その他の規則で定める教育又は福祉を目的とする団体 ２　区長は、必要があると認めたときは、前項に定めるもの以外に利用資格を定めることができる。 （利用の手続等） 第６条　区民農園を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に対し利用の申請をし、その承認を受けなければならない。 ２　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区民農園の利用を承認しない。 （１）　営利を目的とすると認められるとき。 （２）　区民農園の利用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が利用を不適当と認めたとき。 （利用の条件） 第７条　区長は、区民農園の利用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 （利用期間）	（位置） 第４条　区民農園の位置は、規則で定める。 （利用資格） 第５条　区民農園を利用することができる者は、次に掲げるものとする。 （１）　区内に住所を有する世帯で規則で定めるもの （２）　区内の保育園、幼稚園その他の規則で定める教育又は福祉を目的とする団体 ２　区長は、必要があると認めたときは、前項に定めるもの以外に利用資格を定めることができる。 （利用の手続等） 第６条　区民農園を利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に対し利用の申請をし、その承認を受けなければならない。 ２　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、区民農園の利用を承認しない。 （１）　営利を目的とすると認められるとき。 （２）　区民農園の利用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、区長が利用を不適当と認めたとき。 （利用の条件） 第７条　区長は、区民農園の利用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。 （利用期間）

改正後	改正前
第８条　区民農園の利用期間は、２年とする。	第８条　区民農園の利用期間は、２年とする。
２　前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、同項の利用期間を短縮することができる。	２　前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めたときは、同項の利用期間を短縮することができる。
（利用区画）	（利用区画）
第９条　第５条第１項第１号に規定するものが利用できる区民農園の農地の区画の数は、１区画とする。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。	第９条　第５条第１項第１号に規定するものが利用できる区民農園の農地の区画の数は、１区画とする。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
２　第５条第１項第２号に規定するものが利用できる区民農園の農地の区画の数は、規則で定めるところにより、区長が指定する。	２　第５条第１項第２号に規定するものが利用できる区民農園の農地の区画の数は、規則で定めるところにより、区長が指定する。
（承認の取消し等）	（承認の取消し等）
第10条　区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、区民農園の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。	第10条　区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、区民農園の利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。
（１）　第５条に規定する要件を欠くに至ったとき。	（１）　第５条に規定する要件を欠くに至ったとき。
（２）　利用の目的又は条件に違反したとき。	（２）　利用の目的又は条件に違反したとき。
（３）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	（３）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
（４）　災害その他の理由により、区民農園の利用ができなくなったとき。	（４）　災害その他の理由により、区民農園の利用ができなくなったとき。
（５）　前各号のほか、区長が必要があると認めたとき。	（５）　前各号のほか、区長が必要があると認めたとき。
（使用料）	（使用料）
第11条　区民農園の使用料は、１区画１年につき、次の各号に掲げる規模に応じ、当該各号に定める額とする。	第11条　区民農園の使用料は、１区画１年につき11,520円とする。
（１）　おおむね１０平方メートル　１０，２００円	
（２）　おおむね１５平方メートル　１５，２４０円	
２　利用の承認の期間に１年未満の端数があるときの使用料は、前項に定める使用料の範囲内で、規則で定める。	２　利用の承認の期間に１年未満の端数があるときの使用料は、前項に定める使用料の範囲内で、規則で定める。
３　区民農園の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、	３　区民農園の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、

改正後	改正前
前２項に定める使用料を前納しなければならない。	前２項に定める使用料を前納しなければならない。
（使用料の減免）	（使用料の減免）
第12条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第１項又は第２項の使用料を減額し、又は免除することができる。	第12条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第１項又は第２項の使用料を減額し、又は免除することができる。
（１）　利用者が第５条第１項第２号に掲げる者であるとき。　全額	（１）　利用者が第５条第１項第２号に掲げる者であるとき。　全額
（２）　利用者（第５条第１項第１号に掲げる者に限る。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活扶助を受けているとき。　全額	（２）　利用者（第５条第１項第１号に掲げる者に限る。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する生活扶助を受けているとき。　全額
（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額	（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額
（使用料の不還付）	（使用料の不還付）
第13条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長は、相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。	第13条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長は、相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。
（利用権の譲渡等の禁止）	（利用権の譲渡等の禁止）
第14条　利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第14条　利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第15条　利用者は、区民農園の利用を終了したときは、原状に回復しなければならない。第10条の規定により利用の承認を取り消されたときも、同様とする。	第15条　利用者は、区民農園の利用を終了したときは、原状に回復しなければならない。第10条の規定により利用の承認を取り消されたときも、同様とする。
（損害賠償）	（損害賠償）
第16条　区民農園の施設等をき損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。	第16条　区民農園の施設等をき損し、又は滅失した者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。
（委任）	（委任）
第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第17条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

改正後	改正前
附　則 この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成６年１月規則第５号で、同６年２月１日から施行）ただし、世田谷区立砧クラインガルテンの公用開始の日は、区長が別に定める。（平成６年３月１日＝平成６年２月28日付　世田谷区告示第43号） 附　則（平成９年３月12日条例第19号） １　この条例は、平成９年10月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の別表の規定は、平成９年10月１日以後に利用の承認を受けた者について適用し、同日前に利用の承認を受けた者については、なお従前の例による。 附　則（平成13年３月13日条例第26号） この条例は、平成13年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第53号） この条例は、平成18年４月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第63号） １　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立区民農園条例の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成20年７月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成23年10月４日条例第27号） １　この条例は、平成23年11月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成24年３月１日（以下「適用日」という。）以後の	附　則 この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成６年１月規則第５号で、同６年２月１日から施行）ただし、世田谷区立砧クラインガルテンの公用開始の日は、区長が別に定める。（平成６年３月１日＝平成６年２月28日付　世田谷区告示第43号） 附　則（平成９年３月12日条例第19号） １　この条例は、平成９年10月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の別表の規定は、平成９年10月１日以後に利用の承認を受けた者について適用し、同日前に利用の承認を受けた者については、なお従前の例による。 附　則（平成13年３月13日条例第26号） この条例は、平成13年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第53号） この条例は、平成18年４月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第63号） １　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立区民農園条例の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成20年７月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成23年10月４日条例第27号） １　この条例は、平成23年11月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成24年３月１日（以下「適用日」という。）以後の

改正後	改正前
利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成29年９月29日条例第38号） この条例は、平成29年10月１日から施行する。 附　則（平成30年３月６日条例第25号） １　この条例は、平成30年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第６条第２項各号列記以外の部分の改正規定、同項第２号の改正規定及び同号を同項第３号とし、同項第１号の次に１号を加える改正規定は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の第11条第１項の規定（使用料の額に係る部分に限る。）は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成31年３月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（令和７年〇月〇日条例第〇号） １　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　この条例による改正後の第11条第１項の規定は、施行日以後に利用の承認を受けた者の令和７年10月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。	利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成29年９月29日条例第38号） この条例は、平成29年10月１日から施行する。 附　則（平成30年３月６日条例第25号） １　この条例は、平成30年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第６条第２項各号列記以外の部分の改正規定、同項第２号の改正規定及び同号を同項第３号とし、同項第１号の次に１号を加える改正規定は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の第11条第１項の規定（使用料の額に係る部分に限る。）は、施行日以後に利用の承認を受けた者の平成31年３月１日（以下「適用日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前に利用の承認を受けた者の利用に係る使用料及び施行日以後に利用の承認を受けた者の適用日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和７年１月８日
保健福祉政策部

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　福祉保健常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改定後料金適用開始

世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例 平成30年10月１日条例第61号 改正 令和２年９月30日条例第41号 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例 （目的及び設置） 第１条　区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現のため、総合的な保健、医療及び福祉の拠点として、地域福祉の推進に寄与することを目的として、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（以下「総合プラザ」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　総合プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）　名称　世田谷区立保健医療福祉総合プラザ （２）　位置　東京都世田谷区松原六丁目37番10号 （運営の原則） 第３条　区長は、第１条の目的を達成するため、次条各号に掲げる事業を連携して実施するとともに、総合プラザと同一の建物及び隣接して設置される施設において実施される他の事業とも連携を図るものとする。 （事業） 第４条　総合プラザは、次に掲げる事業を行う。 （１）　世田谷区立保健センター（世田谷区立保健センター条例（昭和51年12月世田谷区条例第56号）第１条に規定する世田谷区立保健センターをいう。）において行う区民の健康の保持増進等に関すること。 （２）　福祉に携わる人材の確保及び育成に関すること。	○世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例 平成30年10月１日条例第61号 改正 令和２年９月30日条例第41号 世田谷区立保健医療福祉総合プラザ条例 （目的及び設置） 第１条　区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域社会の実現のため、総合的な保健、医療及び福祉の拠点として、地域福祉の推進に寄与することを目的として、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（以下「総合プラザ」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　総合プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。 （１）　名称　世田谷区立保健医療福祉総合プラザ （２）　位置　東京都世田谷区松原六丁目37番10号 （運営の原則） 第３条　区長は、第１条の目的を達成するため、次条各号に掲げる事業を連携して実施するとともに、総合プラザと同一の建物及び隣接して設置される施設において実施される他の事業とも連携を図るものとする。 （事業） 第４条　総合プラザは、次に掲げる事業を行う。 （１）　世田谷区立保健センター（世田谷区立保健センター条例（昭和51年12月世田谷区条例第56号）第１条に規定する世田谷区立保健センターをいう。）において行う区民の健康の保持増進等に関すること。 （２）　福祉に携わる人材の確保及び育成に関すること。

改正後	改正前
（３） 認知症である者の在宅生活の支援の推進に関すること。 （４） 保健、医療及び福祉の分野における施策の連携の推進に関すること。 （５） 地域における交流の促進に関すること。 （６） 総合プラザの施設を利用に供すること。 （７） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業	（３） 認知症である者の在宅生活の支援の推進に関すること。 （４） 保健、医療及び福祉の分野における施策の連携の推進に関すること。 （５） 地域における交流の促進に関すること。 （６） 総合プラザの施設を利用に供すること。 （７） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業
（第４条第１号に掲げる事業） 第５条 前条第１号に掲げる事業については、世田谷区立保健センター条例の定めるところによる。	（第４条第１号に掲げる事業） 第５条 前条第１号に掲げる事業については、世田谷区立保健センター条例の定めるところによる。
（第４条第２号に掲げる事業等） 第６条 総合プラザ内において第４条第２号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区福祉人材育成・研修センターとし、当該事業の細目は、区長が別に定める。	（第４条第２号に掲げる事業等） 第６条 総合プラザ内において第４条第２号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区福祉人材育成・研修センターとし、当該事業の細目は、区長が別に定める。
（第４条第３号に掲げる事業等） 第７条 総合プラザ内において第４条第３号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターとし、当該事業については、世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和２年９月世田谷区条例第45号）の定めるところによる。	（第４条第３号に掲げる事業等） 第７条 総合プラザ内において第４条第３号に掲げる事業を実施する場所の名称は、世田谷区認知症在宅生活サポートセンターとし、当該事業については、世田谷区認知症とともに生きる希望条例（令和２年９月世田谷区条例第45号）の定めるところによる。
（施設） 第８条 総合プラザの施設は、次のとおりとする。 （１） 区民活動支援会議室 （２） 研修室 （３） 喫茶室 （４） 駐車場	（施設） 第８条 総合プラザの施設は、次のとおりとする。 （１） 区民活動支援会議室 （２） 研修室 （３） 喫茶室 （４） 駐車場
（休業日及び利用時間） 第９条 総合プラザの休業日及び利用時間は、規則で定める。ただし、喫茶室の休業日及び利用時間は、あらかじめ区長の承認を得て、第24条の規定により総合プラザの管理を行う者（以下「指定管理者」	（休業日及び利用時間） 第９条 総合プラザの休業日及び利用時間は、規則で定める。ただし、喫茶室の休業日及び利用時間は、あらかじめ区長の承認を得て、第24条の規定により総合プラザの管理を行う者（以下「指定管理者」

改正後	改正前
という。）が定める。 （会議室等を使用することができる者の範囲） 第10条　区民活動支援会議室は、別表第１右欄に掲げる者が使用することができる。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同欄に掲げる者以外の者も使用することができる。 ２　研修室は、世田谷区福祉人材育成・研修センター事業その他第４条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、別表第１右欄に掲げる者が使用することができる。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同欄に掲げる者以外の者も使用することができる。 ３　前２項に定めるもののほか、第16条第１項第１号から第６号までに規定する団体、学校等は、区民活動支援会議室及び研修室（以下「会議室等」という。）を使用することができる。 （会議室等の使用の手続等） 第11条　会議室等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 ２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を承認しないものとする。 （１）　営利を目的とするとき。 （２）　秩序を乱すおそれがあるとき。 （３）　会議室等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （４）　管理上支障があるとき。 （５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。	という。）が定める。 （会議室等を使用することができる者の範囲） 第10条　区民活動支援会議室は、別表第１右欄に掲げる者が使用することができる。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同欄に掲げる者以外の者も使用することができる。 ２　研修室は、世田谷区福祉人材育成・研修センター事業その他第４条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、別表第１右欄に掲げる者が使用することができる。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同欄に掲げる者以外の者も使用することができる。 ３　前２項に定めるもののほか、第16条第１項第１号から第６号までに規定する団体、学校等は、区民活動支援会議室及び研修室（以下「会議室等」という。）を使用することができる。 （会議室等の使用の手続等） 第11条　会議室等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 ２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を承認しないものとする。 （１）　営利を目的とするとき。 （２）　秩序を乱すおそれがあるとき。 （３）　会議室等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （４）　管理上支障があるとき。 （５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

改正後	改正前
3　指定管理者は、会議室等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 （1）　正当な理由がなく使用の承認を受けた会議室等を使用しなかったとき。 （2）　会議室等の使用に係る使用料を納付していないとき。 （3）　前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。	3　指定管理者は、会議室等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 （1）　正当な理由がなく使用の承認を受けた会議室等を使用しなかったとき。 （2）　会議室等の使用に係る使用料を納付していないとき。 （3）　前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。
（会議室等の使用の条件） 第12条　指定管理者は、会議室等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。	（会議室等の使用の条件） 第12条　指定管理者は、会議室等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。
（会議室等の使用の承認の取消し等） 第13条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （1）　使用の目的又は条件に違反したとき。 （2）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （3）　前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。	（会議室等の使用の承認の取消し等） 第13条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （1）　使用の目的又は条件に違反したとき。 （2）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （3）　前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。
（駐車場の使用の手続） 第14条　駐車場の使用の手続は、規則で定めるところによる。	（駐車場の使用の手続） 第14条　駐車場の使用の手続は、規則で定めるところによる。
（使用料） 第15条　会議室等又は駐車場を使用する者は、別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 2　前項の使用料は、会議室等の使用に係る使用料にあっては規則で定める日まで、駐車場の使用に係る使用料にあっては退場の際に納付しなければならない。 3　前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、同項	（使用料） 第15条　会議室等又は駐車場を使用する者は、別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 2　前項の使用料は、会議室等の使用に係る使用料にあっては規則で定める日まで、駐車場の使用に係る使用料にあっては退場の際に納付しなければならない。 3　前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、同項

改正後	改正前
の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。 （使用料の減免） 第16条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第１項に規定する会議室等の使用料から減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額 （３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額 （４）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要であると認めたとき。　区長が相当と認めた額 （７）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額 ２　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第１項に規定する駐車場の使用料から減額し、又は免除することができる。 （１）　区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使	の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。 （使用料の減免） 第16条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第１項に規定する会議室等の使用料から減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額 （３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額 （４）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （５）　私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要であると認めたとき。　区長が相当と認めた額 （７）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額 ２　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を前条第１項に規定する駐車場の使用料から減額し、又は免除することができる。 （１）　区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使

改正後	改正前
用する自動車を駐車させるとき。　全額 （２）　駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき。　全額 （３）　道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。　全額 （４）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき。　全額 （５）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額 ３　第１項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	用する自動車を駐車させるとき。　全額 （２）　駐車場において不測の事故が発生し、駐車中の自動車を緊急に退場させなければならない事態が生じたとき。　全額 （３）　道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第１項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。　全額 （４）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が利用する自動車を駐車させるとき。　全額 （５）　前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めたとき。　区長が相当と認めた額 ３　第１項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
（使用料の還付） 第17条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	（使用料の還付） 第17条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
（会議室等の変更禁止等） 第18条　会議室等を使用する者は、使用に際して、会議室等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。	（会議室等の変更禁止等） 第18条　会議室等を使用する者は、使用に際して、会議室等に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
（会議室等の使用権の譲渡等の禁止） 第19条　会議室等を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	（会議室等の使用権の譲渡等の禁止） 第19条　会議室等を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（会議室等の原状回復の義務） 第20条　会議室等を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに会議室等を原状に回復しなければならない。	（会議室等の原状回復の義務） 第20条　会議室等を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに会議室等を原状に回復しなければならない。
（駐車場内の禁止行為）	（駐車場内の禁止行為）

改正後	改正前
第21条　駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。 （１）　他の自動車の駐車を妨げること。 （２）　駐車場の施設を汚損し、又は駐車中の自動車を損傷すること。 （３）　駐車場を駐車場の使用の目的以外の用途に使用すること。 （４）　前３号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。	第21条　駐車場内においては、次に掲げる行為をしてはならない。 （１）　他の自動車の駐車を妨げること。 （２）　駐車場の施設を汚損し、又は駐車中の自動車を損傷すること。 （３）　駐車場を駐車場の使用の目的以外の用途に使用すること。 （４）　前３号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。
（損害賠償） 第22条　総合プラザの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。	（損害賠償） 第22条　総合プラザの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。
（入館の制限等） 第23条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、総合プラザの使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は総合プラザの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　総合プラザを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。	（入館の制限等） 第23条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、総合プラザの使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は総合プラザの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　総合プラザを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。
（指定管理者による管理） 第24条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に総合プラザの管理を行わせるものとする。	（指定管理者による管理） 第24条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に総合プラザの管理を行わせるものとする。
（指定管理者の指定の手続） 第25条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	（指定管理者の指定の手続） 第25条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

改正後	改正前
3　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、総合プラザの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （1）　総合プラザに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。 （2）　総合プラザの効用を最大限に発揮させることができること。 （3）　総合プラザの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	3　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、総合プラザの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （1）　総合プラザに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。 （2）　総合プラザの効用を最大限に発揮させることができること。 （3）　総合プラザの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	4　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等） 第26条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）　第４条第４号から第６号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定する業務 （2）　総合プラザの維持管理に関する業務（世田谷区立保健センター条例第９条第１項第２号に掲げる業務を除く。） （3）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	（指定管理者の業務等） 第26条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 （1）　第４条第４号から第６号までに規定する事業に関する業務のうち、区長が指定する業務 （2）　総合プラザの維持管理に関する業務（世田谷区立保健センター条例第９条第１項第２号に掲げる業務を除く。） （3）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、総合プラザの適正な管理を行わなければならない。	2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、総合プラザの適正な管理を行わなければならない。
（利用料金） 第27条　喫茶室を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。	（利用料金） 第27条　喫茶室を利用する者で飲食物の提供を受けるものは、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。
2　利用料金の額は、別表第３に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。	2　利用料金の額は、別表第３に定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。
3　利用料金は、指定管理者の収入とする。	3　利用料金は、指定管理者の収入とする。

改正後	改正前
（委任） 第28条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 （施行期日） １　この条例は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。 （準備行為） ２　区長は、第11条第１項の規定による使用の承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。 ３　区長は、第25条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為を施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。 附　則（令和２年９月30日条例第41号） この条例は、令和２年10月１日から施行する。ただし、附則第１項の改正規定は、公布の日から施行する。 附　則（令和７年３月　日条例第　号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の別表第２備考以外の部分及び別表第３の規定は、令和７年１０月１日以後の使用及び利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用及び利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。	（委任） 第28条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附　則 （施行期日） １　この条例は、令和２年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、公布の日から施行する。 （準備行為） ２　区長は、第11条第１項の規定による使用の承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。 ３　区長は、第25条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為を施行日前においても、同条の規定の例によりすることができる。 附　則（令和２年９月30日条例第41号） この条例は、令和２年10月１日から施行する。ただし、附則第１項の改正規定は、公布の日から施行する。
別表第１（第10条関係） 施設：区民活動支援会議室及び研修室 使用することができる者：次の要件を満たす団体 （１）　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定	別表第１（第10条関係） 施設：区民活動支援会議室及び研修室 使用することができる者：次の要件を満たす団体 （１）　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定

改正後

	管理者が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２）　構成員の総数が５人以上であること。

別表第２（第15条関係）

施設	区分	午前 午前９時から正午まで	午後Ａ 午後０時30分から午後２時30分まで	午後Ｂ 午後３時から午後５時まで	夕方 午後５時30分から午後７時30分まで	夜間 午後８時から午後10時まで
区民活動支援会議室	区民活動支援会議室１－１	1,050円	700円	700円	700円	700円
	区民活動支援会議室１－２	1,050円	700円	700円	700円	700円
	区民活動支援会議室２	1,050円	700円	700円	700円	700円
研修室	研修室Ａ－１	1,050円	700円	700円	700円	700円
	研修室Ａ－２	1,050円	700円	700円	700円	700円

改正前

	管理者が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２）　構成員の総数が５人以上であること。

別表第２（第15条関係）

施設	区分	午前 午前９時から正午まで	午後Ａ 午後０時30分から午後２時30分まで	午後Ｂ 午後３時から午後５時まで	夕方 午後５時30分から午後７時30分まで	夜間 午後８時から午後10時まで
区民活動支援会議室	区民活動支援会議室１－１	810円	540円	540円	540円	540円
	区民活動支援会議室１－２	810円	540円	540円	540円	540円
	区民活動支援会議室２	810円	540円	540円	540円	540円
研修室	研修室Ａ－１	810円	540円	540円	540円	540円
	研修室Ａ－２	810円	540円	540円	540円	540円

改正後

	研修室Ｂ－１	390円	260円	260円	260円	260円
	研修室Ｂ－２	390円	260円	260円	260円	260円
	研修室Ｃ－１	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	研修室Ｃ－２	3,510円	2,340円	2,340円	2,340円	2,340円
	実習室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
	調理実習室	2,130円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
駐車場		１台につき駐車時間15分ごとに100円				

備考　２以上の使用区分にわたり施設を使用する場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

別表第３（第27条関係）

品目	金額
飲み物メニュー	1,300円
食べ物メニュー	2,600円
セットメニュー	3,640円

改正前

	研修室Ｂ－１	300円	200円	200円	200円	200円
	研修室Ｂ－２	300円	200円	200円	200円	200円
	研修室Ｃ－１	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
	研修室Ｃ－２	2,700円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
	実習室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	調理実習室	1,650円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
駐車場		１台につき駐車時間20分ごとに100円				

備考　２以上の使用区分にわたり施設を使用する場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。

別表第３（第27条関係）

品目	金額
飲み物メニュー	1,000円
食べ物メニュー	2,000円
セットメニュー	2,800円

令和７年１月８日
保健福祉政策部

世田谷区立保健センター条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立保健センター条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。また、運動指導室の使用時間の区分について、別途規則で定める旨、規定する改正を行う。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	福祉保健常任委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布
	４月	施行（使用時間の区分に係る改正）
	８月	施行（施設使用料等の見直しに係る改正）
	１０月	改定後料金適用開始

世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例新旧対照表（第１条の規定による改正）

改正後	改正前
○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月１日条例第56号 改正 昭和56年12月１日条例第52号 昭和61年３月29日条例第17号 平成２年６月20日条例第34号 平成５年３月12日条例第22号 平成12年３月13日条例第39号 平成17年９月29日条例第55号 平成21年12月８日条例第49号 平成23年３月８日条例第13号 平成26年３月７日条例第９号 平成29年６月26日条例第31号 平成29年12月８日条例第60号 平成30年10月１日条例第59号	○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月１日条例第56号 改正 昭和56年12月１日条例第52号 昭和61年３月29日条例第17号 平成２年６月20日条例第34号 平成５年３月12日条例第22号 平成12年３月13日条例第39号 平成17年９月29日条例第55号 平成21年12月８日条例第49号 平成23年３月８日条例第13号 平成26年３月７日条例第９号 平成29年６月26日条例第31号 平成29年12月８日条例第60号 平成30年10月１日条例第59号
世田谷区立保健センター条例	世田谷区立保健センター条例
（設置）	（設置）
第１条　区民の総合的な健康診査、健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図るとともに、障害に関する相談支援等を行い、もって区民の福祉の向上に寄与するため、世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）を、東京都世田谷区松原六丁目37番10号に設置する。	第１条　区民の総合的な健康診査、健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図るとともに、障害に関する相談支援等を行い、もって区民の福祉の向上に寄与するため、世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）を、東京都世田谷区松原六丁目37番10号に設置する。
（休所日及び開所時間）	（休所日及び開所時間）
第２条　保健センターの休所日及び開所時間は、規則で定める。	第２条　保健センターの休所日及び開所時間は、規則で定める。
（事業）	（事業）
第３条　保健センターは、第１条に規定する目的を達成するため、次	第３条　保健センターは、第１条に規定する目的を達成するため、次

改正後	改正前
に掲げる事業を行う。 （１）　健康増進のための検診、指導、地域活動支援等 （２）　疾病の早期発見及び予防のための検診及び検査 （３）　健康相談並びに保健衛生に関する指導及び教育 （４）　障害者（児）及びその家族等のための障害に関する相談支援等 （５）　保健センターの施設を利用に供すること。	に掲げる事業を行う。 （１）　健康増進のための検診、指導、地域活動支援等 （２）　疾病の早期発見及び予防のための検診及び検査 （３）　健康相談並びに保健衛生に関する指導及び教育 （４）　障害者（児）及びその家族等のための障害に関する相談支援等 （５）　保健センターの施設を利用に供すること。
（運動指導室を使用することができる者の範囲） 第３条の２　保健センターの運動指導室は、前条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、健康増進を目的とする団体であって、次に掲げる要件を満たすものが使用することができる。 （１）　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定管理者（第７条の規定により保健センターの管理を行う者をいう。以下同じ。）が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２）　構成員の総数が５人以上であること。 ２　前項の規定にかかわらず、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同項に規定する者以外の者も使用することができる。	（運動指導室を使用することができる者の範囲） 第３条の２　保健センターの運動指導室は、前条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、健康増進を目的とする団体であって、次に掲げる要件を満たすものが使用することができる。 （１）　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定管理者（第７条の規定により保健センターの管理を行う者をいう。以下同じ。）が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２）　構成員の総数が５人以上であること。 ２　前項の規定にかかわらず、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同項に規定する者以外の者も使用することができる。
（運動指導室の使用時間の区分） 第３条の２の２　運動指導室の使用時間の区分は、規則で定める。	
（運動指導室の使用の手続等） 第３条の３　運動指導室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 ２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用を承認しないものとする。	（運動指導室の使用の手続等） 第３条の３　運動指導室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 ２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用を承認しないものとする。

改正後	改正前
（１） 営利を目的とするとき。 （２） 秩序を乱すおそれがあるとき。 （３） 運動指導室の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （４） 管理上支障があるとき。 （５） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。	（１） 営利を目的とするとき。 （２） 秩序を乱すおそれがあるとき。 （３） 運動指導室の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （４） 管理上支障があるとき。 （５） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。
３　指定管理者は、運動指導室を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 （１） 運動指導室の使用の承認を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく運動指導室を使用しなかったとき。 （２） 運動指導室の使用に係る使用料を納付していないとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。	３　指定管理者は、運動指導室を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 （１） 運動指導室の使用の承認を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく運動指導室を使用しなかったとき。 （２） 運動指導室の使用に係る使用料を納付していないとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。
（運動指導室の使用の条件） 第３条の４　指定管理者は、運動指導室の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。	（運動指導室の使用の条件） 第３条の４　指定管理者は、運動指導室の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。
（運動指導室の使用の承認の取消し等） 第３条の５　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１） 使用の目的又は条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。	（運動指導室の使用の承認の取消し等） 第３条の５　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１） 使用の目的又は条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。

改正後	改正前
（使用料の納付） 第４条　保健センターを利用する者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 ２　運動指導室を使用する者は、第３条の２の２の運動指導室の使用時間の区分の時間数に900円を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。	（使用料の納付） 第４条　保健センターを利用する者は、別表第１に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 ２　運動指導室を使用する者は、別表第２に定めるところにより使用料を納付しなければならない。
（使用料の減免） 第５条　区長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。	（使用料の減免） 第５条　区長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。
（使用料の不還付） 第６条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	（使用料の不還付） 第６条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
（運動指導室の変更禁止等） 第６条の２　運動指導室を使用する者は、使用に際して、運動指導室に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。	（運動指導室の変更禁止等） 第６条の２　運動指導室を使用する者は、使用に際して、運動指導室に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
（運動指導室の使用権の譲渡等の禁止） 第６条の３　運動指導室を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	（運動指導室の使用権の譲渡等の禁止） 第６条の３　運動指導室を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（運動指導室の原状回復の義務） 第６条の４　運動指導室を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに運動指導室を原状に回復しなければならない。	（運動指導室の原状回復の義務） 第６条の４　運動指導室を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに運動指導室を原状に回復しなければならない。
（損害賠償） 第６条の５　保健センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。	（損害賠償） 第６条の５　保健センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。
（利用の制限等）	（利用の制限等）

改正後	改正前
第６条の６　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、保健センターの利用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は保健センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　保健センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。	第６条の６　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、保健センターの利用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は保健センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　保健センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。
（指定管理者による管理） 第７条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に保健センターの管理を行わせるものとする。	（指定管理者による管理） 第７条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に保健センターの管理を行わせるものとする。
（指定管理者の指定の手続） 第８条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、保健センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　保健センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　保健センターの効用を最大限に発揮させることができること。 （３）　保健センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 ４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、	（指定管理者の指定の手続） 第８条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 ２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 ３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、保健センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　保健センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　保健センターの効用を最大限に発揮させることができること。 （３）　保健センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 ４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、

改正後	改正前
議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等）	（指定管理者の業務等）
第９条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第９条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）　第３条各号に規定する事業に関する業務	（１）　第３条各号に規定する事業に関する業務
（２）　保健センターの施設及び設備（医療機器、情報機器その他の専門的な知識を持つ者による管理を必要とするものに限る。）の維持管理に関する業務	（２）　保健センターの施設及び設備（医療機器、情報機器その他の専門的な知識を持つ者による管理を必要とするものに限る。）の維持管理に関する業務
（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、保健センターの適正な管理を行わなければならない。	2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、保健センターの適正な管理を行わなければならない。
（委任）	（委任）
第10条　この条例に定めるもののほか、保健センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。	第10条　この条例に定めるもののほか、保健センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。
付　則	付　則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。	この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。
付　則（昭和56年12月１日条例第52号）	付　則（昭和56年12月１日条例第52号）
この条例は、昭和57年４月１日から施行する。	この条例は、昭和57年４月１日から施行する。
付　則（昭和61年３月29日条例第17号）	付　則（昭和61年３月29日条例第17号）
この条例は、昭和61年４月１日から施行する。	この条例は、昭和61年４月１日から施行する。
付　則（平成２年６月20日条例第34号）	付　則（平成２年６月20日条例第34号）
この条例は、平成２年８月１日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。	この条例は、平成２年８月１日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。
附　則（平成５年３月12日条例第22号）	附　則（平成５年３月12日条例第22号）
1　この条例は、平成５年４月１日から施行する。	1　この条例は、平成５年４月１日から施行する。
2　この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、	2　この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、

改正後	改正前
平成５年４月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成12年３月13日条例第39号） この条例は、平成12年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第55号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第６条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第８条第４項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第７条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第８条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附　則（平成21年12月８日条例第49号） この条例は、平成22年４月１日から施行する。 附　則（平成23年３月８日条例第13号）	平成５年４月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成12年３月13日条例第39号） この条例は、平成12年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第55号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第６条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第８条第４項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第７条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第８条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附　則（平成21年12月８日条例第49号） この条例は、平成22年４月１日から施行する。 附　則（平成23年３月８日条例第13号）

改正後

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月７日条例第９号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年３月規則第33号で、同26年５月７日から施行）

附　則（平成29年６月26日条例第31号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年８月規則第64号で、同29年10月１日から施行）

附　則（平成29年12月８日条例第60号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成30年10月１日条例第59号）

この条例は、平成32年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

種別	金額	
1　健康度測定料	1回につき	5,000円
2　健康度再測定料	1回につき	3,500円
3　運動負荷測定料	1回につき	2,000円
4　健康増進指導料	1回につき	400円
5　胃がん検診（エックス線検査）受診料	1回につき	1,000円
6　胃がん検診（内視鏡検査）受診料	1回につき	1,500円
7　大腸がん検診受診料	1回につき	200円
8　乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	1回につき	1,000円

改正前

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月７日条例第９号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年３月規則第33号で、同26年５月７日から施行）

附　則（平成29年６月26日条例第31号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年８月規則第64号で、同29年10月１日から施行）

附　則（平成29年12月８日条例第60号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成30年10月１日条例第59号）

この条例は、平成32年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

種別	金額	
1　健康度測定料	1回につき	5,000円
2　健康度再測定料	1回につき	3,500円
3　運動負荷測定料	1回につき	2,000円
4　健康増進指導料	1回につき	400円
5　胃がん検診（エックス線検査）受診料	1回につき	1,000円
6　胃がん検診（内視鏡検査）受診料	1回につき	1,500円
7　大腸がん検診受診料	1回につき	200円
8　乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	1回につき	1,000円

別表第２（第４条関係）

区分 施設	午前 午前９時から正午まで	午後 午後１時から午後５時まで	夜間 午後６時から午後９時まで

改正後	改正前
	運動指導室　2,700円　3,600円　2,700円 備考 1　２以上の使用区分にわたり施設を使用する場合においては、各使用区分に規定する使用料を合算した額とする。 2　この表に定める使用時間の区分のほか、運動指導室の使用に支障がないと指定管理者が認めるときは、午前９時から午後９時までの間において、１時間を単位として使用することができる。この場合において、使用料の額は、１時間当たり900円とする。

世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例新旧対照表（第２条の規定による改正）

改正後	改正前
○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月１日条例第56号 改正 昭和56年12月１日条例第52号 昭和61年３月29日条例第17号 平成２年６月20日条例第34号 平成５年３月12日条例第22号 平成12年３月13日条例第39号 平成17年９月29日条例第55号 平成21年12月８日条例第49号 平成23年３月８日条例第13号 平成26年３月７日条例第９号 平成29年６月26日条例第31号 平成29年12月８日条例第60号 平成30年10月１日条例第59号	○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月１日条例第56号 改正 昭和56年12月１日条例第52号 昭和61年３月29日条例第17号 平成２年６月20日条例第34号 平成５年３月12日条例第22号 平成12年３月13日条例第39号 平成17年９月29日条例第55号 平成21年12月８日条例第49号 平成23年３月８日条例第13号 平成26年３月７日条例第９号 平成29年６月26日条例第31号 平成29年12月８日条例第60号 平成30年10月１日条例第59号
世田谷区立保健センター条例	世田谷区立保健センター条例
（設置）	（設置）
第１条　区民の総合的な健康診査、健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図るとともに、障害に関する相談支援等を行い、もって区民の福祉の向上に寄与するため、世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）を、東京都世田谷区松原六丁目37番10号に設置する。	第１条　区民の総合的な健康診査、健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図るとともに、障害に関する相談支援等を行い、もって区民の福祉の向上に寄与するため、世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）を、東京都世田谷区松原六丁目37番10号に設置する。
（休所日及び開所時間）	（休所日及び開所時間）
第２条　保健センターの休所日及び開所時間は、規則で定める。	第２条　保健センターの休所日及び開所時間は、規則で定める。
（事業）	（事業）
第３条　保健センターは、第１条に規定する目的を達成するため、次	第３条　保健センターは、第１条に規定する目的を達成するため、次

改正後	改正前
に掲げる事業を行う。 （１）　健康増進のための検診、指導、地域活動支援等 （２）　疾病の早期発見及び予防のための検診及び検査 （３）　健康相談並びに保健衛生に関する指導及び教育 （４）　障害者（児）及びその家族等のための障害に関する相談支援等 （５）　保健センターの施設を利用に供すること。	に掲げる事業を行う。 （１）　健康増進のための検診、指導、地域活動支援等 （２）　疾病の早期発見及び予防のための検診及び検査 （３）　健康相談並びに保健衛生に関する指導及び教育 （４）　障害者（児）及びその家族等のための障害に関する相談支援等 （５）　保健センターの施設を利用に供すること。
（運動指導室を使用することができる者の範囲） 第３条の２　保健センターの運動指導室は、前条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、健康増進を目的とする団体であって、次に掲げる要件を満たすものが使用することができる。 （１）　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定管理者（第７条の規定により保健センターの管理を行う者をいう。以下同じ。）が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２）　構成員の総数が５人以上であること。 ２　前項の規定にかかわらず、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同項に規定する者以外の者も使用することができる。	（運動指導室を使用することができる者の範囲） 第３条の２　保健センターの運動指導室は、前条各号に掲げる事業で区長が必要と認めるもののために使用していない時間に限り、健康増進を目的とする団体であって、次に掲げる要件を満たすものが使用することができる。 （１）　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると指定管理者（第７条の規定により保健センターの管理を行う者をいう。以下同じ。）が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 （２）　構成員の総数が５人以上であること。 ２　前項の規定にかかわらず、公益上の理由その他特別の理由があると指定管理者が認めたときは、同項に規定する者以外の者も使用することができる。
（運動指導室の使用時間の区分） 第３条の２の２　運動指導室の使用時間の区分は、規則で定める。	（運動指導室の使用時間の区分） 第３条の２の２　運動指導室の使用時間の区分は、規則で定める。
（運動指導室の使用の手続等） 第３条の３　運動指導室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 ２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用を承認しないものとする。	（運動指導室の使用の手続等） 第３条の３　運動指導室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。 ２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用を承認しないものとする。

改正後	改正前
（１） 営利を目的とするとき。 （２） 秩序を乱すおそれがあるとき。 （３） 運動指導室の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （４） 管理上支障があるとき。 （５） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。	（１） 営利を目的とするとき。 （２） 秩序を乱すおそれがあるとき。 （３） 運動指導室の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。 （４） 管理上支障があるとき。 （５） 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。
３　指定管理者は、運動指導室を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 （１） 運動指導室の使用の承認を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく運動指導室を使用しなかったとき。 （２） 運動指導室の使用に係る使用料を納付していないとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。	３　指定管理者は、運動指導室を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないことができる。 （１） 運動指導室の使用の承認を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく運動指導室を使用しなかったとき。 （２） 運動指導室の使用に係る使用料を納付していないとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと指定管理者が認めたとき。
（運動指導室の使用の条件） 第３条の４　指定管理者は、運動指導室の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。	（運動指導室の使用の条件） 第３条の４　指定管理者は、運動指導室の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。
（運動指導室の使用の承認の取消し等） 第３条の５　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１） 使用の目的又は条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。	（運動指導室の使用の承認の取消し等） 第３条の５　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動指導室の使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１） 使用の目的又は条件に違反したとき。 （２） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３） 前２号に掲げるもののほか、指定管理者が必要があると認めたとき。

改正後	改正前
（使用料の納付） 第４条　保健センターを利用する者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 ２　運動指導室を使用する者は、第３条の２の２の運動指導室の使用時間の区分の時間数に1,170円を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。	（使用料の納付） 第４条　保健センターを利用する者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。 ２　運動指導室を使用する者は、第３条の２の２の運動指導室の使用時間の区分の時間数に900円を乗じて得た額の使用料を納付しなければならない。
（使用料の減免） 第５条　区長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。	（使用料の減免） 第５条　区長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。
（使用料の不還付） 第６条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	（使用料の不還付） 第６条　既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
（運動指導室の変更禁止等） 第６条の２　運動指導室を使用する者は、使用に際して、運動指導室に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。	（運動指導室の変更禁止等） 第６条の２　運動指導室を使用する者は、使用に際して、運動指導室に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。
（運動指導室の使用権の譲渡等の禁止） 第６条の３　運動指導室を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	（運動指導室の使用権の譲渡等の禁止） 第６条の３　運動指導室を使用する者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（運動指導室の原状回復の義務） 第６条の４　運動指導室を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに運動指導室を原状に回復しなければならない。	（運動指導室の原状回復の義務） 第６条の４　運動指導室を使用する者は、使用が終了したときは、直ちに運動指導室を原状に回復しなければならない。
（損害賠償） 第６条の５　保健センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。	（損害賠償） 第６条の５　保健センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。
（利用の制限等）	（利用の制限等）

改正後	改正前
第６条の６　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、保健センターの利用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は保健センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。	第６条の６　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、保健センターの利用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は保健センターの施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
２　保健センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。	２　保健センターを利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他指定管理者の指示を守らなければならない。
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
第７条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に保健センターの管理を行わせるものとする。	第７条　区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区長が指定する法人その他の団体に保健センターの管理を行わせるものとする。
（指定管理者の指定の手続）	（指定管理者の指定の手続）
第８条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。	第８条　区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。
２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、保健センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　保健センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　保健センターの効用を最大限に発揮させることができること。 （３）　保健センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	３　区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、保健センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 （１）　保健センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。 （２）　保健センターの効用を最大限に発揮させることができること。 （３）　保健センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、	４　区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、

改正後	改正前
議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。	議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。
5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。	5　区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。
（指定管理者の業務等）	（指定管理者の業務等）
第９条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第９条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）　第３条各号に規定する事業に関する業務	（１）　第３条各号に規定する事業に関する業務
（２）　保健センターの施設及び設備（医療機器、情報機器その他の専門的な知識を持つ者による管理を必要とするものに限る。）の維持管理に関する業務	（２）　保健センターの施設及び設備（医療機器、情報機器その他の専門的な知識を持つ者による管理を必要とするものに限る。）の維持管理に関する業務
（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務
2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、保健センターの適正な管理を行わなければならない。	2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、保健センターの適正な管理を行わなければならない。
（委任）	（委任）
第10条　この条例に定めるもののほか、保健センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。	第10条　この条例に定めるもののほか、保健センターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。
付　則	付　則
この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。	この条例は、公布の日から施行する。ただし、公用開始の日は、区長が別に定める。
付　則（昭和56年12月１日条例第52号）	付　則（昭和56年12月１日条例第52号）
この条例は、昭和57年４月１日から施行する。	この条例は、昭和57年４月１日から施行する。
付　則（昭和61年３月29日条例第17号）	付　則（昭和61年３月29日条例第17号）
この条例は、昭和61年４月１日から施行する。	この条例は、昭和61年４月１日から施行する。
付　則（平成２年６月20日条例第34号）	付　則（平成２年６月20日条例第34号）
この条例は、平成２年８月１日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。	この条例は、平成２年８月１日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。
附　則（平成５年３月12日条例第22号）	附　則（平成５年３月12日条例第22号）
1　この条例は、平成５年４月１日から施行する。	1　この条例は、平成５年４月１日から施行する。
2　この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、	2　この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、

改正後	改正前
平成５年４月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成12年３月13日条例第39号） この条例は、平成12年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第55号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第６条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第８条第４項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第７条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第８条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附　則（平成21年12月８日条例第49号） この条例は、平成22年４月１日から施行する。 附　則（平成23年３月８日条例第13号）	平成５年４月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成12年３月13日条例第39号） この条例は、平成12年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第55号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第６条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第８条第４項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第７条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第８条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附　則（平成21年12月８日条例第49号） この条例は、平成22年４月１日から施行する。 附　則（平成23年３月８日条例第13号）

改正後

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月７日条例第９号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年３月規則第33号で、同26年５月７日から施行）

附　則（平成29年６月26日条例第31号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年８月規則第64号で、同29年10月１日から施行）

附　則（平成29年12月８日条例第60号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成30年10月１日条例第59号）

この条例は、平成32年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

種別	金額	
1　健康度測定料	１回につき	5,000円
2　健康度再測定料	１回につき	3,500円
3　運動負荷測定料	１回につき	2,000円
4　健康増進指導料	１回につき	400円
5　胃がん検診（エックス線検査）受診料	１回につき	1,000円
6　胃がん検診（内視鏡検査）受診料	１回につき	1,500円
7　大腸がん検診受診料	１回につき	200円
8　乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	１回につき	1,000円

改正前

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成26年３月７日条例第９号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年３月規則第33号で、同26年５月７日から施行）

附　則（平成29年６月26日条例第31号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年８月規則第64号で、同29年10月１日から施行）

附　則（平成29年12月８日条例第60号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（平成30年10月１日条例第59号）

この条例は、平成32年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

種別	金額	
1　健康度測定料	１回につき	5,000円
2　健康度再測定料	１回につき	3,500円
3　運動負荷測定料	１回につき	2,000円
4　健康増進指導料	１回につき	400円
5　胃がん検診（エックス線検査）受診料	１回につき	1,000円
6　胃がん検診（内視鏡検査）受診料	１回につき	1,500円
7　大腸がん検診受診料	１回につき	200円
8　乳がん検診受診料（視診及び触診を受ける場合に限る。）	１回につき	1,000円

世田谷区立保健センター条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則）

改正後	改正前
○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月１日条例第56号 改正 昭和56年12月１日条例第52号 昭和61年３月29日条例第17号 平成２年６月20日条例第34号 平成５年３月12日条例第22号 平成12年３月13日条例第39号 平成17年９月29日条例第55号 平成21年12月８日条例第49号 平成23年３月８日条例第13号 平成26年３月７日条例第９号 平成29年６月26日条例第31号 平成29年12月８日条例第60号 平成30年10月１日条例第59号	○世田谷区立保健センター条例 昭和51年12月１日条例第56号 改正 昭和56年12月１日条例第52号 昭和61年３月29日条例第17号 平成２年６月20日条例第34号 平成５年３月12日条例第22号 平成12年３月13日条例第39号 平成17年９月29日条例第55号 平成21年12月８日条例第49号 平成23年３月８日条例第13号 平成26年３月７日条例第９号 平成29年６月26日条例第31号 平成29年12月８日条例第60号 平成30年10月１日条例第59号
世田谷区立保健センター条例 付　則（昭和56年12月１日条例第52号） この条例は、昭和57年４月１日から施行する。 付　則（昭和61年３月29日条例第17号） この条例は、昭和61年４月１日から施行する。 付　則（平成２年６月20日条例第34号） この条例は、平成２年８月１日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。 付　則（平成５年３月12日条例第22号） １　この条例は、平成５年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、	世田谷区立保健センター条例 付　則（昭和56年12月１日条例第52号） この条例は、昭和57年４月１日から施行する。 付　則（昭和61年３月29日条例第17号） この条例は、昭和61年４月１日から施行する。 付　則（平成２年６月20日条例第34号） この条例は、平成２年８月１日から施行する。ただし、別表体力増進指導料の項の改正規定は、公布の日から施行する。 付　則（平成５年３月12日条例第22号） １　この条例は、平成５年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立保健センター条例の規定は、

改正後	改正前
平成５年４月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成12年３月13日条例第39号） この条例は、平成12年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第55号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第６条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第８条第４項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第７条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第８条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附　則（平成21年12月８日条例第49号） この条例は、平成22年４月１日から施行する。 附　則（平成23年３月８日条例第13号）	平成５年４月１日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成12年３月13日条例第39号） この条例は、平成12年４月１日から施行する。 附　則（平成17年９月29日条例第55号） （施行期日） １　この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） ２　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第６条の規定により管理を委託している世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）については、平成18年９月１日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立保健センター条例（以下「新条例」という。）第８条第４項の規定により、区長が保健センターに係る指定管理者（新条例第７条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 ３　区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた保健センターについて指定管理者を指定しようとする場合において、保健センターの管理を受託している者から新条例第８条第２項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第３項に規定する基準に基づき審査し、かつ、保健センターの管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が保健センターの設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第１項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。 附　則（平成21年12月８日条例第49号） この条例は、平成22年４月１日から施行する。 附　則（平成23年３月８日条例第13号）

改正後	改正前
この条例は、平成23年４月１日から施行する。 附　則（平成26年３月７日条例第９号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年３月規則第33号で、同26年５月７日から施行） 附　則（平成29年６月26日条例第31号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年８月規則第64号で、同29年10月１日から施行） 附　則（平成29年12月８日条例第60号） この条例は、平成31年４月１日から施行する。 附　則（平成30年10月１日条例第59号） この条例は、平成32年４月１日から施行する。 附　則 １　この条例中第１条及び次項の規定は令和７年４月１日から、第２条及び附則第３項の規定は同年８月１日から施行する。 ２　第１条の規定による改正後の第４条第２項の規定は、令和７年６月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 ３　第２条の規定による改正後の第４条第２項の規定は、令和７年１０月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	この条例は、平成23年４月１日から施行する。 附　則（平成26年３月７日条例第９号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成26年３月規則第33号で、同26年５月７日から施行） 附　則（平成29年６月26日条例第31号） この条例は、規則で定める日から施行する。（平成29年８月規則第64号で、同29年10月１日から施行） 附　則（平成29年12月８日条例第60号） この条例は、平成31年４月１日から施行する。 附　則（平成30年10月１日条例第59号） この条例は、平成32年４月１日から施行する。

令和７年１月８日
障 害 福 祉 部

世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	福祉保健常任委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布（同日施行）
	１０月	改定後料金適用開始

世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立障害者休養ホーム条例 昭和45年７月８日条例第25号 改正 昭和51年３月22日条例第15号 昭和55年６月23日条例第38号 平成11年３月11日条例第９号 平成25年３月５日条例第13号 令和５年６月27日条例第39号 令和７年３月　日条例第　号	○世田谷区立障害者休養ホーム条例 昭和45年７月８日条例第25号 改正 昭和51年３月22日条例第15号 昭和55年６月23日条例第38号 平成11年３月11日条例第９号 平成25年３月５日条例第13号 令和５年６月27日条例第39号
世田谷区立障害者休養ホーム条例 （目的及び設置） 第１条～第10条（略） （使用料等） 第11条　ホームの使用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　第４条第１号に掲げる事業のうち、宿泊室の使用に係る事業　１泊につき大人にあっては1,760円、子ども（18歳以下の者をいう。）にあっては880円（大人と同一の食事の提供を受ける場合にあっては、1,760円） （２）　第４条第２号に掲げる事業のうち、個別プログラムに基づく訓練室の使用に係る事業　１回につき200円 （３）　緊急一時保護事業　法第29条第３項第１号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額 （４）　前３号に掲げる事業以外の事業　無料	世田谷区立障害者休養ホーム条例 （目的及び設置） 第１条～第10条（略） （使用料等） 第11条　ホームの使用料は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　第４条第１号に掲げる事業のうち、宿泊室の使用に係る事業　１泊につき1,700円 （２）　第４条第２号に掲げる事業のうち、個別プログラムに基づく訓練室の使用に係る事業　１回につき200円 （３）　緊急一時保護事業　法第29条第３項第１号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額に100分の10を乗じて得た額に相当する額 （４）　前３号に掲げる事業以外の事業　無料

改正後	改正前
2　前項第３号の場合において、使用者又は保護者は、使用料のほか、食材料費その他の区長が使用者に負担させることが適当と認めるもの（以下「食材料費等」という。）を納付しなければならない。 3　使用者又は保護者は、使用料及び食材料費等（以下「使用料等」という。）を指定された期限までに、納付しなければならない。 第12条～第15条（略） （原状回復の義務） 第16条　使用者は、施設の使用に際して、特別の設備をし、又は変更したときは、使用終了の後直ちに設備を原状に回復しなければならない。 2　第９条の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも同様とする。 第17条～付則　（略） 附　則（令和５年６月27日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。 附　則（令和７年３月　日条例第　号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の第11条第１項第１号の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	2　前項第３号の場合において、使用者又は保護者は、使用料のほか、食材料費その他の区長が使用者に負担させることが適当と認めるもの（以下「食材料費等」という。）を納付しなければならない。 3　使用者又は保護者は、使用料及び食材料費等（以下「使用料等」という。）を指定された期限までに、納付しなければならない。 第12条～第15条（略） （原状回復の義務） 第16条　使用者は、施設の使用に際して、特別の設備をし、又は変更したときは、使用終了の後直ちに設備を原状に回復しなければならない。 2　第９条の規定により使用を停止され、又は使用の承認を取り消されたときも同様とする。 第17条～付則　（略） 附　則（令和５年６月27日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。

令和７年１月８日
子ども・若者部

世田谷区立青少年交流センター条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	子ども・若者施策推進特別委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布（同日施行）
	１０月	改定後料金適用開始

世田谷区立青少年交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立青少年交流センター条例 平成26年12月８日条例第55号 改正 平成28年６月24日条例第37号 平成30年10月１日条例第62号 令和３年３月９日条例第17号 世田谷区立青少年交流センター条例 （目的及び設置） 第１条　青少年（おおむね30歳以下の者をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るとともに、青少年の社会的自立を総合的に支援し、活力ある地域社会を実現することを目的として、世田谷区立青少年交流センター（以下「センター」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　センターの名称及び位置は、別表第１のとおりとする。 （施設） 第３条　センターの施設（以下「施設」という。）は、別表第２のとおりとする。 （休館日） 第４条　世田谷区立池之上青少年交流センター（以下「池之上センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。 （１）　毎月（８月を除く。）の第２月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日 （２）　１月１日から同月３日まで （３）　12月29日から同月31日まで	○世田谷区立青少年交流センター条例 平成26年12月８日条例第55号 改正 平成28年６月24日条例第37号 平成30年10月１日条例第62号 令和３年３月９日条例第17号 世田谷区立青少年交流センター条例 （目的及び設置） 第１条　青少年（おおむね30歳以下の者をいう。以下同じ。）の健全な育成を図るとともに、青少年の社会的自立を総合的に支援し、活力ある地域社会を実現することを目的として、世田谷区立青少年交流センター（以下「センター」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第２条　センターの名称及び位置は、別表第１のとおりとする。 （施設） 第３条　センターの施設（以下「施設」という。）は、別表第２のとおりとする。 （休館日） 第４条　世田谷区立池之上青少年交流センター（以下「池之上センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。 （１）　毎月（８月を除く。）の第２月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日 （２）　１月１日から同月３日まで （３）　12月29日から同月31日まで

改正後	改正前
2　世田谷区立野毛青少年交流センター（以下「野毛センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。 （1）　月曜日。ただし、休日及び7月1日から8月31日までの間の月曜日を除く。 （2）　1月1日から同月3日まで （3）　12月29日から同月31日まで	2　世田谷区立野毛青少年交流センター（以下「野毛センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。 （1）　月曜日。ただし、休日及び7月1日から8月31日までの間の月曜日を除く。 （2）　1月1日から同月3日まで （3）　12月29日から同月31日まで
3　世田谷区立希望丘青少年交流センター（以下「希望丘センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。 （1）　毎月の第3火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日 （2）　1月1日から同月3日まで （3）　12月29日から同月31日まで	3　世田谷区立希望丘青少年交流センター（以下「希望丘センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。 （1）　毎月の第3火曜日。ただし、その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日 （2）　1月1日から同月3日まで （3）　12月29日から同月31日まで
4　前3項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。	4　前3項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
（開館時間）	（開館時間）
第5条　池之上センター及び希望丘センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。	第5条　池之上センター及び希望丘センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。
2　野毛センターの開館時間は、宿泊して使用する場合を除き、午前9時から午後9時までとする。	2　野毛センターの開館時間は、宿泊して使用する場合を除き、午前9時から午後9時までとする。
3　前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。	3　前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。
（事業）	（事業）
第6条　センターは、施設を青少年等の使用に供するほか、次に掲げる事項に関する事業を行う。 （1）　青少年同士の交流及び青少年と異なる世代との交流の促進 （2）　青少年の自立支援 （3）　青少年向けの講演会、講座、研修等の実施 （4）　青少年に関わる各種団体、施設等との連携	第6条　センターは、施設を青少年等の使用に供するほか、次に掲げる事項に関する事業を行う。 （1）　青少年同士の交流及び青少年と異なる世代との交流の促進 （2）　青少年の自立支援 （3）　青少年向けの講演会、講座、研修等の実施 （4）　青少年に関わる各種団体、施設等との連携

改正後	改正前
（５）　青少年に関する情報の収集及び提供並びに青少年に係る相談 （６）　青少年に関する調査及び研究 （７）　前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事項	（５）　青少年に関する情報の収集及び提供並びに青少年に係る相談 （６）　青少年に関する調査及び研究 （７）　前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事項
（使用時間等） 第７条　施設の使用時間は、別表第３に定めるとおりとする。ただし、次条第２項に規定する青少年団体及び同条第５項に規定する公共的団体等にあっては、同表左欄に掲げる施設のうち区長が指定する施設について同表右欄に定める使用時間の区分中区長が指定する区分の使用時間は、当該施設を使用することができないものとする。	（使用時間等） 第７条　施設の使用時間は、別表第３に定めるとおりとする。ただし、次条第２項に規定する青少年団体及び同条第５項に規定する公共的団体等にあっては、同表左欄に掲げる施設のうち区長が指定する施設について同表右欄に定める使用時間の区分中区長が指定する区分の使用時間は、当該施設を使用することができないものとする。
２　区長は、必要と認めるときは、前項に規定する使用時間を延長することができる。	２　区長は、必要と認めるときは、前項に規定する使用時間を延長することができる。
３　前２項に規定する使用時間は、準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。	３　前２項に規定する使用時間は、準備及び原状の回復に要する時間を含むものとする。
４　野毛センターは、その休館日の翌日の午前９時から次の休館日の前日の午後９時までの間において２日間又は３日間にわたり１回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、２日間若しくは３日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。	４　野毛センターは、その休館日の翌日の午前９時から次の休館日の前日の午後９時までの間において２日間又は３日間にわたり１回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、２日間若しくは３日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。
５　前項の規定にかかわらず、野毛センターは、７月21日から８月31日までの間にあっては、午前９時から翌日の午後９時までの２日間にわたり１回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、午前９時から翌日午後９時までの２日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。	５　前項の規定にかかわらず、野毛センターは、７月21日から８月31日までの間にあっては、午前９時から翌日の午後９時までの２日間にわたり１回に限り宿泊してその施設を使用することができる。ただし、区長が必要と認めるときは、午前９時から翌日午後９時までの２日間を超え、又は複数回にわたって使用することができる。
（使用することができる者） 第８条　青少年は、次の表に掲げる施設を使用することができる。	（使用することができる者） 第８条　青少年は、次の表に掲げる施設を使用することができる。
池之上センター　読書室 多目的スペース	池之上センター　読書室 多目的スペース

改正後		改正前	
	交流スペース		交流スペース
	テニスコート		テニスコート
	屋外施設		屋外施設
野毛センター	ホール	野毛センター	ホール
	読書交流室		読書交流室
	多目的スペース		多目的スペース
希望丘センター	多目的ホール	希望丘センター	多目的ホール
	音楽スタジオ（大）		音楽スタジオ（大）
	音楽スタジオ（小）		音楽スタジオ（小）
	多目的スペース		多目的スペース
	学習室		学習室
	交流スペース		交流スペース

2　青少年の団体又は青少年の健全な育成を目的とする団体であって、構成員の総数が５人以上のもの（以下「青少年団体」という。）は、池之上センターの学習室（交流室）Ⅰ、学習室（交流室）Ⅱ、音楽室及び和室、野毛センターの施設（多目的スペースを除く。）並びに希望丘センターの多目的ホール及び調理室を使用することができる。

3　青少年団体は、野毛センターに宿泊してその施設を使用することができる。

4　前項の規定にかかわらず、青少年団体のうち次の各号に掲げるものにあっては、当該各号に定める場合に限り、野毛センターに宿泊してその施設を使用することができる。

（１）　構成員の過半数が中学生以下の者であるもの　当該中学生以下の者の保護者全員の同意を得、かつ、相当数の保護者又は成年者である指導員が同行する場合

（２）　構成員の過半数が高校生又はこれに準ずる者であるもの　当該高校生又はこれに準ずる者の保護者全員の同意を得ている場合

2　青少年の団体又は青少年の健全な育成を目的とする団体であって、構成員の総数が５人以上のもの（以下「青少年団体」という。）は、池之上センターの学習室（交流室）Ⅰ、学習室（交流室）Ⅱ、音楽室及び和室、野毛センターの施設（多目的スペースを除く。）並びに希望丘センターの多目的ホール及び調理室を使用することができる。

3　青少年団体は、野毛センターに宿泊してその施設を使用することができる。

4　前項の規定にかかわらず、青少年団体のうち次の各号に掲げるものにあっては、当該各号に定める場合に限り、野毛センターに宿泊してその施設を使用することができる。

（１）　構成員の過半数が中学生以下の者であるもの　当該中学生以下の者の保護者全員の同意を得、かつ、相当数の保護者又は成年者である指導員が同行する場合

（２）　構成員の過半数が高校生又はこれに準ずる者であるもの　当該高校生又はこれに準ずる者の保護者全員の同意を得ている場合

改正後	改正前
5　区、他の地方公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）（以下「公共的団体等」という。）は、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために池之上センターの学習室（交流室）Ⅰ、学習室（交流室）Ⅱ、音楽室及び和室、野毛センターの施設（多目的スペースを除く。）並びに希望丘センターの多目的ホール及び調理室を使用することができる。	5　区、他の地方公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）（以下「公共的団体等」という。）は、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するために池之上センターの学習室（交流室）Ⅰ、学習室（交流室）Ⅱ、音楽室及び和室、野毛センターの施設（多目的スペースを除く。）並びに希望丘センターの多目的ホール及び調理室を使用することができる。
6　前各項の規定にかかわらず、区が第６条に規定する事業を実施するために施設を使用する必要があるときは、青少年、青少年団体及び公共的団体等は、当該施設を使用することができないものとする。	6　前各項の規定にかかわらず、区が第６条に規定する事業を実施するために施設を使用する必要があるときは、青少年、青少年団体及び公共的団体等は、当該施設を使用することができないものとする。
7　第１項から第５項までに定めるもののほか、区長は、池之上センターの読書室、多目的スペース、交流スペース、テニスコート若しくは屋外施設、野毛センターのホール、読書交流室若しくは多目的スペース又は希望丘センターの多目的ホール、多目的スペース、学習室若しくは交流スペースの使用状況に余裕があると認めるときは、これらの施設を青少年以外の個人の使用に供することができるものとする。	7　第１項から第５項までに定めるもののほか、区長は、池之上センターの読書室、多目的スペース、交流スペース、テニスコート若しくは屋外施設、野毛センターのホール、読書交流室若しくは多目的スペース又は希望丘センターの多目的ホール、多目的スペース、学習室若しくは交流スペースの使用状況に余裕があると認めるときは、これらの施設を青少年以外の個人の使用に供することができるものとする。
（使用の手続）	（使用の手続）
第９条　センターに入館しようとする青少年（乳幼児を除く。）は、あらかじめ規則で定めるところにより登録を受けなければならない。	第９条　センターに入館しようとする青少年（乳幼児を除く。）は、あらかじめ規則で定めるところにより登録を受けなければならない。
2　施設を使用しようとする青少年団体及び公共的団体等は、規則で定めるところにより区長に申請をし、使用の承認を受けなければならない。	2　施設を使用しようとする青少年団体及び公共的団体等は、規則で定めるところにより区長に申請をし、使用の承認を受けなければならない。
3　区長は、前項の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。	3　区長は、前項の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、使用の承認をしないものとする。
（１）　営利を目的とするとき。	（１）　営利を目的とするとき。
（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。	（２）　秩序を乱すおそれがあるとき。
（３）　施設の利用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活	（３）　施設の利用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活

改正後	改正前
動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。	動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
（４）　管理上支障があるとき。	（４）　管理上支障があるとき。
（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。	（５）　前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。
４　区長は、第２項の申請をした者がこれまでの使用について次のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。	４　区長は、第２項の申請をした者がこれまでの使用について次のいずれかに該当しているときは、使用の承認をしないことができる。
（１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。	（１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた施設を使用しなかったとき。
（２）　前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。	（２）　前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。
５　前各項に規定するもののほか、施設の使用の手続について必要な事項は、区長が別に定める。	５　前各項に規定するもののほか、施設の使用の手続について必要な事項は、区長が別に定める。
（使用の条件）	（使用の条件）
第10条　区長は、使用の承認をする場合において、必要な条件を付すことができる。	第10条　区長は、使用の承認をする場合において、必要な条件を付すことができる。
（承認の取消し等）	（承認の取消し等）
第11条　区長は、使用の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。	第11条　区長は、使用の承認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該使用の承認を取り消し、使用の条件を変更し、又は使用を停止することができる。
（１）　使用の目的又は条件に違反したとき。	（１）　使用の目的又は条件に違反したとき。
（２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したとき。	（２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したとき。
（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。	（３）　前２号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。
２　前項の規定は、第９条第１項の登録の取消しに準用する。	２　前項の規定は、第９条第１項の登録の取消しに準用する。
（使用料等）	（使用料等）
第12条　施設の使用料は、無料とする。	第12条　施設の使用料は、無料とする。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>２　野毛センターの寝室Ⅰ若しくは寝室Ⅱにおいてシーツを使用し、又は食堂・厨房においてガス設備を使用する青少年団体又は公共的団体等は、洗濯費用又はガス代を納付しなければならない。ただし、区が使用する場合は、この限りでない。
（空き時間使用）
第13条　第８条に定めるもののほか、区長は、施設（次の表に掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の使用状況に余裕があると認めるとき（希望丘センターの施設にあっては、区長が別に定めるときに限る。）は、施設を次項に規定する団体の使用に供することができるものとする。
<table>
<tr><td rowspan="4">池之上センター</td><td>学習室（交流室）Ⅰ</td></tr>
<tr><td>学習室（交流室）Ⅱ</td></tr>
<tr><td>音楽室</td></tr>
<tr><td>和室</td></tr>
<tr><td rowspan="6">野毛センター</td><td>ホール</td></tr>
<tr><td>和室Ⅰ</td></tr>
<tr><td>和室Ⅱ</td></tr>
<tr><td>交流室</td></tr>
<tr><td>食堂・厨房</td></tr>
<tr><td>創作活動室</td></tr>
<tr><td rowspan="4">希望丘センター</td><td>多目的ホール</td></tr>
<tr><td>音楽スタジオ（大）</td></tr>
<tr><td>音楽スタジオ（小）</td></tr>
<tr><td>調理室</td></tr>
</table>
２　前項の団体は、構成員の総数が５人以上で、かつ、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する団体であって、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田</td><td>２　野毛センターの寝室Ⅰ若しくは寝室Ⅱにおいてシーツを使用し、又は食堂・厨房においてガス設備を使用する青少年団体又は公共的団体等は、洗濯費用又はガス代を納付しなければならない。ただし、区が使用する場合は、この限りでない。
（空き時間使用）
第13条　第８条に定めるもののほか、区長は、施設（次の表に掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の使用状況に余裕があると認めるとき（希望丘センターの施設にあっては、区長が別に定めるときに限る。）は、施設を次項に規定する団体の使用に供することができるものとする。
<table>
<tr><td rowspan="4">池之上センター</td><td>学習室（交流室）Ⅰ</td></tr>
<tr><td>学習室（交流室）Ⅱ</td></tr>
<tr><td>音楽室</td></tr>
<tr><td>和室</td></tr>
<tr><td rowspan="6">野毛センター</td><td>ホール</td></tr>
<tr><td>和室Ⅰ</td></tr>
<tr><td>和室Ⅱ</td></tr>
<tr><td>交流室</td></tr>
<tr><td>食堂・厨房</td></tr>
<tr><td>創作活動室</td></tr>
<tr><td rowspan="4">希望丘センター</td><td>多目的ホール</td></tr>
<tr><td>音楽スタジオ（大）</td></tr>
<tr><td>音楽スタジオ（小）</td></tr>
<tr><td>調理室</td></tr>
</table>
２　前項の団体は、構成員の総数が５人以上で、かつ、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有する団体であって、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田</td></tr>
</table>

改正後	改正前
谷区条例第19号）第３条第１項に規定する利用者登録を受けたもの（以下この条において「登録団体」という。）とする。	谷区条例第19号）第３条第１項に規定する利用者登録を受けたもの（以下この条において「登録団体」という。）とする。
３　登録団体が施設の使用の承認を受けたときは、指定された期日までに別表第４に定める使用料を納付しなければならない。	３　登録団体が施設の使用の承認を受けたときは、指定された期日までに別表第４に定める使用料を納付しなければならない。
４　区長は、第１項の規定による使用については、別表第４に定める使用時間の区分を単位として、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定めるところによりその承認をするものとする。	４　区長は、第１項の規定による使用については、別表第４に定める使用時間の区分を単位として、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に定めるところによりその承認をするものとする。
池之上センターの施設 / 一の登録団体につき１週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ。）において４区分まで（音楽室にあっては、１区分のみ）、１日において２区分（異なる時間帯の区分とする。）まで	池之上センターの施設 / 一の登録団体につき１週間（日曜日から土曜日までとする。以下同じ。）において４区分まで（音楽室にあっては、１区分のみ）、１日において２区分（異なる時間帯の区分とする。）まで
野毛センターの施設 / 一の登録団体につき１週間において４区分まで、１日において２区分（異なる時間帯の区分とする。）まで	野毛センターの施設 / 一の登録団体につき１週間において４区分まで、１日において２区分（異なる時間帯の区分とする。）まで
希望丘センターの施設 / 一の登録団体につき、１週間において２区分（異なる時間帯の区分とする。）まで（音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）にあっては、１区分のみ）	希望丘センターの施設 / 一の登録団体につき、１週間において２区分（異なる時間帯の区分とする。）まで（音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）にあっては、１区分のみ）
５　第９条第２項から第５項まで、第10条、第11条第１項及び前条第２項の規定は、登録団体による施設の使用について準用する。	５　第９条第２項から第５項まで、第10条、第11条第１項及び前条第２項の規定は、登録団体による施設の使用について準用する。
（施設の変更禁止等）	（施設の変更禁止等）
第14条　施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、施設の使用に際して、当該施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。	第14条　施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、施設の使用に際して、当該施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。
（使用権の譲渡等の禁止）	（使用権の譲渡等の禁止）
第15条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第15条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

改正後	改正前
（原状回復の義務） 第16条　使用者は、施設の使用を終了した場合は、第14条ただし書の承認を受けたときを除き、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。使用の承認を取り消され、又は使用を停止された場合及び第９条第１項の登録を取り消された場合も同様とする。	（原状回復の義務） 第16条　使用者は、施設の使用を終了した場合は、第14条ただし書の承認を受けたときを除き、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。使用の承認を取り消され、又は使用を停止された場合及び第９条第１項の登録を取り消された場合も同様とする。
（損害賠償） 第17条　施設を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、損害額の全部又は一部を免除することができる。	（損害賠償） 第17条　施設を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、損害額の全部又は一部を免除することができる。
（入館の制限等） 第18条　区長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、センターの使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　使用者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。	（入館の制限等） 第18条　区長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、センターの使用を禁止することができる。 （１）　他人に迷惑をかけ、又は施設等を損傷するおそれがあるとき。 （２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 ２　使用者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。
（委任） 第19条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	（委任） 第19条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則 １　この条例は、平成27年２月１日から施行する。ただし、附則第３項及び第４項の規定は、平成27年４月１日から施行する。 ２　前項本文の規定にかかわらず、センターの公用開始の日は、平成27年４月１日とする。 ３　世田谷区立池之上青少年会館条例（昭和54年３月世田谷区条例第19号）は、廃止する。 ４　世田谷区青年の家条例（昭和38年３月世田谷区条例第４号）は、廃止する。	附　則 １　この条例は、平成27年２月１日から施行する。ただし、附則第３項及び第４項の規定は、平成27年４月１日から施行する。 ２　前項本文の規定にかかわらず、センターの公用開始の日は、平成27年４月１日とする。 ３　世田谷区立池之上青少年会館条例（昭和54年３月世田谷区条例第19号）は、廃止する。 ４　世田谷区青年の家条例（昭和38年３月世田谷区条例第４号）は、廃止する。

改正後	改正前
附　則（平成28年６月24日条例第37号） 1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第１項の改正規定、別表第２世田谷区立野毛青少年交流センターの項の改正規定（「交流室　会議室Ⅰ　会議室Ⅱ」を「交流室」に改める部分に限る。）、別表第３の２の部ホール、和室Ⅰ、和室Ⅱ、交流室、会議室Ⅰ、会議室Ⅱ、食堂・厨房及び創作活動室の項の改正規定並びに別表第４の４の部会議室Ⅰの項及び会議室Ⅱの項を削る改正規定は、平成28年９月５日から施行する。 2　前項の規定にかかわらず、世田谷区立野毛青少年交流センターの読書交流室の公用開始の日は、平成28年12月15日とする。 3　世田谷区立野毛青少年交流センターの施設の使用については、この条例による改正前の第８条、別表第２世田谷区立野毛青少年交流センターの項（世田谷区立野毛青少年交流センターの読書室に係る部分に限る。）及び別表第３の２の部読書室の項の規定は、公布の日から平成28年12月14日までの間は、なおその効力を有する。 附　則（平成30年10月１日条例第62号） 1　この条例は、規則で定める日から施行する。（平成30年10月規則第127号で、同31年２月１日から施行）ただし、第14条の改正規定（第５項に係る部分を除く。）は、平成31年９月１日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立青少年交流センター条例第13条第５項において準用する同条例第９条第２項の規定に基づく世田谷区立希望丘青少年交流センターの施設の使用の申請及びその承認は、平成31年８月１日から行うことができるものとする。 附　則（令和３年３月９日条例第17号） この条例は、令和３年４月１日から施行する。 附　則（令和７年３月　日条例第　号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の別表第４の規定は、令和７年10月１日以	附　則（平成28年６月24日条例第37号） 1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第１項の改正規定、別表第２世田谷区立野毛青少年交流センターの項の改正規定（「交流室　会議室Ⅰ　会議室Ⅱ」を「交流室」に改める部分に限る。）、別表第３の２の部ホール、和室Ⅰ、和室Ⅱ、交流室、会議室Ⅰ、会議室Ⅱ、食堂・厨房及び創作活動室の項の改正規定並びに別表第４の４の部会議室Ⅰの項及び会議室Ⅱの項を削る改正規定は、平成28年９月５日から施行する。 2　前項の規定にかかわらず、世田谷区立野毛青少年交流センターの読書交流室の公用開始の日は、平成28年12月15日とする。 3　世田谷区立野毛青少年交流センターの施設の使用については、この条例による改正前の第８条、別表第２世田谷区立野毛青少年交流センターの項（世田谷区立野毛青少年交流センターの読書室に係る部分に限る。）及び別表第３の２の部読書室の項の規定は、公布の日から平成28年12月14日までの間は、なおその効力を有する。 附　則（平成30年10月１日条例第62号） 1　この条例は、規則で定める日から施行する。（平成30年10月規則第127号で、同31年２月１日から施行）ただし、第14条の改正規定（第５項に係る部分を除く。）は、平成31年９月１日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立青少年交流センター条例第13条第５項において準用する同条例第９条第２項の規定に基づく世田谷区立希望丘青少年交流センターの施設の使用の申請及びその承認は、平成31年８月１日から行うことができるものとする。 附　則（令和３年３月９日条例第17号） この条例は、令和３年４月１日から施行する。

改正後	改正前

後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

名称	位置
世田谷区立池之上青少年交流センター	東京都世田谷区代沢二丁目37番18号
世田谷区立野毛青少年交流センター	東京都世田谷区野毛二丁目15番19号
世田谷区立希望丘青少年交流センター	東京都世田谷区船橋六丁目25番１号

別表第２（第３条関係）

名称	施設
世田谷区立池之上青少年交流センター	学習室（交流室）Ⅰ　学習室（交流室）Ⅱ　音楽室　和室　読書室　多目的スペース　交流スペース　テニスコート　屋外施設
世田谷区立野毛青少年交流センター	ホール　和室Ⅰ　和室Ⅱ　交流室　食堂・厨房　屋外施設　寝室Ⅰ　寝室Ⅱ　読書交流室　創作活動室　多目的スペース
世田谷区立希望丘青少年交流センター	多目的ホール　音楽スタジオ（大）　音楽スタジオ（小）　調理室　多目的スペース　学習室　交流スペース

別表第３（第７条関係）

１　世田谷区立池之上青少年交流センター

施設名	使用時間		
学習室（交流	午前	午後	夜間

別表第１（第２条関係）

名称	位置
世田谷区立池之上青少年交流センター	東京都世田谷区代沢二丁目37番18号
世田谷区立野毛青少年交流センター	東京都世田谷区野毛二丁目15番19号
世田谷区立希望丘青少年交流センター	東京都世田谷区船橋六丁目25番１号

別表第２（第３条関係）

名称	施設
世田谷区立池之上青少年交流センター	学習室（交流室）Ⅰ　学習室（交流室）Ⅱ　音楽室　和室　読書室　多目的スペース　交流スペース　テニスコート　屋外施設
世田谷区立野毛青少年交流センター	ホール　和室Ⅰ　和室Ⅱ　交流室　食堂・厨房　屋外施設　寝室Ⅰ　寝室Ⅱ　読書交流室　創作活動室　多目的スペース
世田谷区立希望丘青少年交流センター	多目的ホール　音楽スタジオ（大）　音楽スタジオ（小）　調理室　多目的スペース　学習室　交流スペース

別表第３（第７条関係）

１　世田谷区立池之上青少年交流センター

施設名	使用時間		
学習室（交流	午前	午後	夜間

改正後				
室）Ⅰ、学習室（交流室）Ⅱ及び和室	午前９時から午後０時50分まで	午後１時から午後５時50分まで	午後６時から午後９時50分まで	
音楽室	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夜間
	午前９時から午後０時50分まで	午後１時から午後３時50分まで	午後４時から午後６時50分まで	午後７時から午後９時50分まで
読書室、多目的スペース及び交流スペース	午前９時から午後９時50分まで			
テニスコート及び屋外施設	午前９時から午後８時まで			

2　世田谷区立野毛青少年交流センター

施設名	使用時間		
ホール（団体による使用の場合）、和室Ⅰ、和室Ⅱ、交流室、食堂・厨房及び創作活動室	午前	午後	夜間
	午前９時から午後０時50分まで	午後１時から午後４時50分まで	午後５時から午後９時まで
屋外施設	午前	午後	
	午前９時から午後０時50分まで	午後１時から午後５時まで	
ホール（個人による使用の場合）、読書	午前９時から午後９時まで		

改正前				
室）Ⅰ、学習室（交流室）Ⅱ及び和室	午前９時から午後零時50分まで	午後１時から午後５時50分まで	午後６時から午後９時50分まで	
音楽室	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夜間
	午前９時から午後零時50分まで	午後１時から午後３時50分まで	午後４時から午後６時50分まで	午後７時から午後９時50分まで
読書室、多目的スペース及び交流スペース	午前９時から午後９時50分まで			
テニスコート及び屋外施設	午前９時から午後８時まで			

2　世田谷区立野毛青少年交流センター

施設名	使用時間		
ホール（団体による使用の場合）、和室Ⅰ、和室Ⅱ、交流室、食堂・厨房及び創作活動室	午前	午後	夜間
	午前９時から午後零時50分まで	午後１時から午後４時50分まで	午後５時から午後９時まで
屋外施設	午前	午後	
	午前９時から午後零時50分まで	午後１時から午後５時まで	
ホール（個人による使用の場合）、読書	午前９時から午後９時まで		

改正後		改正前	
交流室及び多目的スペース		交流室及び多目的スペース	
寝室Ⅰ及び寝室Ⅱ	午後５時から翌日午前９時まで	寝室Ⅰ及び寝室Ⅱ	午後５時から翌日午前９時まで

3　世田谷区立希望丘青少年交流センター

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
多目的ホール（団体による使用の場合）及び調理室	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで
多目的ホール（個人による使用の場合）、音楽スタジオ（大）、音楽スタジオ（小）、多目的スペース、学習室及び交流スペース	午前９時から午後10時まで		

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
多目的ホール（団体による使用の場合）及び調理室	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで
多目的ホール（個人による使用の場合）、音楽スタジオ（大）、音楽スタジオ（小）、多目的スペース、学習室及び交流スペース	午前９時から午後10時まで		

別表第４（第13条関係）

1　世田谷区立池之上青少年交流センター（１）

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前９時から午後０時50分まで	午後１時から午後５時50分まで	午後６時から午後９時50分まで
学習室（交流室）	1,240円	1,240円	1,240円

別表第４（第13条関係）

1　世田谷区立池之上青少年交流センター（１）

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前９時から午後零時50分まで	午後１時から午後５時50分まで	午後６時から午後９時50分まで
学習室（交流室）	960円	960円	960円

改正後			
Ⅰ			
学習室（交流室）Ⅱ	390円	390円	390円
和室	390円	390円	390円

2　世田谷区立池之上青少年交流センター（２）

施設名	使用時間			
	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夜間
	午前９時から午後０時50分まで	午後１時から午後３時50分まで	午後４時から午後６時50分まで	午後７時から午後９時50分まで
音楽室	2,490円	1,870円	1,870円	1,870円

3　世田谷区立野毛青少年交流センター（１）

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前９時から正午まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時から午後９時まで
ホール	1,870円	2,180円	2,490円
和室Ⅰ	390円	390円	390円
和室Ⅱ	390円	390円	390円
交流室	390円	390円	390円
食堂・厨房	1,240円	1,400円	1,870円

4　世田谷区立野毛青少年交流センター（２）

施設名	使用時間	
	午前	午後
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで
創作活動室	1,870円	2,490円

改正前			
Ⅰ			
学習室（交流室）Ⅱ	300円	300円	300円
和室	300円	300円	300円

2　世田谷区立池之上青少年交流センター（２）

施設名	使用時間			
	午前	午後Ａ	午後Ｂ	夜間
	午前９時から午後零時50分まで	午後１時から午後３時50分まで	午後４時から午後６時50分まで	午後７時から午後９時50分まで
音楽室	1,920円	1,440円	1,440円	1,440円

3　世田谷区立野毛青少年交流センター（１）

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前９時から正午まで	午後１時から午後４時30分まで	午後５時から午後９時まで
ホール	1,440円	1,680円	1,920円
和室Ⅰ	300円	300円	300円
和室Ⅱ	300円	300円	300円
交流室	300円	300円	300円
食堂・厨房	960円	1,080円	1,440円

4　世田谷区立野毛青少年交流センター（２）

施設名	使用時間	
	午前	午後
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで
創作活動室	1,440円	1,920円

改正後

5　世田谷区立希望丘青少年交流センター（１）

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで
多目的ホール	1,870円	2,490円	2,490円
調理室	390円	390円	390円

6　世田谷区立希望丘青少年交流センター（２）

施設名	使用時間			
音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）	午前Ａ	午前Ｂ	午後Ａ	午後Ｂ
	午前９時30分から午前10時50分まで	午前11時から午後０時20分まで	午後０時30分から午後１時50分まで	午後２時から午後３時20分まで
	390円	390円	390円	390円
	使用時間			
	午後Ｃ	午後Ｄ	夜間Ａ	夜間Ｂ
	午後３時30分から午後４時50分まで	午後５時から午後６時20分まで	午後６時30分から午後７時50分まで	午後８時から午後９時20分まで
	390円	390円	390円	390円

改正前

5　世田谷区立希望丘青少年交流センター（１）

施設名	使用時間		
	午前	午後	夜間
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで
多目的ホール	1,440円	1,920円	1,920円
調理室	300円	300円	300円

6　世田谷区立希望丘青少年交流センター（２）

施設名	使用時間			
音楽スタジオ（大）及び音楽スタジオ（小）	午前Ａ	午前Ｂ	午後Ａ	午後Ｂ
	午前９時30分から午前10時50分まで	午前11時から午後０時20分まで	午後０時30分から午後１時50分まで	午後２時から午後３時20分まで
	300円	300円	300円	300円
	使用時間			
	午後Ｃ	午後Ｄ	夜間Ａ	夜間Ｂ
	午後３時30分から午後４時50分まで	午後５時から午後６時20分まで	午後６時30分から午後７時50分まで	午後８時から午後９時20分まで
	300円	300円	300円	300円

令和７年１月８日
みどり３３推進担当部

世田谷区立公園条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直し、世田谷区立公園の新設並びに公園施設の設置等に係る使用料及び公園の占用料の改定に伴い、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

１　主旨

施設使用料等の改定、世田谷区立公園の新設並びに公園施設の設置等に係る使用料及び公園の占用料の改定を行うため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立公園条例の一部を改正する条例を提案する。

２　世田谷区立公園の設置（「別表第１」の一部改正）

（１）改正理由

世田谷区立池尻北公園、世田谷区立桜丘農業公園、世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園及び世田谷区立給田六所神社通り公園を新設するため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

（２）改正内容（別紙 新旧対照表参照）

条例第２条別表第１に、次のように加える。（参考図は別添のとおり）

（名　　称）	（位　　置）
世田谷区立池尻北公園	世田谷区池尻四丁目２７番１６号
世田谷区立桜丘農業公園	世田谷区桜丘四丁目１９番１０号
世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園	世田谷区豪徳寺一丁目１番３号
世田谷区立給田六所神社通り公園	世田谷区上祖師谷七丁目１３番６号

（３）施行予定日

令和７年３月３１日

３　公園使用料及び占用料の改定（「別表第２」及び「別表第３」の改正）

（１）改正理由

公園等の使用料及び占用料については、固定資産税評価額などを料金算定の基礎としており、固定資産税評価額の評価替えの時期に合わせて、３年毎に見直しを行ってきた。今回、令和６年１月に固定資産税評価額の評価替えが行われたことに伴い、その結果を使用料及び占用料に反映させるため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

（２）改正の考え方

① 公園等の使用料については、各区が自主的に算出して設定するものであるため、公示価格などを用い、これまでどおり区独自に算定した単価を採用する。

② 公園等の占用料については、公共性及び特別区の一体性の観点から、従前と同様に２３区平均土地価格（２３区の宅地固定資産税評価額の合計を宅地地積の合計で除した額）を基に算出する。

【基本事項】

・占用料は、２３区平均土地価格を基に算出することを基本とする。

・激変緩和措置として、改定後の単価は従前の単価の１．２倍を上限とする。

（３）改正内容（別紙 新旧対照表参照）

前回の令和４年度改定時と比較して２３区平均土地価格が約４％上昇しているなど、土地に係る価格が上昇していることから公園等の使用料及び占用料を以下のとおり改正する。

① 土地及び売店等施設の設置物件の使用料について、下記新旧対象表のとおり、世田谷区立公園条例「別表第２」に定められている単価を改定する。

【公園施設の設置等に係る使用料　新旧対照表】

種別	単位	新旧比較（単位・円）	
		現行額	改定案
土地	㎡/月	1,695	1,859
	㎡/日	61	66
売店	1箇所/月	75,100	82,800

② 電柱、公衆電話所、ロケーションなどの占用料について、下記新旧対象表のとおり、世田谷区立公園条例「別表第３」に定められている単価を改定する。

【公園等の占用料　新旧対照表】

種別			単位	新旧比較（単位・円）	
				現行額	改定案
電柱		本柱、支柱、支線	本/月	1,856	1,933
標識			本/月	1,100	1,145
水道管 下水道管 ガス管		外径0.4m未満のもの	m/月	165	171
		外径0.4m以上１m未満のもの		412	429
		外径１m以上のもの		825	859
電線	電線（架空線）		m/月	137	143
	地下	外径0.4m未満のもの		165	171

	電線	外径0.4m以上１m未満のもの		412	429
		外径１m以上のもの		825	859
鉄塔			㎡/月	1,375	1,432
変圧塔、マンホールの類			個所/月	1,375	1,432
郵便差出箱及び信書便差出箱				550	572
公衆電話所				1,375	1,432
地下の占用物件		地上露出部分	㎡／月	1,038	1,245
		地下部分		412	429
高架の占用物件				687	716
天体気象又は土地の観測施設				1,184	1,420
写真撮影のための常時占用			撮影機１台/月	10,800	11,280
写真撮影のための		臨時的な占用	１回（１時間以内）	1,912	1,997
		映画、テレビ及びビデオの撮影		16,875	17,625
その他の占用			㎡/日	45	47

（４）改定による占用料及び公園施設の設置使用料の歳入見込み額（含む身近な広場）

令和６年度当初予算額	令和７年度予算見込額	増収額見込額
約５，９１８万円	約６，０１７万円	約９９万円

（５）施行予定日

公布日から施行（令和７年４月１日から適用）

4　施設使用料等の改定（「別表第４」の改正）

（１）改正理由

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行うため、世田谷区公園条例の一部を改正する。

（２）改正内容（別紙 新旧対照表参照）

（３）施行予定日

公布日から施行（令和７年１０月１日から適用）

5　今後のスケジュール（予定）

令和７年　２月　　都市整備常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布同日施行（上記２及び３の改正）

３月３１日　施行（上記１の改正）
令和７年　４月　１日　上記２の改定後料金適用開始
１０月　　上記３の改定後料金適用開始

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立公園条例 昭和33年４月11日条例第４号 改正 昭和35年７月５日条例第６号 ～省略～ 令和６年10月１日条例第44号 令和７年３月●日条例第●号 世田谷区立公園条例 ～省略～ 付　則 １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　東京都世田谷区立公園条例（昭和26年４月２日東京都世田谷区条例第６号）は廃止する。 ３　この条例施行の際、現に設置されている公園及び公園施設は、この条例によって設置されたものとみなす。 ～省略～ 附　則（令和５年６月27日条例第53号） １　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　施行日前に、世田谷区立アメンボひろば公園に相当する世田谷区立アメンボ広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成７年３月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、世田谷区立アメンボひろば公園に関し、第１条による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 附　則（令和６年10月１日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。	○世田谷区立公園条例 昭和33年４月11日条例第４号 改正 昭和35年７月５日条例第６号 ～省略～ 令和６年10月１日条例第44号 世田谷区立公園条例 ～省略～ 付　則 １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　東京都世田谷区立公園条例（昭和26年４月２日東京都世田谷区条例第６号）は廃止する。 ３　この条例施行の際、現に設置されている公園及び公園施設は、この条例によって設置されたものとみなす。 ～省略～ 附　則（令和５年６月27日条例第53号） １　この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２　施行日前に、世田谷区立アメンボひろば公園に相当する世田谷区立アメンボ広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成７年３月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、世田谷区立アメンボひろば公園に関し、第１条による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 附　則（令和６年10月１日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。

改正後

附　則（令和７年３月●日条例第●号）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、令和７年３月３１日から施行する。

２　別表第１の改正規定の施行前に、世田谷区立池尻北公園に相当する世田谷区立池尻北広場及び世田谷区立桜丘農業公園に相当する世田谷区立桜丘農業広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成７年３月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、世田谷区立池尻北公園及び世田谷区立桜丘農業公園に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

３　この条例による改正後の別表第２及び別表第３の規定は、令和７年４月１日以後の使用及び占用に係る使用料及び占用料について適用し、同日前の使用及び占用に係る使用料及び占用料については、なお従前の例による。

４　この条例による改正後の別表第４の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

１　公園

（１）　世田谷地域

名称	位置
世田谷区立アメンボひろば公園	東京都世田谷区太子堂二丁目４番28号
世田谷区立淡島通り公園	東京都世田谷区池尻四丁目29番18号
世田谷区立池尻北公園	東京都世田谷区池尻四丁目27番16号
世田谷区立池尻南公園	東京都世田谷区池尻三丁目21番４

改正前

別表第１（第２条関係）

１　公園

（１）　世田谷地域

名称	位置
世田谷区立アメンボひろば公園	東京都世田谷区太子堂二丁目４番28号
世田谷区立淡島通り公園	東京都世田谷区池尻四丁目29番18号
世田谷区立池尻南公園	東京都世田谷区池尻三丁目21番４

改正後	
	号
世田谷区立池尻三丁目公園	東京都世田谷区池尻三丁目27番21号
～省略～	～省略～
世田谷区立桜丘きたっぱら公園	東京都世田谷区桜丘四丁目24番40号
世田谷区立桜丘こぶし公園	東京都世田谷区桜丘三丁目19番８号
世田谷区立桜丘農業公園	東京都世田谷区桜丘四丁目19番10号
世田谷区立桜丘南公園	東京都世田谷区桜丘三丁目４番８号
世田谷区立桜丘やまもも公園	東京都世田谷区桜丘二丁目８番39号
～省略～	～省略～

（２）　北沢地域

名称	位置
～省略～	～省略～
世田谷区立豪徳寺稲荷下橋公園	東京都世田谷区豪徳寺二丁目９番１号
世田谷区立豪徳寺一丁目オリーブ公園	東京都世田谷区豪徳寺一丁目25番16号
世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園	東京都世田谷区豪徳寺一丁目１番３号
世田谷区立桜上水公園	東京都世田谷区桜上水五丁目５番11号
世田谷区立桜上水しいの	東京都世田谷区桜上水五丁目３番

改正前	
	号
世田谷区立池尻三丁目公園	東京都世田谷区池尻三丁目27番21号
～省略～	～省略～
世田谷区立桜丘きたっぱら公園	東京都世田谷区桜丘四丁目24番40号
世田谷区立桜丘こぶし公園	東京都世田谷区桜丘三丁目19番８号
世田谷区立桜丘南公園	東京都世田谷区桜丘三丁目４番８号
世田谷区立桜丘やまもも公園	東京都世田谷区桜丘二丁目８番39号
～省略～	～省略～

（２）　北沢地域

名称	位置
～省略～	～省略～
世田谷区立豪徳寺稲荷下橋公園	東京都世田谷区豪徳寺二丁目９番１号
世田谷区立豪徳寺一丁目オリーブ公園	東京都世田谷区豪徳寺一丁目25番16号
世田谷区立桜上水公園	東京都世田谷区桜上水五丁目５番11号
世田谷区立桜上水しいの	東京都世田谷区桜上水五丁目３番

改正後	改正前

木公園	45号
～省略～	～省略～

（３）　玉川地域

名称	位置
～省略～	～省略～

（４）　砧地域

名称	位置
～省略～	～省略～

（５）　烏山地域

名称	位置
～省略～	～省略～
世田谷区立給田松の香公園	東京都世田谷区給田一丁目３番20号
世田谷区立給田水無公園	東京都世田谷区給田四丁目28番28号
世田谷区立給田六所神社通り公園	東京都世田谷区上祖師谷七丁目13番６号
世田谷区立給田五丁目公園	東京都世田谷区給田五丁目２番19号
世田谷区立大道北記念公園	東京都世田谷区上祖師谷六丁目11番９号
～省略～	～省略～

～省略～

別表第２（第５条の４関係）

公園施設の設置等に係る使用料

種別	単位	使用料
土地	１平方メートル	1,859円

木公園	45号
～省略～	～省略～

（３）　玉川地域

名称	位置
～省略～	～省略～

（４）　砧地域

名称	位置
～省略～	～省略～

（５）　烏山地域

名称	位置
～省略～	～省略～
世田谷区立給田松の香公園	東京都世田谷区給田一丁目３番20号
世田谷区立給田水無公園	東京都世田谷区給田四丁目28番28号
世田谷区立給田五丁目公園	東京都世田谷区給田五丁目２番19号
世田谷区立大道北記念公園	東京都世田谷区上祖師谷六丁目11番９号
～省略～	～省略～

～省略～

別表第２（第５条の４関係）

公園施設の設置等に係る使用料

種別	単位	使用料
土地	１平方メートル	1,695円

改正後

	1月	
	1平方メートル 1日	66円
売店	1箇所 1月	82,800円

備考　公募の方法により公園施設の設置又は管理をする場合の土地に係る使用料の額は、月を単位として使用するときは1月の使用料に、日を単位として使用するときは1日の使用料に50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。

別表第3（第10条関係）

種別		単位	占用料
電柱	本柱、支柱又は支線	1本　1月	1,933円
標識		1本　1月	1,145円
水道管、下水道管及びガス管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル　1月	171円
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル　1月	429円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル　1月	859円
電線	電線	1メートル　1月	143円
	地下電線　外径が40センチメートル未満のもの	1メートル　1月	171円
	地下電線　外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル　1月	429円

改正前

	1月	
	1平方メートル 1日	61円
売店	1箇所 1月	75,100円

備考　公募の方法により公園施設の設置又は管理をする場合の土地に係る使用料の額は、月を単位として使用するときは1月の使用料に、日を単位として使用するときは1日の使用料に50を乗じて得た額の範囲内において規則で定める額とする。

別表第3（第10条関係）

種別		単位	占用料
電柱	本柱、支柱又は支線	1本　1月	1,856円
標識		1本　1月	1,100円
水道管、下水道管及びガス管	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル　1月	165円
	外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル　1月	412円
	外径が1メートル以上のもの	1メートル　1月	825円
電線	電線	1メートル　1月	137円
	地下電線　外径が40センチメートル未満のもの	1メートル　1月	165円
	地下電線　外径が40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル　1月	412円

改正後						改正前					
		外径が１メートル以上のもの	１メートル　１月		859円			外径が１メートル以上のもの	１メートル　１月		825円
鉄塔			１平方メートル１月		1,432円	鉄塔			１平方メートル１月		1,375円
変圧塔及びマンホールの類			１箇所　１月		1,432円	変圧塔及びマンホールの類			１箇所　１月		1,375円
郵便差出箱及び信書便差出箱			１箇所　１月		572円	郵便差出箱及び信書便差出箱			１箇所　１月		550円
公衆電話所			１箇所　１月		1,432円	公衆電話所			１箇所　１月		1,375円
地下の占用物件			１平方メートル１月	地上露出部分	1,245円	地下の占用物件			１平方メートル１月	地上露出部分	1,038円
				地下部分	429円					地下部分	412円
高架の占用物件			１平方メートル１月		716円	高架の占用物件			１平方メートル１月		687円
天体、気象又は土地の観測施設			１平方メートル１月		1,420円	天体、気象又は土地の観測施設			１平方メートル１月		1,184円
写真撮影のための常時占用			撮影機１台　１月		11,280円	写真撮影のための常時占用			撮影機１台　１月		10,800円
写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影		１時間		1,997円	写真撮影のための臨時的な占用	写真撮影		１時間		1,912円
	映画、テレビ及びビデオの撮影		１時間		17,625円		映画、テレビ及びビデオの撮影		１時間		16,875円

改正後

その他の占用	１平方メートル１日	47円

別表第４（第13条関係）

公園施設の使用料

種別	単位	使用料		摘要
軟式野球場	１面（１時間以内）	平日	2,280円	
		土曜日、日曜日及び休日	2,680円	
庭球場	１面（１時間以内）	平日	1,540円	
		土曜日、日曜日及び休日	1,840円	
洋弓場	１人１回（１時間以内）	平日	大人 310円	
			子ども（18歳以下） 100円	
			障害者 100円	
			高齢者（65歳以上） 100円	
		土曜日、日	大人	

改正前

その他の占用	１平方メートル１日	45円

別表第４（第13条関係）

公園施設の使用料

種別	単位	使用料		摘要
軟式野球場	１面（１時間以内）	平日	2,010円	
		土曜日、日曜日及び休日	2,370円	
庭球場	１面（１時間以内）	平日	1,440円	
		土曜日、日曜日及び休日	1,720円	
洋弓場	１人１回（１時間以内）	平日	280円	
		土曜日、日曜日及び		

改正後					改正前			
		曜日及び休日	370円				休日 360円	
			子ども（18歳以下） 120円					
			障害者 120円					
			高齢者（65歳以上） 120円					
水泳場	１人１回（２時間以内）	大人	440円	幼児の付添者は50円とし、障害者の介護者は無料とする。	水泳場	１人１回（２時間以内）	大人 390円	幼児の付添者は50円とし、障害者の介護者は無料とする。
							高齢者（65歳以上） 100円	
		子ども（18歳以下（幼児を除く。））	110円				小人（小学生・中学生） 100円	
		幼児	無料				幼児 無料	
		障害者	110円				障害者 100円	
		障害者（18歳以下に限る。）	無料				障害者（小学生・中学生に限る。） 無料	
		高齢者（65歳以上）	110円					
附帯設備	１面	軟式野球場	3,740円		附帯設備	１面	軟式野球場 3,300円	

改正後				改正前			
（夜間照明）	（１時間以内）	庭球場　930円		（夜間照明）	（１時間以内）	庭球場　820円	
和室（10畳）	午前（１回３時間）	平日　2,860円 土曜日、日曜日及び休日　3,400円		和室（10畳）	午前（１回３時間）	平日　2,520円 土曜日、日曜日及び休日　3,000円	
	午後（１回４時間）	平日　3,810円 土曜日、日曜日及び休日　4,490円			午後（１回４時間）	平日　3,360円 土曜日、日曜日及び休日　3,960円	
	１日（１回８時間）	平日　7,620円 土曜日、日曜日及び休日　9,120円			１日（１回８時間）	平日　6,720円 土曜日、日曜日及び休日　8,040円	
和室（８畳）	午前（１回３時間）	平日　2,450円 土曜日、日曜日及び休日　2,860円		和室（８畳）	午前（１回３時間）	平日　2,160円 土曜日、日曜日及び休日　2,520円	
	午後（１回４時間）	平日　3,260円 土曜日、日曜日及び休日　3,810円			午後（１回４時間）	平日　2,880円 土曜日、日曜日及び休日　3,360円	
	１日（１回８時間）	平日　6,530円 土曜日、日曜日及び休日　7,760円			１日（１回８時間）	平日　5,760円 土曜日、日曜日及び休日　6,840円	
和室	午前	平日　1,630円		和室	午前	平日　1,440円	

改正後				改正前			
（4.5畳）	（１回３時間）	土曜日、日曜日及び休日 1,900円		（4.5畳）	（１回３時間）	土曜日、日曜日及び休日 1,680円	
	午後（１回４時間）	平日 2,170円 土曜日、日曜日及び休日 2,580円			午後（１回４時間）	平日 1,920円 土曜日、日曜日及び休日 2,280円	
	１日（１回８時間）	平日 4,350円 土曜日、日曜日及び休日 5,170円			１日（１回８時間）	平日 3,840円 土曜日、日曜日及び休日 4,560円	
茶室	午前（１回３時間）	平日 2,720円 土曜日、日曜日及び休日 3,260円		茶室	午前（１回３時間）	平日 2,400円 土曜日、日曜日及び休日 2,880円	
	午後（１回４時間）	平日 3,540円 土曜日、日曜日及び休日 4,220円			午後（１回４時間）	平日 3,120円 土曜日、日曜日及び休日 3,720円	
	１日（１回８時間）	平日 7,210円 土曜日、日曜日及び休日 8,580円			１日（１回８時間）	平日 6,360円 土曜日、日曜日及び休日 7,560円	
駐車場	自動車１台（30分以内）	200円	世田谷区立世田谷公園、世田谷区立羽根木公園及び世田谷区立二	駐車場	自動車１台（30分以内）	100円	世田谷区立世田谷公園、世田谷区立羽根木公園、世田谷区立玉川野

改正後			
			子玉川公園の駐車場に限る。
	自動車１台 （20分以内）	100円	世田谷区立玉川野毛町公園及び世田谷区立次大夫堀公園の駐車場に限る。

備考

１　軟式野球場又は庭球場（附帯設備を含む。以下「軟式野球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、軟式野球場等を使用した時間が１時間のうちの30分を超えないときは、当該１時間に係る使用料は、無料とする。

２　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。

改正前			
			毛町公園及び世田谷区立次大夫堀公園の駐車場に限る。
	自動車１台 （60分以内）	300円	世田谷区立二子玉川公園の駐車場に限る。

備考

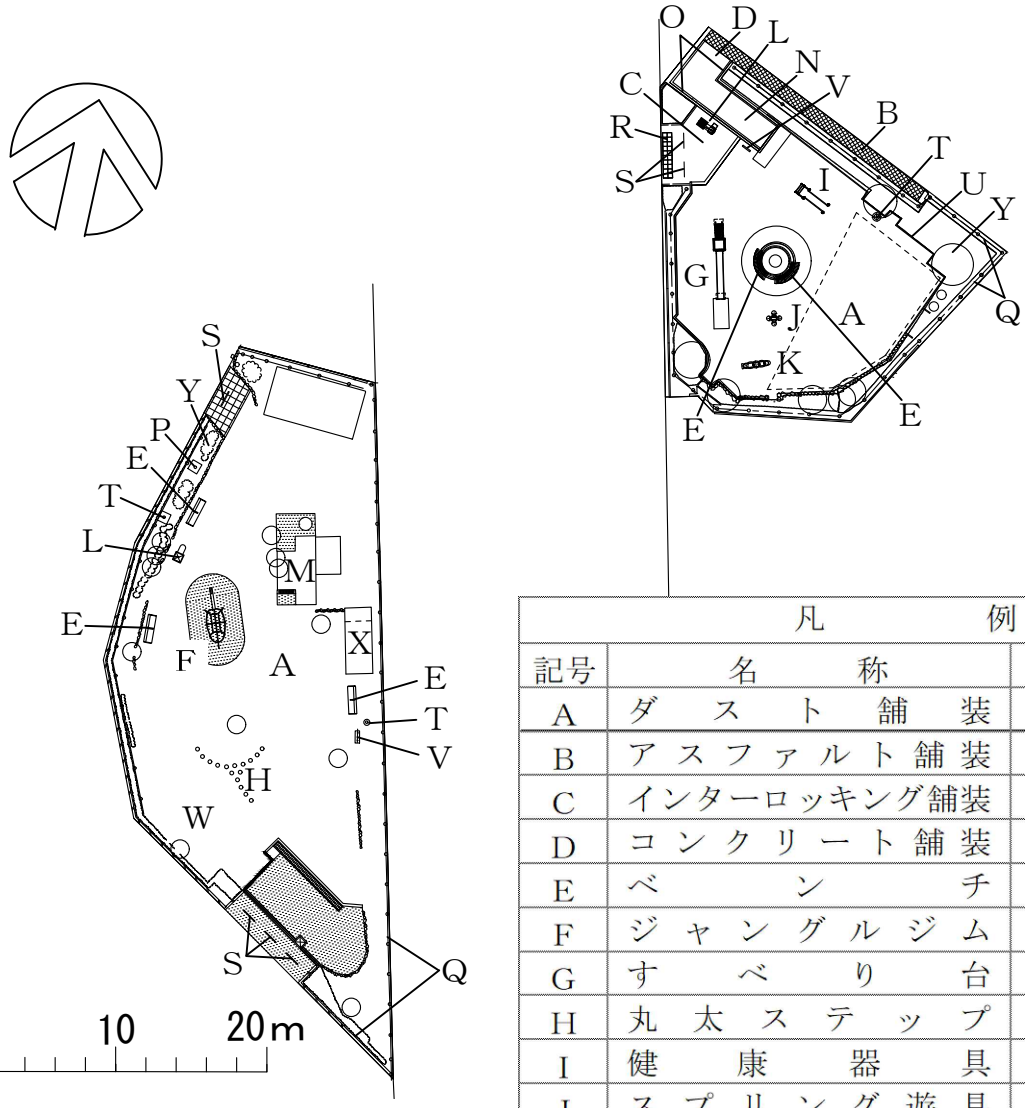
１　軟式野球場又は庭球場（附帯設備を含む。以下「軟式野球場等」という。）の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、軟式野球場等を使用した時間が１時間のうちの30分を超えないときは、当該１時間に係る使用料は、無料とする。

２　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。

（参考）

世　田　谷　区　池　尻　北　公　園

世田谷区池尻四丁目２７番１６号　　面　積　９７９．17㎡



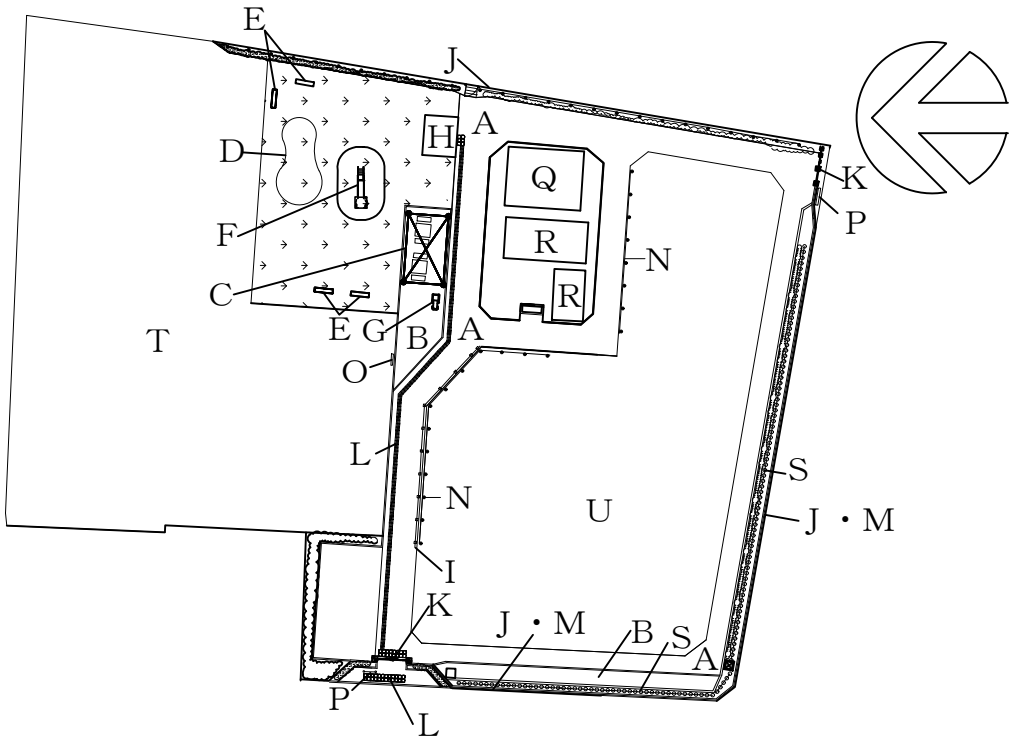
案　内　図



凡　例		
記号	名　称	数　量
A	ダスト舗装	５２９．７ ㎡
B	アスファルト舗装	３９．１ ㎡
C	インターロッキング舗装	２０．３ ㎡
D	コンクリート舗装	５０．６ ㎡
E	ベンチ	5 基
F	ジャングルジム	1 基
G	すべり台	1 基
H	丸太ステップ	1 基
I	健康器具	1 基
J	スプリング遊具	1 基
K	動物型遊具	1 基
L	水飲み	2 基
M	トイレ	1 基
N	スロープ	1 箇所
O	手すり	１７．４ m
P	時計	1 基
Q	フェンス	１２６．７ m
R	点字ブロック	1 m
S	車止め	6 基
T	公園灯	3 基
U	木製土留め	５９．２ m
V	制札板	2 基
W	防火貯水槽	1 基
X	防災倉庫	1 基
Y	植栽	1 式

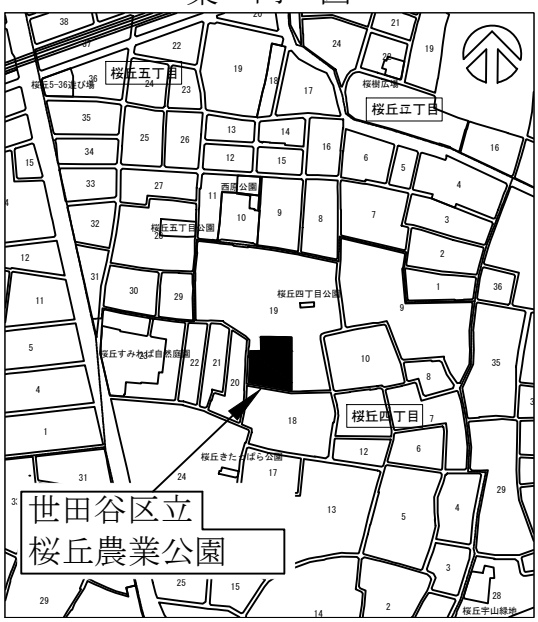
世 田 谷 区 立 桜 丘 農 業 公 園

世田谷区桜丘四丁目１９番１０号　　面　積　３２６５．70㎡



0　　２０m　　４０m

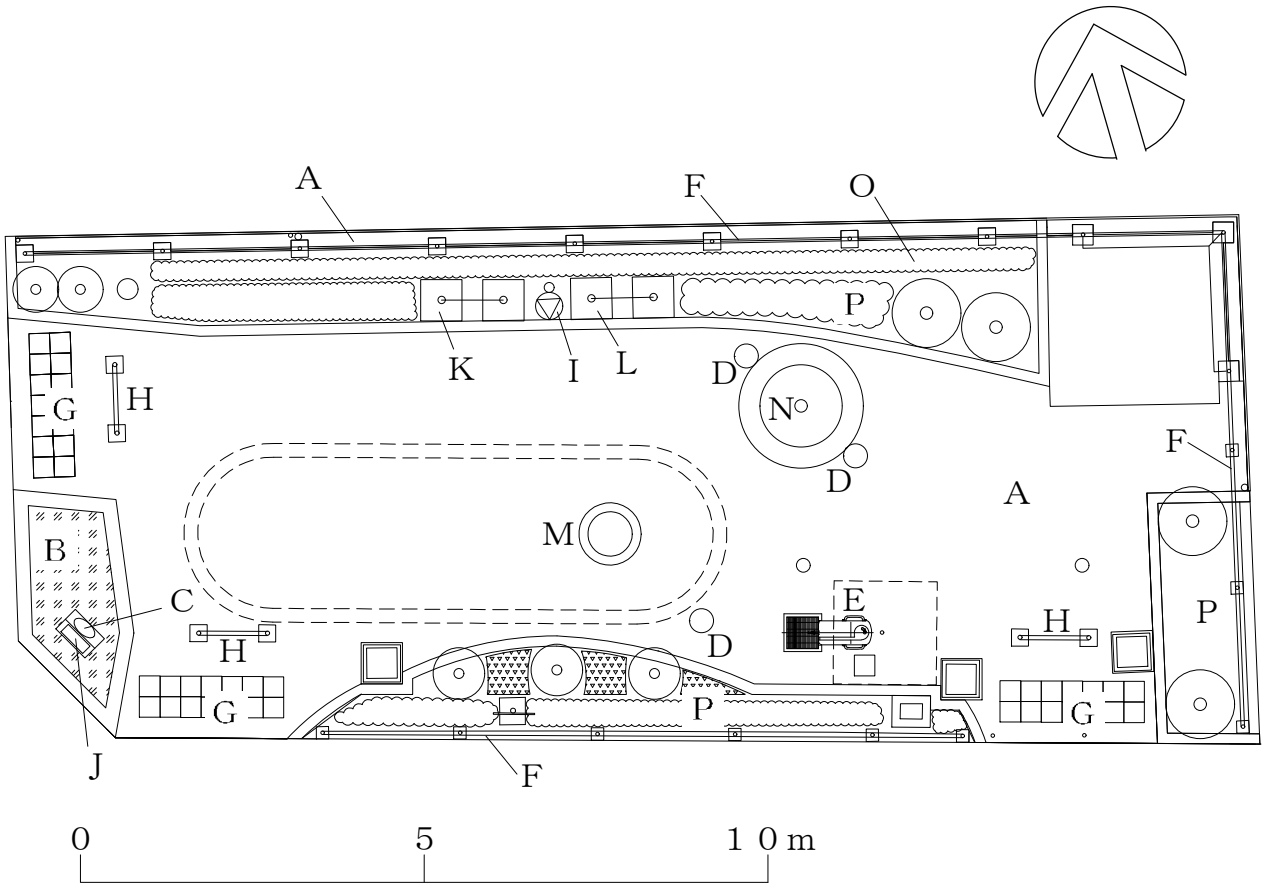
案　内　図



凡　　例		
記号	名　　称	数　　量
A	コンクリート舗装	４０８．０　㎡
B	インターロッキング舗装	８５．０　㎡
C	藤　　棚	１　基
D	築　　山	１　箇所
E	ベ　ン　チ	４　基
F	す　べ　り　台	１　基
G	水　飲　み	１　基
H	ト　イ　レ	１　棟
I	手　す　り	１９．５　m
J	フ　ェ　ン　ス	１７３．２　m
K	門　　扉	２　基
L	点字ブロック	５３．０　m
M	コンクリート土留め	１０２．６　m
N	擬　木　土　留　め	９０．８　m
O	制　　札　　板	１　基
P	案　　内　　板	２　基
Q	管　　理　　棟	１　棟
R	管　理　用　倉　庫	２　棟
S	植　　栽	１　式
T	果　　樹　　園	１０４７．２　㎡
U	畑	９０７．６　㎡

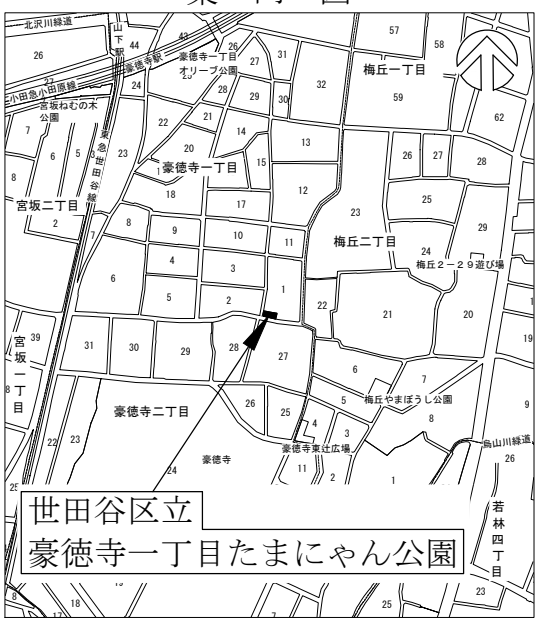
世田谷区立豪徳寺一丁目たまにゃん公園

世田谷区豪徳寺一丁目１番３号　　面　積　１３４．03㎡



0　　5　　１０m

案　内　図

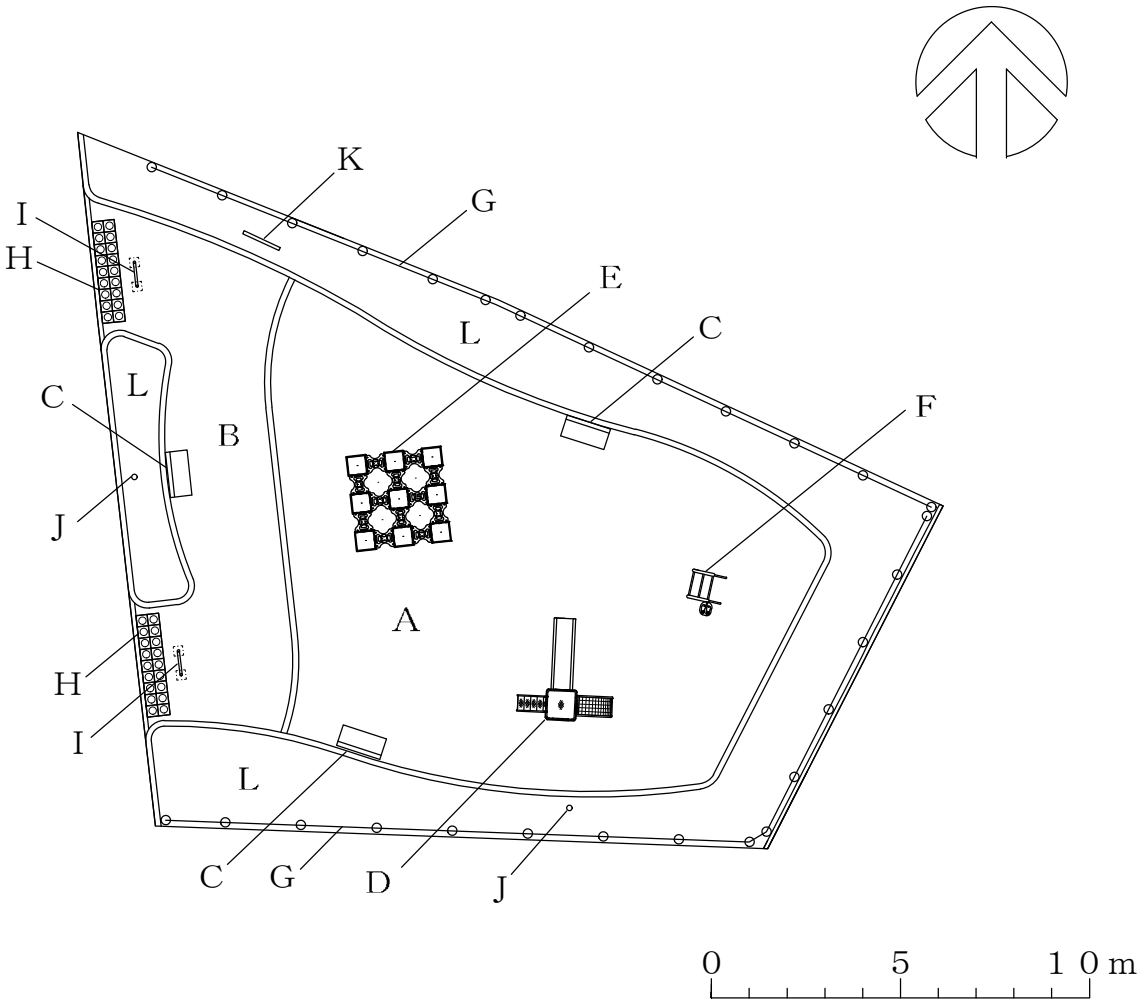


凡　　例

記号	名　　称	数　　量
A	コンクリート舗装	７７．０　㎡
B	花　　壇	２．８　㎡
C	彫　　像	１　基
D	スツール	３　基
E	水飲み	１　基
F	フェンス	３３．７　m
G	点字ブロック	６．３　m
H	車止め	３　基
I	公園灯	１　基
J	園名板	１　基
K	制札板	１　基
L	案内板	１　基
M	防火貯水槽	１　基
N	シンボル樹	１　本
O	生　　垣	１２．８　m
P	植　　栽	１　式

世田谷区給田六所神社通り公園

世田谷区上祖師谷七丁目１３番６号　　面　積　２８０．73㎡



案　内　図



凡　例		
記号	名　称	数　量
A	ダスト舗装	１２７　㎡
B	インターロッキング舗装	４０　㎡
C	ベンチ	３　基
D	コンビネーション遊具	１　基
E	ジャングルジム	１　基
F	健康器具	１　基
G	フェンス	４７．７　m
H	点字ブロック	５．４　m
I	車止め	２　基
J	公園灯	２　基
K	制札板	１　基
L	植栽	１　式

令和７年１月８日
みどり３３推進担当部

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する。

１　主旨

令和８年４月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正理由

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき料金改定を行うため、世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する。

なお、世田谷区立多摩川玉堤広場は、隣接する大田区立多摩川田園調布緑地と併せて世田谷区及び大田区が共同で運営を行っているため、改定額及び改定後料金の適用開始時期は両区で調整の上、決定している。

３　改正内容（別紙 新旧対照表参照）

４　施行予定日

公布の日より施行（令和８年４月１日から適用）

５　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	都市整備常任委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布（同日施行）
令和８年	４月	改定後料金適用開始

世田谷区立多摩川玉堤広場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立多摩川玉堤広場条例 昭和53年11月30日条例第44号 改正 昭和61年３月29日条例第21号 平成３年３月13日条例第15号 平成５年３月12日条例第27号 平成７年３月10日条例第21号 平成７年11月15日条例第70号 平成17年９月29日条例第67号 令和６年６月21日条例第36号 令和７年３月●日条例第●号	○世田谷区立多摩川玉堤広場条例 昭和53年11月30日条例第44号 改正 昭和61年３月29日条例第21号 平成３年３月13日条例第15号 平成５年３月12日条例第27号 平成７年３月10日条例第21号 平成７年11月15日条例第70号 平成17年９月29日条例第67号 令和６年６月21日条例第36号
世田谷区立多摩川玉堤広場条例	世田谷区立多摩川玉堤広場条例
（目的及び設置） 第１条　区民の憩いの場を確保するとともに、健康の増進を図るため、東京都世田谷区玉堤一丁目５番１号先に世田谷区立多摩川玉堤広場（以下「広場」という。）を設置する。	（目的及び設置） 第１条　区民の憩いの場を確保するとともに、健康の増進を図るため、東京都世田谷区玉堤一丁目５番１号先に世田谷区立多摩川玉堤広場（以下「広場」という。）を設置する。
（施設） 第２条　広場には、次に掲げる施設を設ける。 （１）　少年野球場 （２）　庭球場 （３）　サッカー場	（施設） 第２条　広場には、次に掲げる施設を設ける。 （１）　少年野球場 （２）　庭球場 （３）　サッカー場
（使用料） 第３条　広場の使用料は、別表のとおりとする。	（使用料） 第３条　広場の使用料は、別表のとおりとする。
（使用） 第４条　施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。	（使用） 第４条　施設を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

改正後	改正前
2　区長は、管理上支障があると認めたときは、施設の使用を承認しない。	2　区長は、管理上支障があると認めたときは、施設の使用を承認しない。
（使用の条件）	（使用の条件）
第５条　区長は、施設の使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。	第５条　区長は、施設の使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。
（使用料の納付）	（使用料の納付）
第６条　庭球場及びサッカー場の使用の承認を受けた者は、規則の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。	第６条　庭球場及びサッカー場の使用の承認を受けた者は、規則の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。
（使用料の不還付）	（使用料の不還付）
第７条　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。	第７条　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。
（使用料の免除）	（使用料の免除）
第８条　区長は、相当の理由があると認めたときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。	第８条　区長は、相当の理由があると認めたときは、使用料の一部又は全部を免除することができる。
（使用権の譲渡等の禁止）	（使用権の譲渡等の禁止）
第９条　施設の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第９条　施設の使用の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（使用の制限）	（使用の制限）
第10条　区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。	第10条　区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。
（１）　使用目的又は使用条件に違反したとき。	（１）　使用目的又は使用条件に違反したとき。
（２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。	（２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
（３）　管理上支障があるとき。	（３）　管理上支障があるとき。
（特別の設備等）	（特別の設備等）
第11条　広場を使用する者（以下「使用者」という。）は、広場に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ	第11条　広場を使用する者（以下「使用者」という。）は、広場に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ

改正後	改正前
区長の承認を受けたときは、この限りでない。	区長の承認を受けたときは、この限りでない。
（原状の回復）	（原状の回復）
第12条　使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。	第12条　使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第10条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。
（損害の賠償）	（損害の賠償）
第13条　使用者は、広場の施設等をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の一部又は全部を免除することができる。	第13条　使用者は、広場の施設等をき損し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の一部又は全部を免除することができる。
（委任）	（委任）
第14条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。	第14条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。
付　則	付　則
この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和53年12月規則第60号で、同53年12月１日から施行）	この条例は、規則で定める日から施行する。（昭和53年12月規則第60号で、同53年12月１日から施行）
付　則（昭和61年３月29日条例第21号）	付　則（昭和61年３月29日条例第21号）
１　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。	１　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。
２　この条例による改正後の東京都世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。	２　この条例による改正後の東京都世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。
付　則（平成３年３月13日条例第15号）	付　則（平成３年３月13日条例第15号）
この条例は、平成３年４月１日から施行する。	この条例は、平成３年４月１日から施行する。
附　則（平成５年３月12日条例第27号）	附　則（平成５年３月12日条例第27号）
この条例は、平成５年７月１日から施行する。	この条例は、平成５年７月１日から施行する。
附　則（平成７年３月10日条例第21号）	附　則（平成７年３月10日条例第21号）
この条例は、平成７年４月１日から施行する。	この条例は、平成７年４月１日から施行する。
附　則（平成７年11月15日条例第70号）	附　則（平成７年11月15日条例第70号）

改正後

この条例は、平成７年12月１日から施行する。ただし、世田谷区立多摩川玉堤広場のサッカー場の公用開始の日は、同月15日とする。

附　則（平成17年９月29日条例第67号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（令和６年６月21日条例第36号）

１　この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、施行日以後の使用に係る手続について適用し、施行日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。

附　則（令和７年３月●日条例第●号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の別表の規定は、令和８年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

種別		使用料		
施設	少年野球場			無料
	庭球場	１面１時間以内	平日	750円
			土曜日、日曜日及び休日	1,150円
	サッカー場	１面１時間以内	平日	750円
			土曜日、日曜日及び休日	1,500円

改正前

この条例は、平成７年12月１日から施行する。ただし、世田谷区立多摩川玉堤広場のサッカー場の公用開始の日は、同月15日とする。

附　則（平成17年９月29日条例第67号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（令和６年６月21日条例第36号）

１　この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の世田谷区立多摩川玉堤広場条例の規定は、施行日以後の使用に係る手続について適用し、施行日前の使用に係る手続については、なお従前の例による。

別表（第３条関係）

種別		使用料		
施設	少年野球場			無料
	庭球場	１面１時間以内	平日	650円
			土曜日、日曜日及び休日	1,000円
	サッカー場	１面１時間以内	平日	650円
			土曜日、日曜日及び休日	1,300円

改正後

附帯設備	温水シャワー室	１回５分以内	100円
	駐車場	自動車１台20分以内	100円

備考　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。

改正前

附帯設備	温水シャワー室	１回５分以内	100円
	駐車場	自動車１台30分以内	100円

備考　この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。

令和７年１月８日
みどり３３推進担当部

世田谷区立ミニＳＬ条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立ミニＳＬ条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立ミニＳＬ条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正理由

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行うため、世田谷区立ミニＳＬ条例の一部を改正する。

３　改正内容（別紙 新旧対照表参照）

４　施行予定日

公布の日より施行（令和７年１０月１日から適用）

５　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	都市整備常任委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布（同日施行）
令和７年１０月		改定後料金適用開始

世田谷区立ミニＳＬ条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立ミニＳＬ条例 昭和57年３月16日条例第27号 改正 昭和60年３月28日条例第10号 昭和61年３月29日条例第22号 平成７年３月10日条例第22号 平成30年３月６日条例第37号 令和７年３月●日条例第●号	○世田谷区立ミニＳＬ条例 昭和57年３月16日条例第27号 改正 昭和60年３月28日条例第10号 昭和61年３月29日条例第22号 平成７年３月10日条例第22号 平成30年３月６日条例第37号
世田谷区立ミニＳＬ条例	世田谷区立ミニＳＬ条例
（目的及び設置）	（目的及び設置）
第１条　児童の健全な育成に寄与し、併せて科学的興味を養成するため、東京都世田谷区池尻一丁目５番27号に世田谷区立ミニＳＬ（以下「ミニＳＬ」という。）を設置する。	第１条　児童の健全な育成に寄与し、併せて科学的興味を養成するため、東京都世田谷区池尻一丁目５番27号に世田谷区立ミニＳＬ（以下「ミニＳＬ」という。）を設置する。
（使用料）	（使用料）
第２条　ミニＳＬの利用については、学齢に達しない者は無料とし、その他の者については別表に定める額の使用料を徴収する。	第２条　ミニＳＬの利用については、学齢に達しない者は無料とし、その他の者については別表に定める額の使用料を徴収する。
（利用）	（利用）
第３条　ミニＳＬを利用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。	第３条　ミニＳＬを利用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。
２　区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、ミニＳＬの利用を承認しない。	２　区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、ミニＳＬの利用を承認しない。
（１）　秩序を乱すおそれがあるとき。	（１）　秩序を乱すおそれがあるとき。
（２）　営利を目的とするとき。	（２）　営利を目的とするとき。
（３）　管理上支障があるとき。	（３）　管理上支障があるとき。
（利用の条件）	（利用の条件）
第４条　区長は、ミニＳＬの利用の承認をする場合において、管理上	第４条　区長は、ミニＳＬの利用の承認をする場合において、管理上

改正後	改正前
必要な条件を付けることができる。 （使用料の納付） 第５条　ミニＳＬの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、規則の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 （使用料の不還付） 第６条　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。 （使用料の免除） 第７条　区長は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を免除することができる。 （１）　区が主催して直接公益のために利用するとき　全額 （２）　区内の保育園（これに準ずるものを含む。）、幼稚園又は小学校が直接教育目的のために利用するとき　全額 （３）　20人以上の団体で利用するとき　５割に相当する額 （４）　前３号のほか、区長が必要と認めたとき　区長が定める額 （利用権の譲渡の禁止） 第８条　利用者は、利用の権利を譲渡してはならない。 （利用の制限） 第９条　区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、その利用の承認を取り消し、利用条件を変更し、又は利用を停止することができる。 （１）　利用目的又は利用条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号のほか、区長が必要と認めたとき。 （損害の賠償） 第10条　利用者は、ミニＳＬをき損し、又は滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区	必要な条件を付けることができる。 （使用料の納付） 第５条　ミニＳＬの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、規則の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 （使用料の不還付） 第６条　既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。 （使用料の免除） 第７条　区長は、次の各号の一に該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を免除することができる。 （１）　区が主催して直接公益のために利用するとき　全額 （２）　区内の保育園（これに準ずるものを含む。）、幼稚園又は小学校が直接教育目的のために利用するとき　全額 （３）　20人以上の団体で利用するとき　５割に相当する額 （４）　前３号のほか、区長が必要と認めたとき　区長が定める額 （利用権の譲渡の禁止） 第８条　利用者は、利用の権利を譲渡してはならない。 （利用の制限） 第９条　区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、その利用の承認を取り消し、利用条件を変更し、又は利用を停止することができる。 （１）　利用目的又は利用条件に違反したとき。 （２）　この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　前２号のほか、区長が必要と認めたとき。 （損害の賠償） 第10条　利用者は、ミニＳＬをき損し、又は滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区

改正後	改正前
長が認めたときは、この限りでない。 （委任） 第11条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 付　則 この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和57年３月規則第27号で、同57年４月１日から施行。ただし、東京都世田谷区立ミニＳＬの公用開始の日は、区長が別に定める。） 付　則（昭和60年３月28日条例第10号） この条例は、昭和60年４月１日から施行する。 付　則（昭和61年３月29日条例第22号） １　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の東京都世田谷区立ミニＳＬ条例の規定は、昭和61年４月１日以後に利用の申請をした者について適用し、同日前に利用の申請をした者については、なお従前の例による。 付　則（平成７年３月10日条例第22号） １　この条例は、平成７年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立ミニＳＬ条例の規定は、平成７年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第37号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立ミニＳＬ条例の規定は、平成30年10月１日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付される使用料については、なお従前の例による。 附　則（令和７年３月●日条例第●号） １　この条例は、公布の日から施行する。	長が認めたときは、この限りでない。 （委任） 第11条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 付　則 この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（昭和57年３月規則第27号で、同57年４月１日から施行。ただし、東京都世田谷区立ミニＳＬの公用開始の日は、区長が別に定める。） 付　則（昭和60年３月28日条例第10号） この条例は、昭和60年４月１日から施行する。 付　則（昭和61年３月29日条例第22号） １　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の東京都世田谷区立ミニＳＬ条例の規定は、昭和61年４月１日以後に利用の申請をした者について適用し、同日前に利用の申請をした者については、なお従前の例による。 付　則（平成７年３月10日条例第22号） １　この条例は、平成７年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立ミニＳＬ条例の規定は、平成７年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第37号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立ミニＳＬ条例の規定は、平成30年10月１日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付される使用料については、なお従前の例による。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>２　この条例による改正後の別表の規定は、令和７年10月１日以後に納付される使用料について適用し、同日前に納付される使用料については、なお従前の例による。
別表（第２条関係）<table><tr><th>利用者</th><th>使用料</th></tr><tr><td>子ども（１８歳以下）</td><td>50円</td></tr><tr><td>大人</td><td>110円</td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）<table><tr><th>利用者</th><th>使用料</th></tr><tr><td>小学生</td><td>50円</td></tr><tr><td>中学生以上の者</td><td>100円</td></tr></table></td></tr>
</table>

令和７年１月８日
土　　木　　部

世田谷区自転車条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等及び商業施設等の自転車等駐車場附置義務制度の見直しに伴い、世田谷区自転車条例の一部を改正する。

１　主旨

　施設使用料等を改定し、及び商業施設等の自転車等駐車場（以下、「駐輪場」という。）附置義務制度の見直しを行うため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区自転車条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容

（１）使用料等の見直し

　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金上限額の改定を行う。

　なお、上限額改定後の料金設定にあたっては、生活における駐輪場の必要性の高さや放置自転車の発生抑制の観点を踏まえるとともに、区内民間駐輪場のサービスや料金水準を参考にしたうえで、決定する。

（２）商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直し（別紙１参照）

　現行制度の建物用途ごとの附置義務駐輪場台数と比べて、実際に店舗等に停まっている自転車の台数が用途によっては少ない実態を踏まえ、駐輪需要に即した附置義務駐輪場台数の改定を行う。

３　施行予定日

（１）使用料等の見直し

　公布日から施行

（２）商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直し

　令和７年４月１日

４　条例改正新旧対照表

　別紙２のとおり

５　今後のスケジュール

令和７年	２月	公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布同日施行（使用料等の見直しに係る改正）
	４月１日	施行（商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直しに係る改正）
	１０月	改正後料金適用開始

（別紙１）

商業施設等の駐輪場附置義務制度の見直しについて

１　主旨

区では、昭和５９年から条例に基づき、商業施設等の駐輪場附置義務制度を運用し、民間事業者による駐輪環境の整備に取り組んできた。

今般、社会ニーズの変化による課題が確認できたことから、駐輪需要の実態に即した附置義務制度に見直しを行うものである。

２　これまでの制度の変遷

昭和５９年　世田谷区自転車条例の施行（商業施設等の駐輪場附置義務制度）

平成　７年　施設規模の変更（大規模店舗 400 ㎡→200 ㎡等)、大規模店舗に飲食店を追加

平成１４年　指定地域の拡大（近商・商業地域→低層住居専用地域を除く地域全体)、対象用途の追加（スポーツ施設、学習施設）

３　現行制度の主な課題

本制度は、自転車等の大量の駐輪需要を生じさせる施設の設置者に駐輪場の設置を義務づける制度であるが、建物用途ごとの駐輪需要の実態や、附置義務の対象に該当しない小規模店舗等の短時間駐輪など、社会ニーズの変化による課題を確認したため、課題解決に向けて見直しを実施する。

【主な課題】

・現行制度の建物用途ごとの附置義務駐輪場台数と比べて、実際に店舗等に停まっている自転車の台数が用途によっては少ない実態を踏まえ、駐輪需要の実態に応じた適正な附置義務駐輪場台数とする必要がある。

※「駐輪需要実態調査結果」参照

・混合用途の場合、施設面積の基準以下であっても、用途ごとに駐輪場規模の基準により算定した合計の台数（１０台以上）で附置義務となるが、施設設置者が施設面積だけで判断して届出をしないケースがないよう、附置義務に該当するかどうかをわかりやすくする必要がある。

４　主な改正内容

・駐輪場規模の基準を駐輪需要の実態に応じて用途を細かく分類する

・附置義務に該当するかをわかりやすくするため、届出の要件から施設面積の基準を削除し、駐輪場規模の基準により算定した合計台数のみとする

・附置義務対象外の小規模店舗等への努力義務を明記する

【現行】

施設の用途	施設面積	駐輪場の規模
大規模店舗：物販・飲食 （スーパーマーケット、ドラッグストア、日用品店、衣料品店、各種専門店、飲食店）	２００㎡以上	施設面積２０㎡ごとに１台
金融機関	２５０㎡以上	施設面積２５㎡ごとに１台
遊技場等（ぱちんこ屋等、映画館・劇場）	１５０㎡以上	施設面積１０㎡ごとに１台
スポーツ施設	３００㎡以上	施設面積２５㎡ごとに１台
学習施設	２００㎡以上	施設面積１５㎡ごとに１台

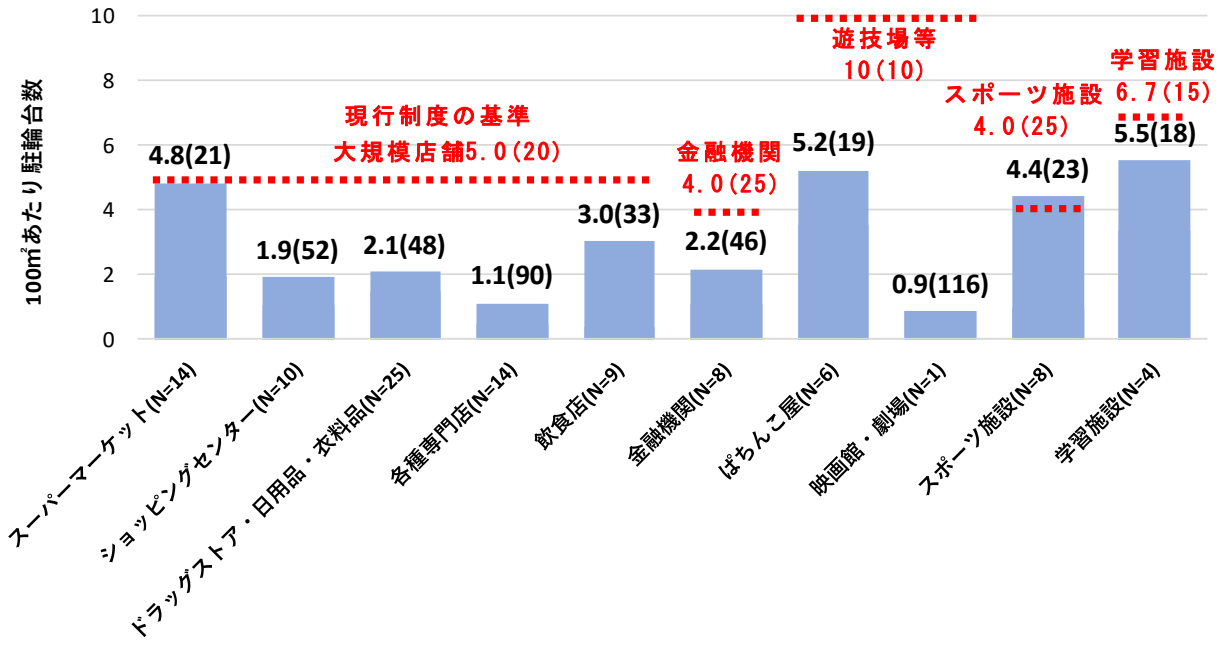
【改正案】

施設の用途	駐輪場の規模
スーパーマーケット等、ぱちんこ屋等の遊技場、学習施設	施設面積２０㎡ごとに１台
スポーツ施設	施設面積２５㎡ごとに１台
飲食店	施設面積３０㎡ごとに１台
ドラッグストア、日用品店、衣料品店、金融機関	施設面積４０㎡ごとに１台
各種専門店、映画館・劇場	施設面積１００㎡ごとに１台

※当該用途ごとに算定した規模の合計が１０台以上（大量の駐輪需要）である場合に附置義務に該当する。

【駐輪需要実態調査結果】

・図（グラフ）の赤字の数値は、現行制度の基準（駐輪場の規模）を施設面積１００㎡当たりの駐輪台数として表したものである。
・黒字の数値は、実態調査（来客数がピークと思われる時間帯）に基づく施設面積１００㎡当たりの駐輪平均台数である。
・赤字・黒字の括弧内の数値は自転車１台あたりの施設面積（㎡）に換算したものである。
・大規模店舗（物販、飲食）は、スーパーマーケットは現行制度の基準と実際の駐輪需要は概ね一致しているが、ドラッグストアや各種専門店、飲食店等は基準以下の駐輪需要となっている。
・金融機関は、現行制度の基準以下の駐輪需要となっている。
・遊技場等は、ぱちんこ屋は現行制度の基準以下であるがスーパーマーケットと同程度の駐輪需要であり、映画館・劇場は区内の調査対象はほぼないが駐輪需要は少ないと推測される。
・スポーツ施設と学習施設は、現行制度の基準と同程度の駐輪需要となっている。



図－平均駐輪台数（令和４年度実態調査等）

世田谷区自転車条例の一部を改正する条例新旧対照表　（別紙２）

改正後	改正前
○世田谷区自転車条例 昭和59年３月13日条例第14号 改正 昭和59年９月28日条例第49号 （略） 令和５年３月６日条例第23号 令和７年　月　日条例第　号 世田谷区自転車条例 目次 第１章　総則（第１条―第８条） 第２章　総合計画及び自転車等駐車対策協議会（第９条・第10条） 第３章　自転車等駐車場 第１節　区立自転車等駐車場（第11条―第26条の２） 第２節　民営自転車等駐車施設への助成（第27条） 第４章　商業施設等の自転車等駐車場附置義務（第28条―第36条の３） 第５章　放置自転車等に対する措置（第37条―第43条） 第６章　雑則（第44条） 付則 （定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号）において使用する用語の例による。 ２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　自転車等　自転車又は原動機付自転車をいう。	○世田谷区自転車条例 昭和59年３月13日条例第14号 改正 昭和59年９月28日条例第49号 （略） 令和５年３月６日条例第23号 世田谷区自転車条例 目次 第１章　総則（第１条―第８条） 第２章　総合計画及び自転車等駐車対策協議会（第９条・第10条） 第３章　自転車等駐車場 第１節　区立自転車等駐車場（第11条―第26条の２） 第２節　民営自転車等駐車施設への助成（第27条） 第４章　大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務（第28条―第36条の３） 第５章　放置自転車等に対する措置（第37条―第43条） 第６章　雑則（第44条） 付則 （定義） 第２条　この条例において使用する用語の意義は、道路交通法（昭和35年法律第105号）において使用する用語の例による。 ２　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （１）　自転車等　自転車又は原動機付自転車をいう。

改正後	改正前
（２） 放置 自転車等の利用者又は所有者が、自転車等の駐車場その他の自転車等を置くことが認められている場所以外の道路、公園、駅前広場、緑地帯その他の公共の用に供される場所において、その場から離れ、自転車等を直ちに移動できない状態におくことをいう。	（２） 放置 自転車等の利用者又は所有者が、自転車等の駐車場その他の自転車等を置くことが認められている場所以外の道路、公園、駅前広場、緑地帯その他の公共の用に供される場所において、その場から離れ、自転車等を直ちに移動できない状態におくことをいう。
削除（別表第３で定義）	（３） 大規模店舗 百貨店、ショッピングセンター、スーパーマーケット、飲食店等一の建物であって、その店舗の用に供される部分が大規模にわたるものをいう。
削除（別表第３で定義）	（４） 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第４条第１項、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第４条第１項、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第４条若しくは労働金庫法（昭和28年法律第227号）第６条に規定する免許を受けた者が業務を行うための施設又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条第２号に規定する信用協同組合が業務を行うための施設又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第１項第１号及び第２号の事業を行う農業協同組合が業務を行うための施設をいう。
削除（別表第３で定義）	（５） 遊技場等 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第４号及び第５号に規定する営業を行うための施設並びに興行場法（昭和23年法律第137号）第１条第１項に規定する施設をいう。
削除（別表第３で定義）	（６） スポーツ施設 競技場、運動場、練習場等を常設し、これらをスポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。
削除（別表第３で定義）	（７） 学習施設 教室、講堂、実習室等を常設し、これらを学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。
（３） 自転車等駐車施設 自転車等駐車場及びレンタサイクル施設をいう。	（８） 自転車等駐車施設 自転車等駐車場及びレンタサイクル施設をいう。

改正後	改正前
（施設の設置者の責務） 第８条　公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車等の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者の利便に供するため自転車等の駐車場を設置するよう努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。	（施設の設置者の責務） 第８条　官公署、学校、図書館その他の公共公益施設及び大規模店舗、金融機関、遊技場等、スポーツ施設、学習施設その他の自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者の利便に供するため自転車等の駐車場を設置するよう努めるとともに、区長が実施する施策に協力しなければならない。
第４章　商業施設等の自転車等駐車場附置義務	第４章　大規模店舗等の自転車等駐車場附置義務
（新築施設における自転車等駐車場の設置等） 第28条　都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する用途地域（第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く。以下「指定区域」という。）において、別表第３施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設（同欄に掲げる用途のうち２以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）を含む。）で一の建物（一の建物として規則で定めるものを含む。）を新築しようとする者は、同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した規模（混合用途施設にあっては、当該用途ごとに同欄に掲げる基準により算定した規模）が10台以上である場合は、その規模以上の自転車等を収容可能な自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は規則で定める場所に設置しなければならない。	（新築施設における自転車等駐車場の設置等） 第28条　都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（以下「商業地域等」という。）において、別表第３施設の用途欄に掲げる用途に供する施設で同表施設の規模欄に掲げる規模のものを新築しようとする者は、同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した規模以上の自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は規則で定める場所に設置しなければならない。
削除	２　前項の規定により自転車等駐車場（規模の合計が100台以上であるものに限る。）を設置した者は、区長が必要と認めたときは、当該自転車等駐車場の自転車等の整理及び誘導のために誘導員を置かなければならない。
２　別表第３に規定する施設の面積（以下「施設面積」という。）の算定方法は、規則で定める。	新設
削除（第28条で規定）	（混合用途施設に係る自転車等駐車場の規模）
削除（第28条で規定）	第29条　前条の規定にかかわらず、別表第３施設の用途欄に掲げる用途のうち２以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）

改正後	改正前
	の新築については、当該用途ごとに同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模の合計が10台以上である場合においては、その合計した自転車等駐車場の規模を同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。
削除（別表第３で規定）	（大規模な施設に係る自転車等駐車場の規模）
削除（別表第３で規定）	第30条　第28条の規定にかかわらず、別表第３の店舗面積又は施設面積（以下この条において「店舗面積等」という。）が5,000平方メートルを超える施設（混合用途施設を除く。）の新築については、店舗面積等が5,000平方メートルまでの部分について同表自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模に、店舗面積等が5,000平方メートルを超える部分について同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模に２分の１を乗じて得た規模を加えて得た規模をもって、同欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模とする。
削除（別表第３で規定）	２　前２条の規定にかかわらず、混合用途施設で各用途の店舗面積等の合計（以下この項において「合計面積」という。）が5,000平方メートルを超えるものの新築については、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積等が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積等とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって前条の自転車等駐車場の規模とする。
（施設の増築に係る自転車等駐車場の規模） 第29条　指定区域において、別表第３施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設となる増築をしようとする者は、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして、前条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現に設置されている自転車等駐車場の規模を控	（施設の増築に係る自転車等駐車場の規模） 第31条　商業地域等において、次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築の部分に限らず増築後の全体の施設を新築したものとみなして、前３条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現にこの条例の規定に基づき設置され、又は設置されているとみなす

改正後	改正前
除して得た規模以上の自転車等駐車場を設置しなければならない。	ことができる（当該施設のうち増築される部分以外の部分でこの条例の施行の日前に建築されたもの（付則第４項に該当するものを含む。）については設置されているとみなして、この場合を含む。）自転車等駐車場の規模を控除して得た規模以上の自転車等駐車場を設置しなければならない。
削除	（１）　別表第３施設の用途欄に掲げる用途に供する施設についての同表施設の規模欄に掲げる規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築
削除	（２）　混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築の部分に限らず当該増築後の全体の施設を新築したものとみなして用途ごとに別表第３自転車等駐車場の規模欄に掲げる基準により算定した自転車等駐車場の規模の合計が10台以上であるもの
（施設の用途を変更する場合の自転車等駐車場の規模） 第30条　指定区域において、施設の用途を変更しようとする者は、当該用途の変更後の施設をすべて新築したものとみなして、第28条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現に設置されている自転車等駐車場の規模を控除して得た規模以上の自転車等駐車場の設置に努めるものとする。	新設 新設
（指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置等） 第31条　第28条から前条までの規定に該当する施設が指定区域の内外にわたる場合は、当該施設のうち指定区域外に存する部分は存しないものとみなして、第28条から前条までの規定を適用する。	（商業地域等の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置等） 第32条　第28条から前条までの規定に該当する施設において、当該施設の敷地の一部が商業地域等外にわたる場合にあっても、当該施設の全部について第28条から前条までの規定を適用する。ただし、当該施設の一部が商業地域等外にわたる場合には、当該施設のうち商業地域等外に存する部分は存しないものとみなす。
（自転車等駐車場の構造及び設備） 第32条　第28条から第30条までの規定に基づき設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、施設利用者の安全が確保され、かつ、自転	（自転車等駐車場の構造及び設備） 第33条　第28条から前条までの規定に基づき設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が

改正後	改正前
車等が有効に駐車できるものでなければならない。	有効に駐車できるものでなければならない。
2　前項の自転車等駐車場の構造及び設備は、規則で定める技術基準によるものとする。	2　前項の自転車等駐車場の駐車部分の面積は、駐車台数１台につき1.2平方メートル以上とする。ただし、効率的に駐車することができる装置を用いる自転車等駐車場で区長が適当と認めたものについては、この限りでない。
（自転車等駐車場の設置等の届出）	（自転車等駐車場の設置等の届出）
第33条　第28条又は第29条の規定に基づき自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を区長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。	第34条　第28条から第32条までの規定に基づき自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところによりその内容を区長に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。
2　前項の規定による届出をした者は、自転車等駐車場の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。	2　前項の規定による届出をした者は、自転車等駐車場の工事を完了したときは、規則で定めるところにより、区長に届け出なければならない。
（適用除外）	新設
第34条　自転車等の大量の駐車需要を生じさせない施設として規則で定めるものに該当する場合については、第28条から第30条までの規定は、適用しない。	新設
（自転車等駐車場の管理）	（自転車等駐車場の管理）
第35条　第28条又は第29条の規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。	第35条　第28条から第32条までの規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者及び管理者は、当該自転車等駐車場をその設置の目的に適合するように管理しなければならない。
（立入検査等）	（立入検査等）
第36条　区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは第28条若しくは第29条の規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を施設若しくは自転車等駐車場に立ち入らせ、検査をさせることができる。	第36条　区長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは第28条から第32条までの規定に基づき設置された自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を施設若しくは自転車等駐車場に立ち入らせ、検査をさせることができる。
2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書	2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書

改正後	改正前
を携帯し、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。 3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （措置命令） 第36条の２　区長は、第28条、第29条、第31条、第32条又は第35条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置その他の当該違反を是正させるため原状回復等必要な措置を命ずることができる。 2　区長は、前項の規定により措置を命ずるときは、第28条、第29条、第31条、第32条又は第35条の規定に違反した者に対し、その措置及び理由を記載した措置命令書を交付しなければならない。 （公表） 第36条の３　区長は、前条第１項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合において、必要があると認めたときは、その旨及び命令の内容を公表することができる。 2　区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条の規定による命令を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。 令和７年３月　日条例第　号 附　則 1　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第２及び別表第２の２の改正規定は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区自転車条例（以下「改正後の条例」という。）第28条から第30条まで及び別表第３の規定は、施行日以後新たに改正後の条例第28条第１項に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）において同表施設の用途の欄に掲げる用途に供する施設（以下「施設」という。）に係る新築、増築又は用途	を携帯し、関係人の請求があったときは、提示しなければならない。 3　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 （措置命令） 第36条の２　区長は、第28条から第33条まで又は第35条の規定に違反した者に対し、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置その他の当該違反を是正させるため原状回復等必要な措置を命ずることができる。 2　区長は、前項の規定により措置を命ずるときは、第28条から第33条まで又は第35条の規定に違反した者に対し、その措置及び理由を記載した措置命令書を交付しなければならない。 （公表） 第36条の３　区長は、前条第１項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わない場合において、必要があると認めたときは、その旨及び命令の内容を公表することができる。 2　区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条の規定による命令を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

改正後

の変更の工事（以下「工事」という。）に着手した者について適用し、施行日前に工事に着手した者については、なお従前の例による。

3　改正後の条例第28条から第30条まで及び別表第３の規定は、新たに指定区域が定められた場合において、新たに指定区域となった日から起算して６月以内に次に掲げる工事に着手した者については、当該工事に限り、適用しない。

（１）　当該指定区域となった区域内における施設の工事

（２）　当該敷地が当該指定区域となった区域と既に指定区域となっている区域以外の区域にわたる施設の工事

別表第２（第24条関係）

１　定期

種別	屋根	利用料金（１月）			
		一般	学生等	障害者	学生等である障害者
自転車	有	3,000円	2,700円	1,500円	1,350円
	無	2,800円	2,500円	1,400円	1,250円
原動機付自転車		4,000円	4,000円	2,000円	2,000円
自動二輪車		12,270円	12,270円	6,130円	6,130円

２　日ぎめ

区分	利用料金（１回）
自転車	200円
原動機付自転車	400円
自動二輪車	980円

３　時間ぎめ

区分	利用料金（24時間以内）	
自転車	削除	600円

改正前

別表第２（第24条関係）

１　定期

種別	屋根	利用料金（１月）			
		一般	学生等	障害者	学生等である障害者
自転車	有	2,000円	1,700円	1,000円	850円
	無	1,800円	1,500円	900円	750円
原動機付自転車		3,000円	3,000円	1,500円	1,500円
自動二輪車		10,000円	10,000円	5,000円	5,000円

２　日ぎめ

区分	利用料金（１回）
自転車	100円
原動機付自転車	200円
自動二輪車	800円

３　時間ぎめ

区分	利用料金	
自転車	24時間以内	300円

改正後	改正前

原動機付自転車	削除	800円
自動二輪車	削除	980円

備考

１　この表において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校その他の規則で定める学校に在学し、教育を受ける学生、生徒、児童等をいう。

２　この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

別表第２の２（第25条関係）

種類	発行価額
自転車用回数券 （日ぎめ券　12枚つづり）	2,000円
原動機付自転車用回数券 （日ぎめ券　12枚つづり）	4,000円
自動二輪車用回数券 （日ぎめ券　12枚つづり）	9,810円

別表第３（第28条―第30条関係）

施設の用途	自転車等駐車場の規模
スーパーマーケット等、ぱちんこ屋等の遊技場又は学習施設	施設面積20平方メートルごとに１台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、40平方メートルごとに１台）

原動機付自転車	24時間以内	400円
自動二輪車	24時間以内	800円

備考

１　この表において「学生等」とは、大学、高等学校、中学校、小学校その他の規則で定める学校に在学し、教育を受ける学生、生徒、児童等をいう。

２　この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

別表第２の２（第25条関係）

種類	発行価額
自転車用回数券 （100円券　12枚つづり）	1,000円
原動機付自転車用回数券 （200円券　12枚つづり）	2,000円
自動二輪車用回数券 （800円券　12枚つづり）	8,000円

別表第３（第28条―第31条関係）

施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模	備考
大規模店舗	店舗面積が200平方メートル以上のもの	店舗面積20平方メートルごとに１台（１台に満たない端数は切り捨てる。以下同じ。）	店舗面積とは、売場、売場間の通路、ショーウインドー、ショールーム、承り所、物品加工修理場、客席、待合室その他の

改正後		改正前			
					利用者のために設けてある場所の床面積をいう。
スポーツ施設	施設面積25平方メートルごとに１台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、50平方メートルごとに１台）	金融機関	店舗面積が250平方メートル以上のもの	店舗面積25平方メートルごとに１台	店舗面積とは、銀行室又はこれに準ずる室、銀行室又はこれに準ずる室に係る待合室、応接室その他の金融機関としての業務に係る利用者のために設けてある場所の床面積をいう。
飲食店	施設面積30平方メートルごとに１台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、60平方メートルごとに１台）	遊技場等	店舗面積が150平方メートル以上のもの	店舗面積10平方メートルごとに１台	店舗面積とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第４号及び第５号に規定する営業を行うための施設にあっては遊技室、景品交換所その他の利用者のために設けてある場所の床面積を、興行場法第１条第１項に規定する施設にあっては舞台、客席、切符売場その他の利用者のために設けてあ

改正後		改正前			
					る場所の床面積をいう。
ドラッグストア、日用品店、衣料品店又は金融機関	施設面積40平方メートルごとに１台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、80平方メートルごとに１台）	スポーツ施設	施設面積が300平方メートル以上のもの	施設面積25平方メートルごとに１台	施設面積とは、競技場、運動場、マッサージ室、休憩室、観覧席その他の利用者のために設けてある場所の床面積をいう。
各種専門店又は映画館・劇場等	施設面積100平方メートルごとに１台（施設面積が5,000平方メートルを超える部分については、200平方メートルごとに１台）	学習施設	施設面積が200平方メートル以上のもの	施設面積15平方メートルごとに１台	施設面積とは、教室、講堂、実習室、図書室、資料室その他の利用者のために設けてある場所の床面積をいう。

備考

1　スーパーマーケット等とは、主として食品及び日用品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。

2　遊技場とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第４号及び第５号に規定する営業を行うための施設をいう。

3　学習施設とは、教室、講堂、実習室等を常設し、学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象としてこれらを営業する施設をいう。

4　スポーツ施設とは、スポーツ、体育又は健康の増進のために一般の利用者を対象として営業する施設をいう。

5　飲食店とは、客を来集させ、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業を行う施設のうち、その建物内で飲食させる行為がその業務の主たる部分を占めるものをいう。

改正後	改正前
6　ドラッグストアとは、主として医療品、化粧品等を取り扱い、家庭用品、加工食品等の最寄り品をセルフサービス方式により小売する施設をいう。 7　日用品店とは、主として日用品を小売する施設をいう。 8　衣料品店とは、主として衣料品を小売する施設をいう。 9　金融機関とは、銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）に規定する長期信用銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫、労働金庫法（昭和28年法律第227号）に規定する労働金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合及び農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合をいう。 10　各種専門店とは、特定の物品を中心に小売する施設をいう。 11　映画館・劇場等とは、興行場法（昭和23年法律第137号）第１条第１項に規定する施設をいう。 12　混合用途施設で施設面積の合計が5,000平方メートルを超えるものについては、「5,000平方メートル」とあるのは、「5,000平方メートルに当該施設面積が各用途の施設面積の合計に占める割合を乗じて得た面積」と読み替えるものとする。 13　自転車等駐車場の規模に１台未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。	

令和７年１月８日
学 校 教 育 部

世田谷区立学校施設使用条例の一部改正について

（付議の要旨）
施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する。

１　主旨

令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年	２月	文教常任委員会（条例改正案）
		令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
	３月	公布（同日施行）
	１０月	改定後料金適用開始

世田谷区立学校施設使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立学校施設使用条例 昭和52年４月１日条例第16号 改正 昭和54年３月29日条例第28号 昭和57年６月25日条例第39号 昭和58年３月29日条例第17号 昭和61年３月29日条例第25号 平成７年３月10日条例第23号 平成９年３月12日条例第35号 平成11年10月１日条例第49号 平成16年３月12日条例第28号 平成19年12月11日条例第71号 平成24年12月10日条例第80号 平成30年３月６日条例第38号 令和７年３月　日条例第　号	○世田谷区立学校施設使用条例 昭和52年４月１日条例第16号 改正 昭和54年３月29日条例第28号 昭和57年６月25日条例第39号 昭和58年３月29日条例第17号 昭和61年３月29日条例第25号 平成７年３月10日条例第23号 平成９年３月12日条例第35号 平成11年10月１日条例第49号 平成16年３月12日条例第28号 平成19年12月11日条例第71号 平成24年12月10日条例第80号 平成30年３月６日条例第38号
世田谷区立学校施設使用条例 東京都世田谷区立学校設備使用条例（昭和23年１月東京都世田谷区条例第１号）の全部を改正する。 （目的） 第１条　この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定により、世田谷区立学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （対象施設） 第２条　使用できる学校施設は、次のとおりとする。 （１）　体育館 （２）　格技室 （３）　教室	世田谷区立学校施設使用条例 東京都世田谷区立学校設備使用条例（昭和23年１月東京都世田谷区条例第１号）の全部を改正する。 （目的） 第１条　この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定により、世田谷区立学校の施設（以下「学校施設」という。）の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （対象施設） 第２条　使用できる学校施設は、次のとおりとする。 （１）　体育館 （２）　格技室 （３）　教室

改正後	改正前
（４） 校庭 （５） 庭球場 （６） プール（世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定したプールに限る。以下同じ。） （７） 小ホール （８） トレーニング室 （９） クライミングウォール	（４） 校庭 （５） 庭球場 （６） プール（世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定したプールに限る。以下同じ。） （７） 小ホール （８） トレーニング室 （９） クライミングウォール
（使用できる者の範囲） 第２条の２　前条に規定する学校施設を使用できる者は、別表第１のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると委員会が認めたときは、この限りでない。	（使用できる者の範囲） 第２条の２　前条に規定する学校施設を使用できる者は、別表第１のとおりとする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると委員会が認めたときは、この限りでない。
２　前項に定めるもののほか、第７条第３項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、前条に規定する学校施設を使用することができる。	２　前項に定めるもののほか、第７条第３項第１号から第５号までに規定する団体、学校等は、前条に規定する学校施設を使用することができる。
（使用の承認） 第３条　第２条に規定する学校施設及び附帯設備（以下「学校施設等」という。）を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、委員会が認める特別の事情により使用する場合は、この限りでない。	（使用の承認） 第３条　第２条に規定する学校施設及び附帯設備（以下「学校施設等」という。）を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、委員会が認める特別の事情により使用する場合は、この限りでない。
２　前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、世田谷区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるところによる。	２　前項に規定する使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年３月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、世田谷区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるところによる。
３　委員会は、学校教育上支障のない限り、この条例の定めるところにより社会教育その他公共の目的のため学校施設等の使用を承認する。	３　委員会は、学校教育上支障のない限り、この条例の定めるところにより社会教育その他公共の目的のため学校施設等の使用を承認する。
４　委員会は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。	４　委員会は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

改正後	改正前
（使用の不承認） 第４条　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設等の使用を承認しない。 （１）　秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 （２）　営利を目的とするものであるとき。 （３）　前２号のほか、委員会が必要と認めたとき。 ２　委員会は、学校施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 （１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた学校施設等を使用しなかったとき。 （２）　使用料を納付していないとき。 （３）　前２号のほか、この条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に著しく違反したと委員会が認めたとき。 （使用の制限） 第５条　委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 （１）　使用の目的又は承認の条件に違反したとき。 （２）　この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。 （３）　前２号のほか、委員会が必要と認めたとき。 （使用時間等） 第６条　第２条に規定する学校施設（プールを除く。）を使用できる時間は、次のとおりとする。	（使用の不承認） 第４条　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設等の使用を承認しない。 （１）　秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 （２）　営利を目的とするものであるとき。 （３）　前２号のほか、委員会が必要と認めたとき。 ２　委員会は、学校施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。 （１）　正当な理由がなく使用の承認を受けた学校施設等を使用しなかったとき。 （２）　使用料を納付していないとき。 （３）　前２号のほか、この条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に著しく違反したと委員会が認めたとき。 （使用の制限） 第５条　委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。 （１）　使用の目的又は承認の条件に違反したとき。 （２）　この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則に違反し、又は委員会の指示に従わないとき。 （３）　前２号のほか、委員会が必要と認めたとき。 （使用時間等） 第６条　第２条に規定する学校施設（プールを除く。）を使用できる時間は、次のとおりとする。
施設名 / 使用できる時間 体育館 格技室 教室 / 午前９時から午後９時まで	施設名 / 使用できる時間 体育館 格技室 教室 / 午前９時から午後９時まで

改正後	改正前
校庭 庭球場　午前９時から午後８時30分まで	校庭 庭球場　午前９時から午後８時30分まで
小ホール　午前９時から午後10時まで	小ホール　午前９時から午後10時まで
トレーニング室　午後５時30分から午後８時30分まで	トレーニング室　午後５時30分から午後８時30分まで
クライミングウォール　午前９時から午後９時まで	クライミングウォール　午前９時から午後９時まで
２　プールを使用できる期間は、委員会が別に定める。	２　プールを使用できる期間は、委員会が別に定める。
３　プールを使用できる時間は、午前10時から午後８時30分までの間とする。ただし、委員会が指定したプールについては、午前９時から午後９時までの間とする。	３　プールを使用できる時間は、午前10時から午後８時30分までの間とする。ただし、委員会が指定したプールについては、午前９時から午後９時までの間とする。
４　第１項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。	４　第１項及び前項の規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めたときは、使用時間を変更することができる。
（使用料）	（使用料）
第７条　学校施設の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。	第７条　学校施設の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。
２　委員会は、必要があると認めたときは、前項の使用料の額から１割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。	２　委員会は、必要があると認めたときは、前項の使用料の額から１割以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。
３　委員会は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、第１項の使用料を減額し、又は免除することができる。	３　委員会は、前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、第１項の使用料を減額し、又は免除することができる。
（１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額	（１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額
（２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額	（２）　国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。　５割に相当する額
（３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額	（３）　区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。　５割に相当する額
（４）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用すると	（４）　区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用すると

改正後	改正前
き。　３割に相当する額 （５）　私立の学校（学校教育法第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、委員会が必要と認めたとき。　委員会が相当と認めた額 （７）　前各号のほか、委員会が特に必要と認めたとき。　委員会が相当と認めた額	き。　３割に相当する額 （５）　私立の学校（学校教育法第１条に規定する学校（大学及び前２号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。　３割に相当する額 （６）　公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、委員会が必要と認めたとき。　委員会が相当と認めた額 （７）　前各号のほか、委員会が特に必要と認めたとき。　委員会が相当と認めた額
４　附帯設備の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第３に定める額の範囲内において教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。	４　附帯設備の使用の承認を受けた者は、指定された期日までに、別表第３に定める額の範囲内において教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。
５　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　前号のほか、委員会が公益上特に必要と認めたとき。　委員会が相当と認めた額	５　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。 （１）　区が直接公益のために使用するとき。　全額 （２）　前号のほか、委員会が公益上特に必要と認めたとき。　委員会が相当と認めた額
６　第３項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。	６　第３項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
７　学校施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。	７　学校施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。
（使用料の還付） 第８条　既に納付された使用料は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。	（使用料の還付） 第８条　既に納付された使用料は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。
（施設の変更等の禁止）	（施設の変更等の禁止）

改正後	改正前
第９条　使用者は、使用に際して、学校施設に変更又は特別の設備を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。	第９条　使用者は、使用に際して、学校施設に変更又は特別の設備を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。
（使用権の譲渡等の禁止）	（使用権の譲渡等の禁止）
第10条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。	第10条　使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第11条　使用者は、学校施設の使用が終了したとき又は第５条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに設備等を原状に回復しなければならない。	第11条　使用者は、学校施設の使用が終了したとき又は第５条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに設備等を原状に回復しなければならない。
（損害賠償の義務）	（損害賠償の義務）
第12条　使用者は、使用に際して、学校施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむをえない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。	第12条　使用者は、使用に際して、学校施設又は設備をき損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認めた損害を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむをえない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。
（委任）	（委任）
第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。	第13条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
付　則	付　則
１　この条例は、公布の日から施行する。	１　この条例は、公布の日から施行する。
２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立学校設備使用条例の規定によりなされている申込みおよび承認は、この条例の規定によりなされたものとみなす。	２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立学校設備使用条例の規定によりなされている申込みおよび承認は、この条例の規定によりなされたものとみなす。
３　この条例第５条および第６条の規定は、昭和52年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。	３　この条例第５条および第６条の規定は、昭和52年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。
付　則（昭和54年３月29日条例第28号）	付　則（昭和54年３月29日条例第28号）
この条例は、公布の日から施行する。	この条例は、公布の日から施行する。
付　則（昭和57年６月25日条例第39号）	付　則（昭和57年６月25日条例第39号）

改正後	改正前
この条例は、公布の日から施行する。 付　則（昭和58年３月29日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、校庭夜間照明の公用開始の日は、東京都世田谷区教育委員会が定める。（昭和58年７月９日＝昭和58年６月24日付　東京都世田谷区教育委員会告示第１号） 付　則（昭和61年３月29日条例第25号） １　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の東京都世田谷区立学校施設使用条例の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。 附　則（平成７年３月10日条例第23号） １　この条例は、平成７年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立学校施設使用条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成７年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。 ３　新条例第６条第３項ただし書の規定に基づき世田谷区教育委員会が指定したプールの使用料については、平成７年５月１日から同月31日までの間、免除するものとする。 附　則（平成９年３月12日条例第35号） １　この条例は、平成９年８月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の第２条、第６条、第７条、別表第２及び別表第３の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用時間、使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用時間、使用料等については、なお従前の例による。 ３　この条例による改正後の第２条の２及び別表第１の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格について適用する。	この条例は、公布の日から施行する。 付　則（昭和58年３月29日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、校庭夜間照明の公用開始の日は、東京都世田谷区教育委員会が定める。（昭和58年７月９日＝昭和58年６月24日付　東京都世田谷区教育委員会告示第１号） 付　則（昭和61年３月29日条例第25号） １　この条例は、昭和61年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の東京都世田谷区立学校施設使用条例の規定は、昭和61年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。 附　則（平成７年３月10日条例第23号） １　この条例は、平成７年４月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の世田谷区立学校施設使用条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成７年４月１日以後に使用の申込みをした者について適用し、同日前に使用の申込みをした者については、なお従前の例による。 ３　新条例第６条第３項ただし書の規定に基づき世田谷区教育委員会が指定したプールの使用料については、平成７年５月１日から同月31日までの間、免除するものとする。 附　則（平成９年３月12日条例第35号） １　この条例は、平成９年８月１日から施行する。 ２　この条例による改正後の第２条、第６条、第７条、別表第２及び別表第３の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用時間、使用料等について適用し、同日前の使用に係る使用時間、使用料等については、なお従前の例による。 ３　この条例による改正後の第２条の２及び別表第１の規定は、平成９年10月１日以後の使用に係る使用者資格について適用する。

改正後	改正前
附　則（平成11年10月１日条例第49号） この条例は、平成11年11月１日から施行する。 附　則（平成16年３月12日条例第28号） この条例は、平成16年６月１日から施行する。ただし、別表第２の３の部の改正規定は、同年４月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第71号） １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。 ２　この条例による改正後の別表第２の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成24年12月10日条例第80号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の第７条第６項、別表第２及び別表第３の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第38号） １　この条例は、平成30年10月１日から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の別表第２の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（令和７年３月　日条例第　号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の別表第２及び別表第３の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	附　則（平成11年10月１日条例第49号） この条例は、平成11年11月１日から施行する。 附　則（平成16年３月12日条例第28号） この条例は、平成16年６月１日から施行する。ただし、別表第２の３の部の改正規定は、同年４月１日から施行する。 附　則（平成19年12月11日条例第71号） １　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。 ２　この条例による改正後の別表第２の規定は、平成20年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成24年12月10日条例第80号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の第７条第６項、別表第２及び別表第３の規定は、平成25年７月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。 附　則（平成30年３月６日条例第38号） １　この条例は、平成30年10月１日から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の別表第２の規定は、平成30年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

改正後

別表第１（第２条の２関係）

施設名	使用できる者
体育館（個人で使用するときを除く。） 格技室（平日の午前９時から午後５時までの使用を除く。） 教室 校庭 庭球場 プール（個人で使用するときを除く。） 小ホール	次の要件を満たす団体 １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 ２　構成員の総数が５人以上であること。
格技室（平日の午前９時から午後５時までの使用に限る。）	次の要件を満たす団体 １　構成員の全員が、使用しようとする格技室が設置されている中学校の学区域又は隣接した学区域内に住所を有すること。 ２　構成員の３分の２以上が高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）、女性、幼児又は障害者であること。 ３　構成員の総数が５人以上であること。
体育館（個人で使用するときに限る。） プール（個人で使用するときに限る。） トレーニング室	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）

改正前

別表第１（第２条の２関係）

施設名	使用できる者
体育館（個人で使用するときを除く。） 格技室（平日の午前９時から午後５時までの使用を除く。） 教室 校庭 庭球場 プール（個人で使用するときを除く。） 小ホール	次の要件を満たす団体 １　構成員の２分の１以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）。 ２　構成員の総数が５人以上であること。
格技室（平日の午前９時から午後５時までの使用に限る。）	次の要件を満たす団体 １　構成員の全員が、使用しようとする格技室が設置されている中学校の学区域又は隣接した学区域内に住所を有すること。 ２　構成員の３分の２以上が高齢者（65歳以上の者をいう。以下同じ。）、女性、幼児又は障害者であること。 ３　構成員の総数が５人以上であること。
体育館（個人で使用するときに限る。） プール（個人で使用するときに限る。） トレーニング室	区内に住所を有する者（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する者）

改正後		改正前	
クライミングウォール	次のいずれかに該当する者 1　区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者） 2　区内に住所を有する小学生及び中学生（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所又は通学先を有する小学生及び中学生）で、前号の者が付き添うもの	クライミングウォール	次のいずれかに該当する者 1　区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者） 2　区内に住所を有する小学生及び中学生（施設の使用状況に余裕があると委員会が認めたときは、区内に住所又は通学先を有する小学生及び中学生）で、前号の者が付き添うもの

備考

1　この表において「平日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び教育委員会規則で定める学校休業日（以下「学校休業日」という。）以外の日をいう。

2　この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

別表第２（第７条関係）

1　体育館、格技室、教室、校庭及び庭球場

施設名	単位時間等		使用料
体育館	団体	日曜日、休日及び学校休業日 １時間以内	410円

備考

1　この表において「平日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び教育委員会規則で定める学校休業日（以下「学校休業日」という。）以外の日をいう。

2　この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年３月20日42民児精発第58号）第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。

別表第２（第７条関係）

1　体育館、格技室、教室、校庭及び庭球場

施設名	単位時間等		使用料
体育館	団体	日曜日、休日及び学校休業日 １時間以内	320円

改正後			
		日曜日、休日及び学校休業日以外の日　２時間30分以内	1,010円
	個人	１回	大人 160円 子ども（18歳以下（幼児を除く。）） 60円 幼児　無料
格技室	日曜日、休日及び学校休業日　１時間以内		410円
	日曜日、休日及び学校休業日以外の日	午後５時まで　１時間以内	410円
		午後６時30分以降２時間30分以内	1,010円
教室	１室　４時間以内		330円
校庭	１時間以内		410円
庭球場	１面　１時間以内		1,080円

２　プール（温水プールを除く。）

使用者		単位時間	使用料
個人	大人	午後５時30分まで　２時間以内	300円
		午後６時30分以降　２時間以内	460円
	高齢者	２時間以内	120円
	子ども（18歳以下（幼児を除		120円

改正前			
		日曜日、休日及び学校休業日以外の日　２時間30分以内	790円
	個人	１回	大人 130円 小人（小・中学生） 50円 幼児　無料
格技室	日曜日、休日及び学校休業日　１時間以内		320円
	日曜日、休日及び学校休業日以外の日	午後５時まで　１時間以内	320円
		午後６時30分以降２時間30分以内	790円
教室	１室　４時間以内		260円
校庭	１時間以内		320円
庭球場	１面　１時間以内		850円

２　プール（温水プールを除く。）

使用者		単位時間	使用料
個人	大人	午後５時30分まで　２時間以内	240円
		午後６時30分以降　２時間以内	360円
	高齢者	２時間以内	100円
	小人（小・中学生）		100円

改正後			
	く。））		
	幼児		無料
	障害者		120円
	障害者（18歳以下に限る。）		無料
	障害者の介護者（委員会が定める人数に限る。）		無料

3　プール（温水プールに限る。）

使用者		単位時間等	使用料
個人	大人	2時間以内（10月から5月までの間は、1回）	540円
	高齢者		170円
	子ども（18歳以下（幼児を除く。））		170円
	幼児		無料
	障害者		170円
	障害者（18歳以下に限る。）		無料
	障害者の介護者（委員会が定める人数に限る。）		無料
	大人	1時間以内	270円
	高齢者		90円
	子ども（18歳以下（幼児を除		90円

改正前			
	幼児		無料
	障害者		100円
	障害者（小・中学生に限る。）		無料
	障害者の介護者（委員会が定める人数に限る。）		無料

3　プール（温水プールに限る。）

使用者		単位時間等	使用料
個人	大人	2時間以内（10月から5月までの間は、1回）	480円
	高齢者		150円
	小人（小・中学生）		150円
	幼児		無料
	障害者		150円
	障害者（小・中学生に限る。）		無料
	障害者の介護者（委員会が定める人数に限る。）		無料
	大人	1時間以内	240円
	高齢者		80円
	小人（小・中学生）		80円

改正後			
	く。））		
	幼児		無料
	障害者		90円
	障害者（18歳以下に限る。）		無料
	障害者の介護者（委員会が定める人数に限る。）		無料
団体		1コース　2時間以内	6,530円

4　小ホール

使用日	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
日曜日、土曜日及び休日	6,760円	10,150円	15,230円	25,380円
日曜日、土曜日及び休日以外の日	5,070円	8,460円	11,840円	20,300円

5　クライミングウォール

使用者	単位時間	使用料
大人	1時間以内	460円
子ども（18歳以下）		190円

備考

1　体育館を個人で使用する場合において、正午から午後1時ま

改正前			
	幼児		無料
	障害者		80円
	障害者（小・中学生に限る。）		無料
	障害者の介護者（委員会が定める人数に限る。）		無料
団体		1コース　2時間以内	5,760円

4　小ホール

使用日	時間区分			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
日曜日、土曜日及び休日	5,280円	7,920円	11,880円	19,800円
日曜日、土曜日及び休日以外の日	3,960円	6,600円	9,240円	15,840円

5　クライミングウォール

使用者	単位時間	使用料
大人	1時間以内	360円
小人（小・中学生）		150円

備考

1　体育館を個人で使用する場合において、正午から午後1時ま

改正後	改正前
での間に使用を開始し、かつ、当該時間内に使用を終了するときは、当該使用に係る使用料は、無料とする。	での間に使用を開始し、かつ、当該時間内に使用を終了するときは、当該使用に係る使用料は、無料とする。
2　校庭又は庭球場の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。	2　校庭又は庭球場の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。
3　委員会は、使用者が教室、温水プール（団体で使用するときに限る。）又は小ホールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、使用料（小ホールについては、使用時間を延長する前の時間区分における使用料）の１時間単価の額に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。	3　委員会は、使用者が教室、温水プール（団体で使用するときに限る。）又は小ホールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間１時間（１時間に満たない端数は、これを１時間とする。）につき、使用料（小ホールについては、使用時間を延長する前の時間区分における使用料）の１時間単価の額に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。
4　委員会は、使用者が温水プール（個人で使用するときに限る。）の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては140円、高齢者、子ども（18歳以下の者（幼児を除く。）をいう。）及び障害者（18歳以下の者を除く。）にあっては50円を徴収する。	4　委員会は、使用者が温水プール（個人で使用するときに限る。）の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては120円、高齢者、小人及び障害者（小・中学生を除く。）にあっては40円を徴収する。
5　子ども（18歳以下の者をいう。）を主な構成員とする団体が学校施設（プール及び小ホールを除く。）を使用する場合の使用料は、無料とする。	5　幼児、小学生又は中学生を主な構成員とする団体が学校施設（プール及び小ホールを除く。）を使用する場合の使用料は、無料とする。
6　委員会は、使用者がクライミングウォールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては230円、子ども（18歳以下の者をいう。）にあっては100円を徴収する。	6　委員会は、使用者がクライミングウォールの使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認し、超過時間30分（30分に満たない端数は、これを30分とする。）につき、大人にあっては180円、小人にあっては80円を徴収する。
7　この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法第15条に規	7　この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法第15条に規

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。
別表第３（第７条関係）
<table><tr><th>施設名</th><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>校庭</td><td>夜間照明</td><td>１時間以内</td><td>1,690円</td></tr><tr><td>庭球場</td><td>夜間照明</td><td>１時間以内</td><td>840円</td></tr><tr><td>小ホール</td><td>照明器具</td><td>１台又は１回路　１回</td><td>960円</td></tr><tr><td></td><td>ピアノ</td><td>１台　１時間以内</td><td>1,280円</td></tr></table>備考
１　単位の１回とは、別表第２に規定する小ホールの時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。
２　校庭又は庭球場の附帯設備の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場の附帯設備を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。</td><td>定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱第１条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者をいう。
別表第３（第７条関係）
<table><tr><th>施設名</th><th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>校庭</td><td>夜間照明</td><td>１時間以内</td><td>1,320円</td></tr><tr><td>庭球場</td><td>夜間照明</td><td>１時間以内</td><td>660円</td></tr><tr><td>小ホール</td><td>照明器具</td><td>１台又は１回路　１回</td><td>750円</td></tr><tr><td></td><td>ピアノ</td><td>１台　１時間以内</td><td>1,000円</td></tr></table>備考
１　単位の１回とは、別表第２に規定する小ホールの時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。
２　校庭又は庭球場の附帯設備の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、校庭又は庭球場の附帯設備を使用した時間が単位時間のうちの30分を超えないときは、当該単位時間に係る使用料は、無料とする。</td></tr>
</table>

令和７年１月８日
教育政策・生涯学習部

世田谷区立図書館条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立図書館条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　文教常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改定後料金適用開始

世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立図書館条例 昭和41年10月15日条例第44号 改正 昭和43年３月１日条例第８号 昭和43年12月７日条例第59号 昭和44年12月１日条例第43号 昭和47年12月１日条例第46号 昭和49年12月１日条例第50号 昭和54年９月29日条例第56号 昭和55年４月１日条例第21号 昭和56年６月20日条例第41号 昭和59年６月20日条例第40号 昭和59年12月１日条例第58号 昭和63年３月15日条例第25号 平成元年６月21日条例第42号 平成６年３月14日条例第22号 平成10年３月12日条例第34号 平成18年６月20日条例第58号 平成27年10月２日条例第44号 平成28年６月24日条例第40号 令和２年３月４日条例第23号 令和７年　月　日条例第　号 世田谷区立図書館条例 東京都世田谷区立図書館条例（昭和25年10月東京都世田谷区条例第10号）の全部を改正する。 （設置）	○世田谷区立図書館条例 昭和41年10月15日条例第44号 改正 昭和43年３月１日条例第８号 昭和43年12月７日条例第59号 昭和44年12月１日条例第43号 昭和47年12月１日条例第46号 昭和49年12月１日条例第50号 昭和54年９月29日条例第56号 昭和55年４月１日条例第21号 昭和56年６月20日条例第41号 昭和59年６月20日条例第40号 昭和59年12月１日条例第58号 昭和63年３月15日条例第25号 平成元年６月21日条例第42号 平成６年３月14日条例第22号 平成10年３月12日条例第34号 平成18年６月20日条例第58号 平成27年10月２日条例第44号 平成28年６月24日条例第40号 令和２年３月４日条例第23号 世田谷区立図書館条例 東京都世田谷区立図書館条例（昭和25年10月東京都世田谷区条例第10号）の全部を改正する。 （設置）

改正後	改正前
第１条　世田谷区に図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、世田谷区立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。	第１条　世田谷区に図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、世田谷区立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。
（構成、名称及び位置）	（構成、名称及び位置）
第２条　図書館は、中央図書館及び地域図書館によって構成する。	第２条　図書館は、中央図書館及び地域図書館によって構成する。
２　中央図書館及び地域図書館の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。	２　中央図書館及び地域図書館の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。
（事業）	（事業）
第３条　図書館は、次に掲げる事業を行う。	第３条　図書館は、次に掲げる事業を行う。
（１）　図書館法第３条各号に掲げる事項に関する事業	（１）　図書館法第３条各号に掲げる事項に関する事業
（２）　プラネタリウムに関する事業（中央図書館に限る。）	（２）　プラネタリウムに関する事業（中央図書館に限る。）
（３）　前２号に掲げるもののほか、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業	（３）　前２号に掲げるもののほか、世田谷区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業
（利用の制限等）	（利用の制限等）
第４条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。	第４条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。
（１）　他人に迷惑をかけ、又は図書館の施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。	（１）　他人に迷惑をかけ、又は図書館の施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。
（２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。	（２）　前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
２　図書館を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他教育委員会の指示を守らなければならない。	２　図書館を利用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他教育委員会の指示を守らなければならない。
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
第５条　図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。	第５条　図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、区が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。
（指定管理者の指定の手続）	（指定管理者の指定の手続）
第６条　指定管理者の指定は、特別の事情があると認める場合を除き、公募を経て行うものとする。	第６条　指定管理者の指定は、特別の事情があると認める場合を除き、公募を経て行うものとする。
２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他教育	２　指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他教育

改正後	改正前
委員会規則で定める書類を教育委員会に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。	委員会規則で定める書類を教育委員会に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。
3　教育委員会は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。	3　教育委員会は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、図書館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。
（1）　図書館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。	（1）　図書館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
（2）　図書館の効用を最大限に発揮させることができること。	（2）　図書館の効用を最大限に発揮させることができること。
（3）　図書館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。	（3）　図書館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。
（4）　前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準	（4）　前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める基準
4　指定管理者を指定した旨の公告に係る事務は、教育委員会が処理するものとする。	4　指定管理者を指定した旨の公告に係る事務は、教育委員会が処理するものとする。
（指定管理者の業務等）	（指定管理者の業務等）
第7条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。	第7条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
（1）　第3条各号に掲げる事業に関する業務のうち、教育委員会が指定した業務	（1）　第3条各号に掲げる事業に関する業務のうち、教育委員会が指定した業務
（2）　第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときに、図書館の利用を制限し、又は禁止すること。	（2）　第4条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときに、図書館の利用を制限し、又は禁止すること。
（3）　図書館の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務	（3）　図書館の施設及び設備の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務
（4）　前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務	（4）　前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務
2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、図書館の適正な管理を行わなければならない。	2　指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、図書館の適正な管理を行わなければならない。
（附帯施設）	（附帯施設）
第8条　中央図書館には、プラネタリウムを設ける。	第8条　中央図書館には、プラネタリウムを設ける。
（プラネタリウムの観覧）	（プラネタリウムの観覧）

改正後	改正前
第９条　プラネタリウムを観覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。 （観覧の不承認） 第10条　教育委員会は、施設の管理上支障があると認めたときは、観覧の承認をしない。 （観覧の条件） 第11条　教育委員会は、観覧の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。 （観覧料） 第12条　プラネタリウムの観覧料（以下「観覧料」という。）は、別表第２のとおりとする。 ２　前項の観覧料は、観覧の際に納付しなければならない。 ３　教育委員会は、特に必要があると認めたときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。 （観覧料の不還付） 第13条　既に納めた観覧料は、還付しない。ただし、プラネタリウムの観覧の承認を受けた者（以下「観覧者」という。）の責任でない理由により観覧することができなくなったときは、観覧料を還付することができる。 （承認の取消し等） 第14条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、観覧の承認を取り消し、観覧の条件を変更し、又は観覧を停止することができる。 （１）　観覧者が観覧の条件に違反したとき。 （２）　観覧者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　災害その他の事故により観覧することができなくなったとき。	第９条　プラネタリウムを観覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。 （観覧の不承認） 第10条　教育委員会は、施設の管理上支障があると認めたときは、観覧の承認をしない。 （観覧の条件） 第11条　教育委員会は、観覧の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。 （観覧料） 第12条　プラネタリウムの観覧料（以下「観覧料」という。）は、別表第２のとおりとする。 ２　前項の観覧料は、観覧の際に納付しなければならない。 ３　教育委員会は、特に必要があると認めたときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。 （観覧料の不還付） 第13条　既に納めた観覧料は、還付しない。ただし、プラネタリウムの観覧の承認を受けた者（以下「観覧者」という。）の責任でない理由により観覧することができなくなったときは、観覧料を還付することができる。 （承認の取消し等） 第14条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、観覧の承認を取り消し、観覧の条件を変更し、又は観覧を停止することができる。 （１）　観覧者が観覧の条件に違反したとき。 （２）　観覧者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （３）　災害その他の事故により観覧することができなくなったとき。

改正後	改正前
（損害賠償） 第15条　施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （委任） 第16条　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。 付　則 この条例は、昭和41年11月１日から施行する。 付　則（昭和43年３月１日条例第８号） この条例は、昭和43年４月１日から施行する。 付　則（昭和43年12月７日条例第59号） この条例は、昭和44年２月１日から施行する。 付　則（昭和44年12月１日条例第43号） この条例は、昭和45年３月１日から施行する。 付　則（昭和47年12月１日条例第46号） この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和48年２月世教委規則第２号で、東京都世田谷区立奥沢図書館の項は、同48年３月１日から、昭和48年６月世教委規則第６号で、東京都世田谷区立玉川台図書館の項は、同48年６月１日から施行） 付　則（昭和49年12月１日条例第50号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立代田図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（昭和50年１月24日＝昭和50年１月10日付　東京都世田谷区教育委員会告示第１号） 付　則（昭和54年９月29日条例第56号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立烏山図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（昭和54年10月２日＝昭和54年10月２日付　東京都世田谷区教育委員会告示第３	（損害賠償） 第15条　施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （委任） 第16条　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。 付　則 この条例は、昭和41年11月１日から施行する。 付　則（昭和43年３月１日条例第８号） この条例は、昭和43年４月１日から施行する。 付　則（昭和43年12月７日条例第59号） この条例は、昭和44年２月１日から施行する。 付　則（昭和44年12月１日条例第43号） この条例は、昭和45年３月１日から施行する。 付　則（昭和47年12月１日条例第46号） この条例の施行期日は、委員会規則で定める。（昭和48年２月世教委規則第２号で、東京都世田谷区立奥沢図書館の項は、同48年３月１日から、昭和48年６月世教委規則第６号で、東京都世田谷区立玉川台図書館の項は、同48年６月１日から施行） 付　則（昭和49年12月１日条例第50号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立代田図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（昭和50年１月24日＝昭和50年１月10日付　東京都世田谷区教育委員会告示第１号） 付　則（昭和54年９月29日条例第56号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立烏山図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（昭和54年10月２日＝昭和54年10月２日付　東京都世田谷区教育委員会告示第３

改正後	改正前
号） 付　則（昭和55年４月１日条例第21号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立下馬図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（昭和55年５月24日＝昭和55年５月21日付　東京都世田谷区教育委員会告示第１号） 付　則（昭和56年６月20日条例第41号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立深沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（昭和56年７月19日＝昭和56年７月11日付　東京都世田谷区教育委員会告示第７号） 付　則（昭和59年６月20日条例第40号） この条例は、昭和59年７月10日から施行する。 付　則（昭和59年12月１日条例第58号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立桜丘図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（昭和59年12月18日＝昭和59年12月14日付　東京都世田谷区教育委員会告示第２号） 付　則（昭和63年３月15日条例第25号） この条例は、昭和63年４月１日から施行する。ただし、東京都世田谷区立中央図書館及び東京都世田谷区立尾山台図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（中央図書館は、昭和63年７月26日＝昭和63年７月19日付　東京都世田谷区教育委員会告示第７号・尾山台図書館は、昭和63年４月６日＝昭和63年４月１日付　東京都世田谷区教育委員会告示第６号） 付　則（平成元年６月21日条例第42号） この条例は、平成元年７月１日から施行する。ただし、東京都世田谷区立上北沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（平	号） 付　則（昭和55年４月１日条例第21号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立下馬図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（昭和55年５月24日＝昭和55年５月21日付　東京都世田谷区教育委員会告示第１号） 付　則（昭和56年６月20日条例第41号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立深沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（昭和56年７月19日＝昭和56年７月11日付　東京都世田谷区教育委員会告示第７号） 付　則（昭和59年６月20日条例第40号） この条例は、昭和59年７月10日から施行する。 付　則（昭和59年12月１日条例第58号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都世田谷区立桜丘図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（昭和59年12月18日＝昭和59年12月14日付　東京都世田谷区教育委員会告示第２号） 付　則（昭和63年３月15日条例第25号） この条例は、昭和63年４月１日から施行する。ただし、東京都世田谷区立中央図書館及び東京都世田谷区立尾山台図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（中央図書館は、昭和63年７月26日＝昭和63年７月19日付　東京都世田谷区教育委員会告示第７号・尾山台図書館は、昭和63年４月６日＝昭和63年４月１日付　東京都世田谷区教育委員会告示第６号） 付　則（平成元年６月21日条例第42号） この条例は、平成元年７月１日から施行する。ただし、東京都世田谷区立上北沢図書館の公用開始の日は、教育委員会が別に定める。（平

改正後	改正前
成元年７月21日＝平成元年７月14日付　東京都世田谷区教育委員会告示第６号） 附　則（平成６年３月14日条例第22号） この条例は、平成６年４月１日から施行する。 附　則（平成10年３月12日条例第34号） この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（粕谷図書館は、平成10年５月29日・鎌田図書館は、同年６月７日＝平成10年５月13日付　世田谷区教育委員会規則第８号） 附　則（平成18年６月20日条例第58号） この条例は、平成18年７月26日から施行する。 附　則（平成27年10月２日条例第44号） この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（平成28年３月世教委規則第７号で、同28年４月１日から施行） 附　則（平成28年６月24日条例第40号） この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（平成28年８月世教委規則第15号で、同28年９月１日から施行） 附　則（令和２年３月４日条例第23号） この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（令和３年12月世教委規則第19号で、同３年12月20日から施行） 附　則（令和　年　月　日条例第　号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　この条例による改正後の別表第２の規定は、令和７年１０月１日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。 別表第１（第２条関係） １　中央図書館	成元年７月21日＝平成元年７月14日付　東京都世田谷区教育委員会告示第６号） 附　則（平成６年３月14日条例第22号） この条例は、平成６年４月１日から施行する。 附　則（平成10年３月12日条例第34号） この条例は、公布の日から起算して４月を超えない範囲内において世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（粕谷図書館は、平成10年５月29日・鎌田図書館は、同年６月７日＝平成10年５月13日付　世田谷区教育委員会規則第８号） 附　則（平成18年６月20日条例第58号） この条例は、平成18年７月26日から施行する。 附　則（平成27年10月２日条例第44号） この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（平成28年３月世教委規則第７号で、同28年４月１日から施行） 附　則（平成28年６月24日条例第40号） この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（平成28年８月世教委規則第15号で、同28年９月１日から施行） 附　則（令和２年３月４日条例第23号） この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。（令和３年12月世教委規則第19号で、同３年12月20日から施行） 別表第１（第２条関係） １　中央図書館
名称 / 位置	名称 / 位置

改正後

世田谷区立中央図書館	東京都世田谷区弦巻三丁目16番８号

２　地域図書館

名称	位置
世田谷区立梅丘図書館	東京都世田谷区代田四丁目38番10号
同　世田谷図書館	同　若林四丁目22番13号
同　砧図書館	同　祖師谷三丁目10番４号
同　奥沢図書館	同　奥沢三丁目47番８―201号
同　玉川台図書館	同　玉川台一丁目６番15号
同　代田図書館	同　代田六丁目34番13号
同　烏山図書館	同　南烏山六丁目２番19号
同　下馬図書館	同　下馬二丁目32番１号
同　深沢図書館	同　深沢四丁目33番11号
同　桜丘図書館	同　桜丘五丁目14番１号
同　尾山台図書館	同　等々力二丁目17番14号
同　上北沢図書館	同　上北沢三丁目８番９号
同　粕谷図書館	同　粕谷四丁目13番６号
同　鎌田図書館	同　鎌田三丁目35番１号
同　経堂図書館	同　宮坂三丁目１番30号

別表第２（第12条関係）

区分	一般投影		特別投影
	個人	団体（１人につき）	
大人	520円	410円	1,300円の範囲内において教育委員会がその都度定める額

改正前

世田谷区立中央図書館	東京都世田谷区弦巻三丁目16番８号

２　地域図書館

名称	位置
世田谷区立梅丘図書館	東京都世田谷区代田四丁目38番10号
同　世田谷図書館	同　若林四丁目22番13号
同　砧図書館	同　祖師谷三丁目10番４号
同　奥沢図書館	同　奥沢三丁目47番８―201号
同　玉川台図書館	同　玉川台一丁目６番15号
同　代田図書館	同　代田六丁目34番13号
同　烏山図書館	同　南烏山六丁目２番19号
同　下馬図書館	同　下馬二丁目32番１号
同　深沢図書館	同　深沢四丁目33番11号
同　桜丘図書館	同　桜丘五丁目14番１号
同　尾山台図書館	同　等々力二丁目17番14号
同　上北沢図書館	同　上北沢三丁目８番９号
同　粕谷図書館	同　粕谷四丁目13番６号
同　鎌田図書館	同　鎌田三丁目35番１号
同　経堂図書館	同　宮坂三丁目１番30号

別表第２（第12条関係）

区分	一般投影		特別投影
	個人	団体（１人につき）	
大人	400円	320円	1,000円の範囲内において教育委員会がその都度定める額

改正後			
子ども（18歳以下（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。））	130円	100円	650円の範囲内において教育委員会がその都度定める額

備考

1　小学校就学の始期に達するまでの者は、無料とする。

2　団体とは、20人（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）以上の集団をいう。

改正前			
小人	100円	80円	500円の範囲内において教育委員会がその都度定める額

備考

1　学齢に達しない者（6歳以下の未就学の者をいう。以下同じ。）は、無料とする。

2　団体とは、20人（学齢に達しない者を除く。）以上の集団をいう。

3　大人とは、学齢に達しない者及び小人以外の者をいう。

4　小人とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

令和７年１月８日
教育政策・生涯学習部

世田谷区立郷土資料館条例の一部改正について

（付議の要旨）
　施設使用料等の見直しに伴い、世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する。

１　主旨
　令和７年１０月に施設使用料等を改定するため、令和７年区議会第一回定例会に世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例を提案する。

２　改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）
　公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

３　今後のスケジュール（予定）
　令和７年　２月　　文教常任委員会（条例改正案）
　　令和７年区議会第一回定例会（条例改正案）
　　３月　　公布（同日施行）
　　１０月　　改定後料金適用開始

世田谷区立郷土資料館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○世田谷区立郷土資料館条例

昭和39年７月15日条例第37号

改正

昭和41年３月15日条例第11号

平成24年12月10日条例第81号

平成30年３月６日条例第39号

令和７年３月　日条例第　号

世田谷区立郷土資料館条例

（目的及び設置）

第１条　主として区内の資料（出土品、古文書、図表、模型、民俗資料等をいう。以下同じ。）を収集し、又は寄贈若しくは寄託を受けて、これを保存及び展示して、区民の教養の向上及び教育、学術研究等に資することを目的として、世田谷区立郷土資料館（以下「資料館」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
世田谷区立郷土資料館	東京都世田谷区世田谷一丁目29番18号

一部改正〔昭和41年条例11号・平成24年81号〕

（施設）

改正前

○世田谷区立郷土資料館条例

昭和39年７月15日条例第37号

改正

昭和41年３月15日条例第11号

平成24年12月10日条例第81号

平成30年３月６日条例第39号

世田谷区立郷土資料館条例

（目的及び設置）

第１条　主として区内の資料（出土品、古文書、図表、模型、民俗資料等をいう。以下同じ。）を収集し、又は寄贈若しくは寄託を受けて、これを保存及び展示して、区民の教養の向上及び教育、学術研究等に資することを目的として、世田谷区立郷土資料館（以下「資料館」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
世田谷区立郷土資料館	東京都世田谷区世田谷一丁目29番18号

一部改正〔昭和41年条例11号・平成24年81号〕

（施設）

改正後	改正前
第２条　資料館の施設は、次のとおりとする。 （１）　展示室 （２）　図書閲覧コーナー （３）　集会室 全部改正〔平成24年条例81号〕	**第２条**　資料館の施設は、次のとおりとする。 （１）　展示室 （２）　図書閲覧コーナー （３）　集会室 全部改正〔平成24年条例81号〕
（事業） **第３条**　資料館は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （１）　資料の収集及び受贈並びに受託に関すること。 （２）　資料の保存に関すること。 （３）　資料の展示及びその説明又は助言に関すること。 （４）　資料に関する調査研究に関すること。 （５）　資料に関する講演会、研究会等を開催すること。 （６）　資料を利用した校外指導を行うこと。 （７）　前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事業 全部改正〔平成24年条例81号〕	（事業） **第３条**　資料館は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。 （１）　資料の収集及び受贈並びに受託に関すること。 （２）　資料の保存に関すること。 （３）　資料の展示及びその説明又は助言に関すること。 （４）　資料に関する調査研究に関すること。 （５）　資料に関する講演会、研究会等を開催すること。 （６）　資料を利用した校外指導を行うこと。 （７）　前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事業 全部改正〔平成24年条例81号〕
（入館の承認） **第４条**　資料館に入館しようとする者は、あらかじめ世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。	（入館の承認） **第４条**　資料館に入館しようとする者は、あらかじめ世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

改正後	改正前
全部改正〔平成24年条例81号〕 （入館の制限） **第５条**　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 （１）　秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 （２）　管理上支障があると認めたとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、入館を不適当と認めたとき。 全部改正〔平成24年条例81号〕 （行為の制限） **第６条**　館内及び敷地内では、次の行為をしてはならない。 （１）　館内の原状を変更すること。 （２）　立入禁止区域内に入ること。 （３）　業として写真撮影をすること。 （４）　物品を販売すること。 （５）　広告宣伝をすること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障がある行為をすること。 全部改正〔平成24年条例81号〕 （集会室の使用）	全部改正〔平成24年条例81号〕 （入館の制限） **第５条**　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 （１）　秩序を乱すおそれがあると認めたとき。 （２）　管理上支障があると認めたとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、入館を不適当と認めたとき。 全部改正〔平成24年条例81号〕 （行為の制限） **第６条**　館内及び敷地内では、次の行為をしてはならない。 （１）　館内の原状を変更すること。 （２）　立入禁止区域内に入ること。 （３）　業として写真撮影をすること。 （４）　物品を販売すること。 （５）　広告宣伝をすること。 （６）　前各号に掲げるもののほか、資料館の管理上支障がある行為をすること。 全部改正〔平成24年条例81号〕 （集会室の使用）

改正後	改正前
第７条　集会室は、第３条に規定する事業（以下「資料館の事業」という。）を行うために使用するものとする。	**第７条**　集会室は、第３条に規定する事業（以下「資料館の事業」という。）を行うために使用するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、集会室は、資料館の事業を行うための使用をしていないときに限り、区の郷土史、文化、文化財等に関する会議若しくは学習会等又は資料館の近隣で区が後援する伝統的行事等（第10条及び第12条において「会議若しくは学習会又は行事等」という。）を開催する区民等の団体であって次に掲げる要件を満たすものの使用に供することができる。	２　前項の規定にかかわらず、集会室は、資料館の事業を行うための使用をしていないときに限り、区の郷土史、文化、文化財等に関する会議若しくは学習会等又は資料館の近隣で区が後援する伝統的行事等（第10条及び第12条において「会議若しくは学習会又は行事等」という。）を開催する区民等の団体であって次に掲げる要件を満たすものの使用に供することができる。
（１）　構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。	（１）　構成員の２分の１以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。
（２）　構成員の総数が５人以上であること。	（２）　構成員の総数が５人以上であること。
３　前２項の規定にかかわらず、集会室は、資料館の事業を行うための使用をしていないときに限り、資料館の事業以外の区の事務事業のための使用又は公共的団体等の使用に供することができる。	３　前２項の規定にかかわらず、集会室は、資料館の事業を行うための使用をしていないときに限り、資料館の事業以外の区の事務事業のための使用又は公共的団体等の使用に供することができる。
全部改正〔平成24年条例81号〕	全部改正〔平成24年条例81号〕
（団体の登録）	（団体の登録）
第８条　前条第３項の規定により集会室を資料館の事業以外の区の事務事業のための使用に供する場合を除き、同条第２項又は第３項の規定により集会室を使用しようとする団体は、あらかじめ世田谷区立郷土資料館館則（昭	**第８条**　前条第３項の規定により集会室を資料館の事業以外の区の事務事業のための使用に供する場合を除き、同条第２項又は第３項の規定により集会室を使用しようとする団体は、あらかじめ世田谷区立郷土資料館館則（昭

改正後	改正前
和39年７月世田谷区教育委員会規則第７号。以下「館則」という。）で定める手続により登録を受けなければならない。 全部改正〔平成24年条例81号〕 （使用の承認等） **第９条**　前条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、集会室を使用しようとするときは、あらかじめ館則で定める手続により、委員会の承認を受けなければならない。 ２　委員会は、集会室の使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 全部改正〔平成24年条例81号〕 （承認の取消し等） **第10条**　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の承認を取り消し、同条第２項の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１）　会議若しくは学習会又は行事等以外の目的で使用しているとき。 （２）　前条第２項の条件に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又は館則の規定に違反したとき。 （４）　前３号に掲げるもののほか、管理上の都合により委員会が特に必要と認めるとき。	和39年７月世田谷区教育委員会規則第７号。以下「館則」という。）で定める手続により登録を受けなければならない。 全部改正〔平成24年条例81号〕 （使用の承認等） **第９条**　前条の規定により登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、集会室を使用しようとするときは、あらかじめ館則で定める手続により、委員会の承認を受けなければならない。 ２　委員会は、集会室の使用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。 全部改正〔平成24年条例81号〕 （承認の取消し等） **第10条**　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の承認を取り消し、同条第２項の条件を変更し、又は使用を停止することができる。 （１）　会議若しくは学習会又は行事等以外の目的で使用しているとき。 （２）　前条第２項の条件に違反したとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、この条例又は館則の規定に違反したとき。 （４）　前３号に掲げるもののほか、管理上の都合により委員会が特に必要と認めるとき。

改正後	改正前
追加〔平成24年条例81号〕 （使用料） 第11条　第９条第１項の承認を受けた登録団体は、当該承認を受けた日から集会室を使用する日までに次の表に定める使用料を納付しなければならない。	追加〔平成24年条例81号〕 （使用料） 第11条　第９条第１項の承認を受けた登録団体は、当該承認を受けた日から集会室を使用する日までに次の表に定める使用料を納付しなければならない。
時間区分 / 使用料 午前９時から正午まで / 1,620円 午後１時から午後４時30分まで / 1,890円	時間区分 / 使用料 午前９時から正午まで / 1,260円 午後１時から午後４時30分まで / 1,470円
追加〔平成24年条例81号〕、一部改正〔平成30年条例39号・令和７年条例　号〕	追加〔平成24年条例81号〕、一部改正〔平成30年条例39号〕
（使用料の減免） **第12条**　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１）　公共的団体等が直接公益のために使用するとき。 （２）　資料館の近隣で区が後援する伝統的行事等を開催する区民等の団体が会議若しくは学習会又は行事等のために使用する場合で、委員会が必要と認めるとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。	（使用料の減免） **第12条**　委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 （１）　公共的団体等が直接公益のために使用するとき。 （２）　資料館の近隣で区が後援する伝統的行事等を開催する区民等の団体が会議若しくは学習会又は行事等のために使用する場合で、委員会が必要と認めるとき。 （３）　前２号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき。
追加〔平成24年条例81号〕 （使用料の還付） **第13条**　委員会は、館則で定めるところにより、既に納付された使用料の全	追加〔平成24年条例81号〕 （使用料の還付） **第13条**　委員会は、館則で定めるところにより、既に納付された使用料の全

改正後	改正前
額又は一部を還付することができる。 追加〔平成24年条例81号〕 （譲渡及び転貸の禁止） **第14条**　第９条第１項の承認を受けた登録団体は、集会室を使用する権利を他に譲渡し、又は集会室を転貸してはならない。 追加〔平成24年条例81号〕 （損害賠償） **第15条**　入館者は、資料館若しくはその設備又は展示品等を損傷し、又は滅失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 追加〔平成24年条例81号〕 （受託資料の損害） **第16条**　区は、災害その他避けられない事故により生じた受託した資料の損害については、賠償の責を負わない。 追加〔平成24年条例81号〕 （委任） **第17条**　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。 追加〔平成24年条例81号〕	額又は一部を還付することができる。 追加〔平成24年条例81号〕 （譲渡及び転貸の禁止） **第14条**　第９条第１項の承認を受けた登録団体は、集会室を使用する権利を他に譲渡し、又は集会室を転貸してはならない。 追加〔平成24年条例81号〕 （損害賠償） **第15条**　入館者は、資料館若しくはその設備又は展示品等を損傷し、又は滅失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 追加〔平成24年条例81号〕 （受託資料の損害） **第16条**　区は、災害その他避けられない事故により生じた受託した資料の損害については、賠償の責を負わない。 追加〔平成24年条例81号〕 （委任） **第17条**　この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。 追加〔平成24年条例81号〕

改正後	改正前
付　則 この条例は、公布の日から施行する。 **付　則**（昭和41年３月15日条例第11号） この条例は、公布の日から施行し、昭和41年２月15日から適用する。 **附　則**（平成24年12月10日条例第81号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立郷土資料館条例の規定は、平成25年７月１日以後の集会室の使用について適用し、同日前の集会室の使用については、なお従前の例による。 **附　則**（平成30年３月６日条例第39号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立郷土資料館条例の規定は、平成30年10月１日以後の集会室の使用について適用し、同日前の集会室の使用については、なお従前の例による。 **附　則** 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の第11条の表の規定は、令和７年10月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	**付　則** この条例は、公布の日から施行する。 **付　則**（昭和41年３月15日条例第11号） この条例は、公布の日から施行し、昭和41年２月15日から適用する。 **附　則**（平成24年12月10日条例第81号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立郷土資料館条例の規定は、平成25年７月１日以後の集会室の使用について適用し、同日前の集会室の使用については、なお従前の例による。 **附　則**（平成30年３月６日条例第39号） 1　この条例は、公布の日から施行する。 2　この条例による改正後の世田谷区立郷土資料館条例の規定は、平成30年10月１日以後の集会室の使用について適用し、同日前の集会室の使用については、なお従前の例による。